

令和 6 年矢巾町議会定例会 6 月会議目次

議案目次	1
第 1 号 (6 月 7 日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開 議	7
○議事日程の報告	8
○諸般の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会議期間の決定	8
○報告第 1 7 号 令和 5 年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	9
○報告第 1 8 号 令和 5 年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	1 0
○報告第 1 9 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について	1 1
○報告第 2 0 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について	1 1
○報告第 2 1 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について	1 1
○議案第 6 1 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	1 2
○議案第 6 2 号 矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護 予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例について	1 3
○議案第 6 3 号 矢巾町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例について	1 4

○議案第 6 4 号	矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	1 6
○議案第 6 5 号	令和 6 年度矢巾町一般会計補正予算（第 2 号）について	1 7
○議案第 6 6 号	令和 6 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	1 7
○散 会		1 9

第 2 号 （6 月 1 0 日）

○議事日程		2 1
○本日の会議に付した事件		2 1
○出席議員		2 1
○欠席議員		2 1
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員		2 1
○職務のために出席した職員		2 2
○開 議		2 3
○議事日程の報告		2 3
○一般質問		2 3
1 小笠原 佳 子 議員		2 3
2 村 松 信 一 議員		4 4
3 昆 秀 一 議員		6 9
4 横 澤 駿 一 議員		1 0 5
○散 会		1 2 5

第 3 号 （6 月 1 1 日）

○議事日程		1 2 7
○本日の会議に付した事件		1 2 7
○出席議員		1 2 7
○欠席議員		1 2 7
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員		1 2 7
○職務のために出席した職員		1 2 8
○開 議		1 2 9

○議事日程の報告	1 2 9
○一般質問	1 2 9
1 赤 丸 秀 雄 議員	1 2 9
2 高 橋 安 子 議員	1 5 0
3 小 川 文 子 議員	1 7 4
4 ササキマサヒロ 議員	1 8 9
○散 会	2 0 1

第 4 号 （6月12日）

○議事日程	2 0 3
○本日の会議に付した事件	2 0 3
○出席議員	2 0 3
○欠席議員	2 0 3
○地方自治法第121条により出席した説明員	2 0 3
○職務のために出席した職員	2 0 4
○開 議	2 0 5
○議事日程の報告	2 0 5
○一般質問	2 0 5
1 齊 藤 勝 浩 議員	2 0 5
2 高 橋 敬 太 議員	2 2 3
3 山 本 好 章 議員	2 5 1
4 木 村 豊 議員	2 6 9
○散 会	2 7 7

第 5 号 （6月17日）

○議事日程	2 7 9
○本日の会議に付した事件	2 7 9
○出席議員	2 7 9
○欠席議員	2 7 9
○地方自治法第121条により出席した説明員	2 7 9

○職務のために出席した職員	2 8 0
○開 議	2 8 1
○議事日程の報告	2 8 1
○発言の取消しについて	2 8 1
○議案第 6 5 号 令和 6 年度矢巾町一般会計補正予算（第 2 号）について	2 8 1
○議案第 6 6 号 令和 6 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	2 8 1
○議案第 6 7 号 財産の取得に関し議決を求めることについて	2 8 3
○議案第 6 8 号 財産の取得に関し議決を求めることについて	2 8 7
○町長挨拶	2 8 8
○散 会	2 8 9
○署 名	2 9 1

議 案 目 次

令和 6 年矢巾町議会定例会 6 月会議

1. 報告第 17 号 令和 5 年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
2. 報告第 18 号 令和 5 年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
3. 報告第 19 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
4. 報告第 20 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
5. 報告第 21 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
6. 議案第 61 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
7. 議案第 62 号 矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
8. 議案第 63 号 矢巾町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
9. 議案第 64 号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
10. 議案第 65 号 令和 6 年度矢巾町一般会計補正予算（第 2 号）について
11. 議案第 66 号 令和 6 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
12. 議案第 67 号 財産の取得に関し議決を求めることについて
13. 議案第 68 号 財産の取得に関し議決を求めることについて

令和 6 年矢巾町議会定例会 6 月会議議事日程（第 1 号）

令和 6 年 6 月 7 日（金）午前 10 時 00 分開議

議事日程（第 1 号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 報告第 17 号 令和 5 年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 4 報告第 18 号 令和 5 年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 5 報告第 19 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 6 報告第 20 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 7 報告第 21 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 8 議案第 61 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 62 号 矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議案第 63 号 矢巾町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 64 号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 65 号 令和 6 年度矢巾町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 第 13 議案第 66 号 令和 6 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18 名）

1 番 高 橋 恵 議員
 3 番 横 澤 駿 一 議員
 5 番 吉 田 喜 博 議員
 7 番 齊 藤 勝 浩 議員
 9 番 木 村 豊 議員
 1 1 番 山 本 好 章 議員
 1 3 番 水 本 淳 一 議員
 1 5 番 昆 秀 一 議員
 1 7 番 谷 上 知 子 議員

2 番 高 橋 敬 太 議員
 4 番 ササキマサヒロ 議員
 6 番 藤 原 信 悦 議員
 8 番 小 川 文 子 議員
 1 0 番 小笠原 佳 子 議員
 1 2 番 高 橋 安 子 議員
 1 4 番 村 松 信 一 議員
 1 6 番 赤 丸 秀 雄 議員
 1 8 番 廣 田 清 実 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長 高 橋 昌 造 君
 政策推進監 吉 岡 律 司 君
 兼 未 来 戦 略 長
 企画財政課長 花 立 孝 美 君
 町民環境課長 田中館 和 昭 君
 健康長寿課長 田 口 征 寛 君
 産業観光課長 村 井 秀 吉 君
 農業委員会 細 越 一 美 君
 事務局 長
 会計管理者 佐々木 美 香 君
 兼 出 納 室 長
 学校教育課長 高 橋 雅 明 君
 兼 学 校 給 食 長
 共同調理場所 長
 農業委員会 佐 藤 俊 孝 君
 会 長

副 町 長 岩 渕 和 弘 君
 総 務 課 長 田 村 英 典 君
 税 務 課 長 佐々木 智 雄 君
 福 祉 課 長 野 中 伸 悦 君
 こども家庭 村 松 徹 君
 課 長
 道路住宅課長 水 沼 秀 之 君
 上下水道課長 浅 沼 亨 君
 教 育 長 菊 池 広 親 君
 文化スポーツ 高 橋 保 君
 課 長

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉 田 徹 君

主 事 渋 田 稀 結 君

議会事務局長
補 佐

千 葉 欣 江 君

午前１０時００分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

会議に先立ち紹介を行います。農業委員会の改選に伴い、新たに農業委員会会長に選出されました佐藤俊孝農業委員会会長が出席しておりますので、登壇して挨拶することを許します。

農業委員会会長。

○農業委員会会長（佐藤俊孝君） このたび農業委員会会長に選任されました佐藤俊孝と申します。

まずもって、日頃より当農業委員会の運営に当たり、皆様からご理解とご支援、ご協力を賜っておりますこと、改めて感謝申し上げます。

さて、時節柄農作業状況を申し上げますと、水田ではおおよそ田植が無事に終えている状況であります。この冬は、例年よりも降雪量が少なかったもので、春の代かき、田植の水不足が心配されておりましたが、何とか足りたようで一安心したところでございます。

また、この間農作業の事故もなく、無事に作業を終えたことも喜んでいる次第であります。

なお、今月の下旬頃からは麦の刈取りが始まり、農作業状況や農地の活用を見守ってまいりたいと思っております。

一方、農政状況については、農政の憲法と言われます食料・農業・農村基本法が、先月の29日無事に参議院を通過し、成立したところであります。平成11年に制定されて以来今日まで、26年ぶり、実に四分の一世紀の時を経て改正となった次第であります。

なお、今後においては、関連法案の改定、制定、基本計画の策定などが行われる予定であり、その対応が求められることと思っておりますので、その対応をしてまいりたいと思っております。

また、これまで産業観光課と連携して行っていました地域計画の策定であります、町内の31地域での説明、話し合いを進めてまいりました。現在の見込みであります、統合によりまして26地域とする予定であります。今年度末までに目標地図を含む地域計画を策定し終えることとし、農業委員会としては、この取組を進めてまいる所存です。

もとより微力ではありますが、愛農精神の下に、自彊息まず日々の精進を重ね、当町の農業振興に少しでも寄与できるよう取組を進めてまいる所存であります。

結びに、町議会議員の皆様におかれましては、引き続き当農業委員会に対しまして、深いご理解とご支援、ご協力を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げ、私からの挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 以上で紹介を終わります。

ただいまから令和6年矢巾町議会定例会を再開いたします。

これより6月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（廣田清実議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

初めに、当職から議会関係の報告を行います。

（議長 議会関係報告）

○議長（廣田清実議員） 次に、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長 行政報告）

○議長（廣田清実議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田清実議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

3番 横 澤 駿 一 議員

4番 ササキマサヒロ 議員

5番 吉 田 喜 博 議員

の3名を指名いたします。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田清実議員） 日程第2、会議期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本日再開の6月会議の会議期間は5月28日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から6月17日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 異議なしと認めます。

よって、6月会議の会議期間は本日から6月17日までの11日間と決定いたしました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 報告第17号 令和5年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長(廣田清実議員) 日程第3、報告第17号 令和5年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 報告第17号 令和5年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

令和5年度において繰越しをいたしました事業は、2款総務費、1項総務管理費の財産購入事業及び公共交通事業、2項徴税費の住民・諸税賦課事業、3項戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事業、戸籍総合システム運営事業及びコンビニ交付運営事業、3款民生費、1項社会福祉費の住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業及び保健福祉交流センター維持補修事業、2項児童福祉費の私立保育園等整備費補助事業、4款衛生費、1項保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、2項環境衛生費の重点対策加速化事業及び矢巾斎苑維持補修事業、6款農林水産業費、1項農業費の特用林産施設等体制整備事業、2項林業費の林業振興事業、8款土木費、2項道路橋梁費の道路橋梁総務事業、道路維持管理事業、防災安全対策事業、生活道路整備事業及び橋梁維持補修、4項都市計画費の都市計画総務事業、5項住宅費の住宅管理事業、9款消防費、1項消防費の消防自動車更新事業、11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費の道路橋梁災害復旧事業となっており、適正な施工期間を確保するために繰越しをしたもの

であります。

繰越額については4億485万7,000円であり、その財源内訳といたしましては、既収入特定財源、既に収入されております1,213万3,000円、令和6年度に収入する見込みの国庫支出金1億4,744万7,000円、県支出金1,525万7,000円、地方債1億5,470万円及び一般財源7,532万円となっており、これらの事業の繰越しについては、令和6年町議会定例会3月会議及び4月議会にてご承認いただいているところであり、早期の完了を目指しているところであります。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告を申し上げます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第17号を終わります。

日程第4 報告第18号 令和5年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（廣田清実議員） 日程第4、報告第18号 令和5年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第18号 令和5年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

令和5年度において繰越しをいたしました事業は、1款公共下水道資本的支出の第1項建設改良費、設計業務委託料及び管渠等工事費となっており、適正な施工期間を確保するために繰越しとしたものであります。

繰越額については1億1,620万7,300円であり、その財源内訳は企業債6,110万円、国庫補助金3,613万2,000円、損益勘定留保資金等1,897万5,300円となっております。

事業内容は、社会資本整備総合交付金による矢巾処理分区管渠更生その8工事及び矢巾公

共下水道管更生工事設計業務委託等であり、早期の完了を目指しているところであります。

以上、地方公営企業法第26条第3項の規定によりご報告を申し上げます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第18号を終わります。

日程第5 報告第19号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

日程第6 報告第20号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

日程第7 報告第21号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

○議長（廣田清実議員） お諮りいたします。

日程第5、報告第19号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について、日程第6、報告第20号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について、日程第7、報告第21号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について、この報告3件については、自動車事故に係る専決処分の報告でありますので、一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、日程第5、報告第19号から日程第7、報告第21号までの報告3件については、一括しての報告することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました報告第19号から報告第21号までの自動車

破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

報告第19号の自動車破損事故につきましては、矢巾町大字下矢次第1地割地内の町道安庭線において、相手方が走行中に道路上の穴の発見に遅れ、その上を通過してしまったため、自動車のタイヤ及びホイールを破損したものであります。

また、報告第20号及び第21号の自動車破損事故につきましては、矢巾町大字広宮沢第1地割地内の町道西部開拓線において、相手方が走行中に道路上の穴の発見に遅れ、その上を通過してしまったため、自動車のタイヤを破損したものであります。

破損に係る賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険で行っており、保険会社の査定において、本町の過失割合はそれぞれ、報告第19号及び第20号は6割、第21号は7割となっております。

本町が相手方に支払う賠償金につきましては、報告第19号は修理代金総額12万4,080円のうち7万4,448円、報告第20号は修理代金総額1万6,000円のうち9,600円、報告第21号は修理代金総額4万178円のうち2万8,125円となっております。

なお、今回報告いたしました3件につきましては、本年5月24日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定により専決処分したので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りいたします。ただいまの報告3件については、一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

それでは、質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第19号から報告第21号までの3件の報告を終わります。

日程第8 議案第61号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する 条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第8、議案第61号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第61号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部の改正に伴い、規定の一部が廃止されたことによる条ずれに対する改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第61号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第62号 矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第9、議案第62号 矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第62号 矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センター運営協議会に係る引用規定について改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。討論を終わります。

採決に入ります。議案第62号 矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第63号 矢巾町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第10、議案第63号 矢巾町地域包括支援センターの包括的支援

事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第63号 矢巾町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、包括的支援事業を実施するために必要な基準が改められたことを受け、所要の整備を行うものであります。

その改正内容であります。地域包括支援センターの職員の配置基準について、これまで一つの地域包括支援センターが担当する区域における介護保険法に規定する第1号被保険者、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに常勤の職員として保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員をそれぞれ1人ずつ配置するとしているところ、改正後は、引き続きこれを原則とした上で、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、非常勤を含めた職員の勤務延長時間数を常勤の職員が勤務すべき時間数で除する常勤換算法で得た数によることができるほか、地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一つの区域として区域内の被保険者数を合算し、それに応じた常勤職員等の配置を行うことで、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化を図るものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 地域包括支援センター、委託して運営されているわけですが、この改正によって影響はどのように出るのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

今回の改正につきましては、全国的に見まして規定された人員確保が難しいところが出て

いることを受けまして、改正されたものでございます。

この改正につきましては、包括支援センターのほうと先日協議いたしましたが、現状では特に人員不足ということは出てきておらないですし、現在社会福祉法人に委託しておりますけれども、そちらのほうの人員体制であるとか、職員への対応等しっかりしておりますので、今のところ問題等は発生しないものと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第63号 矢巾町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第64号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第11、議案第64号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第64号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、別表第2が削除されたことに伴い、条例において同表を参照してい

る箇所を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第64号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第65号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について

日程第13 議案第66号 令和6年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（廣田清実議員） お諮りいたします。

日程第12、議案第65号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について、日程第13、議案第66号 令和6年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について、この2議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により、一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第65号から日程第13、議案第66号までの2議案については、一括上程することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました2つの会計の令和6年度補正予算につきまして説明を申し上げます。

議案第65号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、20款諸収入の新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金を新設補正し、14款国庫支出金の被用者3歳以上中学校修了前交付金及び子ども・子育て支援事業費補助金、18款繰入金の財政調整基金繰入金、21款町債の緊急自然災害防止対策事業債を増額補正し、14款国庫支出金の社会資本整備総合交付金及び道路メンテナンス事業費補助金を減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、3款民生費の児童手当取扱事業及び児童手当・特例給付事業、4款衛生費の予防接種事業、8款土木費の道路維持管理事業を増額補正し、防災安全対策事業及び橋梁維持補修事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,531万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億8,181万1,000円とするものであります。

続きまして、議案第66号 令和6年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。補正の内容であります、資本的収入及び支出のうち、支出の第2款農業集落排水資本的支出の建設改良費を660万増額補正して、総額を2億2,271万5,000円とするものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、各担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。一括上程しました議案第65号から議案第66号までの補正予算2議案については、会議規則第39条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号から議案第66号までの補正予算2議案については、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま予算決算常任委員会に付託した補正予算2議案については、6月17日午前10時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、2議案については6月17日午前10時までに審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日、明後日は休日休会、10日は一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集されますようお願いいたします。本日は大変ご苦労さまでした。

午前10時59分 散会

令和6年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第2号）

令和6年6月10日（月）午前10時00分開議

議事日程（第2号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	高 橋 恵 議員	2 番	高 橋 敬 太 議員
3 番	横 澤 駿 一 議員	4 番	ササキマサヒロ 議員
5 番	吉 田 喜 博 議員	6 番	藤 原 信 悦 議員
7 番	齊 藤 勝 浩 議員	8 番	小 川 文 子 議員
9 番	木 村 豊 議員	10 番	小笠原 佳 子 議員
11 番	山 本 好 章 議員	12 番	高 橋 安 子 議員
13 番	水 本 淳 一 議員	14 番	村 松 信 一 議員
15 番	昆 秀 一 議員	16 番	赤 丸 秀 雄 議員
17 番	谷 上 知 子 議員	18 番	廣 田 清 実 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	岩 渕 和 弘 君
政策推進監 兼未来戦略 課 長	吉 岡 律 司 君	総 務 課 長	田 村 英 典 君
企画財政課長	花 立 孝 美 君	税 務 課 長	佐々木 智 雄 君
町民環境課長	田中館 和 昭 君	福 祉 課 長	野 中 伸 悦 君

健康長寿課長	田 口 征 寛 君
産業観光課長	村 井 秀 吉 君
農業委員会 事務局 長	細 越 一 美 君
会計管理者 兼 出 納 室 長	佐々木 美 香 君
学校教育課長 兼 学 校 給 食 共同調理場所長	高 橋 雅 明 君
農業委員会 会 長	佐 藤 俊 孝 君

こども家庭 課 長	村 松 徹 君
道路住宅課長	水 沼 秀 之 君
上下水道課長	浅 沼 亨 君
教 育 長	菊 池 広 親 君
文化スポーツ 課 長	高 橋 保 君

職務のために出席した職員

議会事務局 長	吉 田 徹 君
主 事	渋 田 稀 結 君

議会事務局 長 補 佐	千 葉 欣 江 君
----------------	-----------

午前 10 時 00 分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の日程に入りますが、一般質問の研修等をいろいろやっておりますので、質問のほうはできるだけ前振りを省略していただいて的確な質問をしていただくとともに、答弁者のほうも質問に対して的確に答えていただきますようお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（廣田清実議員） それでは、日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次質問を許します。

10番、小笠原佳子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（10番 小笠原佳子議員 登壇）

○10番（小笠原佳子議員） おはようございます。昨日の消防演習、皆さん、お疲れさまでございました。私は、通告に基づきまして、10番、公明党、小笠原佳子、一般質問をさせていただきます。

1番目は、子宮頸がんのワクチン接種につきまして、町長にお願いいたします。令和4年度にHPVワクチンの積極的勧奨が再開されております。同時に、約9年間の勧奨差し控え時期の影響を受けた対象者につきましても、3年間の期間限定で定期接種と同じ条件でのキャッチアップ制度が設けられております。また、昨年4月からは2価、4価HPVワクチンに9価ワクチンが追加され、がんの原因となるウイルスの約8割を防ぐことができるワクチンも公費で接種することができるようになっております。

しかしながら、積極的勧奨が再開されても、差し控えられた背景の影響は大きく、接種率は伸びず、副反応のリスクよりも接種による有効性のほうが明らかに上回ることが確認されているにもかかわらず、対象者への十分な理解につなげていないことがうかがえます。

残念ながら、キャッチアップ制度は令和7年3月末に3年間の時限措置が終了となります。そのため期間内の接種完了には、本年9月末までに1回目の接種を受ける必要があります。キャッチアップ対象者におきましては、ラストチャンスとなることから、以下お伺いいたします。

1、接種率を上げるには、正しいHPVワクチンについての情報を当事者のみならず広く町民に周知し、理解を求める必要があると思いますが、現在はどのような取組なのかお伺いいたします。

2、矢巾町は令和6年4月25日時点で小学校6年生から26歳までの接種対象者が1,925人に対し、未接種者1,384人と伺っていましたが、この数字をどのように捉えているのでしょうか。

3、19歳以上の対象者では、他市町村に出ていっておられる方も多数いらっしゃるのではないのでしょうか。他市町村との連携など、何か救済措置等はあるのでしょうか。

4、男性接種、男子の接種についての有効性と助成についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 10番、小笠原佳子議員の子宮頸がんワクチン接種についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、正しいHPVワクチン、いわゆる子宮頸がんワクチンの情報の周知の取組については、広報やはばや町ホームページ等で周知しておりますが、キャッチアップ接種の期間が終了になることから、町のSNSややはラヂ！、医療機関でのポスター掲示のほか、未接種の対象者へ改めて個別の通知を行い、さらに周知を図ってまいります。

2点目についてですが、本町のHPVワクチンの接種率は28.1%であり、全国平均の28.5%と同水準となっておりますが、いまだ対象者の約7割が未接種であることから、引き続き正しいワクチンの知識の普及や接種の勧奨に努めてまいります。

3点目についてですが、矢巾町に住所があり、現在一時的に他市町村に滞在している方がHPVワクチン接種を希望する場合は、本人の申請により町が滞在先の市町村長または医療機関宛てに予防接種実施依頼を行うことで、公費による接種が可能となっております。

4点目についてですが、現在男性のHPVワクチン接種は任意接種となっており、肛門がんなどに対する予防効果があることは示されておりますが、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、中咽頭部周辺のがんや女性への予防効果などの有効性について検

証中であり、接種費用の助成については、同審議会の検証結果等、国の動向を注視しながら検討をまいります。

以上お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） やはり9年間の停止期間ということは、勸奨をやめていた期間の影響は本当に大きいというふうに感じております。40代までに女性がかかるがんで子宮頸がんは第2位となっておりまして、子どもを産む年代だったり、子育てをしている年代だったりいたします。本当に大事な年代の方がかかることが多い、また唯一がんの中で予防ができる、命を守ることができるということがワクチンにはあります。積極的に皆さんに接種していただきたいということを改めて強く思っております。

1点目の答弁で、町のSNS、やはラヂ！、医療機関でのポスター掲示のほか、未接種の対象者へ改めて個別の通知を行い、さらに周知を図ってまいりますと答弁をいただいております。もっと検討されているようなことはないのか。

例えば二十歳の集いで、子宮頸がんワクチンについて周知を図るとか、また小中学校での講演でそういう講話を開催するとか、また改めて何か個別の通知を出すというような答弁もいただいておりますけれども、この個別の通知はいつ出して、対象者は誰か。

以上、2点にわたってお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

まず、個別の再通知につきましては、テレビとかインターネットで御覧になったかと思うのですけれども、先月の終わり頃から子宮頸がんワクチンのことであるとか、かなり流れていることがございまして、それに乗じてということもあるのですけれども、先週末に未接種者の方であるとか、未完了の方に通知を出したところでございますので、定期接種の方、またキャッチアップの方、それぞれ内容も分けましてお送りしたところでございまして、それに伴いまして窓口であるとか電話での問合せというのは、ちょっと目に見えて増えてきているところですので、接種率の向上につながるものというふうに期待しているところでございます。

あと二十歳の集いなどでの周知については、ちょっとそれは国のほうのリーフレットとかの状況とか見ながら検討していきたいと思っておりますし、学校については、やはりいろいろ同調

圧力の問題とか、そういうこともあるので、ちょっと岩手県状況とかを把握しておらないのですが、先日国の説明会で学校の授業での取り入れであるとか、養護教諭の研修などを行っているところもあるということで、国のほうでは都道府県のほうに情報を共有していくというような説明がございました。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 先週末にそのように個別の通知をしてくださって、目に見えて問合せが増えているということは、本当にそういう投げかけをすれば返ってくるという一つのことかなと思ひまして、大変にうれしいなと思ってお聞きいたしました。

それで、傍聴の方以外の皆さんには、資料提供いただきまして資料を添付させていただいているのです。この26歳から小学校6年生までどの程度矢巾町で接種が進んでいるかということを見ていただくと、やっぱり愕然とされるのではないかなというのが本当正直な感想でございます。

2点目の答弁の中に、本町のHPVワクチンの接種率は28%ということで、全国平均の28.5%と同水準、いまだ対象者の約7割が未接種ということを答弁いただいております。この接種率の低さをどのような原因というふうに捉えておられるのか。また、当町として接種の目標というのですか、そういうものはないのかをお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

この接種率につきましては、ご質問にもありましたとおり、差し控えの期間が長期間であったということが大きいと思います。国のほうで今年度に入ってからアンケート調査などしまして、保護者の方で無料接種、積極的勧奨の再開を知らないという方が25%ということがございまして、知っている方でも、やはり過去のワクチン接種の副反応の映像とかがかなり印象的で、そこら辺で不安を感じているというところがございました。

また、キャッチアップ無料接種につきましては、対象者本人がそれを知らないというのが53%という結果でございまして、やはり対象者の方は、忙しいとか、かかりつけ医がいない年代ということもございしますので、なかなか接種の啓発メッセージが届きにくいという状況もあると思います。

国のほうでも、やはりその情報元としまして、テレビとかインターネットというのをかな

り重視しておりましたので、これから8月に、夏休み期間に接種が伸びるという傾向が見られるということで、これから国のほうでもその周知方法、努めていくということでしたので、それに合わせまして町のほうでも、町長答弁にあるとおり周知に努めてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 町の目標はないのかと聞いている。

○健康長寿課長（田口征寛君） 目標、具体的な数値としては特に定めておらないので、できるだけ多くの方に接種していただくということで考えております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 本当に夏が一つのきっかけなのかなと、9月が第1回目の接種のぎりぎりですので、本当にそうだなということを今改めて感じました。

それで、先ほどの資料提供の中で、19歳以上の人によっては矢巾町を出られて、住民票は矢巾町にあるけれども、実際はどこか、仙台だったり、首都圏だったりお住まいになっているという方も対象にたくさんいらっしゃるのかなということを思いまして、このことにつきまして、ご本人が申請すれば、町の負担で接種できるのだよということはお聞きしておりますけれども、このことについての周知というのですか、それに関しても、やはりもっと必要なのではないかと思うのですが、この点については、ホームページを見ますと確かに出ておりますが、何か工夫とかはないのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えをいたします。

大体矢巾町に実家がある方に通知しておりますので、そのとおり、それを受け取った方からの問合せで対応できているかなと思っております。

なお、県内につきましては、そのとおり盛岡市、紫波町については連携してやっておりますし、それ以外の市町村の場合は、広域パスポートというものを発行して対応しております。

ただ、県内の方については、やはりこちらに戻られて接種されているようでございます。県外の方につきましては、お住まいのところの近くの医療機関を二、三か所ピックアップしていただいて、こちらにお知らせをいただいて、こちらからその医療機関に対応可能かどうか問合せをしながら対応しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今聞き漏れてしまったのですが、実際にそういう形で矢巾町在住でない方がどのぐらい件数として接種しているのかがお分かりならお聞きしたいと思いました。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） 県外の方ですと、これまで11件ございました。県内での盛岡、紫波以外のところに住所を、一時的にお住まいの方については1件ございました。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 大変何か事務的にもお聞きすると、なかなか困難なことなのかなと思いますが、やはりそういうことを1つずつ固めてやっていただかなければ、本当に救済措置としてのことができないのかなということを今お聞きして感じております。

また違う角度なのですけれども、今年度からの釜石市の取組なのですけれども、2種混合、小学6年生を対象に集団接種を釜石市ではなさっているようで、そのところにはお母さんも、保護者の方もいらっしゃるの、この機会を捉えて周知を図っていくというようなことをちょっとお聞きしております。矢巾町で2種混合はどうかといいますと、個別接種ということで、保護者と病院に行って接種されるのだと思うのですけれども、医療の現場でそういうお話をしていただくとか、そういう働きかけをしていただくことはできないのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

釜石市の状況をちょっと確認しながら検討していきたいと思いますが、コロナのときもそうだったのですけれども、やはりこの子宮頸がんワクチンもかなりデリケートな部分ありますので、同調圧力とか、そういうところとか、ちょっと心配な面もありますので、ただ釜石市さんとか他の市町村の状況を見ながら検討させていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） そういうふうにもまた検討していただきたいと思いますが、先日小学6年生のお母さんにちょっとこのことを持ちかけたときに、やっぱり小6の娘さんだとま

だあんまり何も考えていなかったというようなことを言われたのです。それで、ぜひそう言わずに、しっかりいろいろ娘さんとも話し合って考えてくださいねということを行いましたので、この２種混合というのはちょっと一ついい機会なのかなということを感じておりました。

高校生のお母さんにもこのことについてちょっとお話ししたとき、その娘さんは運動系の部活ですごく活躍されている娘さんだったら、やっぱりワクチンを接種してしまっただけで、団体競技の部活で体調が不良になったりすると困るので、いわゆる引退試合があった後に打つことに娘と相談していますという話でしたので、ではぜひ９月までに打ってくださいねという話をさせていただきました。

そのように、中学生、高校生はやっぱり結構忙しいのかなということをすごく感じております。そういう中高生の、医療機関とか矢巾町は比較的たくさん対象にさせていただいて、そういうこともご配慮いただいているのかなとは思っているのですが、そういう忙しい人たちの実態に合わせて何か接種率を上げるようなことの実施は、自治体によっては大学で集団接種されているような例もありますし、何かお考えがありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、今小笠原佳子議員にも２価、４価、９価、それから副反応のリスクとか、それから有効性、実はこの紫波郡の医師会でこのことの子宮頸がん、ぜひやるべきだというお医者さんがありまして、いわゆる前の健康長寿課長と一緒にその先生に行ったときお話しされたのは、やはり子宮頸がんというのは、これはもう本当にしっかり取り組まなければ駄目だということで、そういったことで、実は今回答弁書を用意する中で接種率が２８％台、いわゆる全国平均でも３割に満たないという現状です。だから、このことについて今後紫波郡の医師会にもお諮りして、やはり先生方からも、過去には温度差もあったのですが、今はもうやらなければならないということになっておるので、郡の医師会にまずしっかりお願いしていきたいということが１つです。

あとは、今後国なり県を通して国に要望、やはり３割台にも満たない接種の状況なので、この辺のところも、町村会なり首長会とも連携しながら、期間の延長ができないか、ちょっといろいろと内部で検討させていただきたいと。

そして、何よりもいろんな選択肢を設けて接種できる環境整備にしっかり取り組んでいきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　そういう本当に医師会の先生方のご協力は欠かせないことだと思いますので、ぜひともご配慮いただきたいと思います。

前回の一般質問、このH P Vのワクチンのことをしたときに、重篤な後遺症が矢巾町であつたかどうかということをお聞きしたときに、幸いなところ今は出ていないということをお聞きしたのですが、このことについてはそれ以降いかがでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君）　お答えいたします。

それ以降というか、これまで今回の接種にかかって町のほうで副反応とか、そういったことでの町への相談というのは、今のところございません。

お答えいたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　本当にそれは幸いなことだと思います。

最後に、このことでちょっとお聞きしたいというか、お話ししたいのが、6月5日にさわやかハウスでファミリーサポートセンターの援助会員の養成講座があつたのです。講師に、みちのく療育園のメディカルセンターの施設長でお医者さんの小山耕太郎先生という方が来てくださって、子どもの健康と病気についてという講演をお伺いしました。

講演といっても、聞くのは4人ぐらいで、先生1人で結構懇談的にいろいろ教えてくださいましたが、その中で、I S R Rといって、私はあんまり認識がなかったのですが、予防接種に対する不安によるストレスが原因で起こる反応ということで、そういう話もしてくださいました。どの年齢にも起こり得るのですが、特に10代の女の子に起こりやすいそうでした。それに対する対応策も教えてくださって、信頼できる家族とか友人とか身近な人が一緒にいて安心を与える、また注射に対する恐怖心が強い人に対しては、かかりつけ医に相談して時間や場所を分けて集団では接種させないとか、また接種の際に、痛みが結構強いそうなのですが、麻酔薬を注射する場所に塗ることで随分痛みも軽減するそうなのです。そのように保護者の方に理解していただけて、親子で話し合う、そういう機会を設けるということ呼びかけることが本当に必要だと、このことを丁寧に説明していくことが当町の取組の推進につながるのかなということを思いまして、最後にこの話をさせていただきま

したが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

情報いただいてありがとうございます。そういったお話をいただいたということ、医師会のほうの先生方とも情報共有しながら、対応してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

それでは次に、2問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、2問目は熱中症対策について、町長と教育長にお願いいたします。

昨年は、気候変動の影響により記録的な猛暑が続きました。7月末からの1週間では、全国で1万人を超える方が熱中症により救急搬送され、8月は3万5,000人弱、前年度同月比で1.7倍となり、総務省消防庁では搬送の初診で死亡が確認された方が48人と確定値を公表しております。搬送者数は、北海道、東北を中心に昨年より大幅に増加をしており、気象庁によりますと、東日本、北日本では月間平均気温が1946年の統計開始以来で最高を記録しております。

このように全国各地で最高気温と猛暑日の記録が更新され、これまで経験をしたことのない暑さを気象庁は、災害級の危険な暑さと表現しました。また、国連のグテーレス事務総長の「地球温暖化から地球沸騰化の時代が来た」との発言も記憶に残っているのではないのでしょうか。国では、対策強化に向け気候変動適応法の改正に基づく熱中症対策実行計画を昨年5月に閣議決定され、自治体による積極的な対策を促しております。また、今年も酷暑の予想もあることから、本町の取組について以下お伺いいたします。

1、町民への熱中症予防に関する普及啓発の状況についてお伺いいたします。

2、小中学校への熱中症予防に関する普及啓発の状況についてお伺いいたします。

3、小中学校における特別教室のエアコン設置状況及び今後の設置計画についてお伺いいたします。

4、町内公共施設や小中学校における冷水機等の設置状況についてお伺いいたします。

5、クールシェアのまちづくりの推進について、どのような施策を進めていくか、お考えをお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 熱中症対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町ではこれまで町のホームページややはラヂ！などで町民への熱中症予防に関する普及啓発を行ってきたところであります。今後につきましては、国の熱中症対策実行計画において定められております市町村の基本的役割を基に、本町における公共施設やイベントといった様々な場面での熱中症対策の推進や予防行動の励行についての行動指針を今月中に取りまとめ、熱中症対策が必要となる10月まで各部署が連携して取り組んでまいります。

4点目についてですが、現在町内公共施設で冷水機を設置している施設はございませんが、熱中症対策として、役場庁舎、さわやかハウス及び町公民館に冷水機を新たに設置して指定暑熱公共施設に位置づけ、猛暑時の避難施設として周知を図ってまいります。

5点目についてですが、クールシェアは1人1台のエアコンを使用しないで、涼しい場所をシェアする効率的なエネルギー使用に主眼を置いた取組でありましたが、今後は熱中症対策として暑さを避ける場の確保を図る必要があると考えており、本年5月現在、本町でいわてクールシェアスポットに登録している3か所の施設以外にも協力いただける施設を増やすように民間施設とも協議を進めてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、熱中症対策についてのご質問にお答えいたします。

2点目についてですが、町内の小中学校では、文部科学省からの通知等を参考に適切な水分補給を実施しております。また、暑さ指数を活用し、体育や外遊び、体育館での活動等の基準を設定し、校内放送等を通じて児童生徒に注意喚起を図っております。

3点目についてですが、町内の小中学校においては、普通教室及び特別教室ともに令和元年度にエアコンを設置済みであり、適切な温度管理ができる環境が整っております。

4点目についてですが、冷水機を設置している学校はございませんが、熱中症対策として児童生徒は水筒を持参しており、適宜水分の補給をするように指導しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、この熱中症対策につきましては、同僚議員の谷上議員や高橋恵議員がお聞きしたところもありまして、重なるところもありまして、いろいろ納得したようなところもございました。

それで、4点目についてなのですけれども、現在町内公共施設で冷水機を設置している施設はなくて、熱中症対策として、矢巾庁舎、さわやかハウス、町公民館に冷水機を新たに設置しまして、クーリングシェルターという位置づけで猛暑時の避難施設として周知を図っていくということは答弁いただいたわけなのですけれども、この冷水機につきまして、いつ頃、どのようなタイプを設置していただけるのでしょうか。

本当に猛暑が続き、その期間も岩手としては本当に長くなっているのかなということを感じますし、水分補給は熱中症予防については必須だと思っております。また、冷水機が設置されることによって、プラスチックごみを減らしていくような環境を意識した給水スポットというものにもなっていくのかなと思ひまして、マイボトルという形での移動用のものを持っていたいて、それでなくなったら給水できるということが望めるような給水機なのか、そこら辺のことをちょっとお聞きしたいと思ひます。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まず、給水機につきましては、速やかに設置が可能であるということで3施設の部分について指定させていただきます。指定管理者の施設につきましては、これから様々な準備もございますので、そういった部分については、これから交渉ということになってございます。

まず、給水サーバーの仕様でございますけれども、今ご指摘ございましたとおりマイボトルに給水可能、あるいはお湯も出るようなタイプを予定してございますので、利用していただけるように工夫してまいりたいと思ひますし、まずその3施設につきましては、近くに授乳場所がございますので、乳幼児のミルクなんかをやっぱり溶かして使えるようにしていただくのが理想的なのかなということで、冷水、常温、それから温水、それから水道水ですので安心なのですけれども、塩素分をろ過するような装置も入っているようなもので工夫したいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今お聞きしまして、私が想像した以上に本当に配慮いただいた冷水機が設置されるということで、赤ちゃんをお持ちのお母さんとか、どんどん宣伝していききたいなということを今お聞きして思いました。

次に、2つ目のクールシェアについてということなのですが、本当に実際にこういうことは家族の中でやっているなというようなことなのではけれども、夏の暑い日に家の電気使用量の半分以上はエアコンが本当に電気代を占めていると、家庭で複数のエアコンを使用しないで、なるべく一部屋に集まって、そういう工夫したり、公園や図書館とか公共施設にちょっと行ってみる、涼しさをシェアするとか、そういうことを本当に実際に家族の中でやっていることなのではけれども、クールシェアについては、高齢の方については屋内外で本当に熱中症の発生リスクを抑えるすごく意義があるかと思います。そしてまた、電気代も高騰いたしますので、適切なエアコンの使用をできるということがすごくいいなと思って、答弁書の中にいわてクールシェアスポットということで登録している3か所の施設ということで、やはば一くと矢巾町公民館とマックスバリュ、今イオンと言うみたいですけれども、矢巾店と、3つの民間施設をクールシェアスポットとして設定していただいております。

このクールシェアスポットは、今後また適宜増やしていくということがあるのですが、今の時点ではきっと決まっていはいないのではでしょうけれども、どういうところを考えていらっしゃるのか併せてお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今議員がおっしゃった3か所が現在登録になっているところなのではけれども、まず涼しいところということで今考えているのが、やはりスーパーさんがいいのかなとちょっと思っております。マックスバリュ、今はイオンスタイルさんですけれども、登録になっておりますけれども、なおかつ今はどちらかというところの3つの場所が南矢幅の地域に集中していますので、例えばちょっと東のほうとか、北のほうとかのほかの店舗さんにもご協力いただければ、本当に町民の方が出かけたときにすぐ避難できるような場所にできるのかなと思っておりますので、そういった地理的な部分も含めて、今後ご協力いただける企業さんにお話をしていきたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それで、本当に南矢幅方面に割と固まっているのかなということ

を感じておりました。あとクーリングシェルターに関しましても、役場だったり、さわやかハウスだったり、町公民館、そして今お聞きしたら買物のついでに少し涼むようなのがいわてクールシェアスポットの在り方だとしたら、ちょっとこの質問は的確ではないのかもしれないのですが、そういうふうに設置したとしても、どちらにしても高齢者の方にとっては交通手段がないということは本当にあるのかなということを危惧いたしておりますが、この点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今議員おっしゃるとおり、どうしても足といいますか、交通のことは課題になるのかなと思っておりますが、どうしてもこのクーリングシェルターとか、クールシェアスポットとなると、そこまでやっぱりこれ何か活動、例えば外に出かけているときにすごく暑くて調子悪い、そういうときに駆け込める場所という認識でございました。

今後国のほうも熱中症対策が、クーリングシェルターということで本当に特別警戒レベルになっていくと、これはもう災害級の状態ということで、なかなかこの災害級の状態というのは、今時点岩手県内ではそういう状態にはなってはいないのですけれども、そういった場合に、ではどうしていくのかというのは、申し訳ございませんが、今後の本町の取組の中の課題と捉えておりますので、検討させていただければと思います。

○議長（廣田清実議員） やっぱりちょっとこう考えが違っているというような、出かけている間という熱中症の対策ですから、それも理解していただいて。

他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今おっしゃることはそうだなと思って理解しました。ただ、現在岩手は本当に朝晩涼しくてそんなに、本当に恵まれているとは思っているのですけれども、ただやっぱり日によって物すごく暑い日も出てきたときに、今すぐでないのですけれども、近くでちょっとこう、一番いいのは仲のいい方のところに行ってクーラーとかに入るような関係性のあるところがあったりして、クーラーがうちになくても、そういうことができるというのが理想なのでしょうけれども、なかなかそこは現在厳しいかなと。やっぱり夏に伺って本当に汗がいっぱい出て玄関に出てこられる年配者の方とか見ると、ああ、クーラーを使っているじゃないのかなというのをすごく見るのは現実でございます。ですから、検討していただくということですので、またそういうことも考えていただけたらいいのかなということ

思いまして、またちょっと違う角度でのお話をさせていただくのですが、公共や民間の施設で気軽にクールシェアできるようなまちづくりを推進していくということを今お聞きしたわけなのですけれども、矢巾町にはすごく自然環境が豊かな、水辺の里とか、いろんな緑化の場所とかがあるわけです。そういうところを水の活用とか緑化の促進で、クールシェアというところと定義が違われるかもしれませんが、涼んでいただいて観光をしていただくというようなことはやっぱりあるのかなと思ったときに、そういうところについての推進とかというのを考えていらっしゃるのかどうかということをお聞きして、このことを最後にしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　ちょっと観光とか、出て、今の質問の中では、できれば出ないほうがいいという部分の中で、そこに行く部分で、きっとこっちのほうでも、今のこの質問の内容から大分離れていますので、答えられるところがあるのであれば、まず。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　まず、お答えいたしますが、クールシェアのまちづくりというのはこれからもう避けて通れない。そして、今矢巾町では花と緑、今お話あった水もやっぱりこれから大事になってくるわけです。特に高齢者の方々は遠出するというのは無理なので、やはり地元の自治公民館とか、そういうところに、もし何かあったとき駆け込みができるような、クーラーもあって、そして例えば水分補給する。本当にお年寄りさんたち、実は我が家庭のことで恥ずかしいのですが、何だか夜に具合悪くなったということで、最初は脳梗塞か何かかなと思ったのですが、頭痛いのかと、そうではない、とにかくめまいがすると。まず、最初水分補給させたらだんだんよくなってきて、だからこれはやっぱり今はやりの熱中症だったのかなと。

だから、家庭にもこれからもうクーラーもそうなのですが、水分補給できる、そういうようなものを冷蔵庫にやっぱり備えておくことが大事ではないのかなと。だから、まさにこれからのクールシェアのまちづくりも、自助、共助、公助、この仕組みを利用しながら対策を講じていくことが大事だと思うので、特に家庭でも、それから家庭でできないときは自治公民館とか、そういうふうな、またいろんな公の施設とも連携しながら、いわゆる暑さ対策のためのクールシェアのまちづくりを考えていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問。

○10番（小笠原佳子議員）　教育委員会。

○議長（廣田清実議員） 再質問ですから。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） すみません、何か間違ってしまった。そういうことで、自然環境を生かしたということは、あれに関してはちょっと違うということなので、でも夏場にそういうことは考えてもいいのかなとちょっと思いましたので、聞かせていただきました。

あとは教育委員会のほうには再質問で、答弁書のほうに暑さ指数を活用してということがございまして、それは学校の取組として見させていただくといろいろ出ているのですが、子どもたちはどんな感じで認識しているのか、そんな様子をお聞かせいただけたらと思って、お願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） ただいまのご質問にお答えいたします。

子どもたちの熱中症に対する意識、かなり高いと認識しております。当然ながら学校の活動の中のあらゆる局面で、熱中症対策として通常の活動とはちょっと違って対策をしなければいけないというときは、学校の先生方も当然指導するわけですが、子どもたちもう心得ていて、てきぱきと行動しているという話を伺っております。

また、水筒等を毎日持参しておりますし、暑さ指数、アラートですか、そちらのほうが出たときにもこうしなければという部分は、我が家も小学生おりますけれども、しっかり認識して行動していると考えております。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今お聞きして、そうだなということを改めて、本当学校現場でしっかり取り組んでいただいているのだなということを感じました。

それからもう一つ、私特別教室はエアコン全部入っていないだろうと勝手に思ったのです。そうしたら本当に矢巾町、さすがだなと思うのですが、もうきれいに全部入っていますということでございまして、やっぱりすばらしいのだなと。県内でも、そんなには多くないのではないのかなと勝手に思っておりますが、本当に子どもたち、恵まれていてありがたいなということを改めて感じました。

事前質問でいただいた資料の中に、小中学校で昨年熱中症と思われる子どもがどのぐらい

いましたかというのを聞いたときに、小学校が4つあるわけなのですが、1つが1名で、1つが1名、そしてもう一つは4名、1つはゼロということで、保健室利用もなかったということなのですが、中学校2つあるうちの片方だけが7名ということで、片方はゼロ名なのです。特に7名がすごく多いのかというと、すごく多いわけではないですけども、何か特別な事情とか、何か心当たりというか、考えられるようなことがあるようでしたらお聞きしたいと思って、本当にこれで熱中症の質問は終わりにしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

そうですね、中学校がやはり数でいうと昨年度はやや多かったわけですが、基本的に熱中症ですと、環境の要因と本人の体の要因、体型ですとか、体調ですとか、あとはやる行動と、そういったものが複合的に絡み合っただと認識しております。

ですので、中学校ですと体も発達してまいりますし、様々運動や部活動等もありますので、先生方は当然気をつけてみるわけですが、やはり子どもさん自身がそういったところ、自分がどこまでやれば大丈夫かという部分をまだ認識できていない部分もあるのかなと思って、その部分が若干多い要因はあるのではないかと考えておりますが、一度そういったものを体験しますと、やはり徐々に自分の限界等分かってくる部分もあると思いますので、そういったものを十分注意しながら、先生方も、ご本人も、そして家庭も気をつけながら対策をしていただいているものと思っております。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 分かるのですが、予測でしかできない答弁になっているので、今のはきつとこちらのほうも、なぜという原因ではなくて、そうではないかという部分があるので、そういう部分の質問に関しては、やっぱり難しい部分ありますので、今後気をつけていただきたいと思います。

それでは、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、3問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、3問目の軟骨伝導集音器の導入について、町長にお伺いいたします。

役場、その他公共施設窓口対応においても、難聴等により声が明瞭に届かず、大きな声で

会話しなければならないケースが少なからずあるのではないかと考えております。軟骨伝導とは、従来から知られている空気を震わせて音を伝える気導、骨を震わせて音を伝える骨伝導とは異なり、耳の穴を取り巻く軟骨組織に振動を与えることで音を伝える第三の聴覚経路と呼ばれています。

矢巾町における耳の聞こえにくい高齢者や難聴者等への窓口対応の状況と、今後軟骨伝導集音器の普及拡大に向けた取組の考えはないか伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 軟骨伝導集音器の導入についてのご質問にお答えをいたします。

聞こえをサポートする機器には、補聴器のほかに音を集めて聞こえを助ける機器で、音を大きくして耳に届ける集音器がございます。集音器は、医療機器である補聴器よりも手軽に購入することができ、電話の受話器のような形状をしているものやイヤホン型、ポケット型の種類がございます。役場窓口における対応状況についてですが、庁舎1階の町民環境課と福祉課、そしてさわやかハウスの健康長寿課の窓口を受話器タイプの集音器をそれぞれ1台ずつ配備をしております。

また、聞こえない、聞こえにくい方への配慮を表記した耳マークを窓口に掲示し、来庁された方のご希望に応じ、筆談などの方法により応対をさせていただいております。現時点では、軟骨伝導集音器の購入に関わる助成金を創設する考えはないところでありますが、補聴器より安価で購入できるなどメリットもありますので、補聴器購入費助成事業と併せて広く周知をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今この軟骨伝導のイヤホンの話をする前に、さっき議長が言ったことについて、私は何か言う機会はいつ言ったらよろしいのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） ですから、質問の内容が、答えが予測でしかできないという答えを求めているので、そういうことでなくて、それが正しいか正しくないか、結局こちらの判断で何人いました、これに対してどういうふうに町では考えていますかということは、正確な答えではないと思うのです。

○10番（小笠原佳子議員） でも、それは議長がそういうふうにおっしゃっていて、担当の方

はひょっとしたら7名ということについて何か情報を持っているかもしれないではないですか。だから、もし分からなければ分からないと、特に理由はないですでもよかったと思うのですが。

○議長（廣田清実議員） それでよければいいのですけれども、こっちのほうでも……

○10番（小笠原佳子議員） いいのではないのでしょうか。ないものを無理くり答弁しろとは言っていないので、それを議長がそういうふうに判断する必要はないのかなと今聞いていて、特に何かその場ではすぐ言えなかったのですけれども、大変そういうふうに思いましたので、今……

○議長（廣田清実議員） 私のほうも、逆に言えば、その予測だけの答弁を求めるのですかという話をしたいのです。

○10番（小笠原佳子議員） でも、それに対して何か事案があったかもしれないわけだから、なければいいわけですから、特にないですでもいいことなので……

○議長（廣田清実議員） 分かりました。ただ、私としては……

○10番（小笠原佳子議員） 事前にそういう数も聞いておりますので、何も今日初めて言うことではないので、こういう数のことは資料として頂いているわけですから、そこについては認識があったというふうに思います。

○議長（廣田清実議員） 分かりました。ただ、答えとしては、今言った答弁が正しいか、正しくないかも判断できないような答弁になっております、こちらのほうでは。

○10番（小笠原佳子議員） それは議長が決めることで、担当者の方がどう思っているのかということではないですか。

○議長（廣田清実議員） 誰が聞いても、逆に言えば、今聞いている質問は、これは何か原因がありますか。結局、原因は何だと思えますかという予測で聞くしかないではないですか。こっちも予測しか答えられないではないですか。その7人いる、7人の原因は何ですかと聞いているではないですか。でも、病院の先生でもないし、町としては大体こういう話ではないでしょうかとしか答えられないような答弁を求めるのですかと私聞いているのです。

○10番（小笠原佳子議員） でも、そういうことを全くその事案として上がってこなかったことでも、数としては特出していたわけですから、去年。だから……

○議長（廣田清実議員） 私が言いたいのは、町として答えるものとして、町としては答えるのですけれども……

○10番（小笠原佳子議員） 言える範囲で答弁されたら、それでいいのではないかと思うので

すけれども……

○議長（廣田清実議員） 本来として……

（「進行」の声あり）

○10番（小笠原佳子議員） では、もうこのことはやめます、すみません。やっぱりちょっと言っていて、そうかなとすごく思ったら、ちょっと納得できなかったのも……

○議長（廣田清実議員） よろしいです。

○10番（小笠原佳子議員） では、分かりました。次に進めます。

再質問は、答弁書にありますように、軟骨伝導ではないけれども、集音器が設置されているということをお聞きいたしました。その集音器自体は使われているのかどうか。また、使われていないとした場合、使われていない理由が、これも結局予想することしかできないので、使われていないのはこういう理由だろうなと思うことがあったらお聞かせください。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

利用状況につきましては、私の見る限り使用されている方は、ほぼ見当たらないのかなと思っております。これもまだ推測の点ではあれなのですけれども、まず窓口ですので、お互い面と向かって近いカウンター越しにお話ししているので、まずそこまで聞こえが聞こえづらい方が窓口に来ている方はいないと思いますし、そういった方が来る場合、同道する方もいらっしゃると思いますので、そういった形で使用が少ないのかなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） とても今聞いて納得できる答弁だったと思います。

それで、例なのですけれども、今年の2月から岐阜県の羽鳥市というところで、試験的にこの軟骨伝導というイヤホンを使っているのですけれども、25人の人が使ってアンケートに答えてくれたら、7割の人がやっぱり聞きやすいとすごく言ってくれたそうなのです。それを利用したのは、市民課とか、図書館とか、市民病院、介護の認定調査とか、また高齢福祉課なんかに貸出しをしておりますということで、あとちょっとネットなんかで見ると、城南信用金庫のところでは、やっぱりお金の話をしたりするのにあんまり大きな声で、プライバシーも届かないし、コミュニケーションの円滑なことも図れないので、全店舗で入れているということで、2023年の7月からなのです。それで、今年の3月には、この城南信用金庫が

大田区役所に2器寄贈して、ぜひ使ってくださいということをしてくださったそうなのです。矢巾町にもくれたらいいのになと思うのですが、そういう形でとても使いやすくていいものなのだそうですけれども、実際に私も前回補聴器の助成はできないかというようなことを一般質問させていただいたことがあったときに、すごく高額ということがやっぱりネックになっているので、そこを補助金というか、助成があるとすごくいいのかなということを身近な人から言われて、そんな話をさせていただいたわけなのですが、このイヤホンに関しては、本当に数万円で買えるのです。だけれども、ただ皆さんも新聞とか何かで広告を見ると、いっぱいいろんなのが出ています。だけれども、それが本当にいいやつなのか、それを使えないのかということに関して結構分からないということがあると思うのです。でも、これに関しては本当に数万円で、狛江市では本当に今使っていて窓口業務の時間短縮をやっぱり図れるのではないかと。それで、高齢者が多く利用する公民館なんかへの設置も検討しているということをお聞きしました。

また、日本では1,400万人の難聴者のうち本当に補聴器をつけている人は200万人しかいないそうなのです。この話を聞いたときに私もすごく自分の身近なおばさんが、高いいいやつを買ったのですけれども、いいやつ過ぎてしまって精密、精巧だから、つけていてすぐどこかになくしてしまうので、うちじゅうそれを探すのに大変だという話も聞いていまして、この軟骨伝導イヤホンは、本当に本人もつけているということも分かりますけれども、そんなふうになくなったりすることもないし、調整する必要もなく、本当に音漏れが少なく、耳を圧迫しないし、イヤホンに穴がないので汚れがなくて清掃もしやすいそうなのです。

先ほど答弁いただいた集音器、ちょっと使わせていただいたのです、矢巾の窓口にある。まず一番耳に当てると雑音がばばばと来るのです。これだとやっぱりちょっと厳しいのかなと。この軟骨伝導イヤホンに関しては、そういうハウリングが本当にないということでございました。

私の質問の聞き方がよくなかったのですけれども、私は助成金をというよりも、特に一番高齢者の介護認定なんかされる方が1対1で話すときに、確かに家族がいて代わりに受け答えとかされたりするのでしょうけれども、ただやっぱり結構耳の聞こえない人は話を合わせているというところもあると思うのです。ですから、そういうのをしっかり個人的に、別に窓口で使えとは言わないけれども、耳の遠い方だという人に対してつけてあげることでクリアに話を通じるということを見たときに、これはいい商品であるということが認識できるようなことが、矢巾町に備えていただくことで広まっていくことが私としてはすごくいいのか

なということで思いまして、今回こういう話をさせていただきました。

何か長々と、いろんな再質問するとまた話がおかしくなるようなので、もうこれで最後にしてしまいますけれども、今の私の再質問で何か答弁いただけるならばよろしく願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

実は、私も補聴器を着用させていただいて、正直なところやっぱり聞こえないと、聞こえにくいというのは本当に、あとは双方向のコミュニケーション、私の場合は今補聴器をしてからは大きい声を出さなくなったのですが、補聴器をやる前は、やっぱり声が大きくなっている、相手に大変失礼なことがあったのではないのかなという反省もしておるわけですが、そこでこれからどんどんそういう人口が増えていく、高齢者、そして補聴器なり、集音器を使わなければ。

だから私は、そういうケース・バイ・ケースで場所を、例えば今役場でもそういう対応させていただいておりますし、今例えば小笠原佳子議員からもお話あったケアマネジャー、いわゆるケース検討のときに、やはりお年寄りというのは、自分はそういうようなときは頑張るのです。そこで、そういうことのないようなことをやはりこれから考えていかなければならないというので、例えば介護認定とか、そういうケース・バイ・ケースでしっかり対応できるようなことをこれから内部で検討してまいります。

いずれ今後そういった補聴器、集音器、適切な場所に設置をさせていただくとともに、そういう対応をこれから当局もしっかり対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 私、この質問しようと思ったのは、さわやかハウスで私30分ぐらい玄関に立っていたことがあったのです。そのときに、健康長寿課に来た男性の方が問合せで来ているのですけれども、やっぱりあそこ玄関広い、何もないということもあるのでしょうか、本当にもう筒抜けでした、いろんな話が。でも、とても丁寧に対応させていただいて、その方は健康長寿課に用事ではなかったのだけれども、分からなくて健康長寿課に来ていて、それを適切な場所にご案内してという感じのやり取りをするのを見ていて、やっぱり結構な時間やり取りされていまして、適切にいろんなことのやり取りができるものがあるというのは、やっぱりすごく力になるのではないかとということを思いまして、本当に補

助金、助成ではなくて使っているところをみんなに見てもらえるような機会を増やしていただくということが希望でございますので、ぜひともそのように、更新が多分あるようなことはないのかなと、その集音器に関して、更新とかがあるようでしたら、ぜひ考えていただきたいということでお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

この集音器の購入が令和元年に購入したものでございまして、まだちょっと壊れるようなものでもございまして、次の更新時期に軟骨伝導のほうを検討させていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で10番、小笠原佳子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を11時15分といたします。

午前 11 時 04 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、14番、村松信一議員の一般質問を許可します。

村松信一議員。

1 問目の質問を許します。

（14番 村松信一議員 登壇）

○14番（村松信一議員） 議席番号14番、矢巾未来の会、村松信一でございます。

それでは、質問の1 問目、施策の進捗状況について町長にお伺いをいたします。町長は施政方針演述で、令和6 年度はフューチャーデザインの取組をさらに進化させ、SDGs の精神を包含した施策を推進すると述べられております。施策方針の内容をどのように行政運営に反映させ、町民福祉の向上に努めるのか、以下についてお伺いをいたします。

1 点目、共創センターについて。令和5 年度に企業と企業、企業と顧客、消費者をつなぐ役割を担う産業振興センター設置に言及し、令和6 年度施政方針では、農業、商業、工業を

それぞれ活性化させ、産業間の新たな価値を共創する拠点として矢巾町の農商工共創センターを設置すると明言しております。関係組織間で協議を重ね、構想がまとまったと思いますが、共創センターの具体像はいつ公表するのか、また事業開始時期はいつか。

2点目、地域計画について。令和6年度に地域の農業者、担い手が地域農業の目指すべき将来像や農地集約化について検討し、令和7年3月までに人・農地プランに代わる地域計画を策定することとなっておりますが、町では進捗状況をどのように把握しているか、また課題等はないか。

3点目、多面的機能支払交付金事業について。1点目、多面的機能支払交付金事業の一事業の事業費が税込み10万円以上となる場合は、3者以上の見積りが必要とされておりますが、諸物価や人件費が高騰している現在、10万円以内でできることが少なくなっております。事務軽減のためにも3者見積りの基準額を引き上げてはどうか。

2、令和5年度、6年度の施政方針で、減災の取組として掲げております田んぼダムについて。田んぼダムについては、取組が低調のようではありますが、早期のダム化推進を図るため、活動組織に対する町独自の支援を含め、積極的に取り組むための施策を考えてはどうか。

4点目、南昌山自然公園について。矢巾町は、昭和42年7月に矢巾町自然公園条例を制定しております。南昌山自然公園は、市街化区域からも近い癒やしの場となっております。このたび策定した第8次矢巾町総合計画では、目指す将来像として、「豊かな環境を未来へつなぐまち」を掲げ、自然に親しむ機会の増加のため、野外活動等の体験学習の機会を増やすとありますが、豊かな環境を未来につなぐには、自然環境の保護のための施策が必要であります。そこで、自然公園の在り方について以下伺いたいと思います。

1、南昌山エリアには貴重な昆虫や山野草の植物も多いわけではありますが、年々減少傾向にあり、保護が必要であります。登山道入り口に採取禁止の看板を立てる、広報で保全を呼びかけるなどの対応や車両の入山規制等をしてはどうか。

また、第8次総合計画後期計画時には、貴重な山野草等の保護を明記すべきと考えてはどうか。

2、現在低山ブームであります。低山人気を宝の山にしようと、自治体等は知恵を絞るといふ新聞記事もあり、初心者も親しめる低山で日帰り登山をする人が5年前より2割増えたといえます。このことから、南昌山5合目までのハイカー向けの山道整備についての考えを伺いたいと思います。

また、エリア全体は山菜の宝庫ではありますが、保護を期した上で、本町の観光資源として

有効活用の方法を考えてはどうか。

さらに、南昌山エリアを含む志波三山の県立自然公園申請に向け、関係機関に働きかけてはどうか。

5点目、東北本線新駅誘致及び合野々踏切について伺います。1、矢巾町北西部は、流通事業者等による交流人口が多いこと、高田地区で人口増加が著しいこと、今後いわて盛岡ボールパーク付近が県のスポーツ施設の中心地となることが予想されること、また盛岡貨物ターミナル駅付近の盛岡南地区物流拠点整備基本計画や盛岡工業高校の盛岡南高校跡地への移転等により、矢巾町北部の人流増加が予想されます。そこで、赤林地区に東北本線新駅を誘致してはどうか。

次に、2、現在下花立地区土地区画整理事業による宅地開発が進んでおりますが、近くの合野々踏切は、利用者の増加により貴重な踏切となることが予想されます。過去には、危険な踏切として廃止等の説明を受けたことがあります。現状及び今後の考えを伺います。

6点目、町民の対話に基づくまちづくりについて。今年度の施政方針にも掲げておりますように、対話を通じた町政運営を実現し、成果を上げておりますが、今後さらに対話を進めるための方法を伺いたいと思います。

以上、1問目の質問であります。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 14番、村松信一議員の施策の進捗状況についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、農商工共創センターにつきましては、矢巾町農商工共創協議会の名称で個人事業主を含む町内事業者、教育機関及び産業支援機関等の共創による団体として、業種の枠を超えた事業の実施を通じ、町全体の産業活性化と地域経済循環の促進に寄与することを目的として、5月21日に設立総会を開催したところであり、起業及び事業拡大を支援する事業、時代の変化に適応する人材を育成する事業、コミュニティを支援し、地域課題解決に資する事業及び農産物の市場競争力を高める事業について、それぞれ事業を開始したところであります。

なお、同協議会の具体的な事業内容につきましては、今後議員の皆様にご説明する機会を設けさせていただくとともに、町ホームページなどで活動状況をお知らせをしております。

2点目についてですが、地域計画の策定に向け昨年度から町農業委員会と連携を図り、各

地区の農業者や農業委員を中心とした協議の場を設け、目標地図の素案の作成及び地域計画に記載する内容についてヒアリングを行っております。

町内を26地区に分けて計画を策定することとしており、現時点で21の地区において1回目の協議を終えており、残る5つの地区の協議を実施した後に、目標地図の素案及び地域計画案について各地区から意見聴取を行い、その結果を受けて、町内全ての計画を来年3月までに策定してまいります。

また、課題といたしましては、各地区で担い手の高齢化や後継者不足から、地域計画において目指す10年後の農地の担い手や作付作物の姿を明確にイメージすることが難しい地区もあることから、計画策定後であっても、地域の実情に応じた計画の見直しをすることも視野に入れ取り組んでまいります。

3点目についてですが、多面的機能支払交付金事業における事務負担軽減につきましては、岩手県多面的機能支払推進協議会が示す交付金に係る留意事項において、10万円を超える物品購入やリース料、工事費の場合、3者からの見積りが必要と示されております。

このように県内で統一して取り組むことで、複数の市、町にまたがる活動組織にも混乱が生じないように配慮しておりますが、事務負担の軽減の観点から、基準額の引上げについて協議会に働きかけてまいります。

次に、本町における田んぼダム取組につきましては、令和5年度末の取組面積が11.4ヘクタールであり、貯留効果を生かし切れていない状況であります。取組が進まない原因といたしましては、現行の多面的機能支払交付金に田んぼダムに係る事業も対象として含まれておりますが、既に取り組んでおります他の事業により交付金の上限に達している状況にあるため、田んぼダムに取り組む際に、交付金のさらなる交付見込みがないことや、実施者は上流域の農業者であり、受益者は下流域の住民であることから、実施する側と受益する者が一致しない上、市町の区域も異なることが要因と捉えております。

このことにつきましては、北上川水系流域治水協議会において、国土交通省、県、流域市、町で課題として共有しており、各市、町独自の支援ではなく、田んぼダムに係る交付金枠の増額など、田んぼダムの取組が進むよう引き続き国に対し要望してまいります。

4点目についてですが、豊かな環境を未来につなぐためにも、動植物を含め自然環境保護の取組は重要であると認識しております。現時点におきましては、車両の入山規制を行う考えはございませんが、看板等による自然環境保護の周知に努めつつ、第8次矢巾町総合計画後期基本計画における山野草等の保護を指標に盛り込むかについて今後検討してまいります。

す。

また、自然環境保護の観点から、南昌山 5 合目までのハイカー向け山道整備の考えはないところであります。あわせて、南昌山周辺は国有林であることから、山菜の採取は難しいところではありますが、自然環境保護と観光の両立に努めてまいります。

なお、志波三山の県立自然公園申請のご提案につきましては、過去にも関係する市と町と検討いたしました。様々な事情から実現に至らなかったところであります。引き続き南昌山以外の城内山、赤林山などにつきましても、西部地区の活性化につながるよう活用について検討をしてまいります。

5 点目についてですが、赤林地域は隣接する盛岡市において、各種公的施設等が集積している影響などから、人の流れ、人流の増加が認められる地域と捉えております。東北本線への新駅設置につきましては考えておりませんが、現在の状況として盛岡貨物ターミナル駅が設置され、物流拠点として成立していることや新駅設置に係る財政負担等を考慮した場合、その事業効果や他の公共事業との優先度から、実現性は低いものと考えられます。

また、鉄道路線の経営等に関し影響が大きいものと推察されますので、ご意見として受け止めさせていただきます。

次に、合野々踏切につきましては、J R 東日本から廃止の方針を受けた後、地域の意見を受け、J R 東日本と協議を行い、一定数の利用者があることをご理解いただき、当面の間存続することで現在に至っており、将来的に廃止となることはあっても、拡幅等はないものと考えております。

また、下花立地区の開発計画におきましても、自動車等の出入りは、東側の町道鉄道下線からなっていると同時に、西側は自動車が合野々踏切へ進入しづらくなっており、自動車の通行を抑制し、歩行者等の安全を確保する構造となっていると伺っております。

以上の状況であります。サザンタウンを含め、一定数の生徒が矢巾中学校への通学に合野々踏切を利用している実態があることから、徒歩または自転車で通学する生徒の安全確保を第一に考え、自動車等は改良済みの南矢巾踏切または白沢踏切を通行するよう誘導するなどの対策を引き続き進めてまいります。

6 点目についてですが、今年度は各地域コミュニティを対象として、地域コミュニティ懇談会の開催を予定しております。これは、町民の皆さんとの対話を重んじ、地域と町の双方向のコミュニケーションを展開することを目的に実施するもので、地域が抱える様々な課題を共有し、要望等をお伺いするとともに、町が実施できる支援策等の情報提供についても積

極的に実施をしてみたいです。

また、これまで本町ではまちづくりに関わるワークショップを開催してみたいでしたが、今後も機会を捉え、地域コミュニティからの貴重な声を生かした住民参加型、まさに町民の皆さん方が参加できるまちづくりを推進してみたいです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、共創センターについて伺います。

答弁では、今後私どもに説明する機会を設けていただけるということでもありますので、詳しくはその機会とさせていただきますが、素朴な質問といたしまして、6年度施政方針では人口減少等の構造変化に直面している今日この頃、地域の産業を持続可能なものとしていくためには、生産者、事業者、各コミュニティとの協力を総合的にアプローチしていく必要があります、そのための拠点として、当時は農商工共創センターということでの名称でありましたが、設置するとありました。

このたび5月21日の設立総会の今回の答弁書では、コミュニティを支援し、地域課題等解決に資する事業及び農産物の市場競争力を高める事業とありますが、ここで言うコミュニティを支援するとはどのようなことが対象になるのか。また、ここで言う教育機関はどのような事業に関わるのか、この2点について伺います。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 2点、ご質問いただいたと思います。

まず、1点目でございますが、コミュニティについては様々な解釈がありまして、多義に捉えられているところでございますが、この共創センターの事業におきましては、町民の皆さんが同じ意識や目的を持って取り組む集団、あるいは一定の地域といったような捉え方で考えているところでございます。

具体的には、今回スタートしましたものにつきましては、土壌診断に基づいて適地適作を目指していく集団、あるいはバイオスティミュラント、これは植物や土壌に加えることによりまして、その植物がよりよい生理状態になる物質、資材らしくて、国のみどりの食料システム戦略にも位置づけられているものでございます。こうしたものを研究しながら取り入れていく集団、あるいは矢巾町の有機栽培等の販路拡大を目指す集団、こうした明確な目的を持っていくコミュニティを支援していきたいと考えているところでございます。

また、人材育成といたしまして、セミナー等を開催していくことやふるさと教育、あるいはキャリア教育を通じて地域課題を解決していく個人やコミュニティの支援や育成も進めていきたいと思います。

コミュニティに共通する部分といたしましては、あくまで主体的な町民の皆様であって、こうした輪を広げていくことがうちの町で重要視しております地域コミュニティの醸成につながっていくと考えているところでございますので、そうしたところを進めてまいりたいと考えております。

2点目でございますが、教育機関ですが、町内の小中学校を中心に、ふるさと教育やキャリア教育の事業に関わっていただきたいというふうに考えているところでございます。また、セミナーや地域課題の解決にも連携協定を締結しております大学等々に関わっていただきたいと考えているところであり、調整を進めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 分かりました。詳しくは説明会のときに伺うといたしまして、次の質問に移りますが、地域計画について伺いたいと思います。

地域計画を策定するために必要な農地中間管理機構に貸付けを希望する、あるいは復元可能な遊休農地や経営上の廃止あるいは縮小を希望する高齢となった農家、それから利用権の設定期間が満了する農地等のこれらの把握は、7年の3月までにつくることになっていますが、把握は十分にできているのか、まずこれを伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 細越農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（細越一美君） ただいまの質問にお答えいたします。

地域計画の策定に当たりまして、農地利用の意向調査を実施しております。こちらは、将来的に農地の出し手となり得ます小規模農家に対して行っておりまして、その状況を把握しております。この調査につきまして、今後の経営についての意向を確認しております。

この結果は、地区ごとに地域計画を策定しておりますが、こちらの協議のほうの資料としても活用させていただいております。

今こちらの農地利用の状況ですとか、あと意向調査、すみません、失礼いたしました。中間管理機構を利用している手続については、昨年度は60件というふうな手続の結果となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 引き続き同じことの質問であります、地域計画です。本町は、遊休農地が非常に少ないという過去からの答弁でそうっておりますし、実際見ても、そのとおり少ないと思います。現状は、また1年ぐらいたっていますので、現状をまず伺いたい。

それから、今後高齢化や後継者不足によって10年後の作付のイメージが難しいという報告がされておりますけれども、特に矢巾町は入作が多いのです。非常に虫食いと言いますけれども、入作が多く、入作農家について地域計画策定のためにかなり難しい面があると思うのです。課題にもなっていると思うのですけれども、どのような最善策を講じようとしているのか。

そしてまた、現在町内における営農組織あるいは個人における組合法人、農業組合法人の設立は今現状どうなっているのか、この3点、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 細越農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（細越一美君） ただいまの質問の1点目と2点目についてお答えいたします。

矢巾町の遊休農地の状況でございますが、今年の4月1日時点の状況ですが、農地面積が2,670ヘクタールに対し、遊休農地が今7.7ヘクタールという状況になっております。今年度末までに1.6ヘクタールを減らすことを目標に、今年度は活動してまいりたいと思っております。こちらにつきましては、農地パトロールで遊休農地になるおそれがある農地が見つかる場合もございますので、早期発見、早期解消に向けて取り組んでおります。

2点目についてでございますが、こちらについては、農業委員との連携を図りながら、各地域での状況の把握に努めております。そして、もしその事案があった場合には、県の農業公社におります農地コーディネーターの協力を仰ぎながら、地域の実情に応じた入作農家との調整を行っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

法人の数ということで、現在3つの営農組織については、法人化に向けて取組を進めてい

るところでございます。

なお、この3つの営農組織、このうちの2つにつきましては、圃場整備に関連しておる矢次地区と広宮沢地区となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 分かりました。

それでは、次の田んぼダム取組について伺いたいと思いますが、行政側から減災の取組として研究中の岩手大学のチームをご紹介いただきまして、今5名白沢地区にしょっちゅう来ておりますが、設置中のダム化装置について調査研究をしていただいております。今年も線状降水帯、台風とかで恐らく集中的に豪雨となる可能性もありますが、そうなった場合、ダム化装置は圃場の地面から27センチ、30センチぐらいまでは入るのですけれども、大体今の圃場で27センチぐらいまでで満水になります。そこで、白沢に120ヘクタールの農地がありますが、その半分、50%に田んぼダム化をするということになって、60ヘクタールにもしこの部分で水をためたらどれくらいたまって、それを田んぼダム化の装置によりまして、12時間、24時間、大体20、もっとかかるのですけれども、丸一日かかって時間差で下流域に流した場合どれぐらいの効果があるか。

例えばうちのほうでやりますと、今議員であります藤原信悦さんあたりのところが効果として出てくるだろうと。本来は床上とか、あるいは床の辺りまで水が来たのが、白沢がダム化にしたことによって免れたとかいう、そういうことになるだろうという想定の下にやっておるわけでありまして、そこで答弁にありますように、実施者と受益者が一致しないということは、そのとおりであります。進まない原因。

でも町長は、5年、6年度に重要な施策として申しているわけです。ですから、たったそれだけのことで、いや、なかなか進まないということで片づけてしまわないでほしいということで、やっぱり例題としては不適切かもしれませんが、実は白沢でこの前火災がありました。ということで、下のほうからも町内全域からやっぱり応援に来て消火活動に当たっていただけるわけです。後始末までやっていただけるということで、やっぱり共助の精神だと思います。ですから、町側の進める方ももう少し自信を持って一緒に取り組んでいただきたいということなのです。

それで、私たちは要件を満たすためには、50%で今140個ほど置きましたので、あと130個

か140個置けば50%が達成するということで、2年後を目途としておりますけれども、やっぱり競争相手もいると全然違ってきますので、担当課にお伺いしたいのですが、今どうなっているのでしょうか、設置の推進状況を伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、田んぼダムにつきましては、そのとおり共助の精神ということで取り組んでいらっしゃるということで、まずは敬意を表するところでございますが、町といたしましても施政方針にもありますとおり、多面的機能とか、そういったことの実現を前提として取り組むのが一番いいのではないかとこのように考えておまして、実際に田んぼの耕作者にもメリットがあるような形での導入をとこのように考えております。

そこで、先ほど答弁にもありましたとおり、流域治水の実現ということにもなりますが、多面的機能の支払交付金ということで、こちらの増額も検討していただきたいということをお願いしておりますし、併せまして県のほうの圃場整備担当ということにもなりますけれども、圃場整備事業がありました際には圃場整備の要件として、こういった実施ができないかということも働きかけておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） かなり覚悟を持って進めないと、頭動いて尻尾が動かないのです。だから、もう少し協力的に活動していただくことをまずお願い、お願いというか、それが必要だと思うのです。

次に、南昌山自然公園についてをちょっと質問させていただきます。南昌山の貴重な昆虫や山野草を守るには、自然をそのままにしておくことが一番重要だと考えております。展望台の施設を建設することなく、散策道の自然を楽しみ、イカリソウも実はあるのです、これ絶滅危惧種になっています。シラネアオイ、ヒメボタルを守っていくべきだと考えております。

矢巾町の自然公園条例には、規模が町長の定める基準を超える工作物を新築し、改築し、増築すること。鉱物を採取し、または土地、土石を採取すること。3、広告物、その他これに類するものを掲出し、またはこれらを工作物等によって表示すること。町長の指定する植物を採取しようとするものは、あらかじめ町長にその旨を届け出なければならないと、こう

いうことで優しい言葉で働きかけているのですけれども、これは全部禁止をしてはどうかと。禁止をした上で、そして町長の許可を受けた場合の条項を逆に後のほうに追加で設けたらどうかということで、禁止をするようなことの考えについて伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

ただいまのご質問の件でございますが、まずここで想定しているものというのが恐らく必要最小限の範囲のものというふうに捉えております。そうしたところで、届出ということで対応しておるところでございますが、今回届出ではなくて許可にしてはということでございましたが、今回の届出でございますけれども、その行為自体何か認められないなといった場合には、その行為を禁ずるということもできるという記載内容にはなっておりますが、この辺につきましては、盛岡森林管理署とか、そういったところの助言も受けながら、対応について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 同じ質問ですが、また自然公園条例には、自然公園を指定したときは、その公園について行う公園事業計画並びに公園事業を決定しなければならないと記載されております。平成30年9月の一般質問で町長は、南昌山の自然公園を生かして、もう一度県立の自然公園に挑戦してみたいと、こう答弁されているのです。県や関係市町村に対して、何らかのアプローチをされたのかどうか。それから、公園事業計画並びに公園事業を決定しなければならないとありますが、これは決定して何かつくられているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

先ほどの自然公園ということで、関係市町に何らかのアプローチ等はあったのかということにつきましては、こちら県立の自然公園というのはなかなか対応が難しいのかなというのは、盛岡市と紫波町と含めた協議の中でなっております、それで自然公園ということではなくても自然を有効に活用するという視点で考えましたときに、盛岡、紫波、矢巾でそのときに広域観光推進協議会というものを設置しております、そこで登山ルートだとか周辺の観光スポットとかをPRしてはどうかということで、その当時に遊湯街道ガイドマップと

いうものを広域で作成して配布したというところでございますというような取組を行ったというところでお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） また、南昌山について伺います。登山道以外立入禁止の看板は、5合目に設置されています、かなり古いやつです。ですから、1合目辺りからやっぱり小さい看板を設置してはどうか。例えば道路以外には立ち入らないでください、あるいは山野草を持ち帰らないでください、言葉はもちろんあれです、私のただ考えただけですから、もっと適切な言葉があると思います。自然環境保護地域です。自然を大切にしましょうなどであります。

それから、ハイカー向けの山道整備というのは、大々的なものではなくて、山側のほうに幅60センチぐらいの今あるところにアスファルト材のようなもので少し整備をするというようなことなのです。それから、至るところに、山野草の多いようなところに短い、五、六メートルぐらいのロープ柵、よくありますコンクリートでできた木の格好をしたやつ、ああいったものをところどころに設置して、そこに小さい看板をつけるだけでも全体的に効果があるのです。これが自然を守るための抑止力になるのです、抑止策ですか。だから、そういう小さい看板で結構ですので、考えはないか、お伺いしたいと思います。

例えば私ヤマユリを植えて、森山に6年ぐらい前からやっています。それであるときに早く行ったときに、結構ご年配の女性の方が、矢巾に住んで十数年来散策していますと、朝早く。そうすると、ある方が、春先ですけれども、車で来て芋を掘って持っていつている人がいますということなのです。実際にそういう話も聞きました。

ということで、警察あるいは町当局とも相談の上、ヤマユリの盗掘は犯罪です。発見次第、警察に通報しますという看板を立てたのです、小さいやつです。これは、もちろん警察にも相談して、いいですよということで、それ以来なくなりました。ですから、やっぱり効くのです。それで、今撤去しました。それで、たまにパトカーで上のほうまでわざと行ってもらったのです。それを見ている人もいますのです。だから、そういうことが抑止力になるのです。だから、やっぱり南昌山もそういう形で考えていただきたいということで、どうでしょうか。その小さい看板とか、さっきの柵とか、そういったものの考えをまずお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

小さな看板ということで、私も先日南昌山の山開きがありまして、そちらのほうに参加させていただいたのですが、その際に、確かに5合目を見ますと、かつて営林署で設置したものの、今は森林管理署となっておりますけれども、かなり看板が見つらいと、ご指摘のとおりだなというふうに認識しております。

そこで、今回の一般質問を受けてということにもなるのですが、森林管理署のほうにも確認させていただきましたところ、新たに看板を設置するとか、更新するという予定はないということで、これは矢巾町に限ったことではなくて、管内全てで同じ対応をさせていただくというようなお話も伺っております。

そこで、今議員ご指摘の自然を守ることがそのとおりでございますので、それに向けて小さな看板ということのご提案でございましたが、これにつきましても周知のための方法の一つというふうに捉えておりますので、何かこう自然を守るために効果的な対策をというふうに考えております。引き続きこの辺につきましては、検討させていただきたいと思っております。

なお、あわせまして山道の整備というお話もございましたけれども、こちらにつきましては、以前に町の山岳協会のほうにもこの件につきましては、アスファルト舗装についてということでいろいろご意見をいただく機会があったのですが、アスファルト舗装ではなくということで、現状の道路を維持していただくほうがいいのではないかとというご意見もいただいているようです。その辺につきましては、道路管理者のほうとも相談しながらということにはなろうかと思っておりますけれども、いろいろな意見を聞いて対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは次に、6点目の質問、町民との対話に基づくまちづくりについて伺いたいと思います。

令和5年度施政方針でまちづくりサポーターを育成し、コミュニティとは異なる角度からの意見を取り入れながらまちづくりを推進すると、こう述べられております。5年ですから、丸2年たっているわけでありましたが、現在のまちづくりサポーターの育成状況、そして活動状況について伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

まちづくりサポーターは現在41名おりますけれども、本町の理解を深めるようなセミナーを開催して、それに参加していただくなどして養成してまいったところでございます。これまで矢幅駅前飲食店のメニューの開発とか、あとは町内施設のPR活動、イベントのスタッフなどとして活躍いただいております。矢巾町のまちづくりに興味がある方たちですので、今後もこういった方々を増やしていきたいというふうに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、1問目最後に町長にお伺いをいたします。

平成30年9月の一般質問の内容と重複する面がありますけれども、この5月、つい最近ですけれども、山野草の調査をしてまいりました、2日間です。シラネアオイの青、当時群生地として私紹介しました。今も600本から800本あります。それで、シラネアオイの白は二、三本しかありませんでしたけれども、これはビデオとか写真を撮ってきました。これぞ矢巾の宝だと思います。

なぜ、結構増えつつあるというのは、熊のおかげだと思います。これは熊が出るために、いろんな人がなかなか入らなくなったのです。ということで、熊さん、ありがとうというのはちょっとおかしい話ですけれども、そういうことで盗掘は確かに少なくなったような気がします。

それで、岩手県のレッドデータブックには、ツリガネソウとか、ツチアケビなどはありません。南昌山にもあるのです、3年ほど前の確認ですけれども。それから、ホタルの3大ホタルというのは、ご存じのとおりヒメボタル、ゲンジボタル、ヘイケボタルなわけですが、ヒメボタルは今から20年ぐらい前に南昌山のあるところということで公開されてから、現在はどうなっているか皆さんご存じでしょうか、ほぼ絶滅したのです。これはなぜかという、素人の人は見に行くのです、絶対やっでは駄目なことが1つあるのです。絶対明かりをつけては駄目だということをご存じだと思っておりますけれども、車で行ったりしても絶滅する、生殖能力がもうなくなってしまつて。だから、下のほうから歩いていかなければ、懐中電灯を持たないで行く、それからカメラも全部フラッシュのないやつで、高精細度なカ

メラで撮影する、いつか私ここで見せたと思うのですけれども、あれがそうです。ということで、やっぱりヒメボタルを保護することは必要だと思います。

ただ、今2か所まだ大切なところでかなり生育しております。夜入ってずっといると、物すごく怖いです、1人で入っていると。そこで、ごそごそとするような形の何か動いたりするような形でとても怖くて、誰かおりますかと言ったら、雫石から来ている方がいまして、やっぱり調査に来ていて、すばらしいカメラを持っている人に、それを撮影していただきましたが、そういうことで、それはふだん人の入らないようなところですので、まずここは大丈夫だと思いますけれども、それを公開する、しないということよりも、自然が残っているというだけのことにさせていただきたいと思いますけれども、そういうことで、やっぱり矢巾町の南昌山界限は本当に自然なところであります。先ほど来、夏は大変暑くて大変だと言いますが、あの辺に行きますと、何か寒くて上着が欲しいような状況にもなります。そういう自然が残っているところでもありますので、ぜひともこれは大切にさせていただきたいと思います。

それで、もし町長が保護上何か必要だということであれば、本当にそこに一緒に行ってご案内いたします。さっきのシラネアオイの500本、600本、大体数えたのですけれども、もっとあるような感じします。一斉に咲かないものですから、花をつけないものですから、時間もかかるし、あと育っているやつもあるので、800本ぐらいあると思いますということです。

ということで、あとレッドデータブックに載っている、古来からのナシは、岩手県に営林署の人たちがずっと何十年間の仕事の中で、大体岩手県には30年ぐらい前に100本あると言われていたそうです。それは、前に確認したことがあります。そういうことで、私も探したのですけれども、紫波郡には1本あります。それから、矢巾町付近のところにちょっと1本見つけて2本あるのですけれども、その1本はある方に調べてもらいましたら、矢巾から10メートルぐらい雫石側のほうにあるので、これは矢巾ではない。だから、古来のナシ、これは当時というか3年ぐらい前ですけれども、2本はあります。これだって物すごく価値があるのです。

それから、矢巾の広報で30年ぐらいに裏のほうにあったところに、矢巾には幻の滝があるという話だったのです。それで広報の人たちに聞いても、いや、そういうのが残っている広報はないですよという話だったのですけれども、まず探しました。これ10年ぐらいかかったのですけれども、やっぱりあるのです。それで、絶対的に山に入らない、山は嫌だとかいう人を無理くり2人連れて3人で行って来ました。ここだよと、そしてその人たちをなぜ連れ

ていったかという、二度とその人たちは行かないからです。そういうことで、実はあるのです。

そういったこともありますので、このように自然で価値のある場所が矢巾町にはたくさんあるのです。ですから、町長のこの辺の自然保護にもっと力を入れていただくための見解を伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

まず、南昌山は本当に自然の宝庫ということで、今お話あったとおりだと思ひ、また南昌山だけに限らず城内山とか、矢巾には不動滝とか赤林山、田沢山、いろいろ、田沢も紫波町とまたがるのですが、もうそういった低い山が軒並みにあるので、そういった私らが知らない、例えば城内山のところも、いわゆる観音堂のすみつけ祭りをするとところから展望台に行く途中に、いろんなやっぱり山野草とかあるのだそうです。松も貴重な松があるとか、そういったことで、まず今後そういう山野草、今ホタル、滝とか、いろいろ具体的に例示をさせていただいてお話があったのですが、やはりこれは私どもにとっては町の宝でもあるし、そういうふうなものは、これから大事にしていかなければならない。

そして、周知もしていかなければならないと思っておりますので、あとは南昌山周辺は、私、熊もそうなのですが、マムシもおるので、いつかワラビ取りに行つて手をかけたならば、蛇がいたというので跳ね上がったことがあるのですが、もうそういう意味で動植物、本当に宝庫な場所でございます。そういったことをしっかり守っていく、保護していくことも私らの使命でございますので、これはもう本当に皆さん一緒になって取り組んでまいりたいと思ひますので、ひとつご理解をいただきたい。

これは、やっぱり私自然の宝庫だったから、宮沢賢治もいろんな意味でのろぎ石とか何か、そういった鉱物にも関心があったようですが、そういう宮沢賢治が愛したこの西部地域でございますので、そういう西部地域の保護、観光振興にこれからしっかり取り組んでまいりたいと思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで1問目の質問を終わります。

ここで昼食のための休憩に入ります。

再開を13時といたします。

午後 0 時 0 4 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

この時間から佐藤農業委員会会長が出席しておりますので、お知らせいたします。

それでは、午前中に引き続き一般質問を行います。

次に、村松信一議員の 2 問目の質問を許します。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは 2 問目、教育全般について教育長にお伺いをいたします。

「時代を拓き次代につながるひとづくり」を基本理念、基本目標とした令和 6 年度教育行政方針及び教育全般について、以下伺いたいと思います。

1 点目、学校、家庭、地域の連携、協働の推進について。学校や公民館等を拠点として地域の教育資源を結びつけ、多様な人々のネットワーク、協働体制を確立するとともに、社会総がかりで子どもたちを健全に育み、将来にわたって地域を支え、創造する人づくりを目指すと思いますが、現在実施している具体的活動と今後の計画について伺います。

2 点目、学校における働き方改革について。児童一人一人と向き合う時間を確保するため、学校における働き方改革を進め、教職員への支援に取り組むとありますが、可視化されづらい持ち帰り残業が増えているという声もあります。残業時間の把握をどのように行っているのか。また、教職員支援の具体的な内容について伺います。

3 点目、町立学校の再編に関する基本方針について。令和 5 年 12 月矢巾町立学校の再編に関する基本方針を策定し、今年度矢巾町立学校再編整備計画に着手するとしておりますが、現在の状況を伺いたいと思います。

4 点目、部活動の地域移行について。スポーツ庁による平成 30 年 3 月の運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインに始まり、運動部活動の地域移行に向けた様々な提言や推進事業がなされております。町でも休日の部活動の段階的な地域移行について検討していると思いますが、現在の状況はどうか。

次に 5 点目、環境学習の取組について。現在及び将来にわたって町民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保し継承するため、これは平成 12 年 3 月に出ておりますが、矢巾町人と自然に優しい環境基本条例が設定されました。この条例には、町は環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実、その他の措置

を講ずるとあります。環境に対する取組の重要性がさらに高まっている現在、小中学校ではどのような環境学習を行っているのか、具体的な授業の取組事例と今後の計画について。

以上、5点お伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 教育全般についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、現在学校を拠点とした具体的な活動は学校運営協議会であり、町として一つの学校運営協議会の組織、そして各小中学校には部会が組織されており、毎年度基本的な方針を策定し、協議会の承認を得て活動を実施しております。

また、公民館を拠点とした活動は、教育振興運動推進委員会によるあいさつ運動やふれあい運動、子ども会育成会連合会によるジュニアリーダー育成研修、そして青少年健全育成町民会議による寺子やはば事業における世代間交流などを通して、子どもたちの成長と学びを支えております。

今後の計画についてですが、これらの組織の活動には重なる活動もあるため、相互の連携を図ることにより、より充実した活動が期待できると考えておりますので、今後合同の会議や熟議、ワークショップなどを開催するなど、ネットワークづくりと協働体制の構築に努めてまいります。

2点目についてですが、小中学校の教職員の時間外在校等時間は、タイムカードの記録で把握し、いわゆる持ち帰り等の時間は、教職員の自己申告で把握することとしており、各校においては毎月集約し、教育委員会に四半期ごとに報告をいただいております。

教育委員会では、各校の副校長などを委員とする矢巾町立学校教職員衛生委員会を組織しており、各校の課題や、その解決方法などの情報共有を図り、矢巾町教職員働き方改革プランを策定し、各校においても、それぞれ学校の実情に応じたプランを策定し、ホームページ等で公表することとしております。

また、特別支援教育支援員及び適応支援員を全小中学校に配置し、加えて時間外在校等時間が多い2つの中学校にはスクールサポートスタッフを配置し、業務支援を行っております。

3点目についてですが、昨年度策定した矢巾町立学校の再編に関する基本方針に基づき、本年度は矢巾町立小中学校の再編整備計画の素案を策定することとしており、現在着手したところであります。

4点目についてですが、令和4年12月に改定された国のガイドライン及び令和6年1月に

改定された岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針に基づき、本町においても取組を進めております。

学校教育課では、生徒、保護者、教職員を対象とし、また文化スポーツ課では、体育協会の各種競技協会や文化芸術団体関係者を対象としたアンケート調査を実施したところ、生徒や保護者のニーズと競技等のマッチングを図ることは難しい状況であることが分かりました。

今後においては、引き続き学校、関係団体と協議を重ね、より詳細な実態の把握に努め、部活動の地域移行が可能と思われる競技等において、段階的に地域移行を進めてまいります。

5点目についてですが、環境教育は各教科等の学習を通して系統的に学んでおります。小学校低学年においては生活科、中学年では社会科や理科、高学年では家庭科や道徳等で取り扱い、中学校においては社会科や理科において小学校の学習を踏まえて取り組むこととされております。

また、教科以外の時間においても、山林の枝打ち体験を通して、日光を適切に取り入れることにより木々の生育を促進させることを理解する学習や、県地球温暖化環境アドバイザーを招き、エネルギー資源に関する学習など、体験等を通して環境教育に取り組んでいる小学校もございます。

さらに、教育委員会事業の一つとして、SDGsを視点とした町長と矢巾の未来を語る会を毎年実施しております。この事業を通じてSDGsの環境に関する指標に興味を持つ児童も増えており、環境保全等の意識が高まっていると捉えております。

今後の取組としましては、第3次矢巾町教育振興基本計画のふるさとの未来を支える教育の推進の主な取組の一つに、脱炭素型社会の実現に向けた主体的に行動できる人材の育成を掲げており、今後の環境教育の視点の一つとして取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、まず1問目、学校、家庭、それから地域の連携のことで伺います。

学校、家庭、地域の連携、協働については、学校運営協議会会議録の中で、このように記述されています。学校の周りの花植えを地域の方々が行っており、水やりについて、学校でも共有しながら取り組む予定である。また、地域貢献や田植の場面で協力をいただいている

という記述はあります。しかし、学校が自ら参加することはありません。これは、地元としてやってほしいということを思っているわけではありませんので、ご理解いただきたいと思います。田植や稲刈りも以前からの活動をそのままに続けているだけで、今何ら新しい行事ではありません。知恵や意見を出し合い、協働していると言えるのかが私は問題だと思います。どのように連携、協働を進めていこうとしているのか、言葉は分かります。だから、連携、協働を進めていこうとしているのか、ここをまずお伺いしたい。

それから、令和6年3月議会で質問のこれに重複する部分もありますが、新年度を迎えたわけであります。運営協議会がございます。その委員は、地域のことを見て話していると思いますけれども、実際に活動している人と話ししている、参加している人とは違うのです。だから、生の地域住民の声として本当に伝わっているのかどうか。これは、残念ながら言葉は地域とともにある学校としておりますが、教職員はふだん業務多忙であると思われ、逆に地域住民の代表が積極的に働きかけると、私たちが働きかけるということは可能なのかどうか。

また、このような地域間との協力関係で手本になるような、我々も見習うような事案があるのか、それでより良好な学校地域関係が確立されているような、そういった事案がありましたらご紹介をいただきたい。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずもって本当に学校活動の中で矢巾町の場合は、地域の方々のご協力を多大にいただいているところでございます。学校のほうでもそれは十分認識しているところでありまして、町外から矢巾町に来られた先生など、本当に矢巾町は地域密着での学校運営をされてすばらしいねとお褒めの言葉をいただいているところでございます。本当に地域の皆様には、町といたしましても、学校といたしましても、本当に感謝しているところでございます。

その上で、今回のご質問の点でございます。これまでやってきたことは、そのとおり必要性があって連綿と続いてきたことでございますけれども、学校運営協議会というものがある中で、地域住民の代表が積極的に学校に働きかけていくことは可能かどうかということでございます。こちらは可能と考えております。むしろ、それを積極的に推し進めたいという趣旨のこの制度でございますので、これが今後矢巾町の中でよい方向に建設的にかみ合って進

んでいくことを期待しているものでございます。

これまでの矢巾町において、学校と地域の連携ということはずっとやってきたわけでございますけれども、現状を学校が求めるものに対して地域のほうではこれできるよとか、そういったところを快く引き受けていただいているところでございますが、逆に地域のほうから学校をよく見ていただいて、こういったところができるのではないかと、新たな提案とかもしていただきながら、よりよい地域連携の形ができればと考えているところでございます。

その上で良好な例といいますか、こちらのほうでございまして、現在県内でもあちこちでコミュニティ・スクール、導入されておりまして、お互いにより事例があれば学び合おうという仕組みができております。先般も県の研究会とか勉強会がございまして、その中で近いところでは紫波町の日詰小学校さんで地域と学校運営協議会の仕組みを利用して、情報交換等を密に行って、新たな取組等を地域でこういうこともできるのではないかとといったものを積極的にされているというお話を聞いてきたところでございます。

今後そういったものも勉強させていただきながら、矢巾町にも取り入れてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 学校運営協議会で今お話ししました地域で積極的に働きかけることは可能というお話でしたけれども、その委員会のときに逆にそういった意見はないのですか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

各学校の単位で、部会という形で地域の中の学校と地域の方々、そして保護者の代表といった方々がいろいろ部会レベルで検討等を行っておりますけれども、様々やっぱりお話をしていると、こういう点もあるのではないとかいう話は出まして、都度生かせるところは学校のほうでも考えているというものは日常的に現在も行われているところでございます。

ただ、ドラスティックに新たなものをぽんという形で出てきているかということ、そこまではなく、割とこれまでやってきた地域との綿密な関係、これが維持されていっているという状況だと思っております。ですので、具体的なものとしてはありませんけれども、よそでも

こうやっているとか、あるいは運営協議会の方々も学校でもっと具体的にこういうことをやっているのだということを知ることによって、そういったお話合いの質が高まっていて、新たなお話も出てくるのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 分かりました。

では、次の質問に移ります。学校における働き方改革です。持ち帰りの時間は教職員の自己申告ということをして今答弁いただきましたけれども、それではどれぐらいの持ち帰りの内容とか、そういった把握したことがありますか。あんまり残業が多いので、ちょっと過少申告しようなんていうことにもなりませんか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

まず、把握する方法ですけれども、学校の中にはおりませんので、自宅にまでタイムカードのようなものを持って行って管理ということができないようなものですので、やはりそこはご自身の申告に基づくしかないなと考えているところでございますけれども、昨年度の実態としまして職員の方、お一人当たり月、小学校ですと4.2時間、中学校ですと2.5時間ということで持ち帰りをされているというふうなことで伺っております。

おっしゃるとおり、持ち帰って申告しないという可能性もゼロではございませんけれども、趣旨としまして、働き方改革がそういったものをそもそもなくしていこうという試みでありまして、県のプラン、そして町のプラン、そして学校ごとのプランとございます。これを学校の中でもしっかり先生方に共有して、申し合わせていただいて、これを減らしていこうという試みでございますので、個々の先生方がこれを理解した上で、きちんとその辺は対応していただければいいのではないかと考えておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 心積もりと言いましたけれども、これは導入したのですか、それともこれからやるのですか、どちらなのですか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） 心積もりと申しますと、時間の管理の把握の方法ということでしょうか。ですと、現状やはり自己申告によるしかないので、そこについてはこれまでどおりの調査、聞き取りなりの様式を使って、ご本人に書いていただくというふうな方法しか考えられないかなと思うところでございます。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 分かりました。

では、次の再質問に移らせていただきます。町立学校の再編について伺います。学校の再編整備計画の素案の策定について、現在着手したということでありますけれども、これは重要な問題だと思いますので、これからのスケジュール、分かっている範囲内で結構です。伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

こちらのスケジュールでございますけれども、基本的な方針の部分がもうできたということで、次のステップといたしましては、それを具体的な計画の素案、たたき台の段階に落とし込むというプロセスになりまして、現在それに着手をしております。

現在その計画をつくるために基礎的なデータ資料等の収集分析等を始めておりますし、またその計画の素案を策定に関わる方々への、その方針の共有、そういったところを実施しているところでございます。

スケジュール的なめどといたしましては、本年度内にその素案の策定を完了いたしまして、次年度から地域のほうに広く見ていただいて、様々ご意見を伺ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 重要なことですのでさらに伺いますが、今年度あたりに素案が作成される、その部分については私に説明とか何かは考えているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） では、私のほうからお答えさせていただきます。

先ほど課長のほうから、その素案をつくるのが一応現段階では目途としては今年度中というお話を差し上げました。ただ、まだ着手したばかりでありますので、その情報量、またその整理等に時間を要する場合も想定をしておるところであります。大きな流れとして、基本方針を具体化して、基のたたき台の案をつくり、そして次の段階で広く学校、保護者、そして地域の方からの意見を聴取し、そしてそれらを精査した上で案という段階に入っていこうかというふうに思っているところでございます。

議会の皆様へお示しするのは、その案がある程度整ったあたりかなというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、次の再質問をさせていただきます。

部活動地域移行環境学習の取組について、答弁では学校の部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針について、本町でも取組を進めているということでありますけれども、競技等のマッチングを図るのは非常に難しいと。だったら逆に聞きますけれども、移行が可能なのは今どのようなスポーツがあるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

教育長答弁にもありましたとおり、国のガイドライン、そして県の方針では土日を優先にということで進めているところでございまして、答弁にもありましたとおり、アンケート結果につきましては、生徒のほうでは、土日には参加をしたくないというのは約半数でございます。一方、受入れ側につきましても、可能、不可能、それぞれあるところでございます。今後こういったところ、丁寧な説明を繰り返しながら、できる競技スポーツ部、そして文化部ありますので、そういったものを視野に入れながら、丁寧な説明を重ね、調整を図っていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 現在の状況。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） 現在は、今のところ調整している段階でございまして、順調に移行ができるようになりましたら、皆さんにお知らせしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、最後の質問とさせていただきますが、5点目の環境学習の取組について、脱炭素社会の実現に向けた主体的に行動できる人材の育成を掲げておられますけれども、今後環境学習の視点の一つとして、これは取り組んでいくということを掲げられておりますけれども、具体的にはどのように取り組むのか、これは重要なことであると思っておりますので、その内容について伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） ただいまのご質問にお答えいたします。

環境学習でございますが、おっしゃるとおり矢巾町第3期教育振興基本計画の中に重点項目として位置づけております。現在も答弁のとおり、各教科での学習、そしてそれ以外の町などの取組等も絡めながら、児童生徒の皆さんにしっかり学習をしていただくということで進めておりますが、この教育振興基本計画に行き着いたことによって、主体的に行動していただくという部分に学びの質をシフトして進化させていきたいという意図が含まれてございます。

ですので、各教科等のものを通じて環境問題について知る、そして身近なところでどのような取組がされているかというものを知っていただく。その上で、さらに自分は行動者として、社会の一員としてどうやって何をしていくかという部分までしっかり考えさせて行動していけるような人づくりをしていきたいということになっています。

ですので、これまでの体系化されています環境教育の取組、これを進めながら、その中で児童生徒一人一人に最終的には皆さんこれを知ってどうやって行動していきますかと、そういったところまでを考えさせて、しっかり自分の決意といいますか、考えを持たせるというところまでの指導を進めていきたいということを考えてございます。

その上で、さらにやはり世の中の関心もさらに高まっておりますので、こういった環境学習にさらにより機会、そして教材等あれば、積極的に検討しながら取り入れて進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で14番、村松信一議員の質問を終わります。

次に、15番、昆秀一議員の質問を許します。

昆秀一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

(15番 昆 秀一議員 登壇)

○15番（昆 秀一議員） 議席番号15番、新誠会の昆秀一でございます。

まず初めに、目に見えない障がいについてどう向き合い支援するのかについて伺いたします。障がいと一概に言っても、その形は様々であります。いわゆる身体障がいには目に見える障がいですが、一方精神障がいや内部障がいなどは目に見えない障がいがあります。どちらも健常者に比べて生きづらさを持っています。ですが、目に見えない障がいは目に見える障がいに比べ理解が得られにくいです。加えて、そのことにより、しゃべったり動いたりしないと、健常者と変わらないと思われることも多く、障がい者と気づかれた時点で異質な存在として扱われてしまうことになります。以上のことから、目に見えない障がいの理解を深める必要がありますことから、以下伺いたします。

1点目、目に見えない障がいをお持ちの方の把握はどのように行っているのでしょうか。

2点目、目に見えない障がいの理解をどう進めているのでしょうか。

3点目、目に見えない障がいの相談体制はどうなっているのでしょうか。

4点目、目に見えない障がいの支援の考えはどうなっているのでしょうか。

5点目、目に見えない障がいをお持ちの方の家族に対する支援はどうなっているのでしょうか。

6点目、子どもの発達障がいの支援はどうなっているのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 15番、昆秀一議員の目に見えない障がいについてどう向き合い、支援するのかの質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び自立支援医療精神通院受給者等で障がいをお持ちの方の把握をしております。

2点目についてですが、目に見えない障がいについて理解を深めることに特化した事業はないところでありますが、障がいの特性を分かりやすく解説したパネル展示や障がいの有無、あるなしにかかわらず、一緒に楽しめるパラスポーツの開催、または障がいをお持ちの方の

講演など、多くの町民が参加できるイベントを開催し、障がいへの理解を深めるための研修や啓発事業に取り組んでおります。

3点目についてですが、福祉課窓口で相談の対応に当たっておりますが、目に見えない障がいを含めて、障がいをお持ちの方全般に対する相談体制として、町では4団体に委託し、各種支援策に関する相談や情報提供を行っております。障がいをお持ちの方に配慮し、夜間や休日でも対応できる運営体制を整備し、福祉サービスの利用の援助に努めております。

4点目及び5点目についてですが、その障がいに応じた支援策を講じることが重要であると考えております。また、精神保健ボランティアやまゆりでは、精神保健について会員相互が理解を深めるとともに、当事者やご家族の心の健康づくりを支援しております。これまでデイケアどんぐりへの援助やのんびりくらすの開催、映画鑑賞会の開催等に取り組んでおり、本年度はボランティア養成講座を開催し、ボランティアの増員を図り、精神的な困難を抱える当事者や、その家族の支援強化に努めてまいります。

さらに、精神障がいをお持ちの方の家族会、あすなろ会は、ご家族同士で悩みを分かち合い、共に支え合いながら、精神疾患と障がいについて学び、理解を深め、家族の役割を果たしていくことを目的に設置されておりますが、現在会員の減少や高齢化に伴い休会しております。

町では、令和5年度に精神的な困難を抱える方のご家族を対象としたセミナーを開催し、ご家族や関係者など51名が参加しております。

本町といたしましては、ご家族が抱えている悩みや不安をお互いに共有し合える場が必要であると考えており、統合失調症の方のご家族を対象とした家族教室を今後開催する予定としております。

精神障がいをお持ちの方や、そのご家族の相談窓口といたしまして、県の精神保健福祉センターが設置されており、町に相談あった際は、その相談内容の傾聴に心がけ、必要に応じて同センターを紹介するなど、相談される方が必要とする支援につながるよう寄り添った対応に努めております。

また、目に見えない障がいをお持ちの方や難病の方など、援助や配慮を必要としている方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたヘルプマークがあります。このヘルプマークは福祉課窓口で配布をしており、ヘルプマークの裏面には、障がいや病気の特徴、症状に合わせて、その方にとって必要な情報を記載することができ、利用者の安心にもつながることから、今後も周知を図ってまいります。

これらの支援策は、それぞれ小さな取組ではありますが、障がいへの啓発活動等と併せて事業を一つ一つ積み重ね、目に見える、見えないにかかわらず、障がいをお持ちの方への支援につながるよう、共生社会、共に生きる社会の実現を目指してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、目に見えない障がいについてどう向き合い、支援するのかのご質問にお答えをいたします。

6点目についてですが、町内の小中学校には知的障がい学級や自閉症、情緒障がい学級など5つの種別の特別支援学級がございます。特別支援学級では、児童生徒の障がいによる困難さを改善、克服するための自立活動を行うなどの特別な教育課程を編成し、学習を行っております。

教育委員会においては、支援を要する子どもたちの自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援するため、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を受ける就学の間を検討する教育支援委員会を開催し、子どもたちの適切な就学に努めているほか、町内の全小中学校に特別支援教育支援員や適応支援員等を配置し、支援体制の充実を図っております。

今後におきましても、引き続き本人や保護者に寄り添い、個々の状況に応じた教育的支援を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 目に見えない障がいと一口に言っても、精神障がいばかりでなく、内部障がいもあります。行政においては、そういう方たちを含めた支援の充実が必要だと思うのですが、行政ばかりではなく一般社会においても、その理解を広める必要性を強く感じます。そういう理解を広めるのは、早くから子どものうちにしていく必要があります。現在では理解が大分広まっているとはいえ、まだまだその理解が足りていないように感じます。SDGsの基本理念には、誰一人取り残さないとあるように、今では共生社会の実現が言われております。

そのような中において、町としてはどういう課題を持って事に当たられているのか、何が

問題で、何が足りなくて、どういう方向性を持って支援に当たられているのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

やはり障がいがある、なしにかかわらず、みんなが安心して生活できることが一番の目的と私は思っております。そして、その障がいがある、なしにということで、今回質問にあります目に見えない障がいというのですか、そういった方につきましては、やはり答弁書にも書いたとおり、ヘルプマークがまず一つの関係だと思っております。

障がいをお持ちの方がヘルプマークをつけることによって周りからの支援が受けられる。また、ヘルプマークを見た方が、またその方が障がいがあるいろいろなあって何かお困りのことは支え合うという心を育てることができていくのかなと思っております。

このことにつきましては、やはり幼少の頃から学校教育の中で教育していくことが一番の大切なことだと思いますので、それが当たり前の社会になるように、小さい頃からそういった教育を町としましても教育委員会と連携しながら進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） まさしく子どもの頃からそういうふうな教育が必要なのだと思いますし、目に見えない障がいの理解というのは、本当に難しいと思います。その理解を深めるためには、子どもたちの親に対しての理解も重要だと考えますので、そのような親世代に対する理解はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えさせていただきます。

確かにお子さんの関係ということで、その親の世代がそれを理解するというのも一番重要なことだと思います。やはり親が子どもに対して、そういった障がいのある方に対する、支援が必要な方に対して支援をする、またそれが当たり前だということを小さい頃から教え込むというのが本当に大切だと思いますが、その方法につきましては、やっぱり教育委員会と保護者会、PTAとか、そういったところの場面を設けながら、捉えながら、そういった取組のほうにも共同で取り組んでまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） その目に見えない障がい、精神障がいなどの特性を知ることが必要だと思います。その方の基本的人権を守って、本人が望む地域生活を送る支援を行うために必要なことでもあります。ですが、精神障がいの種類は千差万別であって、個人個人によっても違うと思います。そういう特性をできるだけ多くの人に知ってもらうことが、その理解を広めることになります。精神障がいをお持ちの方は、あまり人と関わりがうまくできない方が多いのではないのでしょうか。理解が広まれば、そういう関わり方もうまくできるようになって、精神障がいをお持ちの方でも生きやすい地域になると思います。

ですから、本町は特にも認知症施策に力を入れているようですので、それがヒントになると思います。精神障がい、精神疾患に対する理解も今後さらに進められるようにしてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

やはりその障がいを周りの町民の方々が理解することが重要だと思います。そういった観点で昨年もセミナーを開催して、障がいをお持ちの方の、紫波町の方だったのですが、eスポーツに取り組んでいる方に講演を開いていただいたり、今年度につきましては、セミナーの内容として今回矢巾町に事業所を構えておりますギャンブル依存症についてをテーマとしてセミナーを開催して、町民の方々にいろんな障がいのことについてご理解いただくように努めてまいります。

今回依存症ということですが、今後様々な障がい、いろいろありますので、そういった方々の内容を皆さんに周知してご理解いただくように取り組んでまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 先ほどヘルプマークの話ありましたが、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が周囲の方々に配慮を知らせることで、援助しやすくなるように作成したマークがヘルプマークでございます。でも、皆さん見たことがあるでしょうか、資料にもつけておりましたので見ていただけていると思いますけれども、このマーク、なかなか普及、理解が進んでいないのではないかなというふうに思うのですが、本町と

してこのマークについての普及と理解についてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

このヘルプマーク事業につきましては、県が主体となって市町村でこのヘルプマークを配布する形となってございます。町の状況といたしましては、去年は21枚配布してございます。大体10枚から20枚ぐらいの間で配布になってございますが、まだまだやっぱりその普及に関しては足りないところがございます。今までも広報等で周知してまいりましたが、今年につきましても、7月号の広報で掲載して皆さんのほうに周知して、理解していただくように取り組んでまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それから、精神障がいをお持ちの方に対する支援として、通院医療費の公費負担に自立支援医療という制度がありますけれども、いわゆる黄色い受給者証のやつです。この制度を障がいの状態の軽減を図って、自立した日常生活を営むために必要な医療費の公費負担額を軽減する公費負担医療制度なのですけれども、障がいをお持ちの方の家族等が経済的負担を理由に適切な医療を受けられないことにならないようにするためのものであります。

使用できるサービスは、診療のほかデイケアや訪問看護等があります。令和4年現在で自立支援医療受給者数は428人となっております。ここ最近では多少減っているようだけれども、精神障害者保健福祉手帳の保有者数は微増している状態であります。今後も増え続けることが予想されますけれども、本町としてはこのような状態を今後どのようにしていこうと考えておられるのか、その対策をお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えします。

確かに精神障がいにつきましては、微増ではありますが、やっぱり増加傾向にございます。これは矢巾町に限らず全国的な傾向となってございますし、児童のほうでも児童発達の方も若干ですが、本町でも増加傾向にありますので、対策というのはなかなか難しいところではありますが、やはりご家族の支援等を考えながらその支援の対策というか、経済的な支援のほうを取り組みながら支援するという形が今のところはちょっと思いつかないのですけ

れども、防止策というのはなかなか難しいと思いますが、そういった社会になるように、精神障がいを起こさないような社会になるような取組が必要かなということでお答えさせていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） その経済的支援についてですけれども、精神障がいをお持ちの方に対する生活の支援については、精神障がいをお持ちで生活していく上で、就労に関して就労移行支援や就労継続支援のA型、B型などがありますけれども、これは精神障がいだけでなく、身体障がいをお持ちの方に対する支援にも対応するものでありますけれども、その支援の方法に違いがあって、特に精神障がいに対する支援は、その変化に著しいものがあって、支援の難しさがあるように実感としてあります。

就労継続支援B型の事業所は、盛岡地域では増えているように思うのですが、A型事業所はあまり増えていないというか、減っている現状があります。A型とは、雇用契約を結んで最低賃金、時給にして893円以上支給しなければなりません。そこがネックになっているのかもしれませんが、障がいをお持ちの方の希望する就職に結びつかない現状があります。

そこで町としては、この現状をどう考えて、精神障がいをお持ちの方の就労支援にはどう当たられているのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

就労支援につきましては、福祉事業所で行っている就労支援、またハローワークと連携して就労先等につなげるような取組を行っておりますが、確かにAとBでAのほうが少ないというのが現実でございます。なかなか精神障がいの方で、一般就労に近い形で就労するのが難しく、雇用のほうでもなかなか難しいということで、増加につながっていないということで捉えておりますが、今後、先ほども言いましたハローワーク等と、その就労の事業所等を確認しながら何とか就労につなげていくように、また精神障がいの方が安心して生活できるような就労体制というか、収入を得られるようにつながるように取り組んでまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆 秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、就職したとしても、定期的に相談等の支援を受けられないと定着しないのではないかと思いますので、この就労定着支援というサービスもありますので、これは最長2年という縛りがあるわけですし、私、この縛りなく支援を受けられればいいかなと考えているのですが、その点は町としては柔軟的対応はできているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

確かに2年という縛りがあるので、今のところその内容について従って行っておりますが、今後2年ということに縛られないような形で要望してまいりたいと思いますし、町としても事業所に赴きながら、就労者に対して支援するような相談に乗って、就労を続けていけるように支援できればなと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆 秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 仕事と同時に居場所づくりというのも大切になってくるのですけれども、そこで今年度策定された障がい者プランについてお伺いしたいのですけれども、地域、いわゆる地活、いわゆる地域活動支援センターⅡ型ですけれども、プランでは設置を検討するとあるのですけれども、今町内には地活がなくて、わざわざ盛岡に行かなければならないわけで、それでは地域での活動とは言えないわけでありまして、この現状からして、プランでの地活の設置というのを検討するというのは、町内に設置を検討しているということでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

町内のほうで地活の居場所づくりということで事業所を考えておるのですが、やはり事業所も町内には限られた事業所しかなくて、なかなか設置が難しいのですけれども、今後事業所と相談しながら、この地活に取り組んでいただけるようにこれから協議していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それから、障がいをお持ちの方の地活もそうですけれども、日中活動の支援には各種あって、就労支援もその一つだと思いますし、その前段階としての居場所づくり、デイケアであつたりもしますけれども、デイケアは主に病院に併設されていて、病院の医師が利用するようになると言うと思いますけれども、できればそう改まったものではなく、居場所が多数あればいいのではないかなと思うのですけれども、こういう居場所として自由に入出入りしても構わない場所が多くあるような形にできないのか、その点をお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

やはりちょっと町独自でそういった居場所づくりというのは、なかなか難しいところもあります。障がい者を引き受けて、それを見守るという形になりますので、やはりこれも町内の事業所との協議という形になりますが、町内の事業所もそういった事業拡大するには、なかなか人材確保なども難しい状況もあるようですので、そういったところも考慮しながら、町内の事業所と今後も引き続き事業の展開に向けて協議させていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 居場所として提供しているのがさわやかハウスで行っているのんびりくらぶがあるのですけれども、なかなかこの利用者は増えておりません。町としても努力されているのですけれども、さらに周知のほうに力を入れていただきたいと思いますのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

まずもって昆議員さんにつきましては、この居場所づくりに対して非常にご協力いただいて本当に感謝申し上げます。確かに利用者がなかなか増えていないというのも現実でございますので、やはり周知というのが一番の重要なポイントだと思いますので、町といたしましても、こういったチラシ等の作成等で何とか町民の方に周知して、困っている方の利用者を何とかこうやって来ていただいて、居場所づくりの対応とさせていただくように取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） この精神保健ボランティアですけれども、今年度養成講座が行われる予定となっておりますけれども、若い人、例えば学生なんかも参加できるようにできないものなのか。どこでも人材不足が言われておるのですけれども、この解決策を考えていかないと、結局は精神障がいの方の居場所も確保できなくなってしまうばかりではなくて、今以上に精神障がいの方に対する費用が多くかかってしまうというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

確かに若い方々の協力ということで、昨年度社会協議会が行ったボランティア養成講座に医大の学生も参加していただくということですので、今回につきましても、医大のほうに声かけしながらボランティアの活動に参加していただくように進めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 仕事のことについてですけれども、役場でももっと積極的に精神障がいを含めた障がい者の雇用を増やすことで、町の障がい者雇用、今国の障がい者雇用率を引き上げられようと言われておりますけれども、町内企業の障がい者雇用を高める意味からも、その辺も考慮しながら役場内での障がい者雇用を進めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

役場全体、行政機関としては、今約2.4%の雇用ということで指定がされています。これがだんだん引き上げられまして、たしか2.9%まで引き上げられるというふうに承知しておりました。身体、知的、精神のそれぞれの障がいを有する方々の特性をしっかりと把握しながら、その特性に合った役場内での職に当たれるような工夫をしながら、募集をかけながら採用していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） ぜひその辺はお願いしたいと思います。

さらに、知的障がい、精神障がいをお持ちの方の文化活動についてですけれども、以前知的障がいをお持ちの方の芸術家を招いての小中学校での授業を提案したのですけれども、これ多分実践されていないのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

まだ実現に至っていないところでございますけれども、今盛んと芸術アートについてとあるNPO法人と連携を組みながら進んでおりまして、町内の小学校、短大含め進めておりますので、そういったところを今年度も視野に入れながら進めていきたいと考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） ぜひそのような事業を通して、目に見えない障がいというのも深まっていくように思いますので、ぜひ障がいの理解が深まる教育をしていただきたいと思います。そのように子どもの頃の理解が非常に大切だと思いますので、ぜひそのような事業を取り入れてもらえるようにお願いしたいと思います。

それで、障がいへの差別や偏見についてですけれども、昔より少なくなっていると先ほども申し上げたのですけれども、差別や偏見はなくなっておりません。多分全く差別や偏見がなくなることがないと思います。私にもアンコンシャスバイアスという無意識の偏見があると思います。そのことをまず意識していること、誰にでも無意識の偏見があるのだよと意識することが大切なのではないでしょうか。そういうことを皆に意識してもらうように、行政としても周知活動に努めていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

役場の窓口、行政機関の中でも、やはり障がいをお持ちの方などいらした際に、無意識の偏見などを持つ職員も、もしかするといえるかもしれません。ただ、そういったことを決してやってはいけないのだよということで、障害者基本法の中、それから合理的な配慮をしっかりと、そういった方々に対応するようにということで我々も通知してございます。そうい

ったことをしっかり対応できるように、職員一同対応してまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 今合理的配慮という言葉が出ましたけれども、今年の4月に差別解消法が改正されて、民間事業者にも合理的配慮が義務づけられるようになりました。今まで国や自治体には義務づけられていたのですけれども、これからは民間事業者も合理的配慮を行わなければならないとなったわけで、違反しても直接的な罰則はありませんけれども、必要に応じて指導や勧告ができます。

そのような中、この改正法はグレーゾーンが広い問題があります。つまりどこからが違反になるのか線引きが難しいのですけれども、そこで大切になってくるのが対話だということです。建設的対話で合意点を深めることが求められます。本町では、この合理的配慮についてはどのように対応していて、どう民間にも広めようと考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

やはり大切なのは相手の目線に立つこと、相手が何を欲しているのかとか、相手の目線に立って、しっかり膝を折って相手の気持ちになって対応することが一番だというふうに考えてございますので、そういった気持ち、心がけを大切にしてやるようにしていきたいというふうに考えてございます。

いずれ役場目線、上から目線などということは、決してすることのないようにということで指示、指導しながら対応させていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それから、多岐にわたるのですけれども、生活の場、目に見えない障がいをお持ちの方ばかりではないのですけれども、8050問題もそうですし、重身の方もそうですけれども、親亡き後のことについて、自立できる方はいいのですけれども、自立できない方については、生活面をサポートしてもらわないといけません。特に生活できる場所

については、グループホームなどに入居するケースが多いと思うのですが、精神障がい者の町営住宅への入居についての配慮はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

現時点で、障がい者ということでのこちらのほうでの審査するときの評点のほうには配慮するようになってございますが、実際にここ最近ところで申込み等、それらは承ってはございません。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） ぜひそのところでも合理的配慮に入ってくると思いますので、今後お願いしたいと思います。

心の健康づくりや講座、健康教育も行っているのですが、その予防について、この開催状況はどうなっているのか、そういう教育がどれだけ予防に役に立っているのか分からないのですが、少なくとも行うにこしたことはないだろうと思うのですが、ただルーチンでやりましたと言っても、あまり役に立たないと思いますので、やるのであればしっかりと重要なことなのだと意識づけした上で周知していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 周知の問題ですか。

○15番（昆 秀一議員） 心の健康づくり講座、健康教育に関して。

○議長（廣田清実議員） どういう、周知です、教育、すみません、もう一回論点をまとめて。教育なのか。

○15番（昆 秀一議員） 健康づくり講座や健康教育についてですが、開催状況はどうなっているのかお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

私のほうから自殺対策ということで、心の健康ということで、小学校のほうではSOSの出し方教室であったり、養成講座を開催したりして支援のほうというか、そういったことは大切だよと、心の健康を支える上でお互いの思いやる心というか、そういったものは大切だ

よということで教室を開催して、できるだけ精神的に追い込まれないような形で、お互いが支え合うような形を理解する上で、そういった教室を開催しているところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

○15番（昆 秀一議員） 私言いたいのは、予防なのです。予防、そういう教室を、講座を開いて、そういう予防を促していけばいいのではないかなと思ったので、この早期発見、早期治療というのがどうしても大事になってきています。大人もそうですけれども、特に子どもに対しては、スクールカウンセラーの充実などが必要だと思うのですけれども、この心の病の早期発見、早期治療について、子どもに関してはどういうふうにお考えをお持ちでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 子どもの心の病についての教室でしょう、早期発見とか、どっちだ。村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

子どもということでお話ありましたけれども、いずれ私どもの部署といたしましては、4月からこども家庭センターを設置したわけでございますが、妊娠期から特定妊婦さんということで、支援が必要な方の情報が共有、従前の健康長寿課にありました母子保健機能と一体的に瞬時に課題、問題点等を共有しながら、お子様の心の面での対応についても、教育委員会あるいは福祉課と連携しながら、そういうSOSなり危険な信号を早期に察知し、早期発見、早期療育、やはり精神科の専門の先生のお力もお借りしなければならない場面も出てございますので、そういう予防という啓発的なこともおっしゃっているのかなとは思いますが、いずれそういう危険信号を早期に発見し、早め早めの対応を連携しながら行っている状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、子どもも大人もそうなのですけれども、全ての病気の要因となり得るものとしてストレスがあります。厚生労働省の調査では、働く人の約6割が仕事上で何らかのストレスを感じているとの報告があります。働いていない人でもストレスを抱えて生きていることでしょう。このストレスをためないで生活することが大切でもあります。

しかしながら、現代人はなかなかうまくストレスを解消できずにいるようです。そこで、このストレスとうまく付き合うこととか、そういう健康教室も必要なのではないかなと思う

のですけれども、ストレスマネジメント講座のようなものを開くことはできないのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをいたします。

文化スポーツ課、生涯学習という面からお答えをさせていただきますけれども、今そういった予防教育という面の講座等に行っていないところでございますけれども、先ほどこども家庭課長からもありましたとおり、担当課と連携を取って、必要な講座等を模索しながら開催していければというふうに思っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 職場によっては、こういうストレスマネジメント講座を開いているところもありますので、義務づけられているところもありますし、講座を開いたり、そういうふうなことをして予防していただきたいと思いますし、ストレス解消といってもなかなか難しいことではあるのですけれども、やはり相談ができる環境をつくっておくことも大事なのではないかと思います。そういう相談を持ちかけやすい環境が、周りの人間との関係づくりができるよう、町としてもそういう支援をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まず、職員の枠というお話の中で説明させていただきます。現在は、各職員が持っておりますスマホ等でもストレスチェックなど是可以ということで、ストレスに関わるいろんな説明も受けられるようになってございます。ただ、以前にもちょっとご説明いたしましたが、来年から健康診断の際に、その待ち時間にストレスチェックをしていただいて、専門的な医師の立場から、そういったご指導もいただけるように令和6年度から体制を変更しましたので、そういったことでは、きめ細かなストレスに対するご指導や相談を受けるような体制になるのかなというふうに思っております。

また、個人的に何か精神的にちょっと不安だなとか、個人的な相談もしたいなという場合は、我々のほうでは産業医の先生に特別な相談をしていただけるような枠もつくっていただいておりますので、そういった部分ではしっかり対応させていただきたいなということで、

あくまでちょっと今職員の枠の中でというご説明になりますが、将来的にはいろんな町民のご相談もできるということになれば、先ほど文化スポーツ課長からも説明あったとおり、講座とか、そういった枠組みも検討させていただければなというふうに思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 職員の関係です。町のほうでは、そういう相談を受けたことはないの、健康長寿課ではないか、ストレスに関することで相談を受けたことはないのですか。そう聞いているのです、きっと。なければならないのでしょうか。

田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

具体的に相談、職場のストレスとか、そういったことでの相談ということではございませんが、町民の方、やっぱり日頃感じていること、ストレス、たまっていることとか、そういったことで、こちらのほうの対応するのは保健師が相談に乗ってお話を聞いて、助言とか、アドバイスをしたり、もし必要なつなぐ関係機関等があれば、そういうところにご案内するような形を取っています。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） いずれ目に見えない障がいというのは、目に見える障がいに比べて理解されにくいというのは再三言っているのですけれども、その点を配慮した支援を今後町としてもしていただきたいと思うのですけれども、何か最後に所感があればお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

冒頭にもお話ししましたが、障がいのある、なしにかかわらず、また障がいが見える、見えないにかかわらず、皆さんが安心して生活できるように町のほうとしてもいろんな相談を受けながら、そういった問題を解決できるように取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

これで1問目の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午後 2 時 20 分といたします。

午後 2 時 0 8 分 休憩

午後 2 時 2 0 分 再開

○議長（廣田清実議員） それでは、再開いたします。

次に、2 問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○15 番（昆 秀一議員） 次に、言葉の重要性を深める活動についてお伺いいたします。

言葉とは、人とのコミュニケーションや情報伝達のための強力なツールであります。言葉には様々な形があって、話し言葉であったり、書き言葉などがあり、言語学や心理学、社会学などの分野でも研究もされております。このように言葉は個々の感情や考えを表現し、他者との関係を構築するための重要な手段であります。行政においては、報告書などの書き言葉や接遇のための話し言葉は重要でありますことから、以下お伺いいたします。

1 点目、接遇の際の話し言葉について、どのような点に注意して会話しているのでしょうか。

2 点目、書き言葉については、どのような点に注意して文書を作成しているのでしょうか。

3 点目、町職員が使う書き言葉についての表記の決まりはどうなっているのでしょうか。

4 点目、生涯教育における文芸の扱いについては、どう考え行われているのでしょうか。

5 点目、小中学校における言葉の教育はどのような考えの下行われているのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 言葉の重要性を深める活動についてのご質問にお答えをいたします。

1 点目についてですが、町職員の接遇の際の話し言葉につきましては、町独自で定める矢巾町職員接遇指南書において、専門的な用語は分かりやすい言葉に言い換えを行い、相手の反応を見ながら、ゆっくり丁寧な話し方を心がけるように定めております。日々の職務において、特に新採用職員においては、先輩職員が仕事の進め方や心構えなどのお手本となることで、仕事や、また生活全般に関して支援するメンター制度により指導を行っております。

2 点目についてですが、公用文作成の際には、内容が正確で誤りがないことに加え、読み手が文書の内容を十分理解できるよう配慮した文書となるよう、作成者及び決裁者がチェッ

クを行っております。

3点目についてですが、町職員が使う書き言葉について、独自で定めるルールはございませんが、公用文作成に当たっては、令和4年1月に内閣官房長官から各省庁へ発出された公用文作成の考え方の通知内容や岩手県で定めております文書事務の手引き等で定めるルールを参考にするとともに、新採用職員を対象とした文書に関する研修を実施しているほか、日々の職務においても、文書回覧時などに先輩職員及び決裁者が随時指導を行っております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、言葉の重要性を深める活動をのご質問にお答えをいたします。

4点目についてですが、文芸とは、言語芸術の総称であり、言語表現を通して学ぶ機会であるとともに、その営みは感性を養う機会であると捉えております。本町は、女啄木と呼ばれた歌人西塔幸子氏や俳句界に偉大な足跡を残された俳人小原啄葉こと小原重雄氏の生誕の地であります。本町においては、名誉町民でもある小原氏にちなんだ俳句会の開催や町芸術祭での作品展示を行いました。また、広報やはばに矢巾短歌の会、やよいの会の皆様の短歌や俳句を掲載するなど、文芸活動の広がりを図っております。

5点目についてですが、言葉は人と人とをつなぐコミュニケーションや情報伝達に欠かせないものであると認識しております。学校の授業においても、言語活動は全ての教科等において欠かせない活動であり、読むことや聞くことにより情報をインプットし、そのインプットをベースとして課題を解決するための思考や判断を行い、その結果を話すことや書くことによるアウトプット活動を行うことで、的確な対話活動や情報伝達能力が高まっていくと捉えております。

また、言葉の発達に課題を有する幼児や児童も少なからずおりますので、本町においては、幼児おはなし教室やことばの通級指導教室を設置し、その課題に応じた個別の支援を行い、その改善を図っているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 最近しょっちゅう国会議員や首長などによる不適切発言やパワハラ

事案が報道されていますけれども、事の真偽はどうであるか各事案で分からないのですけれども、昔と比べて現在は厳しくなっているようです。ですから、昔は許されたから現在も許されるとは限りませんし、本来であれば昔がおかしかったこともあろうかと思うので、昔でも許されなかったかもしれません。そのような言葉によるパワーハラスメントなど不適切発言への対策は、町としてはどのように行われているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

町のほうでは、矢巾町のハラスメントに関する基本方針を定めております。その方針に基づきまして、基本的にその方針を定めた際には、パワーハラスメントとセクシュアルハラスメント、この2つを大きな部分というふうに捉えておりましたが、今様々なハラスメントがあります。大抵的にしますと22種類くらいはあるのではないかと、全体からすると、嫌がらせという範囲ですと、もう多数のハラスメントということにはなるのですけれども、そういったことについて町でもしっかり把握して、対応するという組織として動かしたいというふうには考えてございます。

具体的には、職員からそういった相談がある際は、一義的には総務課あるいは私のほうでしっかり内容を把握いたします。それから、副町長等も入りまして、個別の事案については聞き取り調査や内容の審査等も行いながら、重大事案にならないようにそこはしっかりと相談を受けて指導するという方向に捉えてまいりたいというふうに考えてございます。

また、それが例えば役場の中で収まらない部分については、例えば顧問弁護士や公益通報の先生などにも特別にご相談するというような対応も行う方向では検討してございます。

いずれそういった部分がしっかり内部で自浄作用があるように、しっかりと対応して解決するような窓口であるというふうに自負してやるようにしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 言葉なので、言葉の規定とかあるの。きつと言葉の重要性の中に入っているから、そういうハラスメントの言葉の規定とかとあるのか、ないのですか。なければないで。

田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

言葉の規定、使い方という部分につきましては、町長答弁でもございました。基本的には、

しっかり上司、同僚からきちっとしたOJT、オン・ザ・ジョブ・トレーニング、職場内でのきちっとした指導という形でする形になってございます。

基本的には、文字に出している部分についても、こちらにもございますけれども、矢巾町の職員接遇指南書の中に規定になってございます。この中には、接遇の心構えだとか、窓口対応の仕方、面接の重要性、対応の基本的対応、それから電話対応の仕方、具体的な電話のかけ方、受け方、言葉の使い方も書いてございます。それから、クレーム対応、そして知っておきたいマナー、案内の出し方、お茶の出し方、名刺交換、席次、それから自己診断チェックシートということで、これらがしっかりできているかというような部分も自己判断できるような非常にきれいにまとまった指南書もございます。こういった部分でしっかりと職員は自己判断もしながら、それから周りの同僚、先輩方もしっかりとアドバイスしながら支えていくような方向にしたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 言葉について付随するものとして、会話や文字、印刷物などの言語的なコミュニケーションのことはバーバルコミュニケーションと言って、一方顔の表情や声の大きさ、視線、身ぶり手ぶり、ジェスチャーなどによるコミュニケーションをノンバーバルコミュニケーションと言っています。どちらもコミュニケーションには大事であって、どちらか一方が欠けても誤解が生じることもあります。

ですから、バーバルコミュニケーションもノンバーバルコミュニケーションも駆使して、コミュニケーションに当たる必要を感じるわけですが、町職員の接遇に関しては、このバーバルコミュニケーションとノンバーバルコミュニケーションをどう考え、実際に接遇に当たっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） 身ぶり手ぶりや相手の姿勢、自分の口、それから態度の姿勢、やり方、そういった部分については、いずれ総括して申し上げますと、相手が嫌がらない、それから相手に威圧をかけない、そして相手の気持ちをしっかりと把握できるというような、そういった姿勢をもっとやらなければならないというふうに考えてございます。

具体的に、今のお話しになったものを文字に起こしているというものはございませんけれども、そういったものについては、しっかり現場の実践を通して指導しながら適応できるよ

うにしたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それから、お役所言葉という曖昧な表現や回りくどい表現がありますけれども、そういう言葉は一体何が言いたいのか分かりにくくて、伝えたいことが伝わらないおそれがあります。理想は、町民の誰もが伝わる言葉を使われる人の立場に立ってしっかり理解されるように、できるだけ具体的で簡潔な言葉で表現をするように心がけてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 私のほうからお答えさせていただきます。

いずれ町民の皆さんに何をお伝えしたいのか、きちっと分かりやすい言葉でお伝えするということは非常に大事なものですから、私のほうでは書類の文書、決裁が上がってきたときには、町民の目線で読んだときに分かるかといったところの視点を伝えながら、文書のほうは修正しながら訂正させていただいています。

あともう一つは、話し言葉と書き言葉というお話ありました。ふだん話ししている言葉は伝えていて、それである程度分かるのですけれども、それをそのまま書き言葉にすると、同じことを2回も3回も言ったりして何を言いたいのかよく分からないということもありますので、相手に伝わりやすいように簡潔にお伝えするというふうなところの視点も踏まえながら、書類を作成するよう指導してまいっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） その中でも、それこそお役所言葉もそうですけれども、片仮名語であったり省略語であったりというのが非常に分かりにくい言葉もあります。でも、なかなかそのところがふだん使っている、例えばエコライフなんていう言葉は一般的になじみがないですので、片仮名をよく吟味してそのまま使うことは避けて、使われる方の立場に立って、理解度に配慮して言い換えるように、説明するように注釈をつけて使うようにしてほしいと思います。

それから、省略語についてですけれども、これも例えばパソコンなんかは、正式にはパー

ソナルコンピューターですけれども、今はパソコンで通じるのですけれども、例えばアルファベットの略語の P F I とか、使われていると分かる人は分かるのですけれども、普通の町民に説明するときには避けたほうがいいと思います。このような略語は、使われた者同士ではコミュニケーションを円滑する便利なものなのですから、このような言葉を知らない人にとっては全く意味が分からないために、人によっては不愉快と受け取る場合さえありますから、町民との会話もちろんのこと、広報紙であったり、町民向けの文書では正式な用語を使うようにしてほしいと思うのですが、そこら辺の配慮はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 今のお問合せは、全くそのとおりのことだと思います。いずれ引き続き私たちも町民に対して分かりやすい言葉で何を言いたいのか、伝わるような形での文書作成に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで気をつけると言っても、ただ漠然と気をつけると言われても難しいと思います。個人に任せて済むことではないと思いますので、例えばそういう勉強会を催すのもいいですし、そういう場か何かで勉強会をしてみるのもよいのではないかなと思うのですけれども、職員の皆さん忙しいでしょうから、そんな時間をつくるのも難しいとは思いますが、行政サービスは分かりやすい言葉遣いが基本としてあります。そういうところをおろそかにしては行政サービスの充実はあり得ないわけですから、ぜひ言葉遣いに対しては気をつけるような施策に目を向けていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まず、ご指摘のとおりすぐできることといたしましては、庁内のネットワークを使いまして、インフォメーションですぐ職員のほうには、そういったご指摘がありましたということで注意しましょうということはすぐできますので、やりたいというふうに考えてございます。

あと機会を捉えまして、しっかりしたそういった研修も、新人以外にも中堅の職員に対してもしっかりやっていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 町では、文書管理規程というのがあるのですが、その中で文書作成の原則というのが第3条にあります。その条文では、文書を作成するときは常用漢字表、現代仮名遣い、送り仮名のつけ方、外来語の表記により、平易簡明な口語体にしなければならないとあります。各職員、この規定に基づいて各種文書を作成していると思うのですが、そのチェックは先輩職員や決裁者が行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

庁内文書につきましては、決裁権者までのルート、伺いにつきましては、まず同僚の職員、それから係長、補佐、課長という、それから必要に応じて、副町長や町長の決裁を受けるといような形になってございますので、それぞれの段階において、段階というか基本的にはその課内でしっかり内容をチェックいたしまして、分かりやすい表現であるか、内容が間違っていないかなどをしっかりと確認して、上司のほうに上げるという方向で取り組んでいるという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 先ほど文書管理規程で言ったのですが、平易簡明な文書になっているかをチェックするのは非常に私難しいと思うのです。平易簡明とは、平易は易しいこと、難しくないこと、簡明は簡単ではっきりしているということだそうですが、つまり平易簡明とは難しくなくて易しく簡単ではっきりしていること、そういう文書は難しいと思いませんか。

私難しいと思っているのですが、なぜ難しいかというと、平易簡明に具体性がないからであります。ただ常用漢字表などに倣った文章を書けば平易簡明にはならないでしょうから、私もっと具体的な文字表記のノウハウを皆さん研さんを積んだほうがよいのではないかなと思うのですが、特にも決裁者がチェックするということですので、その決裁者について研さんを積んだほうがよいのではないかなと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

私もよく部下に話をするのですが、窓口に来たお客様に対して、法律第何条の第何項に規定されているからこうなのだという言い方は絶対するなよというふうには指示は出しております。今ご指摘のあった規程にもございます平易簡明な言葉というのは、相手がよく理解できる言葉と、そういった説明をなさいというふうに理解しております。

そういった内容の文書構成がしっかりできるような職員になってほしいという意味で規程になっていると思いますので、分かりやすい言葉で相手が理解しやすいと、お互いに納得できるような文書をしっかり作成できるというふうにしっかり対応させたいというふうに思っておりますので、上司も含めて、私も含めて、部下も含めて職員しっかりやらせていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そこで今便利なのがあって、時代が進んで、チャットGPTという便利なものがあるのですけれども、これ利用の仕方では非常に便利でして、この活用としては町としてはどうお考えになられているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

ただいまの文書作成に関しまして、チャットGPTを使おうというふうな意識はちょっとまだ職員中にはありませんでした。今ご指摘いただいたとおり参考にさせていただきまして、我々もちょっと勉強しながら、そういった方向にも使えるように検討していきたいと思っております。

よろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 何でもそうなのですけれども、便利なものは使い方次第で非常に便利なものなのですけれども、一方使い方を誤ると大変なことになると思いますので、便利だとはいえちゃんと取扱いの規程をつくって活用してほしいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 特にもAIの活用につきましては、法整備のほうもまともに

進んでいないというふうな状況でもございまして、国なり県の方針に沿って我々もやっていきたいというところですが、町独自の部分につきましても、ちょっと検討を進めて、実際どういった使い方をしたらいいのかというところを職員にも周知していきたいというふうに考えます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） このように町職員においても、文書の扱いを気をつけることが多いのですけれども、では子どもの場合どうなのか、最初に小中学校の言葉の教育についての考えはお伺いしたのですけれども、これ国語力、全ての教科の基本となるものではないでしょうか。その中でも大事なのが読解力ではないかと思うのですけれども、現状の本町の小中学校の読解力に通じる読書力というのは、どのような状態になっているのか、見解があればお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 私のほうからお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、言語活動というのは非常に大事、その中の一面として読解力があるということはそのとおり。読解力がどの程度あるかというのをはかる適当な尺度というのはございませんが、例えばこれが国語全体というふうな形で捉えたとすれば、全国標準以上にあるというふうにお答えをさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 全国以上にあるということで、大変いいことだなと思うのですけれども、それと子どもの書き言葉についてですけれども、いわゆる文章力についてなのですけれども、本町では小中学生たちが各種コンクールで受賞されておって、以前これだけ受賞するのは何か理由があるのかと前教育長に伺ったのですが、特別な教育はしていないということだったと思うのですけれども、やはりその小中学生が大人になってこの文章というものは必ず役に立つと思うものなので、しっかりと指導をこれからも続けていっていただきたいと思いますし、同時に私、本町の小学校小中学生の作文読んでいて目立つのが、弱者の視点というのが非常に印象に残っておりまして、ぜひそういう視点も伸ばしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 本当に特に特段の特化した取組は行っていないのは、そのとおりでございます。ただし、その言語活動というのは、国語だけではなくて他の教科、全部の教科と言っていいと思います。例えば理科であれば、論理的な思考をどのように表現するか、いわゆる論理的な文章を書けるようになる、または国語で言えば叙情的な文章を書けるようになる。つまり、その人の考え方をどのように表現するかというのが、いわゆる文章力。先ほど弱者の視点に立った作品が多いということでございますが、インクルーシブ教育というものがございます。これは共生社会に向けた、いわゆる健常者も、そうではない方も同じ世界で暮らすというふうな、いわゆる共生の世界の部分ですが、これは学校教育においては10年以上も続いておるものでございます。そういう教育が子どもたちに浸透しているのではないかというふうに推測するところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、子どもの話し言葉について、これも学校でもそうですけれども、大事になってくるのが家庭での教育だと思います。いわゆる生活の中で身につけていくことが話し言葉なのだと思いますし、今はテレビやユーチューブなど影響を受けやすいと思いますけれども、それ以上にふだんの会話が大事になってくるのではないのでしょうか。

そうすると、やはり親や家族などの言葉の乱れが子どもにも影響するのだということで、親の生涯教育というのも大切になってくると思いますので、そこのところは町としてはどうお考えになられているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

おっしゃるように、家庭教育がやっぱり子どもたちの成長の一番のベースにあるものというふうに考えます。いわゆる就学前というよりは生まれてからですけれども、体温を感じ、そして最初に入ってくるのは恐らく耳から入ってくるのだと思います。そういう会話が続くことによっていろんな疑問が出てきて、これは何、あれは何というふうな形で発達段階がきちっと踏まれていくと。ですから、その発達段階がきちんと踏まれていくということは、その子の育ちにとっては大変大切なものというふうに捉えます。

いわゆる言語に特化したと、またはその幼児教育、もしくはその前の教育に特化した講座

というのものもあるかもしれませんが、どのような形で家庭教育に大切さなり、またはこのような方法がありますよということを周知したりとかということについては、検討させていただきたいというふうに思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 私、以前町民提案型講座で提案したのが話し方講座というところなのですがけれども、これ予想に反してたくさんの方が受講されました。それだけ話し方について学びたい人が多いのではないかなと思いましたので、そこでもっとこういう講座を定期的に行ってはいかかなものかと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ご提案の一つとして承って、検討させていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そういう勉強というのは一朝一夕に身につくものではないので、話し言葉もそうですし、書き言葉ももちろんのこと、しっかりと身につけていただきたい。私自身も気をつけたいと思っているのですけれども、この点について何か所感があればお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 話し言葉、書き言葉も含めまして、言語活動というのは、人とコミュニケーションを取る、もしくは自分を表現するのに、やはり大変重要なファクターを握っていると思います。よって、言語活動といった場合には、インプット、例えば読む、そして見る、そして頭の中で思考、判断して、それをどのように書くか、話すかということ、この全体を通してが大事だと思っております。

今学校教育の中においては、その言語活動がやはり中心になっております。その教科によって表現させたいもの、そのために必要なインプットは何か、こういうことを考えて日々の授業改善も行われているものというふうに認識してございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、インプットという言葉が出ましたけれども、逆のアウトプットというのも大事でありまして、言葉というのは様々な効力があると言われております。例えば悩みなどを文字にしてアウトプットすることで、自分が今何に悩んでいるのか自覚できて、その解決に向かうことができるとか、いわゆる自己セラピーに近いと思うのですけれども、先ほど言いましたストレスに関しても、この自己セラピーをすることによって、言語化するということは、そういう効用もあると思いますし、また悩み相談でも一人で黙々と考えているだけでは解決に向かえないと思いますので、人に相談する、その人にまず言葉で話す、そうやってしゃべることによってアウトプットすることで自分がどう考えているのか確認になるのだそうで、そのように言葉というのは非常に大事なものであるということをお分かりいただけると思うのですけれども、やはりそのためには皆さん言葉というものを大事に扱っていかねばならないと思いますので、ぜひ今までより一層言葉遣いに注意を払っていただきたいと思うのですが、誰か所感を言える方がいたならばお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 私のほうからお答えさせていただきます。

いずれ言葉というのは非常に大事なものですので、発言するにしても意を用いてしっかりと相手の気持ちをも踏まえながら対応していくことが大事だと思いますので、引き続きそういったことで対応してまいりたいということで考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ないです」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで2問目の質問を終わります。

次に、3問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 次に、安全、安心な通行をするためにについてお伺いいたします。

安全、安心な道路などの通行においては、道路インフラの整備は欠かすことができません。その道路整備は、交通の安全性、効率性及び快適性を確保するために重要な活動であります。その内容については、道路の舗装や拡幅、標識の設置、信号機の設置、路面の修理や夜の通行のための街路灯、防犯灯の設置などがあります。町民が安全、安心に道路を通行するために、以下お伺いいたします。

1点目、生活道路の整備についての優先順位はどのように決められるのでしょうか。

2 点目、道路整備の要望が上がっている地域について、地域住民への説明はどのように行われているのでしょうか。

3 点目、夜間の小中学生の通学に関する配慮はどのように行われているのでしょうか。

4 点目、岩手医科大学附属病院周辺の交通安全対策は、どのような点に力を入れているのでしょうか。

5 点目、持続可能な交通システムの構築や環境への配慮はどのようになっているのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 安全、安心な通行するためにのご質問にお答えをいたします。

1 点目についてですが、生活道路の整備は、路面状況、有効幅員、車両の交通量、歩行者等の通行量、住宅地等の割合、危険度、地元の同意状況、用地補償の状況、物件移転補償の状況、事業の実効性など、複数の項目を総合的に判断し、優先順位を定めております。

2 点目についてですが、過去に寄せられていた要望路線が複数ある行政区については、平成28年度から行政区内での優先順位を検討するための懇談会を開催しており、令和3年度以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け中断しておりましたが、今年度から再開する予定としております。

3 点目についてですが、街路灯については、道路の交差点やカーブなどの見通しの悪い道路への設置となりますが、防犯灯については、地域コミュニティ内で設置が必要な場所を検討いただいた上で設置しており、設置費用及び電気料金の補助を実施し、これまでの自治会からの補助要望全てに対応してきております。

今後も地域で暮らす町民の皆さんが地域内のより効果的な設置場所、安全、安心に配慮した場所への設置を検討された際に、補助を実施し、設置を後押しすることにより、町全体としての安全、安心な通行の確保に努めてまいります。

4 点目についてですが、岩手医科大学附属病院前の町道中央1号線は、道路の両側に幅員4メートルの歩道を整備しているほか、町道安庭線との交差点には歩車道境界に車両防護柵を設置するなど、歩行者の安全確保に力を入れるとともに、冬期間においては、車道部に凍結防止剤を重点的に散布して路面の凍結を抑制し、緊急車両を含む車両の安全確保を図り、事故防止に努めているところであります。

5点目についてですが、持続可能な交通システムの構築については、現在町で実施しております市街地循環バス、やはばすや予約型乗合バス、のりあい号の利用促進を図ることにより、自家用車に依存しない交通網の形成に引き続き努めてまいります。

環境への配慮につきましては、道路工事においてリサイクル製品や材料を使用するとともに、街路灯のLED化を推進しており、環境へ配慮した整備を行っているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 先頃の議会、4月会議や6月会議においても、穴ぼこ事故による専決処分の報告がありました。この冬は例年に比べ、その数が多いように思うのですけれども、ですが毎年そういう事故があることから、今後はさらにパトロールを強化するということでしたけれども、パトロールの強化も必要なことではあるのですけれども、これは県道でも、近隣市町でも起こっているということですので、広域で運転者にもこの時期には通行には注意するように周知を行っていくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

今年もタイヤの破損等ありまして、大きな事故がなかったのが何より幸いでした。やはり西部開拓線等交通量の多い路線につきましては、大型車両は通っても大型車両には被害はなくても、小さな車にとってはタイヤがきれいにはまってしまっって破損するというふうな事故が多発しております。

私どものほうでも、道路のほうの看板等で周知は一部はしておるのですが、なかなか夜間の特に冬場の場合には、看板等が見られないというのが現実かなとは思ってございますが、ご指摘のありましたとおり、周知を図ることで走行速度を抑えていただければ防げる事故が多数あるとは思いますので、そちらのほう努めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それから、穴ぼこを見つけたときの情報提供にはやはナビ！を活用できるわけですから、この情報提供が何か少ないのではないかと思いますのですけれども、それよりも電話での通報のほうの方がやりやすいのではないかと思いますので、その際の道路課への

直電なり、分かりやすく周知するなどというところも大切ではないかと思いますので、アプリの普及はもちろんのこと、電話を使った情報提供の充実も必要ではないかと思いますので、そのところの周知を今後さらに図っていただければいいのかなと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） ただいまのご指摘のありました電話での連絡という件につきましては、既にかかなりの数のご連絡をいただいております。特に交通事業者さんのほうからの情報等が非常に有効でございまして、そのほか郵便局等とも協定を結んでおりまして、穴ぼこ等を発見したならば通報していただくように制度を進めておるところでございまして、以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、道路整備に関しては、切削材のアスファルトを使った道路舗装が何年か前までであったのですけれども、これは問題が多かったこともあったのですけれども、この事業はどうなっているのでしょうか。

それから、今までこの事業で整備された箇所というのは現在どのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） 切削材を使った舗装につきましては、現在は行ってございません。過去に切削材で協働の道づくり等で様々やった道路たくさんあるのですけれども、かなりやはり劣化が激しくて、どうしても再生アスファルトはある程度は再生したもので使っておりますけれども、昔ほどの混合率のものは現在はもう使っていないのが現状でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） なかなか難しいところがあるのですけれども、それで資料提供として、生活道路の要望をもらったのですけれども、高田の3区が多いのですけれども、この要望、群を抜いて多いわけなのですけれども、建物が密集していたり、救急車や消防車も容易に入っていない道路もあるのですけれども、ここの検討はどう今行われているのでしょうか、

お伺いたします。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） 今ご指摘のありました高田３区のところにつきましては、令和元年７月に１度、あとは令和２年に４回、地元と協議を進めてございます。ですが、ご指摘のありましたとおり、非常に密集した住宅地の中の道路となっておりまして、試算をしただけでも、やはりかなりの事業費がかかるというのが分かっておりまして、あとは一部やはり協力的ではない方というのもいらっしゃるのが現実的な話でございまして、なかなか前に進まないという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） やはりそういうところを地道に活動していかなければならないのですけれども、なかなか難しいと思いますけれども、お願いしたいと思います。

それで、通学路の件なのですけれども、街路灯や防犯灯の整備に地域差があって、むやみに明るい場所とほとんど明かりがない場所があるのですけれども、再三議会でも附帯意見に入れているところですが、予算のこともあってなかなか進んでいない現状があります。必要などころに必要な明かりが整備されるのがよいのですけれども、取りあえず暗い道路を、通学路を帰らなければならない児童生徒、特に児童には一人一人に、例えば頭につける懐中電灯を配布するなどできないのか。今のＬＥＤの懐中電灯というのは非常に明るいので、安全、安心に通学できて、反射たすきも併せて使用すると、安全、安心に有効的なのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） ただいまのご質問に学校教育の立場からお答えいたします。

小学校につきましては、確認しましたところ、日が暮れてからの下校というのは基本ないということで承っております。一部クラブ活動等、大会前等遅くなる場合には保護者の方のご協力等いただいて、車で安全に送迎していただくというのを基本にしているということでございました。

中学校につきましては、そういうふうに暗くなってから帰る場合には、学校のほうで先生のほうから、その点しっかりと注意をしていただくということで続いております。複数で帰

ること、それから寄り道等しないで帰る、そして何かあったときには大人なりに知らせるといったところを徹底してやっていただいているものでございます。

お話出ました小学校については、繰り返しになりますけれども、日没を超えての下校は基本ないということでございました。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 暗いときに帰るときはないというのですけれども、通学の時ではないときもありますので、そこら辺も注意していただきたいと思います。

子どもたちの交通マナーについては、交通安全教室などを定期的に行っているように思うのですけれども、先日全国ニュースで国道4号の車道を歩いている人が報道されましたけれども、町民かどうか分かりませんが、いずれ町内で起こった事案でございますので、子どもはそのとおりですけれども、大人の交通マナーの徹底を改めて周知していく必要もあるのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

やっぱり歩くべきところを歩いていない、歩道以外を歩いているというのは、非常に問題な行為ですので、そこら辺紫波警察署の交通課あるいは矢巾交番等と協力しながら、情報も共有しながらしっかりやっていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、大人のところではあるのですけれども、自転車の交通マナーについてですけれども、まず自転車のヘルメット着用が努力義務とされていますけれども、県警の調べでは着用率は20.3%にとどまっているということです。本町ではどうなのか。

自らの命を守るためにもヘルメットはかぶったほうがよいと思うのですけれども、本町の着用率はどうなっているのか。警察も呼びかけていると思うのですけれども、そこら辺町としても、命を守るためにも強くヘルメットの着用を呼びかけるようにしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

本町の努力義務のヘルメットにつきましては、全国平均とほぼ同じくらいというふうに着用率は低いようです。自転車の事故で一番大きな事故につながるのは、倒れた際の頭部への衝撃ということで非常な事態に陥ることが多いということです。やはりヘルメットをかぶっていただくというのが一番だというふうに考えてございますので、そこら辺については、広報なり町のいろんな媒体等でも周知徹底、あるいは交通安全教室、それから地元の寄り合い、集まり等もある場合は、我々職員もお邪魔していろんな話しする経緯もありますので、そういったことでしっかり周知徹底させていただければというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そくら辺、事あるごとにしっかりと周知していただきたいと思います。

それから、高齢ドライバーの問題もあります。幾ら歩行者とか運転者が気をつけようとも、もらい事故に当たることもありますので、被害者のほうもなかなか避けられない。ですから、高齢ドライバーばかりではないのですけれども、特に高齢ドライバーのアクセルとブレーキの踏み間違いが多く見受けられますので、認知能力が低下したら気をつけるのと、できれば運転しないということも必要ではないかと思うのですが、今踏み間違い防止機能をつけられる車もあるそうなので、そういうものへの補助をもっと十分に出していくなどしていかなければならないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

アクセルとブレーキの踏み間違いで事故、コンビニに突っ込むような事件も報道されてございます。そういった事故が起きないように、そういった安全装置の補助などについても、高齢者部門の制度等、何かいいものがあるかどうかというのは研究させていただきたいというふうに思っております。今すぐ町でやりますという部分にはちょっとお話しはできないのですが、そういった部分がメーカーで開発されて純正部品としてついてくるものなのか、あるいはそういったものが補助として対応できるものなのかというのは研究させていただきたいというふうに思っております。

なお、そういった事故が起きないように様々な広報活動をさせていただきたいというふう

に思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それにそういう事故を防ぐためにも、やはり無理して運転しなくてもいいという交通システムの充実が必要になってくると思うのですけれども、今後自動運転システムもさらに進化していくことも予想されています。今現在の交通システムでは、現状免許を返納したら生活が成り立たないという方が多くいらっしゃると思います。なかなか難しいので、無理して運転しているのではないかと思うので、今後の交通システムの充実はどのように考えられているのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

現在町でやっている市街地循環バス、そして乗合バスがあるわけなのですけれども、どちらも町内から出られないというふうな状況でございまして、ただいま盛岡市、滝沢市と広域で、せめて飯岡駅付近、三本柳付近までは移動できるような形を模索しているところでございます。

こういったところも含めまして、当面はこういった市街地循環バス、乗合バスのほうの充実、利用促進を図っていききたいというふうに考えています。

そして、その先、ちょっとまだまだ先とは思いますが、将来的には運転士不足の問題を解決できるような自動運転のほうにいつかは踏み込んでいきたいというふうに思うところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そこで、今注目されているのがグリーンスローモビリティでありまして、環境への影響にも配慮されたものでありますけれども、さらにこのモビリティは、自動車よりも運転が簡易で高齢者も運転しやすく、高い導入ポテンシャルを擁しているということです。地域が抱える様々な交通の課題に解決と地域での低炭素型モビリティの普及を同時に進められるグリーンスローモビリティの推進は大いに期待できるものと考えますが、ぜひ検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

グリーンスローモビリティの検討につきましては、かつてやったことが一応ございますが、実際は矢巾町におきましては、渋滞発生の問題とか様々ございまして、今現在ではまだちょっと実現は難しいのかなと思っているところでございます。

ですので、当面のところ、そういった自動化の部分とか含めまして、総合的に検討してまいりたいというふうに考えます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 今まで話したように安全、安心な通行をするためには、各種課題が山積しているわけでして、一朝一夕には解決することがないわけであります。それを根気強く一つ一つ解決していかなければならないと思うのですけれども、なかなか前に進まないと考えるのはなぜでしょうか。

いずれ今まで幾つか提案したことを各部署に持ち帰って、忙しいと思いますし、お金もないと思いますけれども、ぜひ検討していただくようお願いしたいと思いますけれども、最後に所感がありましたらお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） この取組については、国のほうでも人口減少問題に絡めまして様々今研究が進んでおります。こういった取組状況も私たちが注視しながら、今後の動向も踏まえ研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で15番、昆秀一議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を15時20分といたします。

午後 3時10分 休憩

—————
午後 3時20分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、3番、横澤駿一議員の質問を許します。

横澤駿一議員。

1問目の質問を許します。

(3番 横澤駿一議員 登壇)

○3番(横澤駿一議員) 議席番号3番、強くやさしい矢巾、横澤駿一です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず質問1、質問事項、こどもまんなか社会の実現に向けて、これは矢巾町第8次総合計画施策の柱、2に当たる、誰一人取り残さない社会を目指すまちづくりについてに関わる部分であります。答弁者は町長、教育長へ伺います。

こども家庭庁の発足から1年が経過し、本町においても今年度からこども家庭センターが設置されるなど、妊娠から出産、そして子育て世帯への支援はもちろん、子どもに対する支援体制が整いつつあります。全国的には、加速する少子高齢化が最重要課題とされる中、本町は小規模保育施設が建設されるなど、年少人口は今後数年間増加傾向と予測され、ますます子ども・子育て世帯を取り巻く環境の支援体制整備が重要となってくると考えることから、以下伺います。

1点目、宅地開発が完了すると、今後数年間で子育て世帯も多く移住してくると考えられます。立地的に医療や療育環境に恵まれている本町においては、様々な特性がある子どもたちを育てる環境についても整えていく必要があると考えます。小中学校において特性がある児童生徒の学習環境はどのようなになっているのか。また、特別支援教育支援員の配置状況はどのような状況か。

2点目、今年度設置されたこども家庭センターについて、相談件数や運営はどのような状況になっているか。

また、医療機関や教育機関、民生委員など、あらゆる地域資源との連携も重要だと考えるが、現況はどのようなになっているか。

3点目、こども家庭センターの核は全ての妊産婦、子育て世帯、そして子どもの相談体制だと考えますが、子どもが直接相談に行くのは、なかなかハードルが高いのが現況であります。タブレット端末などのICT技術を利用した悩み相談体制の構築はできないでしょうか。

4点目、現在学校に行けない、または行きづらい子どもたちは増加傾向にあり、民間で行っているフリースクールやフリースペースに通うなど、学校ではない場所で学習し一日を過ごす子どももいます。これは、本町に限らず全国的な状況であり、全ての子どもが安心して

学習することができる居場所が必要であると考えます。そんな中、家でもなく、学校でもない子ども第三の居場所が県内でも開所し、注目を集めています。核家族化が進み、子育ての負担や家庭が抱える困難が複雑、そして深刻化し、地域のつながりも希薄になる現代において、このような居場所が求められていると考えますが、見解を伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 3番、横澤駿一議員のこどもまんなか社会の実現に向けてのご質問にお答えをいたします。

2点目についてですが、今年4月にこども家庭センターをこども家庭課内に設置し、母子保健部門と児童福祉部門が一体的に相談支援を行う体制となっております。母子保健部門は、妊娠届時から幼児期までの親子の健康と育児について、家庭訪問、来所や電話による相談、健診等、あらゆる場面において相談支援の機会を設けております。児童福祉部門は、育児相談から児童虐待通告をはじめとする子ども及び家族の多様な相談に対応しており、令和5年度の児童家庭相談受理件数は185件となっております。

また、要保護児童等の早期発見や適切な支援を図るために、矢巾町要保護児童対策地域協議会を設置しており、その構成員には、医療、教育機関及び民生委員等の子どもに関わる機関が含まれており、多様な地域資源と連携した見守り及び支援を行っております。

3点目についてですが、妊娠届時に妊娠期から育児期までにおいて相談機能を有する母子手帳アプリ、通称母子モの利用を勧めておりますが、現状では対面での相談が中心になっていることから、当該アプリのさらなる普及促進を図ってまいります。

子どもがICTを活用して、こども家庭課に直接相談する体制は現在のところございませんが、矢巾町要保護児童対策地域協議会において心配な様子のある子どもさんを把握した際は、子どもに声をかけ、身近な大人が関わり、子どもが安心した生活を送れるような支援の体制を取っており、子どものSOSを早期に察知して、対応する取組を継続してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、こどもまんなか社会の実現に向けてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、本年度の小中学校の特別支援学級には、弱視、難聴、知的障がい、

病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障がいの5つの種別の学級を設置しております。それぞれの特別支援学級では、障がい者に応じた特別な教育課程を編成するとともに、交流学級で授業を受けたり活動したりするなど、共に学び、共に育つ教育を実施しております。

教育委員会では、教育支援委員会を開催し、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な就学につなげる支援を行っております。また、特別支援教育支援員は、昨年度より1名増員し10名を配置しております。

4点目についてですが、県内には子ども第三の居場所が開設されたことは報道により承知しております。報道によりますと、放課後、学校や家庭に居場所がない子どもたちに対し、スタッフが常駐して学習を支援したり、食事を提供したりするという内容でありました。本町において、学校に行けない、または行きづらい子どもたちは増加傾向にあります。これら児童生徒の居場所としては、教育委員会が設置した適応支援センターこころの窓や、いわゆるフリースクール等があり、ここ数年では約20人前後が利用しております。

なお、昨年12月、子どもの居場所づくりに関する指針をこども家庭庁が策定し、子ども居場所の定義や基本的な視点が示されました。このことも踏まえ、関係課と連携し、本町としての方向性を研究してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 質問1、1点目の再質問をさせていただきたいと思います。

答弁の中に、共に学び、共に育つ教育を実施しておるというふうに書いてありましたが、前述に障がい種に応じた特別な教育課程を編成するとあるのですが、この特別なというところに少し違和感を覚えるところがありまして、障がい者に応じた教育課程というふうな文言だったら、すごくしっくりくるなと思うのですけれども、あえてこの特別なというものをつけたところの見解を伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 私のほうからお答えさせていただきます。

実は、学校の教育課程というのは報告義務がございまして、通常学級の教育課程は教育課程編成届、特別支援学級の教育課程は特別な教育課程編成届というふうな名前がついておりますので、その名称を使わせていただいたものでございます。ほかに他意はございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） その規定に従うと、このような文言になってしまうというところで、実際には矢巾町の教育は本当に共に学び合うような教育を実施しているので、ちょっとその実態と何か文言がずれているなというところがありまして、質問させていただきました。

その後、特別支援教育支援員なのですけれども、今年度1名増員したということで、増員した理由というのは、やはりこの対象となる児童生徒が増えたからというところなのでしょうか、お聞かせ願います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

お見込みのとおりでございます。より手厚くといいますか、きめ細かなケアをしたいということで1名増員をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） それで増員したことにより、教育に関するその支援体制というのは、十分というまでではないかもしれないですけども、やはり昨年度よりは強固になっているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

やはり1人増えるというのは、かなり充実といいますか、強化が図られるという点では大きいものでございまして、おっしゃるとおり昨年よりも充実した対応をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 人手がないと、ここはAIとかロボットに代われる部分ではないと思うので、やはりもっと手厚く支援できるように私のほうもどうにか動いていきたいと思っております。

2点目の再質問に移らせてもらいたいと思います。こども家庭センター、発足してまだ2

か月、3 か月ぐらいですか、本当に最初のところだと思うのですけれども、この母子保健事業と児童福祉の部分が一体的になったというところで、やはりこれはもともとこうつながるべきあったところなのかなというふうに認識しております。

それで、やはりこの部分では、情報共有というところがその肝になってくると思うのですけれども、例えば町内の保育園とかに通われているお子さんだと、割と先生方からの情報も来ると思うのですけれども、町外の保育園施設に通っているお子さんとかの共有体制というのは、どのようなになっているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

例えば町外の保育施設に町民の方がご利用になって、委託をしてお世話になっている場合の情報共有の在り方ですけれども、まずこども家庭センターの母子保健機能と児童福祉機能とあるわけでございまして、児童福祉機能における、いわゆる要保護児童あるいは要支援児童の把握という部分につきましては、町外の施設であっても、例えば子どもさんの顔に何かあざがあるとか、何か傷があるとか、そういう場合はもう虐待が疑われるＳＯＳの信号ですので、そういう場合は町外であっても、すぐこちらに情報が入って、あとその子どもさんの状況を確認して、必要な対応を迅速に行うような体制となっているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 答弁するときマスクを外しましょう、何かもやもやして。

他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3 番（横澤駿一議員） 前年度の児童家庭相談受理件数も185件、答弁の中にもありましており、ある一定数やっぱり相談はあるので、その相談が来ること自体は全然悪くないと思うので、むしろ増えていくことでよくなることというのはすごく多くなると思うので、やはりこの町内、町外に限らず、そういった体制を取られているというのは、少し安心するところではあります。

それで、同じ情報共有という意味で、こども家庭内もしくは住民情報、そういうところとの兼ね合いもあると思うのですけれども、ちょっと1 件、結構センシティブな話なのですが、共有したい事例というのがありまして、例えば母子保健事業の中で、お子さんを授かって母子手帳をもらいました。その後多分こども家庭センターである程度の連絡を取って、出産に向けてその後の体制を築くと思うのですけれども、出産の前にちょっと言葉には

しにくいのですけれども、例えば流産や死産になってしまった場合があって、死産の場合は届出を出すと思うのですけれども、流産のほうもそういった手続あると思うのですけれども、そういった中で、そうなった状況でも普通に母子保健事業を扱っている課から、その後おなかの子はどうですかというふうな電話が来て、ちょっと嫌な思いをしたというふうな、町民の方も嫌な思いをしたと思うのですけれども、担当課の職員もそういう業務なのと思って電話していて、どっちともいい意味を持たないようなことになってしまったということがあって、そういった情報、それはどのようなになって。例えばデータクラウドの中に、そういった情報が上がって、すぐ誰でも共有できるようになっているのか。それとも、電話やその担当課の直接のやり取りで共有するようになっているのか、その状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

母子手帳を交付した後に出産時期が近づくと、こちらのほうから保健師が問合せさせていただく中で、万が一そのような場合もあったというふうに、今横澤議員がおっしゃったとおりかと思います。その際には、後からではあれなのですけれども、いずれ寄り添いながら、そういうおつらさとか、そういった部分は共有するような形で対応しているかと思うのですけれども、死産届とかであればそういった情報は何とか分かる、住民基本台帳のほうに反映というか、もう出生にならないので、それなりの届出としては把握することは可能かと思うのですが、流産の場合は難しい部分がございますので、先方、当事者の方から申出があった場合は、当然分かるわけなのですけれども、そうでなければ分からない部分もありますので、事務手続上非常に難しさはありますけれども、可能な限り、予測というのは非常に困難な部分もありますけれども、今後そういったところをお心を痛めさせることのないような対応を可能な限り、現状の事務の仕組みの中で町民環境課とも連携を可能な限り取って、そういうことが起こらないような対応を検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問はありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはり把握、自発的にやってもらわないと把握できない部分は、そこは課題感が残るところでありますけれども、そういったお互いにいいやり取りができるようにしていくことは、ある程度のICT技術とかを活用すれば、もしかしたらできることも

あると思うので、そういったところのD X化というのはどんどん進めていくべきかなと思います。

こども家庭センターでは、要保護児童早期発見にはかなり重きが置かれていて、社会全体の中でも、そういった状態になったときの支援はかなり充実していると思うのですが、やはりそれだと根本的な解決になっていないのではないかなという、子育てを安心するに当たって、そこまで生活レベルが落ちてから支援をしても、上がってくるまでにも大変な労力と時間、お金もかかりますし、そこには人も関わってくるので、そうならないための施策を、やはりこの矢巾町では先進的に取って行ってほしいという願いがあります。

やはり要保護状態にならないようなとか、ふだんからの見守り体制というのは、これからつくっていくところだと思うのですが、どのような施策があるか分かる範囲でいいので、教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

まず、要保護、要支援児童になる前の察知についてでございますけれども、まず想定し得るリスクの多いケースといたしましては、出産前だけでも、例えば母子手帳を交付した後におきまして、特定妊婦、いろいろ要件がございます。年齢とか、家庭収入状況とか様々ございますけれども、そういう部分に引っかかる、該当するお母様は、こちらで分かりますので、そういうお母様におかれましては、例えば産後鬱とか、そういう児童虐待につながるであろう、そういう要因とか、因果関係がもうあらかじめ分かりますので、そういったところにつきましては、母子手帳を交付した時点から母子保健の部署と児童福祉の虐待の部署と連携しながら、子どもさんが健やかに育っていくプロセスをずっと寄り添いながら対応しておりますので、まず特定妊婦というのが一つのきっかけとか、足がかりになるかというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） これはこれから輪になって考えていけない課題だと思いますし、そういった特定妊婦から、子どもに罪はないというのですか、そういった貧困の連鎖を断ち切る施策というふうなところにもつながっていくと思うので、そういったところの体制整備をこれから一緒に考えていきたいと思っております。

3点目の再質問に移らせていただきたいと思います。ICT技術を使った子どもからのSOSの出し方とかを検討できないかという質問だったのですが、やはり小学校低学年ぐらいまでのお子さんは、親からとか、その他の見守る周りの環境の方からの悩みの相談とか掘り起こしというのは有効的だと思うのですが、小学校高学年以上の思春期の状態のお子さんというのは、自分から大人へのアプローチ、それと大人からの子どもに対するアプローチをしても、やはりこうマッチングがあんまりうまくいくことというのは事実上そこまでないし、実は精神年齢もかなり高い子たちも多いので、自分たちからSOSやそういう相談を持ちかけられるような年齢だと思います。

なので、現段階では母子モは妊産婦の方向けですが、それはあるのですが、やはりこどもまんなか社会というのを掲げている以上、子どもの視点に立った、そういったSOSの出し方、それを考えていかないといけないと思うのですが、ICTに限らず今後子どもがSOSの出し方の選択肢を広げていくという部分で何か考えられる施策、例えば文通とか、アナログチックですが、それも一つの手かなと、一言日記とか、そういうのもいいと思うのですが、そういった体制は取れないか、そこを答弁あればお願いします。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

町長答弁の中では、ICTによる相談対応は現在行っておらない旨の答弁でございますけれども、今横澤議員からおっしゃられた、いわゆる小中学生のそういったSOSだったり、相談という部分につきましては、こども家庭課の所管ではないのですが、例えば学校教育課の関係でGIGAスクールのタブレットを通じながら、例えば死にたいというものを、死にたいという相談ではなくても、死にたいというところを検索しただけでも、すぐ学校を通じて学校教育課、そして福祉課、こども課とそういう連携がとれるような対応になってございますし、あと先ほどの福祉課長の答弁の中でも自殺対応の部分で、SOSの勉強を未来の風せいわ病院の智田先生が中学校のほうに行かれて、ずっと数年来そういうSOSの出し方講座とか、そういう部分での周知啓発を努めておるところでございますので、縦割りでそれぞれ担当分野はあるわけですが、矢巾町全体ではそのような、既に取り組んでネットワーク化しながら組織連携をしている、対応している部分がございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 小中学校のところがありましたので、私のほうから答弁をさせていただきます。

S O S の出し方講座につきましては、町の福祉課のほうとの連携で実施しておりますし、また相談体制に関わっては、スクールカウンセラー、もしくはスクールソーシャルワーカー等の専門家とつながることが各学校とも今できる状況になっております。また、教育相談担当が学校のほうにも分掌として位置づいております。そのほかに、いわゆる身近な人にはなかなか話しづらいということもあって、ふれあい電話とか、もしくはS O S ダイアルとか、いわゆるN P O 等を含めて、そういうふうな団体さんをつなぐカードを複数枚配っておりますので、そういうふうな、いわゆるチャンネルもあるということで、いわゆるそういうふうな事態に陥らない、または悩み、深みにはまっていけないというふうな体制は整えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 現段階でも様々なワードとか、検索ワードからアルゴリズム化されてやるという部分は、ちょっと今初めて知ったのですけれども、かなり先進的だと思えます。やはりS O S のときに限らず、ふだんからそういった何か関係づくり、外部との関係づくりを築けるような体制が、やはりI C T 機器とかを使えば、よりやりやすいのかなと思っております。体制整備も今後向けていければなと考えるところであります。

4点目の再質問に移らせていただきたいと思います。今年度4月に岩手県内でも開所した子ども第三の居場所というところで、私この一般質問をするに当たって、先日久慈の事業所なのですから、ちょっと行ってまいりまして視察をしてきました。そこでは運営しているのはN P O 法人でありまして、そこに行政の、久慈ではこども家庭係という担当課が入っております。やはりその運営団体が入っている、雇用している人も、保育士や社会福祉士、そして心理士やいろいろな福祉に関する人材のほうが何か多かったように見えました。やはりこれはいい意味で、縦割りの中の行政、教育と町長部局とあるのですけれども、それにいい意味で横串を刺したような取組を民間の運営団体が運営して、より一層子どもが元気に安心して暮らせる場所をつくっているところであります。

建物の財源は、運営費はB & G 財団という日本財団からの助成金出していたので、町の持

ち出しはなかったというところでした。やはり今問題が深刻化し、より核家族の中で、どんどん、どんどん孤立化している中で、ここで受け入れていたのは、要保護児童、生活保護などを受けている方たちで、子どもさんは本当に1か月ぐらいお風呂にも入らない、入り方も分からないような、そういった生活リズムを整えるような場所として、やはり矢巾町内でもそういったお子さんや、そういった環境になっている子どもたちもフリースクールとかのところに顔を出すと、先生方からこういう状況がありますというところであったわけですが、この答弁の中に、関係課と連携してこのような研究をしていくというところがあったのですけれども、具体的にはどう、例えば教育長さんからの答弁だったので、教育長さんが一応、教育委員会が核となって進めていくのか、一つの輪になって足並みをそろえていくような研究されていくのか、そこだけちょっと1点確認させていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

久慈市もそうですが、宮古市もたしかあったというふうに記憶しております。この対象者ですけれども、基本的には、いわゆる要保護児童と言われる方々が中心になってございます。不登校の場合、または学校になかなか行きづらい子どもというのも、その中の範疇の一つというふうに捉えてございます。

私のほうから関係課と申しましたのは、こども家庭課が主になるかと思っておりますけれども、今いわゆるこどもまんなか社会をつくる、その中心はこども家庭課、そして母子保健を含みというところがございますので、そこに関わらせていただければというふうに考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、1問目の質問が終わりましたので、次に2問目の質問を許します。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） それでは、質問2に移らせていただきたいと思います。

質問事項、地域おこし協力隊について、これは第8次総合計画の施策の柱、1番、元気を発信し、活力を呼び込むまちづくりに当たる関連する部門です。答弁者は、町長、教育長へ伺います。

地域おこし協力隊は、地域への定住、定着を図ることを目的に、都市地域から過疎地域へ住民票を移し、国からの財政措置で活動費、経費を賄いながら、地域協力活動を主に行ってもらう制度で、現在本町においても３名の隊員が活動されています。

農業、教育、医療ほか様々な分野で担い手不足が課題とされる中、有効的に協力隊を募集することにより、担い手不足解消につながると考え、以下伺います。

１点目、地域おこし協力隊によるこれまでの町おこしの成果は。

２点目、この事業の肝は、絞って募集をかけ、本町にとって必要な人材とマッチングすることだと考えますが、現在の募集状況と、その広報の仕方、今後の方向性はどのようなになっているか。

３点目、農業に関して、現在地域計画策定が行われており、１０年後その農地で誰が営農するのかというところが課題となっています。例えば新規就農意欲がある協力隊を募集し、担い手などの課題で集約が進まない農地で営農技術を習得し、その後定着と就農をしてもらうような地域計画の策定と農業従事に特化した協力隊の募集はできないでしょうか。

４点目、昨年度から段階的に進めている部活動地域移行について、本町ではハンドボールや合唱、いわゆる強豪と言われている部では指導者も多く、地域移行も進められているが、ほかの指導者が少ない、またはいないような部では進まないのが現状であります。今を生きる児童生徒の選択肢を広げるためにも、今本町で不足している分野での部活動指導員に協力隊の活用も有効的だと考えますが、見解を伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 地域おこし協力隊についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、本町ではこれまでに５名の隊員が活動し、うち３名が退任後も町内に在住もしくは在職しております。その中には、町内で創業した方、事業承継をした方などがおり、新たな雇用の創出につながっているところであります。

また、在任中には数多くの活動を行っており、町農産物の町内外に向けたＰＲ活動やプロモーション指導による町内事業者への支援、ウェルベース矢巾の開設当初から行政と民間企業の橋渡し役を担い、運営に携わるなど、それぞれの持ち味を生かして、様々な方面において、まちおこしに貢献していただいた実績がございます。

なお、現在は３名の隊員が在任中であり、映像制作を中心とした町の情報発信活動や、植物や農産物のＰＲ、利活用など、各隊員が持ち味を発揮しながら、いわゆるまちおこしにつ

ながら活動を展開しておりますので、退任後も本町と関わりながら活躍いただければ、引き続きサポートしてまいります。

2点目についてですが、現在地域おこし協力隊の募集は行っておりませんが、これまでの募集については、町のホームページ及び一般社団法人移住・交流推進機構が運営する地域おこし協力隊募集サイトに記事を掲載し、採用活動を進めてまいりました。

今後については、業務委託方式による採用を予定しており、各課において協力をいただきたい活動内容を吟味し、人材の受入れ体制が整備できた際に募集を行ってまいります。

3点目についてですが、地域計画の策定に当たり、担い手の高齢化や後継者不足から、地域計画において目指す10年後の農地の担い手や作付作物の姿を明確にイメージすることが難しい地区もあることから、計画策定後であっても、地域の実情に応じた計画の見直しをすることも視野に入れ、取り組んでまいります。

また、新規就農者確保の取組として、公益社団法人岩手県農業公社を窓口、体験型やインターシップ型研修の活用を考えておりますが、農業への従事に特化した地域おこし協力隊の募集につきましては、就農に向けて技術等を習得する期間を、活動期間に充てるなどの事例もありますことから、既に農業に関する知識と経験を要する方の募集と併せて新規就農者確保に向けた取組の一つとして検討してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、地域おこし協力隊についてのご質問にお答えいたします。

4点目についてですが、地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場製品の開発、販売、PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取組であり、委嘱期間は1年以内、最長3年まで延長することができる制度と認識をしております。

一方、部活動の地域移行は、現在生徒の選択肢を広げるまでには至っていない状況ですが、地域移行により実施する部活動は、持続可能な活動とすべきであると考えております。このことと地域おこし協力隊の活動の性質を鑑みますと、現段階では地域おこし協力隊の活用は難しいものと考えておりますが、今後部活動指導や援助が可能となる場合は、ご協力いただけるよう働きかけてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 1点目の再質問をさせていただきたいと思います。

答弁にもありましたとおり、様々な部門で地域おこし協力隊が活動し、それぞれの成果を上げているというところだったのですけれども、地域おこし協力隊のそもそもの目的として、定住、定着を図ることを目的としているのですけれども、矢巾町ではどちらかといえばまちおこしのほうに重点を置いてきたような、この結果にも出ていると思うのですけれども、重きを置いているのは、どちらかといえば移住、定住、定着というよりは、その地域を盛り上げるというふうなことを重きに置いているというふうな認識でもよろしいのかどうか、そこをちょっと確認させてもらいたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

確かに定住を目的としてというか、最終的には定住いただくというのがまず一つの目的でございます。これはそのとおりでございますが、やはり実際定住してみて、残ろうというふうな気持ちになる方、やっぱりそうではない方もどうしてもいらっしゃいます。我々としては、少なくともこのいらっしゃる3年間におきましては、何とか地域、まちおこしをしていただきたいというふうなところもございますので、その結果、定住いただけるかどうかというのは、やはりそれぞれ個人の方のお考えに委ねられるところがありますので、実際今までの協力隊のほうの活動を見ますと、大体半分ぐらい、残っていただいている方ということで、今後、今活動している方々に関しましては、これからまた考えもあるかと思うので、そこはちょっと個人個人にお任せしたいというふうに考えています。できれば、もちろん定住いただきたいというのが我々の願いでございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やっぱりその中で、地域おこしと定住、定着というのは、一緒のようでは何か意外と性質が違うのかなというふうな認識ありまして、やはり住むとなると、本当に市街化調整区域が矢巾町にあるので、本当はそっちのほうに住むなら住みたいけれども、そこができなくなったら戻るというふうな、何かそういった声も聞いたりするので、そこは2つ

を一緒にして考えていくよりかは、ちゃんと別物で、こっちはこっちで進めます、定住ならこっちを進めましょう。やはりまちおこしのほうはこういう仕事と家庭というのですか、ちょっとあれですけども、そういった方向をちゃんと分けて進めていく必要があるのかなと思うのですけれども、見解を伺います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

確かに議員おっしゃるとおり、定住の部分とまちおこしの部分を別に考える、こういう考えももちろんありだと思います。我々のほうとしては、地域おこし協力隊に着任いただいたときは、まず大抵の場合はアパート等に住んでいただいて、それを３年間やっていただく間に定住できそうな場所を検討いただくと、こういうことも３年間あると、ある程度期間としては長く取れるので、検討いただけるかと思いますので、そういったところの中で、いずれ先ほどのとおり定住を選んでいただく、ないしはいただけるような家屋を選んでいただくというふうなところも含めて、ただ我々のサポートも当然必要かと思うので、そこは協力して、できれば定着いただけるような方向で一緒にやっていければというふうに考えます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○３番（横澤駿一議員） ２点目の再質問ともちょっとかぶる部分があるので、どっちになるかあれなのですけれども、今後の方向性というところで、今は募集していないのですけれども、今後委託先、委託事業の中で委託して行っていくということで、お隣の紫波町さんとかはそれでうまく回っているようなイメージもあります。やはり何か欲しい、実際に地域でニーズがある人材と募集をかけてくる人材というのは、なかなかこうマッチすることは、今は何か厳しい状況にあるのかなと思います。やはりちょっと地域おこし協力隊の全国的な事業を調べてみたのですけれども、２００９年に始まって１５年たって、当初は９００人ぐらいだったのですけれども、今は全国の１，１００自治体で採用されておって、今は７，０００人ぐらい総数があります。総数があるのですけれども、大体そのある学術識者によりますと、全国１，１００支部がある７，０００人規模の大企業というふうに見ることもできるというふうな見解もあります。やはりそうなってくると、突出した人材というのは今募集しても、なかなか入ってきづらいのかなというふうに思います。

だからこそ、この事業の方向性として委託もいいと思うのですけれども、ゴールを明確に

するミッション型で募集するというのが肝になってくると思います。やはりプロセスを縛らない、やり方は自由にしていいいけれども、ゴールは、例えばここです、定住、定着が目的なら、もう３年間定住、定着をしてもらうことだけを目的にする隊員も全国にはいるようでして、そういったゴールを明確にして、しっかりと成果のほうも数字で指標を取れるような、ところを用意するようなところまで持ってくると、住民理解とやはりこの行政職員とのマッチングもうまくいって、いずれ町に愛着心を持てるような事業になると思うのですけれども、方向性として、今まではゴールは明確なようで明確ではなかったようなところも、例えば情報発信だと、例えばSNS発信何回お願いしますという、割とプロセスを縛っていたような感じがするのですけれども、そういったところの募集の方向性として、そこまでの検討があるのか、またはこれから考えていくのかというところの点も含めて見解あれば伺います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 議員が今お話ししているとおり、確かにマッチングに関して本当に難しいなというふうに私たちも認識しております。今の隊員の方々は、それぞれ過去の隊員は別として、今の隊員の方々は、例えば矢巾町に来て植物園をやりたいであるとか、カフェをやりたいとか、あとは映像で食べていきたいというふうな、自分として起業していきたいというふうな形のゴールがまず最初から明確にあるような方たちでした。こういった方たちでしたので、今の活動にも実際それが現れているのかなというふうに感じるところでございます。

ただ、全ての方がなかなかこういう方ばかりではないというふうなところもありまして、まずマッチングさせるために、私たちとしては国の制度としてもあるのですが、お試しの地域おこし協力隊であるとか、インターン制度もございますので、今後はこちらのほうも活用していきながら、ぜひ矢巾町にしっかり定住いただけるような、そして最終的にはゴールとして起業とか、こちらを視野に入れて活動いただけるような方を登用していきたいというふうに考えているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 私のほうからも関連して答弁をさせていただきますと思います。

農商工共創センターの協議会の中で、今後起業をする方々を育てていくというところの中

でも、地域おこし協力隊というのは一つの有力な手段なのかなというふうには考えているところです。その中で議論になったのが、全国各地でこういうことをやりたい人を募集しているという話をしているのですが、なかなかマッチングが難しい。あまりやられていない例として、矢巾町にはこういう課題があるのですけれどもという課題を提示して、そこで何か仕事をしてみたいという、自らの想像力を駆り立てて来ていただくという方法が可能性があるのではないか。その中で来た方を起業する方々、要はインキュベーションをするに当たって支援をしていくという方向が、起業人を集める中で可能性が高いのではないかなというふうなご指摘もありました。一つの手段として、共創センターの中でも検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはり何かより幅が広がったなというふうな答弁をいただきました。

3点目、4点目は、これは関連してなのですけれども、それこそこのゴールを明確にするという点で、新規就農とかをゴールにしたらいいいのではないかなというふうな提案の質問だったのですけれども、やはり農業の担い手というのは、その地域の担い手に直結する、そして地域の担い手が増えると、草刈りや環境保全、地域の風土を守っていくような人材になるので、ぜひ農業の地域計画策定の際にも、担い手のところで検討するとあったのですけれども、ぜひ前向きにそこも積極的に取り入れていくべきだなと思うのですけれども、課題点、見解などあれば、お示しいただければと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） それでは、お答えいたします。

地域おこし協力隊に農業の新規就農ということでお話いただいておりますが、ここにつきましては、確かに新規就農ということで、先ほどもありましたけれども、インターンシップという話ありました。農業に関しましては、やはりいざ地域おこし協力隊でやって、途中ですぐ挫折されるというのもどうかというところもありますので、答弁にもありましたとおり県の農業公社、こちらのほうでやっておりますが、インターンシップ事業というのもありまして、5日間のコースになっております。そこで、もしも例えば地域おこし協力隊としての活用と考えた場合に、前段それを要件にしてということもありなのかなというふうには考えております。

そうした上で農業に十分、5日で耐えられるかという点とまた違うと思うのですが、農業と

いうのはこういうものだということも認識していただいた上で、なおかつ地域おこし協力隊として採用ということになりました際には、地域活動に積極的に参加するということも要件に加えてはどうかというのは、議員ご指摘のところにも通じるものがあるのかなというふうに思っております。その辺も含めまして、研究してまいりたいなというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 細越農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（細越一美君） ただいまの質問について農業委員会のほうからもお話ししたいと思います。

新規就農者というふうなことで、こういった形で考えられると思いますが、新規就農に当たっての研修ですとか、そういったことを積んでいただき、あと昨年の令和4年には農地などの取得要件から下限条件なども撤廃されておりまして、農業に従事する要件も大分緩和されてはおります。

ただ、先ほど産業観光課のほうから答弁があったとおり、農地の効率的利用ですとか、地域との関係性とかについてもきちんと審査した上で、就農していただくというようなことになりますので、そういったことも踏まえて、新規就農を進めていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはり様々な、来てもらってすぐ帰ってしまっただけで、それこそ元も子もないのですけれども、やはり農業をやりたいという方は、割とすごい熱があつて多分やりに来ると思うので、前向きに検討していただければと思います。

最後4点目、部活動の地域移行に地域おこし協力隊の活用などというところなのですけれども、地域移行と言いつつも、今総合型スポーツクラブに地域移行のところを関わってもらっていると思うのですけれども、全国的に運営が回らなくなる状況が総合型スポーツクラブのなかなか厳しい運営状況だということをお聞きしまして、本町においても、それは例外ではない状況だと察しております、認識しています。

やはりスポーツや芸術文化の指導というところには、専門性の高い人材が必要でして、やはりそういった専門性が高い人というのは、場所、地区を選ばないというか、それができれば、そこで熱意を持って教えたいという人材もおります。やっぱり全国的に見ると、そうい

った総合型スポーツクラブやその先を行っているスポーツコミッションというスポーツリズムとかを行うような地域団体もありまして、そこの社員として地域おこし協力隊を招き入れて運用しているところもあります。

なので、そういったところを部活環境と両輪でまちづくりも割と絡めやすい分野なのかなと、やはり矢巾町、スポーツ環境も充実していますし、そういったところも含めて、なかなか難しいような答弁だったのですけれども、改めて見解があれば伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをいたします。

部活動の地域移行につきましては、先ほど村松信一議員からもご意見いただいたところでございまして、先ほど部活のアンケート調査の話をさせていただいた中で、中学校今町内には2つありまして、A、Bあるのですけれども、Aの中学校にはこの部活があつて、Bの中学校にはない、ただその競技はやってみたいよという意見もあり、そういったものは統合してしまえばいい話ですし、そういった例もあります。

それと、中にはちょっと自分はいあまり部活に興味がないよという意見もあります。そういった生徒は、例えばですけれども、オールマイティ、総合型なもの、例えば今日はドッジボールをやりますとか、今日は縄跳びをやりますとか、そういった受入れできるような形も一つの方法だというふうに捉えております。

あともう一点目は、地元のアスリートとか、芸術家というお話があったのですけれども、確かにそういった方々にお問い合わせするというのは、とても理想的であるなというふうに思っておりますけれども、その方にまずお問い合わせとした場合、これから説明なり、交渉なり、そういったものの時間がかかると想定されることを見ますと、今実際やられているスポ少の講師、あるいは体協の競技協会、あるいは芸術文化協会、こういった方々に直接講師としてお問い合わせ、こういったほうが現実的だなというふうに思っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで2問目の質問を終わります。

次に、3問目の質問を許します。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） それでは最後に、3問目の質問に移らせていただきたいと思います。

質問事項、チョウザメ養殖による町おこしの可能性について、これは第8次総合計画施策の方向1、先ほどと同じですが、元気を発信し、活力を呼び込むまちづくり、これは施策の、具体的な方向も示されております。1の15に明記されている特産品の開発支援という分野に関わる部分です。答弁者、町長、そして農業委員会会長へ伺います。

現在全国の地方自治体は、厳しい財政状況に置かれております。その要因の一つとして、超高齢社会による社会保障費の増大と出生数低下による生産年齢人口の減少が挙げられます。今後の本町の持続的な発展を考えると、高度経済成長期のスクラップ・アンド・ビルドを繰り返すような施策ではなく、既存の地域や社会資源を生かしていく施策が必要だと考えます。中でも小規模自治体におけるまちおこしの有効的な手段として特産品の生産は重要であり、希少価値が高く、少量生産でも単価が高い特産品の生産が鍵になってくると考えます。

例として、1商品当たりの特産品の販売目標額を単年度で1億円に設定すると仮定します。単価1,000円の特産品を販売すると、1日に約270個売り上げなければなりません。1週間だと、約1,900個売ることになります。このような仕組みでは、生産者も消費者も疲弊してしまいます。対して、希少価値の高い1個当たり1万5,000円の特産品を生産販売すると、1日当たり19個売れば達成できます。少子高齢、人口減少社会において持続的な成長を達成するためには、後者のような特産品開発と仕組みづくりが必要不可欠だと考えます。

このような特産品生産開発を模索していたところ、国内でのチョウザメ養殖の記事を拝見し、本町の水資源を活用し、養殖できる可能性があるのではないかと調査研究を始めておりました。そして先日、専門家にも来ていただき、議員団と町職員も交え調査、視察をしたところでした。

専門家からは、国内でもまれに見る養殖環境があると絶賛されました。私がかねてより妄想していた矢巾のおいしいお米の上に、町内で養殖したチョウザメから取れたキャビアを乗っけて食べる（仮称）矢巾丼が少し現実味を帯びてきました。技術的な部分では、特にも温泉と冷たい水、そして1,000坪以上の土地が必要不可欠とのことで、いずれも本町には、その地域資源を使える可能性があります。そこで、以下伺います。

1点目、農地を内水面養殖地に農地転用することが可能か伺います。

2点目、チョウザメからキャビアが取れるまでは10年はかかります。この事業は、すぐには大きく成果が出ず、森林を育てるイメージの事業であります。つまりは、未来への種まきだと考えております。人口動態的に現在本町は、県内他市町村から比べると比較的人口減少も少なく追い風の状態にありますが、2040年問題があるように、今後約15年もたつと生産年

齢人口と比例し、財政的に厳しくなることが予測されます。本町は、県下２番目に小さい面積の自治体であり、いかに町外からの交流人口、関係人口を増やすことができるかが鍵だと考えます。

そのときに、町のシンボルとなるようなブランド特産品が効果を発揮していくと考え、まずは小さく始めるところから出発し、長い目で大きい成果が期待できることから、町として調査研究を始める価値があると考えますが、見解を伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） チョウザメ養殖による町おこしの可能性についてのご質問にお答えをいたします。

２点目についてですが、チョウザメを養殖し、希少価値が高く、少量生産でも高価格キャビアを特産品として取り組むご提案につきましては、大変興味深く伺ったところであります。

また、既に国内に先行事例もあるとのことではありますが、養殖を始めてからキャビアが採取できるまでに約１０年程度を要することから、収入が得られない初期におきましては、投資が先行することが課題と捉えております。

このことから、行政主導ではなく民間での取組につなげることができれば、町内の資源活用による特産品開発のほか、まちおこしにも寄与するものと考えておりますことから、引き続き研究をしてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 佐藤農業委員会会長。

○農業委員会会長（佐藤俊孝君） 引き続き、チョウザメ養殖によるまちおこしの可能性についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、農地転用は該当する農地の生産性の高さや市街地化の傾向から農地区分を確定し、それに応じた許可要件により判断されることとなります。

ご質問のチョウザメの内水面養殖地として利用したい場所の農地区分が仮に生産性の高い第１種農地である場合、水辺に設置される必要がある水産動植物の養殖用施設であることを前提に、その養殖用の水質や水温、水量などの条件により、その農地でなければ事業の目的の達成が果たせないことが認められれば、農地の転用ができることとされております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 以上で3番、横澤駿一議員の質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集されますようお願いいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 4時23分 散会

令和6年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第3号）

令和6年6月11日（火）午前10時00分開議

議事日程（第3号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高橋恵	議員	2番	高橋敬太	議員
3番	横澤駿一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉田喜博	議員	6番	藤原信悦	議員
7番	齊藤勝浩	議員	8番	小川文子	議員
9番	木村豊	議員	10番	小笠原佳子	議員
11番	山本好章	議員	12番	高橋安子	議員
13番	水本淳一	議員	14番	村松信一	議員
15番	昆秀一	議員	16番	赤丸秀雄	議員
17番	谷上知子	議員	18番	廣田清実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	岩渕和弘	君
政策推進 兼未来戦 略課長	吉岡律司	君	総務課長	田村英典	君
企画財政課長	花立孝美	君	税務課長	佐々木智雄	君
町民環境課長	田中館和昭	君	福祉課長	野中伸悦	君

健康長寿課長	田 口 征 寛 君
産業観光課長	村 井 秀 吉 君
農業委員会 事務局 長	細 越 一 美 君
会計管理者 兼 出納室長	佐々木 美 香 君
学校教育課長 兼 学校給食 共同調理場所長	高 橋 雅 明 君

こども家庭 課 長	村 松 徹 君
道路住宅課長	水 沼 秀 之 君
上下水道課長	浅 沼 亨 君
教 育 長	菊 池 広 親 君
文化スポーツ 課 長	高 橋 保 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君
主 事	渋 田 稀 結 君

議会事務局長 補 佐	千 葉 欣 江 君
---------------	-----------

午前１０時００分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、13番、水本淳一議員は、都合により遅参する旨の通告がありましたので、ご報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

日程第１ 一般質問

○議長（廣田清実議員） 日程第１、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次質問を許します。

16番、赤丸秀雄議員。

それでは、１問目の質問を許します。

（16番 赤丸秀雄議員 登壇）

○16番（赤丸秀雄議員） 議席番号16番、新誠会、赤丸秀雄です。それでは、通告書にのっとり、１問目の質問を早速始めます。

人口減少傾向に伴う町の考えについて伺います。先日、厚生労働省から、昨年度の全国及び県別の出生数が発表されましたが、発表数値を見て、ますます少子化が進み、国の未来の先細りを一層感じた次第です。

人口減少問題は、大局的には国の施策（考えること）ではありますが、私は県及び市町村のおのおの大きな声で国に対し取組強化を訴える必要性を強く感じています。

そこで、町としてもできることから取り組む必要性を感じ、望むことから、以下伺います。

１、町の出生数が減ってきている現状をどのように捉えているか。また、町でできる取組にはどのようなものがあると考えているか伺います。

２、人口減少の要因の一つに若者の地域外転出が取り上げられることが多いと思いますが、本当にそうなのか疑問であります。働く企業・業態、娯楽の施設・種類、給与額が少ないな

どなどばかりが原因（要因）とは考えにくいですが、町はこの件に関し分析したことがあるか伺います。

3、町で推し進めている矢あコンによる婚活支援の状況はいかがでしょうか。支援内容、支援体制がマンネリ化していないか伺います。

4、人口減少は、労働人口の減少ばかりでなく、社会の発展停滞、消費縮減による経済への影響など、多岐、多方面にわたると言われています。大きな課題であります。小さな取組、足元から行うことが重要であり、それを矢巾から発信して取り組むことを期待したいが、見解を伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 16番、赤丸秀雄議員の人口減少に伴う町の考えについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、少子化を含む人口減少問題は、我が国における最重要課題であり、当然ながら本町においても喫緊の課題と捉えております。出生数が減少している要因は多岐にわたるものと考えられますが、本町の傾向として、未婚率が増加していることが一因と予想されます。国勢調査では、15歳以上人口に占める未婚者数の割合から未婚率を算定しており、本町の結果は平成22年が約29%、令和2年が約33%であり、岩手県や国の結果よりも増加率が高い状況にあります。未婚についても様々な要因が考えられるため、町としては出会いの場の創出、婚活に関する各種サービスの周知及び活用支援、結婚を考える方への経済的な支援等を実施することにより、結婚しやすい環境の醸成を図っていく必要があると考えております。

2点目についてですが、本町としても、若者の地域外転出が人口減少の要因の一つであると捉えておりますが、議員がおっしゃるように、企業・業態、娯楽の施設・種類、給与額等がその要因であるかどうか、詳細な分析まではできていないのが実情であります。そうしたことから、今後は子育てや教育環境、医療、福祉、働き先、働き方などをはじめとする様々な分野が充実した魅力のある定住先として選択される地域を目指すことが、転出の抑制や本町への移住の促進につながるものと考えており、官民一体となって魅力を高めるまちづくりを推進することが重要であると捉えております。

3点目についてですが、平成25年度から開催をしております矢あコンの状況について、こ

の直近の3か年においては、毎年3回ずつ開催をしており、各回において複数の組のカップルが成立している状況にあります。これまでは、町婚活推進ネットワーク会議を中心に矢あコンの企画立案を進めてきたところですが、ネットワーク会議を一度解散することに至ったことから、どのような実施体制が望ましいのか検討を重ねるとともに、今後は地域の企業や団体等と連携することにより、活気のある婚活イベント等の実施に努めてまいります。

4点目についてですが、2点目でお答え申し上げたとおり、人口減少問題の解決に向けて各種施策を実行していく上で、多くの方々が住みたいと思うような魅力のあるまちづくりを推進することが鍵である、キーであると捉えております。町全体の魅力を高めながら、一時的な支援のみならず、中長期的な支援、施策を継続し、人口の自然増、社会増を図ることによって人口減少に歯止めをかけられるよう、引き続き努力をしてまいります。

またあわせて、必ずしも本町に住んでいない方であっても、労働力やアイデアの提供、消費活動を行うことが可能である現代の社会情勢に合わせて、関係人口の創出にも力を入れていく必要があると捉えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問に入ります前に、ここで13番、水本淳一議員が出席しておりますので、お知らせいたします。

それでは、再質問を受けます。再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 私がこの質問通告書を提出した後、ここ1週間で昨年度の出生数などの新たなデータの公表がありましたので、答弁書にありますように、我が国における最重要課題でありますことから、皆様と情報を共有した上で質疑を充実させたいと思い、内容を若干述べさせていただきます。

先週5日に厚生労働省が発表した昨年度の全国出生数は72万7,277人で、出生率は過去最低の1.2でありました。東京都においては0.99と、全国の都道府県では調査が始まって以来初めて1.0を下回ったとのことであります。人口維持に必要とされる出生率は、皆様もご存じのように、2.07と言われており、程遠い数値でありました。また、今年度、2024年度も出生想定値はますます深刻で、昨年度より3万人以上少ない70万人を下回るとされております。

一方、我が岩手県に目を向けますと、2050年に県の人口は78万人の予想であり、26年間で現在の114万8,000人から36万人以上が減る状況と想定されます。県は、出生率を1.58を目標に、2024年に人口100万人を維持したいと考え、今年度予算に人口減少や社会活性化に221億

円の対策費を計上して取り組むこととしています。

そのほかに、今回のデータが示すようなことが分かったのでお知らせしますと、2050年までに若年女性の人口50%以上減る自治体の数は、全国で744に上り、これは全体の43%を超える数字であると言われてしています。また、昨年度の婚姻件数47万4,717件は、戦後初めて50万件を下回り、2024年度も同様となると想定されており、この数値は1970年代の数値と比べれば半数と言われます。知恵出しによる自治体間の人口を奪い合う事象、ゼロサムゲームをやめ、全国的視野で取り組む必要があるとやっと全国で声が上がっている状況でもあります。

岩手県の昨年度出生率は1.16であり、生まれた子どもの数は5,432人であったということです。また、東日本大震災後、13年間で県の大幅に人口が減った自治体として、大槌町が3分の1の減、釜石市と陸前高田市、山田町がそれぞれ4分の1の人口減少に陥っております。それから、3月の県議会定例会の代表一般質問では、16人中4人が人口減少の問題、課題を項目として取り上げていました。

また、もう一つの公表事項として、子ども・子育て支援法改正案が先週国会で採決されて、異次元の子育て支援、これは岸田首相の言葉であります、スタートするようです。項目内容は取り上げませんが、私はこの中で出産費用の公費支出のみは評価しております。

以上の状況を踏まえ、再質問をさせていただきます。答弁で、当町も未婚率が増加していることを要因として挙げています。その最大の要因は、正規雇用で働く女性の生涯未婚率が男女逆転となり、全国に衝撃を与えています。このことは、裏を返せば女性が結婚したくない理由になり、独身で自由を謳歌できた行動ができなくなってしまうと男性以上に思っているということでもあります。しかし一方では、20代後半や30代後半に伴侶を求める傾向の方も一時的には増える傾向にあり、そこで出会いを逸すれば生涯未婚につながる傾向が強いとの分析もされています。

そこで質問しますが、矢あコンを毎年3回ずつ実施し、カップルもそれなりに誕生しているようですが、なぜ結婚までのゴールに至らないのか、どう考えておるでしょうか。私見で構わないので、率直な意見をお願いします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） すみません。かなり私見になるかもしれませんが。お答えさせていただきます。

矢あコンの開催は年に3回ほど、これは継続的に行わせていただいております。コロナ禍の最中においても行ってまいりました。ただ、参加していただく方々、確かに議員おっしゃ

るとおり、伴侶を求める世代なのでしょうか、20代ではなく、30代から40代くらいの方に参加者が多いような形で見えています。参加する方は、大体15人から20人程度で推移しているような状況です。

そういった中で、実際婚姻までの部分はちょっと私たちは追えていないので、どれくらいの方がゴールインしているかというのは分からないのですが、そういった中でも毎回5組程度のカップルは誕生しているというふうな状況です。いろいろお話を聞いていますと、体験型のイベントを以前は多くやっていたのですが、より多くの方と短時間でもお話しできる機会があったほうが良いというふうな形のアンケート結果もありまして、最近の矢あコンはどちらかといえばそういった形にシフトしている状況です。

今のところは、察するに、出会いの場、そして多くの方とより出会ってお話をする機会というのがどうしても少ないというところが、なかなか婚姻に結びつかないというふうなところはあるのかなと思ってございますので、そういった機会の創出というのをできるだけこれから多く企画していきたいというふうに考えているところでございます。

お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今課長おっしゃったように、いただいたデータでは年3回、ここ3年間のデータを見れば、参加者数は44人、41人、45人と、今課長答弁されたように1回当たりは14人前後。成立というのですか、付き合い始めたカップルは3年間で27組という形になっておりますが、ゴールインしたカップル、要は結婚まで結びついたという話が、追跡はできていないし、把握もしていないという状況なのですが、ここがやっぱり一番課題となっているようなのです。自治体でこういう企画、イベントを開催すれば、安心して参加できるというのが参加した大勢の方の意見のようです。ただ、その後、あとは勝手にやってくだされみたいなお話すると、それ1回こっきりみたいな話で、またこれも県議会でも同じような質問されている方がおりまして、やっぱりせっかくカップルになるのだから、ぜひ付き合いしてやっていくところまで、自治体では最後まで面倒見切れないというのは業務繁忙で分かりますが、県議会で言っているのは、委託をしてまで、お金をかけてまで、やっぱり最後まで責任を持ったらいかがかということを知事に訴えております。

県では、私も知らなかったのですが、そのカップルに、1回限りですが、いわゆるデート費用ですか、5,000円なりを支給するという話があるようですが、その辺は町では把握して

いたのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） デート費用の支給までは、町のほうでは認識してございませんでした。

お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 私も今回4つの質問を出しておりますが、やっぱり町でも考えている部分、子ども・子育て支援の部分は、高年齢の方も含めて、若年層に対しての町の支援は全国平均より上回って、いい町だなと思っております。今日は、そのうちの少子化問題に特化してお話しするのですが、今よその県では、この出会いをウェブ上で、アプリをやって、カップルを誕生させている。それがNHKテレビで報道されているのです。皆さん、お仕事中で、見る時間なくて、私みたいな暇な人間だけ見ていると思うのですが、そういうものが今全国各地、特に高知県、埼玉県、山陰、北陸の自治体、県単位のところでやって、そこは民間ではそういうところいっぱいあります。ただ、民間の場合は、データを集めて、カップリングをつくるのはお手の物なのです。ところが、そのカップリングの相手が他県だったり、行ったことない方だったり、そしてあとは会うのはどうぞみたいな、登録しているから安心して会ってくださいみたいな、それではやっぱりなかなかならない。ただ、数が多いから、そこでゴールインされる方は多いです。ただ、県とか市町村でやるそういうサービスというのは、イベントを企画した場合は、結構いい形になっていると話を聞いているので、ぜひこの矢あコン、おやめになるというような答弁もありますが、矢あコンのスタイルがいいのか、それをおやめになってどういう方針のものをつくるのか、その辺どのように考えているのか、やめる理由と併せてちょっとご説明いただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

矢あコンにつきましては、大丈夫です、引き続き継続させていただきます。やめるというのは、婚活推進協議会という……ごめんなさい、ちょっとマイク入らないですか。婚活推進協議会といいまして、昔の農業委員会の花嫁花婿相談のような形から派生した、農業委員さんであるとか、商工会さんであるとか、農協さんであるとか、様々な団体の代表者で構成されていた協議会が解散したというところでございまして、そこはちょっと残念であります、

構成員を替えて、改めてその部分も再構築させていただきたいというふうに考えておりますし、まず議員ご指摘の矢あコン、こちらにつきましては、私どもも大切な事業だと思っておりますので、ここはもちろんこれからも継続させていただきたいというふうに考えています。

内容につきましても、実は外部委託、この矢あコンそのものは、事業は県内でも多くシェアを持っていらっしゃる事業体に委託をして、企画と一緒に考えながらやっている事業でございます。事業体のほうでは、様々なサポートをいただいているところで、参加者への事前の研修であったり、以後こういうことがあるのだよというふうな講演をしていただいたり、あとはカップルになった後のサポートとか、こういったところもやっていただいています。実際私どものほうでは、直接その参加者の方々にアンケート等で婚姻に至ったかどうかというのを取っていないということで、データがないというふうな状況でございましたので、これからカップルになった方々のその後の状況につきましては、定期的にアンケート等で把握に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

ということで、いずれ婚活事業は私ども大事なものと考えていますので、引き続き一生懸命やらせていただきたいと思いますのでございます。

お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今の話を聞いて安心しました。私、答弁書を見る限りはそういう形に受け取ったものですから、失礼しました。

それで、なぜこの出会いの話ばかり固執するかといいますと、今結婚された方の母親が産む子どもの数というのは、1970年、僭越ですけれども、私その時代に結婚したのだけれども、そのときの1人当たりの産む数は今でも変わっていないのです。というのがデータの裏づけされています。それが結局は、さっき言ったように、ゴールインするカップルが半減しているから子どもも半減というような形になっているのが実情のようです。ですから、ぜひ出会いというのを大事にしていきたいと思っております。

私、今回いろいろ調べさせてもらって、東洋経済の情報によりますと、先ほど言ったように、不本意未婚、結婚したいときに相手がいなかったために、私には縁がないのだというもので諦める傾向があって、それが要は選択的非婚という形で、40も45も過ぎてしまうという状況が東京等では多く見られるというような状況なのです。そこには、一頃言われた高学歴化と

か、給与水準が上がった分とか、そういうのは当然考慮されるのですが、でもさっき私が言ったように、20代後半や30代後半のいつとき、いつときというのは一、二年ないし3年程度ですけれども、その時期はいい方がいればという考えを持つ女性も、そのいつときだけは増えるようなのです。ですから、私は今課長おっしゃったように、30代後半だから、40近いからではなく、今は晩婚で出産される方も多いと聞いていますので、その辺も継続的に取り組んでいただきたいのですが、何かその件で見解があればお願いします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

参加者の年齢層につきましては、ある程度同じような年齢層のほうがその会に参加して安心できるのかなということで、ある程度年齢を絞って行うということもできると思います。例えば今30代、40代の方を対象にというふうなお話、さっきさせていただきましたが、これをもう10代上げて、40代、50代でも構わないと思います。いずれどういった機会が適切なのかというのはあるかと思うのですが、まずやってみることから我々も始めてみたいと思いますので、ぜひその矢あコンの機会の年齢層を広げるとか、こういった取組はさせていただきたいと思います。

お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 矢あコンに限らず、町の政策として追加で答弁をさせていただきたいと思います。

赤丸議員おっしゃっているとおりの問題の認識を私どもも持っておりまして、今私ども未来戦略課では企業誘致のほうを進めているところなのですけれども、結婚したいときに、ほとんどの方々が結婚したいという希望を持っているという形の統計データが、やがて結婚できないと判断するときに、できないと判断している方のほとんどが非正規雇用というようなデータも併せて出ております。私どものほうでは、企業誘致に当たりましては、できるだけ正規雇用をたくさん扱っていただけるような企業を選択して、お声がけをしているところでございます。婚活、まさしく議員ご指摘のとおりの問題意識で、答弁している内容でございますが、それに加えて、その環境を整備するところの企業誘致におきましても、歩調を合わせて取り組んでまいりたいと思います。

補足で答弁をさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 町長にも1点お聞きしたいのですが、この項の質問を町長にするわけですが、県議会の答弁で達増知事は、人口減少問題については県内の33市町村と合意形成を図り、取り組んでいくと述べられています。町として何の取組を最重要と捉え、取り組む必要があるか。あわせて、私この矢あコン的な部分、これはすごくいい施策であると思うのですが、このマンネリ化を打破するために、ある程度外部委託も考えつつ、もしくは少しお金をかけてアドバイスをいただく仕組みづくりとか、その辺も含めてどうお考えなのか、すみません、最後になるか分かりませんが、お聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきます。

まず、これまでの国の少子化対策、今からちょうど30年前、1994年、当時エンゼルプランということで、本当にこれからすごいことになるのだなと。ところが、今現在、2024年、30年たっても何ら変わるところないのです。そこで、私は、今国に期待しておるのは、今まで厚生労働大臣が担当だったのですが、今度少子化対策の担当大臣ができたわけです。まだ今、失礼な言い方ですが、右往左往しているところもあるのですが、私はまず国でそういう少子化対策の担当大臣をしっかりと位置づけしたということは、これはある意味では前進だと思うのです。

その中で、エンゼルプランからいろいろなことをやってきて、今日の岩手日報の新聞報道にも、地方創生の中で、いわゆる将来設計よりも人口増えているところの市町村名が出ておったのです。その中にも矢巾町が入っておるのですが、しかしこれだけではもう解決できないのです。そこで、私は、国、都道府県、市町村、これが一体となってやらなければ、人口減少問題は解決できないと思うのです。

例えば県にも今度要望もしておりますし、町村会でも要望している学校給食の無償化、これも今県内で、33市町村で3分の1ぐらいが無償化しているのですが、あとやっていないわけです。だから、そういう格差があっては駄目だと思うのです。だから、私はそういったこれから……。そして、去年の4月に、こども家庭庁ができたということ、これも前進だと思うのです。だから、それに合わせて今国がいろんなことを模索しているのですが、例えばお隣の青森県は、児童生徒の学校の給食、県単位でもうやっているわけです。だから、そういうばらつきがあってはならないので、私は少子化対策はやはり国がしっかりと取り組んでいくと、そしてそのことで県と市町村が一体となっていくことが大事だと。

それから、今回の人口戦略会議で、若年女性の人口の減少率で消滅可能性の自治体なんて、大変失礼なことなのです。私はこれも、全国町村会でもこのことについては、こんなことでいいのかということで、人口戦略会議に……。矢巾町も今回脱却したと、何も、それだけなのです。若年女性の人口の減少率が50切ったから、未満になったから、こんな物差しでやっておったらですね。人口戦略会議でも、こういう人口減少問題にこういう取組をすべきだという提言がないわけです、とにかく消滅するという危機感だけあおって。だから、私はそういうことに惑わされることのないように、これからみんなで一緒になって。

そして、今いろんな議論がされておるのですが、この少子化問題、いいではないですか、お互い、私らも応分の負担をして支えていくと。だって、矢巾町のこと一つ考えても、人口減少というのは財政にも関わる問題、もう避けて通れない問題なのです。だからこそ、今みんなで、国民の皆さん方お一人一人、そういう少子化対策に負担を求められたら、それにはしっかり応えられるような体制整備をやっていかなければならない。だから、私は、この人口減少問題、町としてできることは絶対やらなければならない、また県としてやらなければならない、国としてやらなければならないこと、これをしっかり私は取り組んでいきたいということで、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 町長のその言葉を聞いて、半分以上安心しましたので、ぜひそういう取組をお願いしたいと思います。

資料提供いただいた中に令和5年度の町の動態調査票がありまして、月別に展開されております。出生と死亡という差では184ですか、ちょっと亡くなれる方が多いと。それから、社会動態の中には転出と、こうあります。その中では、思ったより、1年間で74人の減少にとどまっておるといような数値が出ております。この数値で何を聞きたいかといいますと、今町内には宅地造成開発で3地区の売出しが開始されました。本格的には今年の夏以降、秋にかけてかと思いますが、そうなれば町で10年前に掲げた3万人構想も夢ではないと思っておりますし、また宅地造成に住宅が建てば、当然7年前後以上は人口増加傾向になるのかなと私は踏まえておりますが、そういった意味でこれをどのように捉えて今後の矢巾の人口関係、社会活性化のものに反映させるかという部分で、できれば政策推進監である吉岡さん、何か見解あれば。これで終わります。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 私の方から、今後の見通しというような形の中でお話をさせていただきたいと思います。

まず、今回、この1問目の質問全体にわたってなのですけれども、出生率が全国の中で高い100の自治体と下位の100の自治体、ほとんどが実は同じことをやっています。同じことをやっていつつ、出生率に大きな開きがあるところ唯一あって、それが実は出会いの場の創出というところに力を入れているところは総じて合計特殊出生率が高いという傾向にあります。そういう意味では、まさに出会いの場といったところを創出していくというのは非常に重要なことなのかなというふうに考えているところでございまして、それに伴いますと、にぎわいの場というところがまず考えられると思います。その出会いの場といったところの中で、人が多いことにこしたことはなくて、今関係人口の創出、あるいは流入してくる人口をいかに止めておくかというようなことが問われておりまして、各課共通の認識で取り組んでいるところであります。

最後ご指摘ございました今後の宅地開発のところですが、もしかすると3万人という中の目標を達成できる可能性があるのではないか、まさにそこを目がけて、その差を埋めるようなちょうどいいパーツになっておりますので、それに向けて頑張っていきたいとは思いますが、今後ここの中で総じて人口は日本全体で減少していきます。その中で私たちはピークの3万人を目指すというところで掲げて、町を大きくしていく計画を取っておりますので、今度は自然とそこから縮小していく中で、いかにまちづくりを充実したものにしていくのかという、質を問われていくようなことがあろうかと思っているところでございます。ただ単に数が増えたということではなくて、子育て環境が充実し、なおかつ教育の場としても選ばれる矢巾町、そういったところをこれから一つ一つつくっていくことが今後の成長の糧になっていくと思っておりますので、そういう政策を展開していきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今の答弁にちょっと補足させていただきますが、今矢巾町で農商工共創センター、これは何かというと、先ほど吉岡が答弁したように企業誘致とかの問題もあるのですが、やっぱり矢巾町は地域コミュニティ。今全国で見た場合に、人の空洞化、それから土地の空洞化、村の空洞化、これは何かというと過疎とか中山間地とか限界集落。矢巾町も今このままでいったら、中心部はいいのですが、周辺部はそういう状況、過疎とか中山間。中山間なんかでも、県から補助金もあってやっているのですが、限界集落、空き家がもう出

てきていると。だから、矢巾町の場合は、この２つの、まず１つはそういった周辺部のそういう、例えば人の空洞化というのは、いわゆる人口減少、あるわけです。それから、土地の空洞化というのは、先ほど言ったように中山間地、集落のあれは限界集落と。だから、そういうことの地域コミュニティをこの際しっかり再構築しなければならないということが１つと、もう一つは、中心市街地を中心に今戸建て住宅が４５０から４６０ぐらいの、この２つをしっかりと。ここは、企業誘致もそうですし、やっぱり今岩手医科大学の、大学のキャンパス、附属病院、それに関連する企業の誘致もやっていかなければならない。だから、そういう２つを矢巾町は考えていかなければ、人口減少問題、今の人口動態で、これ自然減、社会減があるわけですが、この分析も、要因というか、その原因をしっかりと分析しながらやっていかなければ、取り返しのつかないことになる。一時的に３万人を超えることは、近い将来来ると思います。でも、その次の将来を永続的にやっていくための政策をどうしていくかということが私らに求められておるわけです。その第一歩を農商工の共創、この共創というのは共に生きることと、それから今地方創生のこの「創」、創り上げる、私は地域創生なのだと。これを言霊にして、魂にして取り組んでいきたいということで、ご理解をいただきたいと思っています。

○議長（廣田清実議員） 他に質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、１問目の質問を終わります。

次に、２問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） ２問目の質問は、地域おこし協力隊の活動及び人員増について伺います。

地域おこし協力隊制度は、2009年、平成21年から始まった取組であり、現在では年間4,000人を超える方々が全国で活躍されています。本町でも、現在3名の方々が町内で活動され、町民に躍動を与え、町の活性化に努めていただいております。また、県内各地での取組もホームページやメディアに紹介されることが多くなり、多岐にわたる活躍が話題となっていることから、以下伺います。

１、現在町では、地域おこし協力隊員を募集していないのでしょうか。県のホームページで掲載確認ができなかったため伺うものであります。

また、町のますますの活性化のために継続した募集が必要と思われるが、その考えについ

ても伺います。

2、協力隊員の経費は、特別交付金措置で賄われていると認識しているが、現在の報酬額（月収）は以前より改善となっているのか伺います。

3、地域おこし協力隊と同様な制度に集落支援員制度があるようだが、本町での導入状況はどうであるか。活用の検討はなされているか伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 地域おこし協力隊の活動及び人員増についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、現在地域おこし協力隊の募集は行っていないところであります。これまでの募集については、町ホームページ及び一般社団法人移住・交流推進機構が運営する地域おこし協力隊募集サイトに記事を掲載し、採用活動を進めてまいりました。今後は、業務委託方式による採用を予定しており、各課において協力をいただきたい活動内容を吟味し、人材の受入れ態勢が整備できた際に募集を進めていく予定であります。各課が人材を受け入れる必要性を吟味し、受入れ態勢の整備が不可欠と捉えていることから、各課の状況を分析し、慎重に募集を検討してまいります。

2点目についてですが、地域おこし協力隊の活動に係る経費については、特別交付税の対象となっているところであり、報酬も含め隊員の活動がより活性化されるよう、町としても予算確保に努めているところであります。報酬については、ここ数年、町の会計年度任用職員として活動している隊員の報酬月額を増額しております。

3点目についてですが、これまでに本町における集落支援員の活用実績はございませんが、集落支援制度は地域の実情に精通した地域内の人材を活用することを目的とした制度であることから、各地域コミュニティにおいて地域運営組織等の組織が形成される段階に至った際は、その形成支援や将来的な事務局を担う人材を育成することを目指し、この制度の活用を検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） この項目については、昨日同僚議員が質問を行っていますので、重

複しないように努めていきますので、よろしくお願いします。

現在地域おこし協力隊の募集を行っていないとの答弁であります。実質的に町負担がなく、制度導入から7年たち、ノウハウも築かれておるかと思うのです、矢巾町は。そのことを踏まえても、私は常にこれを募集していく部分が必要かと思えます。確かに答弁では各課の部分とか、それから昨日の答弁にありましたように、農業の担い手不足にという部分でお手伝いみたいなことを地域おこし協力隊に望むのであれば、これは導入したときの失敗事例として何度も挙がっております。そうではなく、任せるという意味、それから農業経営、それから食料関係の充実に努めて、国民に貢献したいという前向きな方がいっぱいいるわけです。特に労力のかかる畜産関係にもエントリーする協力隊員が全国には数多くいるわけです。そういうことを踏まえれば、矢巾町としては確かに精査しながら、各担当から状況を踏まえてという部分も分からないでもありませんが、その辺どう考えているのか、再度伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 私のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

昨日の横澤議員のお話でもございましたけれども、私どものこの答弁、非常に慎重になっているところでございまして、この慎重になっているというのは理由がございまして、まさに協力隊員を募集することイコール、その方々の人生と共に歩むということの覚悟をいかに持つかというところで、慎重な答弁になっているところでございますが、昨日に引き続きましてですが、農商工共創センターのプロジェクトの中で、農業の担い手であったり、起業したいという方々の中で、いかに集めていくかといったところ、課題は明確になっている部分がございますし、昨日も答弁させていただきましたが、矢巾町の課題はこういうことなのですと、この課題を解決するビジネスを展開しませんかというような形で起業者を募るというような形で、例えばジャストアイデアになってしまいますが、経営者を目指す隊員を求むみたいな形の中で募集をしていったりすることで、協力隊の活用というのは今後積極的に考えてまいりたいと思えます。

慎重に検討してきた結果、プロセスはここまで来ているのですが、農商工共創センターのプロジェクトも立ち上がりまして、多くの方々がこれに関わって応援したいと言ってくれるのも確かです。来ていただいた方、業務委託方式という形で今後、雇用というか、契約関係を考えている形になりますが、いかにサポートしていくのかという体制づくりも重要で、そ

こもできつつありますので、ここにつきましては積極的に活用を考えてまいりますので、答弁に代えさせていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今吉岡さんから答弁いただいたことについて再質問しますが、まず地域おこし協力隊、任期は3年と言われていますが、最大で3年なのです。1年間ずつの更新の3回という形なのです。確かに3年間いていただいて起業できるような形であればいいのですが、報酬安いではないですか。任期というか、会計年度任用職員にしている方は上げたと言いますが、上がっていない方であれば、多分報酬の部分だけであれば年間200万、今は制度変わって最大250万まで出せるような形になっていますが、それを3年間やっても、起業できるまでの資金とか、その辺は本当に丸々誰かに貸していただく、協力していただかないと、その地域でやれるということにはならないと思いますので、その辺も考慮しながら、やっぱりまず3年間、自分の好きなことをやっていただく、それがその延長線上で矢巾町の活性化につながればいいと思いますが、その辺の考えを一言お願いします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

まず、報酬につきましてなのですけれども、隊員の活動のうちのいわゆる給料に値する分といいますか、この部分は今、年間320万円まで引上げになっておりまして、我々のほうの地域おこし協力隊もこれに準じる形の中で報酬のお支払いをさせていただいているところでございます。

そして、まず隊員になっていただくためのサポートの部分とか、あとは普通の活動費として、いわゆるいろんな事業をやるときの経費になる部分と言ったらいいいですか、の賄える分として、1年間1人当たり200万円、こちらも全隊員に適用させていただいております。ですので、給料と合わせて、取りあえず年間520万円ぐらいまでは何とか使えるような形です。そして、任期を終了した後、定住サポートということで、こちらは100万円が上限ということでもありますけれども、現隊員の中で今年度末をもって隊員を終了する予定の者がおります。こちらの者についてサポートしたいということで、これはまだ提案させていただいていませんが、9月の補正予算の中で計上させていただきたいというふうに考えているところでございます。それぞれ交付税措置もございますので、こういったところを活用して、何とか起業のサポートをさせていただきたいというふうにしているところでございます。

お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） マックス520万というのはすごいですね。私も古い資料を見たのか、320万まで出せるということであれば……。勉強させていただきました。ありがとうございます。

では次に、集落支援員制度について伺います。私今回の一般質問準備段階で、この制度を学習することができたというのが実際のところですよ。地域おこし協力隊には任期3年の縛りがあり、起業など具体的将来像を描けなければ、結局就職先を見つけるために任地を離れざるを得ないというのが今の現状であります。昨日も答弁していましたが、約5割の方は残っていただく状況のように改善になってきているそうですが、5割の方は逆に離れてしまうという部分もあります。

一方、集落支援員制度は、任期がなく、高齢化社会の担い手としての目的が主であり、全国や岩手県の市町、私調べたところは盛岡、岩泉町で活用されているようで、岩泉町は9人活用しているのです。地域の活性化に取り組んでいることが紹介されています。盛岡市では、集落支援員制度を活用して、継続してやりたいことや高齢化社会の手伝い、地域芸能の継承など、地域で守る伝統文化維持のため、この制度を取り入れているようです。

当町でも、答弁にある町長の答弁そのままのみにするわけではございませんから、当町でも活用する必要性を感じますが、町の見解というのは答弁どおりにしか考えていないのでしょうか。そこを伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

赤丸秀雄議員、この集落支援員についてご質問いただいて、私も勉強させていただきました。これは本当にいい質問をしていただいたなと。今県内では、私の知るところでは、岩泉と西和賀とお隣の紫波町さんがやっております。それで、まちおこし協力隊とか、それから今の集落支援員、前いろいろ答弁もしていたのですが、地域で労働者の協同組合、特にお年寄りさんたち2人か3人で経営者になってやる取組とか、そこで先ほどのところでも、いわゆる少子化対策のところでも答弁させていただいたのですが、やっぱりこういう国の仕組み、それから今県でもコミュニティにこれから力を入れていくということでございますので、ある意味ではいろんな仕組みを総動員して。地域おこし協力隊は、会計年度任用職員か事業

委託かということで、うちのほうでは事業委託と。それから、集落支援員、あとは労働者の協同組合、労働者の協同組合というのは集落と関係あるのかとあれなのですが、考え方はそういう、特にもこれはたしか公明党あたりが中心になって取り組まれた仕組みなのです。だから、やっぱりこれから、先ほどお話し申し上げたとおり、地域コミュニティ。何も45の自治会全部でやらなくてもいいわけです。最初は、煙山、徳田、不動のそれぞれの地区に1人ずつ専任を置いてもいいわけです。そこを一つの起点として、仕組みがよければ拡大していけばいいわけです。だから、これはぜひ地域コミュニティの活性化の一つとして取り組んでいきたいということで、この集落支援員になる成り手もいろんな人たちがいますので、そういう方々を、いろんな人材を集めて、多様な人材をですね、この仕組みを考えていきたいなということで、今後農商工共創センターと併せて、別な柱立て、いわゆる支え手の人材育成として考えていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） ぜひ町長がおっしゃったような形で、こういう制度を活用していただきたいなと思っております。

実は、この制度も、私は今回そういうきっかけで勉強させてもらったのですが、国の制度で助成を受ける部分がいっぱいあると、これを町民との懇談会るとき、私に言ってきた町民の方がおりまして、ある町では職員1人を割いてまで国のこの制度、仕組みを勉強させているらしいのです。ですから、1人稼働をかけてまで、もしくは大変失礼な言い方すると、これからは65歳まで定年が延長になるから再任用職員とは言えないのですが、そういう役場の仕事を全般的に分かっている方等、役職定年した後、そういうところに適用して、少し勉強したらいいのではないかと私にわざわざ言ってくる町民の方もいるのです。やっぱり町長も、いい仕組みあるからとか、ほかでも国の仕組みがという話もあったので、ぜひ一度……私ども政策推進監を設けさせていただいて、1人では何でもかんでもできないと思うので、そういう仕組みづくりもいいのではないかと思っております。

それで、この話について延長で話ししますが、まず先ほど農商工共創センターへの活用とか、昨日の同僚議員の水産養殖、チョウザメの話ありました。それから、農業の担い手不足、地域おこし協力隊を募集するときからそういう決め方をするのではなく、興味があればの中からやるとか、そういう部分とかいろんな、役場職員の方で手が回らないようなところに地域おこし協力隊とか集落支援員制度を利用した人材を向けたらどうかという部分で、後で

見解をお伺いします。

それからあと、集落支援員制度は、これご存じかと思いますが、地域おこし協力隊より1年早く導入されて、今全国では5,100人を超える方が活動されていると。地域おこし協力隊の部分よりは50万ほど安い350万ぐらいの、私調べた資料ではなっていましたが、そういった意味からも自分の好きな業務に就けるとか、自分の好きなことを、申し訳ありませんが、3年、5年で見極めるチャンスを与えるにはこの制度等がすごくいいと思いますが、この辺を含めて、まず農業の後継者活用への考えとして、その関係の方の考えと、新規事業としての、先ほどおっしゃった、昨日再質問なかったので、私はするつもりなかったのだけれども、私も水産養殖には興味あるのです。今陸のほうが便利がいいからすごく、それに農業も水耕栽培とか、それからあと昆虫栽培、私が勤めていた会社でもそんなことをやっているみたいだし、だからそういう点で私は興味あったのですが、それぞれ政策推進監とか、農業関係の話とか、それなりの考えとして、私見でよろしいので、答弁いただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） すみません。質問が多岐になっているので、もう少しまとめてもらわないときっと答えられない。

○16番（赤丸秀雄議員） 地域おこし協力隊員とか、それから集落支援員をもう少し多くして、町の活性化に取り組んでほしいと。そのうちの一つに、例えば農業、担い手不足のところへの活用とか、それから私が思っていた、昨日の質問にもあった養殖とか水耕栽培とかいろいろな部分があると思うのです。そういうところへの活用をそれぞれの分野の担当の方1人ずつから、ちょっと一言いただきたいなということです。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

赤丸秀雄議員の熱き思いはもうよく分かりましたので。それで、昨日横澤駿一議員が再質問する場で、私も満を持して答弁しなければならないと思っておったのです。何か肩透かしを食らって、ちょっと私も昨日残念でならなかったのですが。

今、それで赤丸秀雄議員さんからお話あったのですが、いずれ新しい新規事業は必ずいろんなトラブルとか、想定されないことがいろいろあると思うのです。しかし、挑戦すること、これは大事なことなわけでございます。そこで、集落支援員とか地域おこし協力隊、先ほどもお話しした高齢者の事業協同組合とか、いろいろあるのですが、特にも昨日のチョウザメの淡水での養殖、それからその前にはササキマサヒロ議員からは大麻の栽培とか、今日の集落支援員、いつかこれを包含して、先進地をしっかりと視察して、私も新しい試みをやる

ときはやっぱり先進事例、しっかり取り組んでいるところの事例を、必ずいいところ、メリット、デメリットもあると思うので、そういうようなものをしっかり精査して、導入していったほうがいいのではないかなということで、早速このことについては議長さんとも、議会とも連携して、一つ先進地視察とか、またはいろんな知見を資料収集して、前向きに取り組んでいきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 2 問目の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を11時20分といたします。

午前 11 時 08 分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、3 問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 3 問目の質問は、多目的室内練習施設・スポーツ健康科学センターの検討について伺います。

第8次町総合計画の概要が広報やはばに掲載されました。その中の施策の柱4の6項目に、多目的室内練習施設・スポーツ健康科学センターの検討とありますが、町民の方からの問合せも多いことから、以下伺います。

1、この施策の具体的内容と、いつまでにどのような検討を行い、最終的なハード、ソフトの面としてどのような形のものが出来上がる予定であるか伺います。

2、来春統合開校する（仮称）南昌みらい高校の東側に建設予定の体育施設はいつ頃の開館予定か。利用や管理方法等、県との調整はどこまで進んでいるか、現時点でお知らせできる範囲で伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 多目的室内練習施設・スポーツ健康科学センターの検討についてのご

質問にお答えいたします。

2点目についてですが、岩手県立盛岡地区統合新設校体育館は、令和8年4月供用開始を目指しております。

利用については、平日は学校の部活動等を勘案し、午後7時までは学校が使用し、午後7時以降は町民の皆さんに利用していただく施設とすることで調整しております。また、土曜日の午前中は学校が部活動で使用し、土曜日の午後と日曜日は町民の皆様にご利用していただく施設とすることで調整をしております。今後、覚書を締結し、管理方法を含め詳細について協議をしてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、多目的室内練習施設・スポーツ健康科学センターの検討についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、多目的室内練習施設・スポーツ健康医科学センターの本町への誘致につきましては、令和3年度から継続して県への要望を行っているところであります。

なお、県知事のマニフェストプラス39には、スポーツ医科学センターの建設と活用の検討の項目が掲載されておりますが、本町において、現在具体的にお答えできる内容は持ち合わせていないところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） まず、今の不来方高校東側にできる体育館についてお伺いします。

私、来春、4月の統合だったので、その時期、遅れても一、三か月ぐらいかなと思ったら、1年遅れの8年4月の開館予定ということです。

それで、その体育館の部分なのですが、町長の情報ではハンドボール競技ができるコートを設置したい意向のようではありますが、そうなれば観客席など、それ相応の規模の建物となると思われます。私は、町で土地を提供し、建設費用は県で持つのかなと思っていましたが、建設要望を出すとなれば町財政の支出も伴うと思われそうですが、その辺の状況は今はどうなのでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） お答えをします。

こちらにつきましては、整備の基本的な考え方でございますけれども、整備費用につきましては岩手県と矢巾町で2対1の割合で案分して、矢巾町分担分からその敷地に相当する、路線価等により算出する予定ですが、約4億円を見込んでおりますが、それを差し引いた形で費用負担をするというような考え方で現在調整しているところでございます。

この基本的な考え方ですが、それぞれの使う頻度、時間に応じて算出したもので、それを基にした費用負担割合で現在調整中ということで、今後進捗した暁には正式なものという形で調整に入っていく予定でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） そうですか。土地から含めた総額の3分の1が町負担のような形になるのですか。分かりました。

そうであっても、それ相応の規模のものとなると思われますので、やっぱり今の町の体育館よりは大きくなるのかなというところの確認と、まだ決まっていない話なので、着工がいつからできるのか、その着工のときには費用負担の概算額も確定すると思いたいのですが、その辺の状況をお知らせしてください。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） こちらにつきましては、詳細が……実はこれ入札前の案件でして、詳しい数値等については私どももまだ承知していない段階でございます。おおむねの金額は知り得ているところではございますけれども、正式な部分につきましては公示公告以降という形が適切かと思いますので、こちらはお話しできるタイミングになりましたら、使い方等も含めまして、議員の皆様にご説明する機会を設けたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） ここの部分については、そういう形で言えないこともあるでしょうし、また、まだ2年近くあるということで、分かりました。

最後の質問としたいのですが、町で県に要望というか、エントリーしている、県知事のマニフェストによるスポーツ医科学センター設置、これは県としては何か所ぐらい設置構想を

持っているのでしょうか。また、エントリーしている市町村はどの程度あるのか、その辺も
し文化スポーツ課で把握しているのであれば教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

教育長答弁がありましたとおり、令和3年度から要望が続けているところでございまして、
ほかの情報につきましては持ち合わせていないところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 答弁書のほうにもまだまだということで。

他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで3問目の質問を終わしまして、以上で16番、赤丸秀雄議員の
質問を終わります。

次に、12番、高橋安子議員の質問を受けます。

高橋安子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（12番 高橋安子議員 登壇）

○12番（高橋安子議員） 議席番号12番、町民の会、高橋安子でございます。

1問目の質問に入らせていただきます。高齢者が安心して暮らせるまちづくりを町長にお
伺いいたします。新聞報道によりますと、本年1月から3月までに自宅で死亡した一人暮らし
の人が全国で2万1,716人、そのうち65歳以上の高齢者が1万7,034人と8割近くを占めた
とのことでございます。政府の実態把握では、孤独死・孤立死は年間約6万8,000人の高齢
者が独居状態で死亡しているのではと推察されております。

本県でも、自宅で亡くなった一人暮らしの方は約225人、そのうち65歳以上の方が全体の約
8割、191人を占めたとの記事が掲載されております。全国的に孤立対策等が深刻化してい
ることから、独居世帯や高齢者世帯に対する町の対応について、以下お伺いいたします。

1点目、近年の独居世帯数、高齢者世帯数の推移はどうなっているのかお伺いします。そ
の中で、親族等の身寄りのない世帯数や孤独死に至った方についても把握しているのか伺い
ます。把握している場合、世帯数はどのぐらいか。

また、独居、高齢者世帯に対する孤独死の解消に向けた町の対応についてお伺いいたしま
す。

2点目、本町では、地域における居場所づくりも多く行われ、体操等の活動を実施しておりますが、多くの高齢者がスマートフォンを所持している現代において、やはナビ！やお知らせ通知など日常の利用では有益なアプリがある一方で、詐欺につながるようなものもあることから、スマートフォンを安全に使用するための指導会を、エン（縁）ジョイやこびりっこサロン等、地域での居場所づくりに含めて実施してはどうか、お伺いいたします。

3点目、孤独死を防ぐためにも、特定健診等の健康診断による健康管理は重要な役割を担っております。町の健康診断は、昨年からすこや館や町内外の病院等で実施するようになりましたが、65歳以上の高齢者における受診者数の推移はどうなっているのでしょうか。

また、予約が取れず、受診を諦めたというような事例はないのでしょうか。自分で予約できない方に対してはどのように対応しているのでしょうか。

公民館での介護予防活動では、世話係としてどのような方が主になって実施しているのでしょうか。

4点目、健康診断等について、以前は身近な公民館等での健診や、さわやかハウスの受診先まで移動手段が確保され、実施されておりましたが、高齢者においても今後は健診日の予約や移動手段等は自分で手配することになるのでしょうか。

また、身近な公民館等での健診は、近隣住民と顔を合わせ、孤立解消となる側面もあったと思われます。影響をどう捉えているかお伺いします。

5点目、今後、独居高齢者世帯がますます増加すると思慮されますが、身寄りのない高齢者が亡くなった場合の火葬や財産の処分について、町としてどのような対応をしているのかお伺いします。

6点目、独居老人や身寄りのない方々にとって、成年後見人制度は自身を守る重要な制度であり、本町では昨年3月に第2期矢巾町成年後見制度利用促進基本計画が策定されましたが、制度の活用についてどのように周知していくのかお伺いします。

また、現在、市民後見人制度利用者は何人ぐらいいるのかお伺いします。

7点目、県下では本町の高齢化率は、滝沢市、北上市に続いて低い状況でございますが、令和5年10月現在65歳以上の高齢者は7,700人以上となっております。親族等もなく、不安を持っている方も多いと推察されることから、孤独死、孤立死につながらないよう対策を強化するべきと思いますが、今後の考えをお伺いいたします。

以上、7点お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 12番、高橋安子議員の高齢者が安心して暮らせるまちづくりのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、平成27年、令和2年国勢調査結果の比較では、本町の高齢者の独居世帯数は575世帯から755世帯に、高齢者のみの世帯数は662世帯から900世帯となっており、いずれも増加しております。

次に、親族等の身寄りのない世帯数や孤独死に至った方の件数は把握していないところがありますが、一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯のうち、公的なサービスを利用していない方を対象にアンケート調査を実施しており、健康面等に不安のある方や返信のない方を町保健師等が随時訪問を行っておりますが、本年度は207世帯への訪問を予定しております。訪問結果については、関係課や関係機関と情報共有を図るとともに、支援が必要な場合はサービスにつながるよう取り組んでまいります。

2点目についてですが、本町の生涯学習事業として令和4年度からスマホの教室を開催しており、教室の周知と併せて地域の居場所づくり事業の場など、機会を捉えてスマートフォンの安全な使用について周知をしてまいります。

3点目についてですが、65歳以上の健診受診者数につきましては、65歳から74歳までの特定健診受診者数は、令和4年度は1,281人、受診率は55.1%、令和5年度は1,341人、受診率は56%となっており、75歳以上が対象となる後期高齢者健診受診者数につきましては、令和4年度は791人、受診率は22.7%、令和5年度の受診者数は866人、受診率は23.5%と増加傾向になっております。

なお、予約が取れず受診を諦めたという事例は把握しておりませんが、受診状況や受診者の個別状況などから健診実施機関と連携、調整を行い、健診実施期間の延長などを行い、健診を希望する全ての方が受診できるよう努めております。

また、ご自身での予約が難しい方につきましては、窓口や町保健師等による訪問などで日時のご希望を伺いながら、予約の電話をご本人と一緒にかけるなど、個別の状況に応じた予約支援をしているところであります。

なお、地域の公民館での介護予防活動につきましては、地域の方々とのつながり維持も目的であることから、民生委員や、やはばりハさわやか会等の皆様の協力を得ながら、身近な町民の方々が主体となり、気兼ねなく明るく楽しい雰囲気での活動をされております。

4点目についてですが、健診を受けるためには事前予約が必要であります。3点目で申

し上げましたとおり、事前予約の支援等、引き続き丁寧に対応してまいります。

さらに、移動手段の確保につきましては、後期高齢者健診を受けるために交通手段がない方は、これまで対がん協会において、片道500円、往復1,000円のタクシー利用支援を行っていただいております。加えて今年度本町では全ての健診において、交通手段の支援が必要な方に対して、片道600円、往復1,200円のタクシー利用支援を行うこととしており、健診受診のための移動手段確保につながるものと考えております。

また、身近な公民館等での健診は、高齢者の孤立解消となる面もあることは承知しておりますが、3点目で申し上げましたとおり、町民の皆様のご理解をいただき、受診者数は増加傾向でございます。特定健診等のほか、それぞれご自身が希望する他の検診を併せて受診できるメリットや、タクシー利用支援もございますので、近所の方々と誘い合って受診されることも孤立の解消につながるものと捉えております。

なお、3点目で申し上げました地域の公民館での介護予防活動を引き続き支援するとともに、健康で互いに声を掛け合って活動に参加することで、高齢者の孤立解消につながるよう、活動の周知に努めてまいります。

5点目についてですが、町内で身寄りのない方がお亡くなりになった場合、墓地、埋葬等に関する法律に基づき、町が火葬を執り行い、遺骨と遺留品を保管しております。その後、町では戸籍等の調査を行い、ご親族の方と連絡を取り、慎重かつ丁寧に説明し、遺骨と遺留品を引き取っていただけるよう努めております。しかしながら、遺骨等の引取りについて、ご承諾をいただけなかった場合やご親族が全くいない場合は、遺骨と遺留品を一定期間保管した後に、合葬墓へ埋葬しております。

6点目についてですが、成年後見制度の内容や関係機関を含めた相談窓口につきましては、広報やはば、町ホームページなどで周知するとともに、制度の適正な利用を図るため、高齢者にとって身近な相談相手でもありますケアマネジャー等の支援者を対象とした研修会を実施してまいります。

なお、本町における市民後見制度の利用者については、現時点ではないところであります。

7点目についてですが、高齢者の孤独死や孤立死につながらないように、孤独化や孤立化を防ぐために、エン（縁）ジョイやはばネットワーク事業や通いの場体操くらぶ、こびりっこサロンなどの地域の居場所づくりを進めております。また、地域の皆さんが主体となって、高齢者を敬い、見守り、つながりを維持していただくことを目的に地域敬老事業を実施していただいております。

今後も高齢者の孤独化や孤立化を未然に防ぐため、支援が必要な高齢者の把握や町保健師等による訪問に取り組むとともに、地域とのつながりを持ち続ける活動を支援し、高齢になっても皆様が安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 平成27年から令和2年、高齢者の独居世帯数が5年間で約31%の増加、高齢者のみの世帯数は36%の増加とのことでございます。このことから考えますと、日本が超高齢化を迎える今年から来年にかけては、もっと増加していくのではないかなと危惧されます。

答弁では、孤立死に至った方の件数は把握していないとのことですが、先日清掃会社の方と話す機会がありました。その方の話では、今盛岡周辺では孤独死が多くなっており、亡くなった方の親族から掃除を依頼される機会が増えたということをお話されておりました。また、本町でも孤独死があったのではといううわさも聞いておりますが、一人暮らしで死に至った場合、町への届出は死亡届だけなのでしょうか。それから、そのほかに警察からも連絡があったりするのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

高齢者の方で独居で死亡された方につきましては、届出につきましては通常の死亡届というふうになります。ただ、例えばサービス利用されている方とかがいらっしゃれば、町のほうに情報提供であるとか報告ということにいただくことはございます。

なお、その情報提供いただいた部分につきまして、あまり具体的には申し上げられないのですが、ここ二、三年のところでは1件、サービス利用日にご自身が出てこなくて、確認したらお亡くなりになっていたということはございました。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 多分今の状況では、亡くなったのを知らないでいたというのもそんなに不思議なことではないと思うのです。実は、私の親戚でも、もう20年くらい前になりましたけれども、それは高齢者ではなかったのですが、一人暮らしの人が、会社から電話

が来て、うちに行ってみたらトイレの中で亡くなっていた。発見がその日の夕方、1日ぐらいたってからということがございました。それで、もしそういうふうな、一人暮らしの方等には地域でも多分目をかけていると思うのですけれども、なかなか分からない部分もあるのではないかなと思いますので、こういうふうな独居、一人暮らしの方については、役場からは民生委員とか、そういう役職のある方だけの連絡になるのでしょうか。それとも、ほかにもいろいろ把握していただくような通知はしているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

当然民生委員の方々から高齢者の方の状況等を提供していただいておりますし、あと特に介護事業者の方々、やはり介護で、自宅のほうでケアされている方々とかもいらっしゃいますので、そういった方々にも、高齢者の方で高齢者のみ世帯の方、また高齢者のみ世帯でなくても、やっぱり何か心配事があるときには情報をいただくように周知しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 今のような一人暮らしが多くなっている場合は、やっぱり情報共有が本当に必要だと思いますので、ぜひ今後とも……施設に入っていないで、私も思うのですけれども、ピンピンコロリが一番いい死に方だなというのは誰しもが思っていることだと思います。病気を持っている、介護施設に、デイサービスに行っているというとなんとなく、今日見ていないから何かあったのではないかなというのは皆さん気にされると思うのですけれども、元気で、いつも、それこそ80、90になっても農業をしていたり、庭木の手入れをしたりしている人が見えなくなっても、今日どこかへ行ったのだなぐらいしか思わないのです。それで、そういう情報共有はできるだけ、守秘義務がありますので、地域の人にとっても無理かもしれないのですけれども、できる範囲でぜひ見守り等を強化していただければと思います。

次の質問なのですが、公的なサービスを利用していない方を対象にアンケート調査を実施しているとの答弁でございました。返信のない方を保健師さんが訪問を行っているということですが、本年度は207世帯への訪問を予定ということです。これは、本年初めて実施されることなのでしょうか。また、何世帯にアンケートを実施しての対象が207世帯ということなのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

高齢者の方の訪問につきましては、これまでも健康面で不安のある方であるとか心配な方につきまして、保健師による訪問等を行っておりましたが、今回は社会とつながりがもしかすれないのではないかなという方を選んでの訪問ということになります。このやり方につきましては、まず令和2年に、例えば介護のサービス、町の福祉サービス、あとは健診を受診していないというような方をピックアップしまして、訪問しようと思っていたところ、コロナ禍ということがありましたので、可能なところで訪問したり、電話などを行ったところであります。本格的にこの取組につきましては今年度から行うものでございます。

すみません。実際どのくらい世帯数、アンケート調査から行ったのかというところ、把握してきてはおりませんが、そういうところで選定しまして、保健師であるとか地域包括支援センターなどと話し合いながら選んだというか、そういう世帯数となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 先ほどの答弁の中で、令和2年で高齢者のみの世帯が900世帯というお答えをいただきましたので、その中の207世帯というのは、あとの方はみんな本当に元気で過ごされている方なのかな、それともアンケートに答えなかったのかなとちょっと気になったものですから、今の質問をさせていただきました。

次の質問に入らせていただきます。スマートフォンについては、やってみたいという高齢者も多いですが、スマホ教室をやっているというのは町の中でどこか、やはぱ一くとか公民館でやっているというのは聞いております。ただ、スマホ教室に出かけてまでやるのは嫌だ、面倒くさいという方も多いのが実情です。エン（縁）ジョイネットワークとか通いの場体操くらぶ、こびりっこサロンで気軽に勉強できることで、楽しく覚えるのではないかなと思います。それで、その考えがあるかどうか。このスマホをやることで多分脳も活性化されて、認知症予防にもつながるのではないかなと思いますので、ぜひ実施してほしいということと、それから同様に、健診の予約に関しても、できれば、今57か所ですか、こういう居場所づくりというのを各地域でやっておりますので、それを利用して、できるだけそういうこと、勉強会みたいなのを開いてもいいのではないかなと思うのですけれども、そのような考えがありますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

スマートフォンの利用につきましてですけれども、そのスマートフォンを使って脳の活性化ということもありますし、今やはりそのスマートフォンでの犯罪というのも増えているところがございます。また、私も知らなかったのですけれども、スマートフォンの電源、5回押すと緊急通報につながるというような機能もあったりするらしいので、そういった使い方、職員で教えられる分は職員で教えたり、そういう犯罪関係とか専門的分野については、例えば警察とか消費者センターの方々と連携できる部分があれば連携して、実施していきたいと思っております。

また、健診関係、健康関係につきましては、この通いの場などについては定期的に保健師なども対応しておりますので、その保健師からの健康指導であるとか、あと栄養士、うちのほうもおりますので、栄養指導なども一緒に実施していくことで進めたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） 追加でお答えをさせていただきます。

スマホ教室につきましては、文化スポーツ課の自主事業で年2回開催をし、ちょうど先週の6月5日の日に午前と午後それぞれ2回に分けて、定数15名ずつで行ったところで、年2回開催しております。定数締切り後もお問合せがあったりということもありまして、回数はちょっと増やさなければならないとか、定数はどうかなというところで検討は必要だというふうに思っておりますけれども、教室の講師は職員が講師になっておりますので、その辺は例えば業者委託も視野に入れながら進めることも必要かなというふうに思っております。

それと、先ほどお話がありました公民館に来られない方につきましては、出前教室という形もありますので、その辺のところにつきましては健康担当あるいは福祉担当と共有しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） ぜひお願いいたします。子どもは1つできることが増えるとすごく喜びますけれども、高齢者も同じなのです。1つできるとすごく喜びます。詐欺にかかると

か心配ばかりではなくて、できることを増やしていただければと思いますので、ぜひご協力方よろしく願いいたします。

それから、健診の予約に関しても、先ほど言われましたように、保健師さんが来ている場合、本人に聞き取りしながら予約の支援をしていただきたいと思うのですが、介護予防にいろいろな支援を増やすことによって、参加者も増えるのではないかなと思うのですが、その辺のところはどのように考えていらっしゃるかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

健診の予約などについても、こういう通いの場などで、保健師が行ったときに対応いたします。また、健診を受診されていない方とかについては、保健師のほうで直接電話して、健診の受診を促すこと、また予約が自分でできないということであれば一緒に予約を取ったりということもしておりますので、こういったことは引き続き対応していきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） ちょっとかみ合っていないような気がするけれども。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 先ほど受診率が上がりましたよということなのですが、4年度から5年度について、22.7%から23.5%に上がったということなのですが、全体のそのぐらいの人数ということは、あまりにも低いのではないかなと思うのです。それで、高齢者ではなくても50%ぐらいです。やっぱり健康が一番大事だと思いますので、もう最初から予約しないで諦めている方も結構あるみたいなのです。面倒くさい、1回断られるともう電話したくないとかと言われる方もいますので、身近な方がこうして連絡するのだよ、こういうふうにして予約するのだよというのを介護予防のところで教えていただいたりすれば、意外と、では行ってみようかなという方もあると思いますので、ぜひそういう場を使って、みんなに呼びかけていただきたいなと思います。

それから、受診者移動手段の確保については、タクシー利用支援があるということをお聞きしましたが、これは前からこういう移動手段についてあったのでしょうか、どういうふう周知されているかお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

タクシーの移動支援につきましては、後期高齢者健診につきましては対がん協会さんのほうで独自で行ってございました、これまで。町のほうでは、今年度から取り組むこととしております。町のほうの健診につきましては、各種検診ということにしておりますので、後期高齢者だけではなくて、通常の健診、がん検診とか、そういうのも含めて、それぞれ対応することとしております。

周知につきましては、健診のお知らせと一緒にこのタクシー移動支援について周知しております。

お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 年齢に関係なく移動支援は受けられるということによろしいのですね。分かりました。広報で周知しましたと言っても、見ていない人も結構いるのです。やっぱり案内と一緒に送ってもらうのが一番いいのかなと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次の質問は、現在敬老会は地域敬老事業となっております。各行政区ではどのような形で実施しているのでしょうか。コロナの影響もあって、記念品だけの、渡して終わりという地域も多いのではないかなと思います。

また、もう一つ、以前は各行政区老人クラブが順番に矢巾温泉保養センターに町のバスで移動し、お風呂と昼食を取る機会というのがあったのですけれども、今は実施されておられません。それも、90歳近くになる方がそれを楽しみにしていたという話も聞いております。今後またバスで、バスでというか、大型でなくてもいいのですけれども、普通車でもいいのですけれども、保養センターへの送迎サービスを実施することがあるのかどうか。

その2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

高齢者の地域敬老事業につきましては、令和5年度の実績ですけれども、33の自治会で行っております。配るほうの記念品贈呈の事業につきましては21自治会、また集い、集まってお祝いをしていただくというのは8自治会で実施しております、両方やられたというところが4自治会ございます。この事業なのですけれども、始めた当時の話では、町の全体の敬老会がなくなって、ちょっとやっぱり寂しいというような声もあったのですが、記念品贈呈

の事業につきましても、一緒にその地域の子どもたちの手紙を添えて配っているところとか、そういうところがありまして、初めて地域の方とお話ししたというような声とかもちょっと聞こえてきたりしていましたので、地域の事情とかあると思うのですけれども、この事業は継続して続けたいなというふうに思っております。

また、保養センターへのバスでの送迎というところですが、保養センターの運営上であるとか、需要とか、そういうところもあったり、温泉よりも身近な公民館で、皆さん集まりやすいところで事業を実施していきたいということがございますので、ちょっと今その事業の復活については考えていないところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） ちょっと私が考えていたのは、お風呂に入るのが楽しみで行っている方も結構いたみたいなのです。町のバス、大きいバスがなくなったということが原因でやめられたのかなというふうに考えていました。それで、もしできれば、今スクールバスを朝晩使っていますよね。そのスクールバスの空いた時間帯に老人クラブとかを温泉に送迎するのは考えていないのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

矢巾温泉のほうというのは、ちょっと今のところは考えていないところですが、社会福祉協議会のほうと連携している事業で、お風呂ということで考えれば、さわやかハウスのほうを利用してやられている事業もございます。さわやかハウスの中のおでんせハウスのほうでお風呂ございまして、そちらを利用した介護予防事業というのも実施されておりますので、そちらのほうを優先というか、そちらのほうを続けることで今のところは考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） バスの管理のほうは誰やっているの。もしも、であれば。

田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

バスの管理の部分でお話しさせていただきます。まず、町の敬老会の事業ということで、保養センターへの送迎ということであれば利用可能かと思われませんが、ただ日常的に保養センター利用のために町のバスを使うというのは、ちょっとなかなか趣旨に反するところがあ

りますので、そこら辺の使い分けと事業の趣旨をしっかりとすみ分けて、やり方を工夫していきたいということであれば、ご相談に乗れると思いますし、また地元の皆様の、町民の皆様のご意見もしっかり聞きながら、そこは組み立てさせていただきたいと思いますので、ちょっと今はっきりしたことは言えませんが、そういった部分でご理解いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 町の高齢者の楽しみでもあったものですから、もしできれば続けてほしいなと思ったのですが、観光開発の社長もいらっしゃいますので、もし観光開発としてそういうふうな老人クラブが行きたいと言ったときの取組等は考えていないのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） ちょっと趣旨が違うような気がしますけれども、答える意思があるみたいなので。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、実は町から払下げした中古のマイクロバス、これ物すごい長もちするかと思ったら、どうもやっぱり中古は中古で、そのほかに大型運転手もいなくてあれだったのですが、今おかげさまで大型の運転手は確保できて、それで正直なところをお話し申し上げますと、やはり保養センターは高齢福祉の場でもあるので何とか再開したいということで、今いわゆるマイクロバスでなくてもいいから、中型の普通免許でも運転できる、お金がないものですから中古でいいものがないかということで、今ちょっと物件を物色しておるところでございます。正直なところ、ここ最近何年かは高齢者の方々の利用が減っておりますので、やっぱりこれは趣旨に反するので、そういったことも含めて今ちょっと内部で調整しております。あとは、社員の中からもやっぱり復活すべきだという声も今出ておりますので、そういうようなものを丁寧に拾い上げながら再開を今模索しておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 社会福祉のために、よろしくお願いいたします。

他に質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） これは、最後の質問にさせていただきたいのですが、地域でのつながりも希薄化している現在、ますます増加することが予想される高齢者の独居世帯、高齢者のみ世帯に対し、早急により具体的な対策を検討する必要があると思います。例えば岩泉町

では、家庭の電球を１個、通信機能を備えたハローライトに交換するだけで、離れて暮らす家族が異変に気づけるヤマト運輸のサービスを導入したとの新聞記事がありました。町社協が先着で20件分の１年間の利用料１万3,000円を負担するとのこと。電球にオン・オフの動きが24時間ないと異常を検知し、事前に設定した家族の連絡先にメールで通知。すぐに駆けつけられない場合は、ヤマト運輸の窓口に依頼し、スタッフに訪問してもらうこともでき、一人暮らしの不安解消につなげるサービスとのことでございます。

本町でも、一人暮らし緊急通報システム管理委託を実施しておりますが、令和４年度で15名、14世帯であるとのことでございますが、これは何かあったときには自分で通報するシステムなのでしょうか。本町が高齢になっても安心して暮らせる地域、つながりを大事にする地域であってほしいのは誰もが願うことでございます。そのためにも、今こそ地域全体で考える時期だと思うのですが、最後に今後の取組がありましたらお聞きして終わりにしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それでは、お答えいたしますが、今年４月１日に孤独・孤立対策推進法という、４月１日スタートしたのですが、その基本理念というのは、孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会と、これが一つの大きな基本理念でございまして、まさにそのとおり。今日答弁の中でもあれだったのですが、実は矢巾町も孤独死というのは増えてきているのです。その実態をこれから私もしっかり解明しながら、やっぱり孤独死、その孤独死を考えた場合に、本当に私らもそういうことを支えてやれないということは非常に残念なことなのです。だから、そういった意味で、支え合いとか、つながりとか、今例を示して、県内の市町村で取り組む事例のお話があったのですが、努力義務なのですが、孤立対策の地域協議会、これは県は当然やると思うし、市町村でもこれから考えていかなければならないです、協議会。だから、そういう、今孤立とか孤独というのは人ごとではない、我が事として矢巾町でも取り組んでいかなければならない。

そして、あともう一つ、実態は、今岩手医科大学の附属病院が来て、矢巾町内でなくて、県内の市町村なり、県外もあるのですが、引取り手がないのです。そして、離婚したり、兄弟がおっても引き取ることができないと、今そういう実態なのです。だから、こういうことを考えた場合、私ども、今日高橋安子議員から孤立、孤独のお話、この解消はやっぱり真剣に取り組んでいかなければならない大きなテーマになっております。そのことについては、私らも、福祉もそうですし、いわゆる社会福祉協議会とか民生児童委員とか、いろんな方、

または警察も含めて、生活安全課とか、そういう有識者会議を開いて、しっかり対策を講じていかなければならない、そういうところに来ておりますので、そのところはひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

まず、緊急通報装置につきましては、自分でボタンを押して通報する装置というふうになってございます。

また、高齢者の福祉サービスとしまして、配食サービスであるとか、あと介護認定を受けている方であれば、介護保険事業を使われている方もいらっしゃいます。いずれ、町長申しましたとおり、高齢者の孤立、孤独、これからの課題ですし、私自身も高齢者のみ世帯になることがほぼ決まってきておりまして、まさに我が事なのですけれども、それらの事業の在り方であるとか、また保健師による訪問であるとか、高齢者の方の通いの場とかでいろいろ丁寧にお話聞いて、必要な事業があれば取り入れていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 私のほうからも、今健康長寿課長が申したとおりでございます。町全体の政策といたしましては、これからさらに高齢化が進み、独居の方々が増えていくという中で、現状の事業をそのまま維持していくということは、リソースを増やさなければ後退を意味してしまいます。議員がご心配になられているということは、そういう独居になられる、あるいは高齢者の方々がいかに安心してお住まいの矢巾町をつくれるかどうかということに危惧してのご質問だというふうに捉えておりますので、そこは現状維持の後退ということではなくて、今実施している事業の質を高めていくものと同時に、先ほど他の自治体での導入事例などもございましたが、私どもにも様々な提案がございます。矢巾町には一体どれが合うのだろうかということを今研究しておりますので、議員の意に沿うような形で、きちんとした政策を推進できるような体制を整えてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで1問目の質問を終わります。

ここで昼食のための休憩に入ります。

再開を13時15分といたします。

午後 0 時 1 5 分 休憩

—————
午後 1 時 1 5 分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

それでは、午前に引き続き高橋安子議員の一般質問を再開いたします。

それでは次に、2問目の質問を許します。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） それでは次に、2問目に依存症回復施設へのサポートについて、町長、教育長にお伺いします。

その前に、令和4年12月会議で支援について質問しましたところ、本年無事にこの回復施設が矢巾町、本町に設立することができました。施設の開設に当たっては、皆様の温かいご支援にスタッフ一同感謝申し上げていることを初めにお伝えしたいと思います。本当にありがとうございました。

それでは、質問に入らせていただきます。東北で初めてのギャンブル依存症回復施設が本町に開設されました。グレイス・ロードという施設で、現在16名の依存症患者が自分たちの体験を語るミーティングや地域でのボランティア活動をしながら、回復に向けて日々過ごしております。

入所者は、依存症という病気を除けば、ごく普通の若者で、中には中・高校生時代はスポーツ選手として活躍した人や植木職人だった人もいるとの話を聞いております。彼らは、人に頼られることや優しい言葉をかけられることが一番の治療でもあると言います。そこで、以下についてお伺いいたします。

1点目、入所者は様々な経歴を持っている方がおり、ボランティア活動への意識も高いことから、地域の少年野球や学校の部活指導への協力を依頼することは考えられないでしょうか。

また、20代から40代の若者が多いことから、災害時に協力をいただけるよう検討してはいるかがでしょうか。

2点目、深刻な農業後継者不足問題もあることから、農業機械操縦等の指導を実施し、農業への理解を深めてもらい、農作業へ従事する機会をつくってはいかがでしょうか。

3点目、グレイス・ロードでは、6月30日の県道の花植に参加する予定ですが、今後もスポーツや町のイベントに参加する機会を設けて、本人の回復支援と地域貢献につなげていく考えはできないかお伺いします。

4点目、ギャンブル依存症は誰でもかかる可能性があります。各団体等に紹介し、どんなに家族や仲間を苦しめるものなのか経験談を聞き、勉強する機会を持つてはいかがでしょうか。

以上、4点お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 依存症回復施設へのサポートについてのご質問にお答えをいたします。

グレイス・ロードを利用している皆様には、徳丹城の春まつりの運営をはじめ、町内各所の花植などにご協力をいただいております。この場をお借りして、改めて感謝を申し上げます。

1点目の入所者の災害時の協力依頼についてですが、また災害時は発災から復旧、復興に至るまでマンパワー不足が懸念されることから、今後は矢巾町社会福祉協議会と連携しつつ、災害ボランティアとして積極的に活動いただけるよう、事前登録を含め、働きかけを行ってまいります。

2点目についてですが、施設に入所された方が農作業に従事することで、農業への関心を持つきっかけとなることは、深刻な農業後継者不足への一助となるものと捉えております。水稻にあっては、田植や稲刈り時期などの繁忙期に従事いただくことは、受入れ側にとって大変助かることでありますことから、施設に入所された方と受入れ側との双方において、どんな課題や不安があるのかを理解した上で、お互いの利益につながるような取組について検討してまいります。

3点目についてですが、グレイス・ロードは、山梨県の施設においても地域との関わりを大切にし、ボランティア活動や地域活動へ積極的に参加しているとお聞きしております。本町においても、ボランティア活動や町のイベント等に参加していただけるよう、施設と連携を図りながら情報を提供してまいります。

4点目についてですが、依存症について知っていただく機会を設け、依存症への偏見や差別をなくすことは大切なことであると考えております。町内の各種団体や町民の理解を深めるための普及啓発事業を実施し、広く周知に努めてまいります。

以上、私からのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、依存症回復施設へのサポートについてのご質問にお答えいたします。

1点目の入所者の地域のスポーツ活動や部活動での指導依頼についてですが、一義的には当該施設を利用されている皆様に地域のスポーツ少年団や部活動の指導へのボランティアで活動したいご希望があるのかを把握することでありまして、その次に受け手となる団体等に指導を受けたいというニーズがあるのかを確認する必要があると考えます。このマッチングが成立した場合には、活動の日時や内容等、実施に向けて相互に協議すべきものと認識してございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） グレイス・ロードの入所者の中には、実家が米農家で水田をつくっていまして、田植や稲の刈取りなどをコンバインとかを使ってやっていたという者もおりました。それから、草刈りなんかもできる人がいまして、ボランティアで草刈りをしたとも聞いておりますし、実は私も「じゃ、教えるからおいで」と1人受けまして、草刈りさせましたら、結構丁寧に、私よりも上手に刈っておりました。本町において、深刻な後継者不足により、草刈り作業にも影響が出ている地域もあります。その中で農業をしたいという人がいれば、あるいはこのまま本町に住むことも考えられるのではないかなと思っております。実際、山梨県の施設では、施設を出てからその土地で仕事を見つけ、住みついた人もいると聞いております。今営農組合や農業法人など、後継者の問題で苦労している地域も多いと聞きます。農家の繁忙期と一緒に働く機会をつくることを検討してはいかがでしょうか。これは、彼らは地域の方たちと働き、感謝されることが治療でもあると言っておりますので、お互いさまではないかと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまの質問にお答えいたします。

質問にありましたけれども、入所されている方の農業従事という件につきましては、グレ

イス・ロードさんのほうにも事前に確認はさせていただいております。そこで、入所して1年目ということになりますとボランティアということになるようなのですが、1年たちますと就業体験というような形での従事ということが可能になるそうで、それによりまして、先ほど答弁にもあったとおりなのですが、農家側とグレイス・ロードさん側のほうで双方利益になるものではないかというふうに考えておりますので、そのとおり何かお互いのためになるような取組をとということで検討してまいりたいなというふうに考えております。

現状では、1つ申し上げますと、お手伝いしていただいた際に報酬的なもの、ここについてはちょっと支障があるということも併せて伺っておりますので、その辺も含めて相談してまいりたいなというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） みんなの中で働くということに一番回復の見込みがあるようですので、ぜひ声をかけていただきたいと思います。報酬ということは考えなくていいということをいつも言われます。もしできれば食べ物だといいなということで、1度、「じゃ、うちに練習に来たらパン食べさせてあげる」と、有名な福田パンをやったら、1人で4個食べられました。それで、若い人だからこんなに食べるのだなというものもあるのですが、できればそういう報酬だとかは考えなくて、ぜひ仲間に入れていただくという意味で手伝っていただければと思いますので、よろしくお願いします。

本年開所した施設では、毎週自分たちが生活している地域の道路清掃や、町のお祭りのイベントなどにも準備や後片づけなどボランティアとして参加しており、県道の花植には、今までお世話になったということもあって山梨からも、そしてこの人たちが、さっき言いましたように、周りの人たちがみんな優しいと言うのです。道路掃除なんかしていても、みんなが声をかけてくれる。「おはよう。ご苦労さま」と、その言葉がうれしくて、施設の入所者も笑顔が出てきたというのを地域の人たちが話ししております。山梨のほうにもそのうわさが行っておりまして、山梨と東京に施設があるのですけれども、矢巾っていいところだなというのが施設内の話になっているのだそうです。ぜひ今年も山梨からもこの花植には行きたいということで、向こうのほうから要請があって、車で来て、保養センターに泊まるということでございますので、よろしくお願いします。

依存症というのと、私も心配なところもあって、そうしているうちに今年になって水原一平

さんの、大谷選手の通訳の方が大々的にニュースに出まして、すぐ頭に浮かび、いろいろ心配される方も多いと思いますが、彼らは病気を治すために施設に入所し、一日も早い回復を望んでいる人たちばかりです。ここのせいわ病院では、依存症専門の医師を配属し、協力しているところでもございます。本町は医療の町でもあります。本気で治したい人たちには力を貸してあげたいと思うのは私だけでしょうか。

この人たちは、中には小さいときから少年野球とか、いろいろスポーツにも携わってきた人たち、あるいは依存症になる前は公務員だったり、県庁職員や市町の職員、あるいは警察官だった人もいるみたいです。働きながら話を聞いておきますと、その当時は、依存症になった頃には誰とも顔を合わせたくなかったし、笑顔もなかったということを自分のほうから話してくれました。彼らは、ギャンブルのためにうそをついたり、親や知人から金を借りるなど、正直に自分が依存症であった過去を話すことで、心が落ち着き、苦しみから救われたということを話しております。ギャンブルにのめり込んでいたときには、本当に人の目を見て話すということができなかった、それを施設で正直に話すことでやっと笑顔になれたといいます。もし同じように苦しんでいる人がいたら、自分の経験を話し、気持ちを楽にさせたいと、今は家の中で賭け事ができる時代、人に言えず苦しんでいる方も多いのではないかなという話をしておりました。

先日、実は盛岡マリオスで開催されましたギャンブル依存症家族の会のセミナーに行ってみました。会場があふれるほどの参加者に私も驚きました。これは、つまりは水原一平さんのこともあって、もしかしたらと、あるいは、いや、ずっと前から心配していたけれども、やっぱりというようなこともあっての参加ではなかったのかなというふうにも思っております。

一日も早く回復することができるよう、経験談を聞いてほしいと思うのですが、多分この本町にはそういう方はいないと思うのですが、ちょっとしたきっかけでギャンブルを始めて、パチンコとか抜けられなくなっている、本当にお金を使ってしまったというような方も多くいらっしゃるのではないかなとちょっと危惧しております。

それで、職員対象にこういうセミナーなんかも開いていいのではないかなと思うのですが、そういう検討はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

ギャンブル依存症そのものに対しての研修会だとか、そういった勉強会というのは、今の

ところ予定はしてございません。ただ、職員からそういったものについても見識を深めたいということで要望があるということであれば、今後検討したいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） もしできればそういうふうをお願いしたいと思います。何か今、社協等を通じて、こういうセミナーを開きたいとか講演会をお願いしたいという申出が結構あるのだそうです。もし役に立つのであればということで、どこへでも行くということをおっしゃっておりますので、ぜひお願いいたします。

次の質問なのですが、彼らの中には、中・高校と野球部に所属していた者や、ハンドボールの全国大会で不来方高校と優勝を争った高校のハンドボール部の子がいたのです。話しているうちにそういう話が出て、「不来方に負けたけどさ、俺のときだけ負けたんだよな。それからおかしくなったんだ」という話をしておりましたけれども、ハンドボールとか、それからスポーツやってきた子、本当に小さいときには家庭に恵まれていて、両親も元気で、それで勉強もできて、大学まで普通に学校に行っていた。そして、公務員を受けて、就職したという人たちも結構多いのです。それで、そういう人たちの、中学校、高校、または一緒にこの町内で、野球というのは、野球の試合を若い人たちとやるのは体力的に無理かもしれないけれども、一緒にソフトボールぐらいだったらできるかなとか、それから少しは教えることもできるかなと言っている人たちもいますので、ぜひこちらのほうも利用していただきたいと思いますし、もし利用される場合は施設へ訪問して、直接彼らと対面して話をしてみたいといういろいろな話が聞けますので、ぜひ訪問していただきたいと思いますが、例えば町のスポーツ大会等のイベントに一つのチームとして参加させることは可能でしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

町長答弁にもありましたが、今年の徳丹城春まつりには皆さんに来ていただきまして、とても助けられたところがございます。個人個人お話をしてみると、とても気さくな方が多いというふうなイメージを持ったところでして、先ほどのお話を聞くと草刈りもされるということなので、ぜひ徳丹城の草刈りとか、そういったものをお願いできればなというふうに思っておりますし、あと10月には矢巾町ロードレースも予定しておりますので、そういっ

たところでお声がけをしたいなというふうに思っています。

今お話がありました野球チームについてでございますけれども、町民スポーツ大会は自治会対抗でやっておりますので、そのところに参加はできないと思いますけれども、また何か違った方法があれば、そういった形で皆さんが参加できるような大会、あるいはこれから予定していますけれども、パラスポーツとか、そういったところでお声がけをさせていただければなというふうに思ったところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 本当に今はやる気十分ですので、大会等は特別出演でもいいと思うのです。あるいは地域の少年野球に1チームつくって参加させるということもいいのではないかなと思いますし、ぜひ声をかけていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

そして、これからいろいろと町のお世話にもなっていくと思うのですが、今後何かグレイス・ロードに対して支援等、予定していることがあればお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

支援という形になるかあれなのですけれども、町内の一つの福祉施設ということで、そういった形で支援はしてまいりますし、また先ほどもお話ありましたけれども、この方々が訓練して回復して、矢巾町にぜひ移住してと言えはあれなのですけれども、住んでいただければなと思います。

山梨の話を聞きますと、全国各地から山梨のほうに来て、72%の方が山梨のほうにそのまま引き続き住んで、その場で就職しているようですので、そういった場合にまた就職のほうでも町のほうでご協力できればなと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ないです」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で2問目の質問を終わります。

次に、3問目の質問を許します。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） それでは、3問目の質問に入らせていただきます。町職員の働き方改革について町長にお伺いいたします。

安定した収入で人気だった自治体職員の中途退職がニュースになっております。本町でも、ここ数年、中途退職される方が増加してきているように思うのですが、働き方改革の一環として、週の総労働時間を維持しながら休日を増やせる選択的週休3日制を導入する自治体が出てきていることや、1日の規定の時間以上休むことを義務づける勤務時間インターバル制度も注目されております。そのことから、以下お伺いします。

1点目、本町で中途退職された方は、ここ10年でどのぐらいいるのでしょうか。また、病気等で休職したことがある職員数はどのぐらいでしょうか。

2点目、中途退職の理由としてはどのようなものがあるのでしょうか。

3点目、本町で今後、週の労働時間を維持しながら、選択的週休3日制や勤務時間インターバル制度を導入する考えはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 町職員の働き方改革についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町職員の直近10年の中途退職者総数は54名であり、病気等による休職者の推移は、平成27年度で1名、平成29年度で2名、令和元年度で3名、令和2年度1名、令和4年度2名、令和5年度1名となっております。

2点目についてですが、中途退職の理由については、職員それぞれの事情があり、一概に述べることは難しいところではありますが、主なものとして家庭の事情や新たな目標が見つかったなど聞いております。

3点目についてですが、選択的週休3日制や勤務時間インターバルの導入につきましては、働き方や休みの選択肢の幅が広がることによるメリットがある一方で、業務内容の調整や窓口業務への影響など整理すべき課題もあることから、職員の働き方や職場環境に係る要望を把握した上で、制度の導入について検討をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 先ほども言いましたように、安定した収入で人気があった自治体職員の退職が止まらないという記事が、4月、過去10年間で自治体中途退職者が2倍になった

という新聞の記事がありました。本町では、過去10年間での中途退職者は54名とのこと。中途退職される方の年齢別ではどのようになっているか、お分かりになったら教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

総務省が調査いたしました地方公務員の実態調査の中でご説明申し上げます。まず、全国では926町村、令和4年度の退職者は7,322人でございます。その中で、矢巾町、10年間で、20歳以上30歳未満が15人、それから30歳から40歳が5人、それから40歳から50歳が11人、それから50歳から59歳が23人、60歳定年が……定年が入っていますが、申し訳ありません、27人、合計81人というような世代の割り振りになってございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） どの職場でもそうなのですけれども、入ったときは夢があって入ったと思うのですけれども、だんだん、だんだん働いているうちに現実に戻されたというか、辞める方も多くなってくるのではないかなと思うのですけれども、何か私からいえばもったいないなという感じがいたします。

この後、敬太議員のほうから一般質問があるようですので簡単にお聞きしますが、退職理由として、今話題になっているカスタマーハラスメントで、精神的にダメージを受け、退職した方はいるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

カスタマーハラスメントによる被害については、総務課のほうに被害は上がってございませんで、表面上はないというふうに理解してございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） ないということで、私も安心したのですけれども、役場ではなかったのですけれども、どなり散らしているのを私も見たことがありますので、もしそういうふうになると気持ちが悪くめいってしまって、本当にここにいられないという気持ちになる

人もあるようですので、ぜひそういう場合には寄り添ってあげる人も必要だと思いますので、よろしくお願いします。

次に、週休3日制やインターバル制度、終業時刻から次の始業時刻の間に一定以上の休憩時間を取ることもなのだそうですけれども、この導入については課題があるとのことですが、本町では職員からの要望等はないのでしょうか。選択的週休3日制については、1週間の勤務時間は変えずに、1日当たり2時間ほど長く働いて、休日を増やす取組を久慈市で試行しているということを聞いておりますが、その辺のところをお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

町職員におきましては、例えば育児とか介護とか、特別な事情で時間のフレックスという部分で相談を受けた場合については柔軟に対応しております。

それから、今ご質問でもありましたとおり、本年5月から岩手県久慈市のほうで週休3日制、対応されたということで、私も非常に興味を持っているところでございます。ただ、これは週5日を週4日の勤務にするということですから、その前後で2時間、勤務を増やさなければならないというところが、職員に対してどのような影響が出るのかなというのはちょっと不安なところあるのですが、いずれ久慈市さん、5月から8月までが試行期間ということで、この効果をまとめて、今後の対応に生かしたいというようなこともございますので、ぜひ私これ久慈市さんに効果を聞いてみて、矢巾町で対応できるかどうかというのをちょっと勉強させていただきたいと思っております。

ちなみに、久慈さんは職員数が346人、矢巾町の倍ですので、そこら辺ではある程度自由度があるのかなと。矢巾町は134ですので、窓口とか、お客様に対する対応に穴が空かなければいいなという部分がちょっと危惧されるということで、町長答弁で課題があるという部分をご説明申し上げさせていただきました。

それから、もう一つでございますが、インターバル制につきましても、これも職員が残業した分、例えば5時半以降に8時まで、あるいは9時まで残業した分を次の翌日の勤務時間からちょっと遅らせてもいいよという部分なのですが、これについても職員が定刻を超えて、要するに残業を遅くまでしてしまうという部分がどうなのかなという課題、やはり夜遅くなるということは体調に影響がないとは言えないと思いますので、その分、働く時間を翌日遅くすればいいのかとなると、ちょっとそれも健康面が心配だなという部分がありますので、ここら辺の課題をもうちょっと研究しなければならないなというふうに思っております。

週休３日制については久慈市の状況を勉強させていただくと、それからインターバルについてはもうちょっと時間をかけて勉強させていただきたいと思っていますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） ぜひお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、今後の職員の働き方改革について検討していることがあるかお伺いいたします。職員の方は、私が夜ここを通ったときにも一生懸命仕事をされている方が多いです。特に税務課さんなんかは、２月、３月、４月ですか、本当に大変だろうなと思いながら見て回っております。ぜひ今後検討して、働き方をもうちょっとこういうふうにしたという検討があればお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

常日頃からなのですが、残業時間はどんなに遅くても10時を超えないでくださいねというふうに、各管理職、幹部のほうから職員には指導しているところでございます。ただ、どうしても、今ご指摘あったように、税務課であれば年度末とか、いろんな時期的なものはございます。そういったことは、しっかり幹部職員が健康管理できるように、目配せができるようにということで対応してまいりたいと思っております。

それから、仕事の仕方の改革といたしましては、昨今、ちょっと矢巾町は出遅れているところあるのですが、やはりDXという部分で、職員がやらなくてもいいところは機械ができると、ITができるという部分を積極的に取り入れて、対応できるように、職員の負担を減らせるように努力してまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で12番、高橋安子議員の質問を終わります。

次に、８番、小川文子議員の一般質問を受けます。

小川文子議員。

それでは、１問目の質問を許します。

（８番 小川文子議員 登壇）

○ 8 番（小川文子議員） 議席番号18番、日本共産党の小川文子でございます。

○議長（廣田清実議員） 8番ではないですか。議席番号8番。18番は私です。

○ 8 番（小川文子議員） 失礼いたしました。

○議長（廣田清実議員） そこ大事ですから、議事録に残りますので、よろしくお願いします。

○ 8 番（小川文子議員） 了解いたしました。

それでは、質問に移らせていただきます。1問目は、町水道料金の引下げについて、町長にお伺いをいたします。本町の水道会計の経営状況は良好であるものと認識しております。そのような中、高区配水塔の解体と新たな施設建設計画を見直せば、水道料金の引下げは可能であると考えます。一方で、この建設計画を見直しをせずに続行すれば、将来赤字が予測され、住民負担の増加につながるのではないかと懸念をしています。水道料金の引下げを求める立場から、建設計画見直しを求めて、以下お伺いをいたします。

1点目、現計画では、30メートルのくい基礎工事が必要であり、建設費が9億9,000万円とほぼ倍増することが示されましたが、今後も続くと予想される物価高の影響をどのように考えているのか。

2番目、令和4年度の経常収支比率は136%と良好であります。8年後の8次総の最終目標値は110%と赤字すれすれであります。高区配水塔の解体と新たな施設建設費の増額分は8次総の目標値に反映されているのでしょうか。

3番目、3月議会の一般質問で私が主張したことは以下のとおりであります。すなわち、平成25年の大雨洪水被害を受けた地域でありましたけれども、高区配水塔は直接の被害を受けなかったこと、厚生労働省は水道施設を70年実使用可能との見解を示していることから、今後二十数年間は利用が可能であること、県及び林野庁が上部に合計3基の治山ダムを建設して、同地域の安全が担保されていることであります。以上のことを踏まえまして、建設計画を見直し、町民への物価高騰対策を優先して、水道料金の引下げができないかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 8番、小川文子議員の町水道料金の引下げについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、高区配水塔の代替施設の建設費を軽減するため、現計画の工法検討を行い、物価高の影響を少しでも軽減できるよう、事業を進めてまいります。あわせて、

本事業が国庫補助の対象となるよう、日本水道協会岩手県支部や岩手県を通じて、引き続き国に要望してまいります。

2点目についてですが、経常収支比率は100%を基準とし、それ未満であれば経常損失が生じていることを意味しております。本町水道事業の目標値であります110%は、令和4年度の全国平均108.7%を上回るものであります。この目標値は、第8次矢巾町総合計画において、矢巾町水道事業が将来にわたって持続可能な経営を行うための目標値をお示ししたものであり、高区配水塔に係る工事費等を含む総体的な費用を反映しているものであります。

3点目についてですが、高区配水塔の代替施設の建設は、今後も安全、安心な水道水を安定的に供給するために必要な事業と捉えており、本事業を進めることにより水道料金の引上げとならないよう、他事業との調整を図りながら、今後も事業を進めてまいります。

物価高騰対策のための水道料金の引下げは、必要な事業の先延ばしを意味し、町民の皆さんにとって有益とならないことから、現時点では考えていないところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） まず、1点目の再質問でありますけれども、今回私の質問に対して2つのことが示されたと思っております。現計画の工法検討をしているということ、そして国庫補助の対象となるように引き続き国、県に要望しているということですが、まず工法の検討でありますけれども、今年度はいく基礎工事、9億9,000万の中の約1億1,000万でいく基礎工事をする事になっておりますけれども、工法の検討といく基礎工事の関連といたしますか、現状ではどのようになっているのか、それについてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、従来の工法においては、委員おっしゃるとおり、30メートルのいく基礎ということで計画しておりました。ただ、確かに物価高騰もありますので、それに代わる工法として、例えば地盤を改良するものがあるのか、建物の基礎を広くして圧を分散させるものがあるのか、それについて検討をして……それも含めて、ほかについても検討しております。それがまだ定まっています。定まっていなくて予算があるから、えいやで発注するということは、それは行政としてあってはいけないことだと考えております。ある程度皆様のほうに説明ができる考え、根拠がまとまった後に、工事のほうを発注するということで考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 2年前の2月に示されたこの計画でありましたけれども、当時、基本設計、実施設計には4,700万という予算がありましたけれども、この実施設計、詳細設計、去年の段階でどの程度のお金がかかったのか、あるいはまた、今再検討しているといえますか、その分の費用についてはどのように見積もっているのかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） まず、設計の費用につきましては、議員おっしゃるとおり、変更ありません。

あと、再調査をする費用ということですが、去年の成果品の段階において、比較検討の追加ということで位置づけておりますので、追加の費用というのは考えておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） この計画は、2年にわたって示されてまいりましたけれども、一番最初が令和4年2月10日の全協でありました。そのときには、解体に4億、そしてその建設に6億2,400万、合わせて10億を超えるという内容でありまして、そのとき設計が4,700万、建設は5億7,700万円でありました。昨年段階では、昨年の2月の全協では、解体費用のほうはちょっと先延ばしにするということで、未計上分の管工整備に関わる費用は、他の事業で導入をする予定であるということで、建設費が4億8,000万円ということで示されたと思っております。今年度示されたのが9億9,000万であります。昨年度の場合には、管工整備に関わる部分が約5億7,000万と4億8,000万ですから約1億分が低くなっておりましてけれども、今年度示された9億9,000万の中に、他事業で導入予定の管工事があるのかどうかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） 管布設工事という考えですけれども、9億9,000万に含めているのは、高区配水塔の機能移転をするということに絡む分だけの工事を考えておりました。それ以外、当初に示した中で落とした分というのは、確かに西部開拓線とか和味線とかについても一部布設替えを行うという考えもありました。ただ、それについては、別事業、例え

ば配水管布設替整備事業とか耐震化事業等を用いてもできますので、国費があるからやるというわけではなくて、本来の目的に合わせて、附帯する工事だという位置づけで、それで今回の事業費の中から一応分離はさせているという考えになっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） ということになりますと、昨年度の4億8,000万、今年度は9億9,000万ですから、倍以上になったという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） 総額が倍以上というか、ほかでやるべきものも含めて計算をするということで当初説明したことになります。これは、総事業費を減らすためにわざと分離したということではなくて、配水管を布設するという目的で工事をするべきもの、高区配水塔として整備をするべきものということで、目的別に分けたということで考えていただければいかがでしょうか。そのように私たちは今考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 最初は、建設分については5億7,700万でした。昨年は他事業で行う分を別事業としてやるために4億8,000万になったわけです。今年度は9億9,000万というのですけれども、この9億9,000万には別事業でやる分は含まれていないという認識でいきますと、4億8,000万が9億9,000万になったものと認識してよろしいかということをお聞きしております。

○議長（廣田清実議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまのご質問にお答えします。

トータルで、例えば高区配水塔に係る分、別の地区の配水管を布設替える分ということで考えると、確かに議員のおっしゃるとおりになりますけれども、先ほども話しさせていただきましたように、工事をする目的がそれぞれ異なりますので、全く別物とは言いませんけれども、数字上は増えるかもしれませんが、目的が違うということで考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○ 8 番（小川文子議員） では、国の補助についてお伺いをいたします。

2 年前は、建設にも解体にも国の補助は見込めないという説明でありました。そして、去年になって解体を先に延ばすと、建設を先行するということで、補助の対象になる可能性が示唆されました。今年になって、その建設には補助がやはりないと、解体についても現在の時点では補助メニューがないということが示されましたけれども、そういう中で国に要望するのは解体でしょうか、建設でしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） 私の説明がちょっとくどくて大変申し訳ありません。今回の高区配水塔の機能移転に関しては、土砂災害が想定される地域から高区配水塔の機能を移転するという事で考えておりますので、建設から高区配水塔の撤去に係る分について国庫補助、事前防災、国土強靱化の観点で、国土強靱化に資するものですので、国のほうで何か事業目的に合致するメニューがないか、そこのほうは相談、要望という形で交渉をしたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○ 8 番（小川文子議員） 私 3 月に、やはり国の補助をしっかりと確保してからでなければ、このような大型事業はできないのではないかと考えました。そこで、何かのメニューにあるのではないかとということを質問いたしましたけれども、その段階でこの事業には国庫補助はないと、昔もなかったし、今もなかったというふうに断言をされましたけれども、それとの関連性はどうなのでしょう。

○議長（廣田清実議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） 確かに昨年度の時点においても、県なりには相談はしております。その時点での回答とすると、やはり現実的に災害が起きていない、被災を受けていない、そういう状況については国庫補助事業、例えば災害費とかというのを入れることは不可というのが回答でした。ただ、事業メニューとしては何もない、それでは全部単費でやるか、すると議員がご心配するように多大なる影響が生じますので、先ほどもお話しさせていただきましたように、事前防災、国土強靱化、減災、これの観点で、災害が起きる前に水道水の安定供給をするために、事業目的を達するためのメニューがないか、そういう考えに基づく

国費導入ができないかということで、今は県なりのほうと相談をさせていただいております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 努力されることは、大変いいことだとか、大切なことだと思いますけれども、一方で建設計画を認可するといいますか、国に出すときに、補助金が決まってから普通は出すのではないかなと思うのです。補助金を今から申請する段階で、この建設計画をこのまま進めるというのは、順序がちょっと違うのではないかなと思うのですが、それについてお聞きをいたします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、不安をあおるわけではありませんが、災害が起きる可能性がある場所にある施設を撤去する。確かに財政の面を考えると、予算を確保して、それから事業を行うというのが原則だと考えます。ただ、災害が起きてから、町民の方が困ってから動くというのは、やはり行政としてはやるべきものではない。現状として起きるかもしれないということですが、そういう災害が想定されるものがあるのであれば、町民の方が影響を受ける前にやるべきものだというように考えております。あくまでも私たちはお金を10億使いたいからやるということではなくて、被災する前に、災害が起きる前に対応することによって、町民の方々に災害がもし起こったとしても安定的に安全な水を供給すると、そうするのがベストだというふうに考えておりました。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） ちょっとかみ合っていないな。結局補助メニュー、後からつけてもできるかと聞いている。今建設の段階に入っているのだけれども、今国庫補助を見つけているときに、そういうのができるのかと聞いているのだ。

浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） 大変すみません。私の理解不足で大変申し訳ありません。

基本的に、例えば発注してから国費の導入をするというのは、それはNGです。それはできないです。それは指令前着手とかということになって、やってはいけない事例です。ですので、確かにあした、あさってに災害が起きるというわけ……起きる可能性もあるのですが、今予算としてあるから先にお金を支出してしまえということではなくて、ある程度

設計なり考え方はまとめる。ただ、それと並行して国費の導入ができないかということは協議を続けると、それである程度めどがついた段階で発注だというふうには考えております。これよろしいですか。

○議長（廣田清実議員）　ここにかみ合ったような。

他に再質問ありますか。

○8番（小川文子議員）　これで少し安心をいたしました。というのは、国費を、補助をいただくというのは、大変私はハードルが高いものと認識しております。それが要望しているという、いわゆる願望、こちらの願望、国から助成をいただきたいという願望、希望だけで、その実態がまだはっきりしていない段階で発注をするというのはどうかなと思っていましたので、そこではっきりいただいてよかったと思います。

私が今回ちょっと心配をしているというのは、あまりにも金額が大きくはらみ過ぎたということでもあります。倍以上になったということでもあります。そして、確かに水というのは福祉の部分がありますから、本当に安全、安心な部分を供給するというのは、これは町の重要な使命であると考えます。しかし一方で、企業会計でありますので、経営的な感覚も必要なわけでもあります。この高区配水塔の供給を受ける人口は882人、そして世帯数で言えば380世帯であります。ここに建設10億、超えています。設計が入っておりますから10億5,000万。解体が4億としますと、もう既に14億5,000万を当然超える金額をこの一部地域にかけるのかという、その経営上の問題です。本当に難しい、両方のかじ取りをしなければいけない。福祉の部分と経営をしっかりと両立させる必要があると思います。過剰投資をしてしまいますと、必ずこのツケは後でやってまいります。私はそのことを駅前開発で非常に強く感じてきたので、それをこの議会の中でちゃんと発言することが私の責務ではないかなと考えているものであります。

その点について、ちょっと説明が長くなるかもしれませんが、平成27年にも水道料金、下水道料金の値上げが示されました。そのときは、医大の北側に井戸つきの配水場を16億で建設するという計画がありました。そして、平成27年も本町の経常収支比率は136ぐらいでありまして、県下トップでありました。そういう中で、県の平均が117ぐらいでありましたから、本当に経営的には良好でありました。しかし、説明では、5年後の平成33年には赤字になる、それで赤字になってからでは遅いので、今のうちに水道料金を上げるという説明でありまして、それが28年中、特別委員会もつくって検討して、29年度で上下水道の大幅な値上げを実施したという経過があります。そのときも県下1位の経常収支比率を誇っていた

本町でありました。16億、しかしその中で1億は国の補助金でありましたから約15億です。今回も、令和4年136、令和3年は141で、いずれ県下トップです、トップレベルです。しかし、同じようなこの15億をやってしまえば、5年後に赤字にならないとは限らない。それを私は経験をした議員として、やっぱりこれをこのまま実行するのは、必ず赤字につながる可能性がある。8次総では、110%まで復活するかもしれませんが、目標値には復活するかもしれませんが、その当時は医大の1日の給水量9,000トン、約1万トンという新たな収入の見込みもありましたけれども、それでも赤字という試算が出たわけでありまして、今回この計画を続けますと、同じような状況で、同じような金額が必要となつて、必ず赤字ということが見込まれますけれども、28年、29年の担当者、吉岡政策推進監はその事情をよくご存じですので、そういうことがあり得ないかどうか。あのときは、5年後を見通して、5年後に赤字だから、今県下1位の収益率を誇っているけれども、上げますという説明でした。今の時点ではどうですか。ちょっと一言お願いします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） では、私が不足なところは上下水道課長が恐らく答弁すると思いますので。

議員おっしゃるとおり、公営企業の経営原則につきましては2つございます。公共の福祉と企業性の発揮、この2つの両立が我々水道事業、公営企業に課せられた責務でございまして、議員おっしゃるとおり、このバランスというのは非常に難しい話になってこようかと思えます。

その判断について、今回の配水塔の話になった経緯については上下水道課のほうから申し上げると思いますが、当時、平成27年のときの水道料金、こちらは医大のためだけではなくて、今後の配水管の更新、こちらの内容を包含したものになっています。ご承知のとおり、例えば数年後かかるであろう14億というものを見込んで、それにかかる費用をカバーしていこうと思うのは、まさに現金主義の考え方なのですが、地方公営企業におきましては総括原価主義というものが取られておりまして、それに更新の部分の資産維持費という部分がプラスになって、その資産維持費の部分がいわゆる今後の建設投資に充てられていくと、そのための財源を確保する。今後何年間という話、5年間ということだけではなくて、見据えた形で持続可能な経営にするために、料金値上げをさせていただきたいというのが平成27年のことでございました。

ですので、今起こっている現象と説明というのは、若干内容が異なるのかなというふうに

理解しております、今この試算の内容については上下水道課のほうで行っておりますが、27年のときと今、そのところの違いというのは、直近見据えた配水塔の改修ということと、今後50年を見越した配水管の更新を踏まえた内容とでは、若干内容が異なるのかなというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） そっちの答えるのは、8年後の水道の110%は確実な数字かと聞いているから、そこを説明しないとなかなかかみ合わないの、よろしくお願いします。

浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、経常収支比率110%というのは、これはご存じのとおり、収入と支出の割合です。町長答弁にもありましたように、100を切るということは、要は赤字で運転している、それは公営企業としてはあり得ない話だと思っています。それは、議員おっしゃるとおり、放漫経営の話になりますので、そこは目指しておりません。もちろん今回、高区配水塔をやることによって、ほかの事業も100%全部やるというわけではなくて、その辺は事業間調整をするということで考えております。ですので、町長答弁にありますように、8次総の中でトータル事業費としての収支ということで、経常収支比率110%というのを出しております。

あと、ちょっと話は戻るのですが、先ほど国庫補助が入らなければ永久にやらないというようなことで捉えられるとちょっと、私の説明が悪かったのですが、基本的には国庫補助を導入して、それから事業化、発注だとは考えております。その点は変わっておりません。ただ、それが10年先になるのかというと、今私たちが考えているのとはスケジュール的に変わってきますので、ある時点では決断をしなければいけないと思います。それを決断する時点につきましては、矢巾町議会の皆様に報告するべきものだとは個人的には考えております。

あと、医大さん、医大という言葉を出してちょっと申し訳ないのですが、大口需要者に関しては、1日何千トンということではなくて、それよりもかなり低い数字です。ここで定量数値を言うと、相手方のほうにも迷惑かかりますので正確には言えませんが、1日8,000とか9,000とかという、そういうレベルではないです。ちょっとすみません、ここだけのご理解をお願いしたいなと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○ 8 番（小川文子議員） この事業を先延ばしにすることは、町民のためにもよくないという
ようなことをおっしゃっておりますけれども、この事業を急いでやるその必要性といえます
か、それが私は感じられないのであります。先ほども述べましたように、国は今人口減少の
中で、どのように水道事業を守っていくかについていろいろ指針を示しています。1 つが、
耐用年数50年の一般的な鉄筋コンクリートを70年まで延ばしていいよという指針です。もう
一つは、1 つの町だけで事業を完結しなくてもいいと、隣同士の市町村で連携をしてくださ
いと、そういう方向性を出しているのであります。そして、私も林野庁に再三問い合わせた
ということを議会でも説明しておりますけれども、

———今々この事業を緊急に早急に、いつ災害が起きる
かもしれないという、その認識の下で進める必要は乏しいと考えるのであります。それは、
考え方の違いかもしれませんが、でもそういう客観的な事実があるのであります。

そして、工法も現在見直しているということでもありますけれども、やはり町民への負担、
それと経営上の問題、やはり私はここをしっかりと再検討する必要があると思うのです。と
いうのは、本当にこの高区配水塔がなければ町の水道はもう運営できないのだということ
であれば、15億もやむを得ないと思いますけれども、880人の世帯を対象としていて、少なく
ともこの880の南昌地域は今後人口減少が進む地域であります。そして、完成した暁には、
人口がさらに減少していく地域でありまして、だからといって造らないというわけではない
のですが、そこがやはり過剰投資になり得るということでもあります。経営と福祉、両方を考
えなければいけない。その点からいいますと、私はこの880人の人口の地域に15億をかける
のは問題だと思います。その点について伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ただいまご質問いただいた、林野庁から確認したということでござい
ますので、私らも今後の、やはりこれから水道運営していく上で、特にも今回水道料金の引
下げということで、非常に大事なところでございますので、議長さんにお願ひできれば、今
のご質問の根拠を文字起こしをしていただいて、確認をしていただきたいと思います。そし
て、林野庁がそういうことをいつお話しされたか、非常に私らにとってもこれは大事なこと

なので、この質問された根拠を文字起こしをしていただいて、確認をさせていただきたいということで、よろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員） それでは、今の件に関しては、小川議員さんにまずご相談なのですが、けれども、これは文書で出せるものでしょうか。林野庁に直接そちらのほうで掛け合って、出せるものであれば、これは許可したいと思いますし、そちらのほうで、いや、出せないよというのであれば、それは当局から出された部分に関しては却下したいと思いますけれども、どうですか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 文書で林野庁に問い合わせたわけではございません。林野庁盛岡事務所に、私ども日本共産党の県議会のほうから確認をしていたことですので、言ってみれば口頭でのものでありますから、それが2年前でありますので、文書として林野庁から出せるかどうかについての確認が必要になってきます。ということだけは今申し上げておきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） では、今町当局から出された部分については、そちらのほうの確認ができてから私のほうで判断したいと思いますけれども、それでよろしいですか。

○8番（小川文子議員） よろしいです。

○議長（廣田清実議員） 当局のほうもよろしいですか、それで。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今回町の水道料金の引下げのことで、重要なポイントになるのです。だから、今お話しされたこと、文書照会なのか、電話照会なのか、相手がどなたなのか、当然今日質問されていらっしゃるわけですから、その根拠はあるわけですから、そういうことの確認をさせていただいて、そして林野庁がそういう発言をしていらっしゃるのであれば、私らもそういうことも含めて今後の対応を総合的に考えていかなければならないので、質問されたからには必ず根拠があるわけですので、そのところはお示ししていただきたいということです。

○議長（廣田清実議員） 今のを総合的に私のほうで判断するのであれば、今値下げの部分に関しては、林野庁さんから出ている部分が本当に確認できないのであれば、このまま値下げの部分の一般質問を続行するのはなかなか難しいと思います。逆に言えば、今言って、電話で確認しただけであって、正式なものはないというのであれば、正式なものに対して、これからまた値下げの部分の続行するのであれば、本当に林野庁さんがオーケーなものか、そち

らのほうで本当に確認できるという確信を持っているのであれば、また質問を許しますけれども、今のままではちょっと質問を許すことができないような状態になっておりますけれども、どうでしょうか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） これについて私は、文書での回答ではなく、口頭、電話でありましたので、これは林野庁として文書で出せるかどうか、対応された方の名前は、課長と同じ浅沼さんでありましたので、名前は覚えておりますけれども、それについて確認をさせていただいてからにいたします。

○議長（廣田清実議員） ここでちょっと、その確認等の対応も含めて暫時休憩といたします。

再開は、その確認等、方向性が見えたら、またブザーでお知らせいたします。

午後 2時25分 休憩

—————

午後 3時30分 再開

○議長（廣田清実議員） それでは、再開いたします。

暫時休憩になっておりましたけれども、休憩後の経緯を皆さんにまずご説明いたします。町長、当局のほうから、林野庁のほうの発言に対して、本当であるかという部分の確認をしてほしいという部分がありましたので、文字起こしをして、その確認をして、林野庁の部分、そういう部分がしっかりあったかということを確認して、あと小川議員本人から林野庁からの確認ができるかという話をしておりまして、その中でちょっと違う部分がありましたので、それを議運にかけて、議運の中でどう対処すればいいかということで、結果的にはいろんな部分で誤解を招くような発言があったという部分もありましたので、それを訂正したいという部分の発言もありましたので、これから再開いたしますし、今回の場合は私のほうに町のほうから、こういう部分はちゃんと確認してほしいという部分の旨がありましたので、その趣旨も説明したいということで町長から申出がありましたので、町長から発言を許します。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それでは、議長さんから発言の機会のお許しいただきましたので。

それで、先ほど小川文子議員の質問の、いわゆる根拠を文字起こしをしていただいて、確認をさせていただきたいということで、このことにつきましては廣田議長さんをはじめ議員の皆さん方に丁寧な対応をしていただきまして、本当にありがとうございました。

そこで、私はなぜ今日ここを確認したかったかというのは、まず林野庁であれ、どこの組

織であろうとも、市町村でそういう課題なり問題があるときは、必ず市町村に照会があるはずなのです。その照会が私らのほうになかったのも、もし小川文子議員さんがお話しされていることの正当性があれば、これはもう林野庁に問題があると、私はそういうふう考えたので、林野庁でこのことについて安全だということのあれをお示しされたのかということの確認をいたしたかったのです。そこで今日確認をさせていただいたということで、このことについては、議員さん方もそうなのですが、私ら当局もそういうことのないように、やはり一つ一つの物事はしっかりいろんなことから成り立ちをしておるわけでございますので、まず議員さんだけではなく、当局もこの際改めてこういうことについてしっかり対応していかなければならないということを肝に銘じさせていただいたとともに、それで丁寧な対応をさせていただいたということで、私のほうからは反問権、この際は行使をしないということで、皆さん方の、議員各位のご了承をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 小川議員さんから発言の取消しの申出がありましたので、それを許します。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） このたびは私の解釈の間違いがございまして、林野庁の部分を取り消して、おわびをさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（廣田清実議員） このことだけではなくて、議会の中ではやはりみんな全て確認の上、発言していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、再質問を受けます。再質問ございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） それでは、2問目に移らせていただきます。2問目は、物価高騰下における農業支援について、町長にお伺いをいたします。

農業を取り巻く環境は大変厳しいものと認識しています。そのような中、国会では食料・農業・農村基本法関連3法案が5月21日に衆院農林水産委員会で可決され、その後5月29日に可決成立をしております。また、参院農林水産委員会は、参考人質疑を行う一方、盛岡市で公聴会を開催しております。法案の一つ、食料供給困難事態対策法案は、輸入途絶などの不測の事態に際し、供給に関する計画の提出を求め、従わない場合は罰則もあることから、

農家からは不安の声も聞いております。

また、農業資材の物価高騰について、令和２年度比で重油価格が150%を超える状況であり、肥料は135%、飼料は144.5%となっており、特に酪農家が大きな影響を受け、戸数の減少が著しい状況にあります。米農家も、米を作っても赤字となり、今年から米作りをやめたという声を聞いております。以上のことから伺います。

１、上記基本法関連法案について、町としてどう対応していくつもりなのかについて伺います。

２、今年度も各農家に対し、物価高騰に対応する継続した支援が必要と考えますが、その計画について伺います。

３、さらには来月から電気料金の値上げが示され、電気料金や燃料費負担が増加することから、その支援の上積みも必要ではないかと考えますが、どうでしょうか。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 物価高騰下における農業支援についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、食料・農業・農村基本法の一部改正につきましては、町といたしましても注視しており、食料供給困難事態対策法案への懸念も併せて認識しているところであります。引き続き、情報収集に努めるとともに、今後の状況を見極めつつ、関係機関と協議の上、対応してまいります。

２点目及び３点目についてですが、物価高騰及び農業資材経費が高止まりとなる中、農作物の価格に反映されず、生産者のコスト削減の取組も非常に厳しいものと認識しております。特に畜産農家は、より厳しい状況にあると認識しており、電気料金の値上げにはさらに影響を及ぼすものと捉えております。

また、昨年度は、令和５年９月から12月にかけて矢巾町畜産農家緊急支援給付金事業を、令和６年、今年に入りまして２月に農業者物価高騰対策支援事業をそれぞれ実施したところであり、国、県に対し農業支援対策の継続を要望しているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○８番（小川文子議員） 農業支援については、昨年度に引き続き今年度も実施することをま

ず要望するものでありますけれども、国、県が行います支援事業を、町としても町民にしっかりと周知をするための手だてをどのように考えているかについて伺います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、私どもでも支援するために必要な収入というのが当然必要になります。これにつきましては、答弁にありますとおり、国のほうにも働きかけているというところでございます。これにつきましては、我が矢巾町だけではない、全国的な課題ということになりますので、その働きかけを行った上で、必要な収入が得られましたらば、速やかに皆さんに交付できるような形を昨年度と同様に進めてまいりたいなというふうに考えておりますが、今はそういう状況にあるということで、ご承知おきいただければと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 初めに経済支援、いわゆる助成についてお伺いをいたしましたけれども、助成は今のところは県とか国に対して要望するにとどめる回答でございましたので、この経済支援以外の、直接支援ではない物価高騰対策といいますか、そういうものを考えていらっしゃるのであれば、そのことについてお聞きをしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 町独自ということですね。

○8番（小川文子議員） そうです。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町単独でということも含めまして、現在考えておるのは国なりからの必要な補助だったり交付金だったりということを想定しているものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） ないということで。

他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で8番、小川文子議員の質問を終わります。

次に、4番、ササキマサヒロ議員の質問を許します。

ササキマサヒロ議員。

それでは、1問目の質問を許します。

(4番 ササキマサヒロ議員 登壇)

○4番(ササキマサヒロ議員) 基本理念、次の世代が生きる町、次の世代がつくらなくてどうする、ササキマサヒロ、新誠会です。

○議長(廣田清実議員) ちょっと待って。議席番号言わないと、これ記録に残りますので。

○4番(ササキマサヒロ議員) 一番最初ですね。

○議長(廣田清実議員) はい。

○4番(ササキマサヒロ議員) 議席番号4番、基本理念、次の世代が生きる町、次の世代がつくらなくてどうする、新誠会、ササキマサヒロ。通告文にのっとって質問させていただきます。答弁者、教育長、よろしくお願いします。

「音楽のまち やはば」の環境整備について。「音楽のまち やはば」宣言をして7年ほどがたちます。その間には、合唱や吹奏楽ですばらしい活躍が見受けられ、喜ばしいことだと思います。昨年は、徳丹城曲家ミュージックフェスティバルが開催され、また違うジャンルの音楽を聴く機会ができたと思います。しかしながら、音楽のまちとしては、まだまだやれることや、やることがあると思いますので、以下伺います。

1、「まちを歩けばどこからともなく音楽が聞こえてくる」とありますが、その達成度についてどう認識しているか。

2、音楽を聴く機会や場所はあるとしても、音を出す機会や場所が少ないと思うが、今後どのような取組を考えているのか。

3、2019年に「音楽のまちで元気に演奏する子どもたちのために新しい楽器を贈りたい！」とのタイトルで、ふるさと納税のクラウドファンディングを実施したが、目標達成率が9.5%で終わってしまった原因をどう認識しているか。

○議長(廣田清実議員) 菊池教育長。

(教育長 菊池広親君 登壇)

○教育長(菊池広親君) 4番、ササキマサヒロ議員の「音楽のまち やはば」の環境整備についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、第7次矢巾町総合計画において音楽のまちの推進を掲げており、芸術祭の参加者数をまちづくりの指標としており、令和5年度は800人の目標に対して、2日間の参加者数は750人でありましたので、達成率は93.8%という結果となりました。第8次総合計画におけるまちづくりの指標は、令和9年度の音楽祭来場者数を1,000人とし、音

楽祭の内容をさらに充実していくこととしております。

2点目についてですが、一昨年度までは音楽祭をメインとして事業を進めてまいりましたが、昨年度はそれ以外の音楽イベントにも取り組み、音楽のまちを推進することとし、新たに徳丹城曲家ミュージックフェスティバル、田園ホールの自主事業であるピアノフェスティバルを開催したところであります。

また、楽器や合唱などの音を出す練習場所としては、町内サークルの皆様には町公民館で、バンドなどで活動されている皆様にはやはぱーく内のスタジオで広くご利用いただいているところであります。

今後においては、町民の皆様が音楽を身近に感じられる取組を推進し、いつでもどこでも音楽が聞こえるまちづくりに努めてまいります。

3点目についてですが、2019年に実施した楽器購入に係るクラウドファンディングは、500万円の目標金額に対し、県内外の個人の方から合計47万5,000円のご寄附をいただいたところであり、達成率は9.5%でありました。このような結果となった要因は、本クラウドファンディングがどのような内容のプロジェクトに活用されるのか等の説明や周知が十分に図れなかったことが要因であると認識しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） 1の「まちを歩けばどこからともなく音楽が聞こえてくる」の達成率の認識というところなのですが、私の聞き方があまりうまくなかったのか、達成率93.8%というのはすごくすばらしい数字だと思います。パーセントというよりかは、実際どこからともなく音楽が聞こえてくるというところの認識をちょっと聞きたかったというところなのです。実際のところ、矢巾町で音楽がどこからともなく聞こえているのかというところに対して、どういう認識を持っているかということを知りたいです。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

教育長答弁につきましては、音楽祭をメインに答弁をさせていただいたところでございまして、今ササキマサヒロ議員のどこからともなく音楽が聞こえてくる、こういったものの認識というところでございますけれども、実際歩いていて音が聞こえてくることは今ないところでございますけれども、音楽のまち宣言を宣言してから、数多くの受賞をされている学校

ですとか、あと個人でも頑張っている方々がいらっしゃいます。そういった方々に大々的な感じで町のイベントにも出演していただいているところでございますけれども、それ以外にも活動されている方はもちろん数多くありますので、これからになりますけれども、そういった方々にもスポットを当てられるような機会の創出をしていきたいなというふうに感じておるところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） 個人で活動している方たちにもスポットが当たるような取組をしていただけるということは、すごくうれしいことです。

それで、実際聴く場所とか、曲家フェスティバルというものをやっているの、聴くということはあるのですけれども、サークルとかバンドの活動で、やはば一くスタジオを使っているという答えがあったのですけれども、練習というよりかは、そういう人たちは実際に人の前で演奏したりとかして、聴いてもらいたいという人たちとかもいると思うのです。それで、どこからともなく音楽が聞こえてくるというところにちょっとつながると思うのですけれども、これは道路住宅課の方の担当なのかもしれませんが、例えば矢幅駅にあるインフォメーションのところとかで、まず初めは月に1度程度でもいいから、そういうやはば一くで練習していた人たちとかが実際に発表できるような場所とかを整備するということではできないでしょうか。あと、インフォメーションもそうですし、駅東側のタクシー乗り場のエリアのところ、少し広がっている場所もあったりするので、特にこれからの時期は天気がいい日も出てくるので、室内というよりかは外で演奏とかして、歩いている人がそれこそどこからともなく音が聞こえてくるという環境づくりということとかもできないのかなと思うのですが、どうなのでしょう。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

やはば一くにつきましては、1階のホールの部分で実際に演奏活動をしたり、発表の機会というのは行っております。

矢幅駅の中というのについては、様々、いろんな使い方をしている方がいらっしゃいますが、ちょっとまだそういう演奏を大きなボリュームでというところまでは至っておりませんが、アコースティックな感じでの楽器等であれば、これからやっていくということとはできないのかなと思ってございます。

また、広場につきましては、それなりの空間がありますので、不来方高校の中庭の演奏のスペースと同じような使い方というのも十分考えられるのかなと思っています。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） 可能性があるというのはすごくうれしい言葉です。

ほかの議員の方たちも視察で群馬県の高崎市というところに……高崎市ですよ、行ってきた方たちもいるのですけれども、そこは駅前に市が用意した場所があって、そこに、市にちゃんと登録して、誰でもむやみに出られるというわけではなくて、ちゃんと登録して、申請してやるというシステムもあったりするので、何かそういうのも今後視野に入れてもらえればいいのかと思います。

また、どこからともなく音が聞こえてくるというところなのですけれども、例えば駅のところなのですけれども、街灯にスピーカーをつけて、BGM的なものが流れているとか、そういうようなこととかができないものなのかと。何でそれを言うかということ、やっぱり実際音楽が聞こえてこないというのもありますし、あとたまたまなのかもしれません、僕が矢巾発信ステーションに行ったときに無音だったのです。音楽のまち宣言しているところの発信ステーションが無音というのは、何かちょっと矛盾感じるなというのもありましたし、あとは例えばこの役場内で、業務に支障がない程度で音楽を流すということとかは可能なのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 2つね。これは、やはぱ一くは設備あったのではないですか、スピーカーとか。

（「駅前」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 駅。

水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

駅の中での音楽ということに関しましては、ある程度、そのとおり設備さえ整っていれば可能かなと。ただ、駅におきまして1つ懸念されるのが、駅の電車のために発進音みたいなのを、常に鳴らしている音があって、それらの音が混合すると、耳の状態とか年齢等によっては様々な支障もあろうかと思しますので、ちょっとその辺は勉強させていただいて検討いたしたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

役場内の音楽の放送ということですが、緊急用の通信設備しかございませんので、音楽のということになるとちょっと、今のところは難しいのかなと思います。ただ、皆さんも御覧なっていると思いますけれども、役場の1階の自動販売機の前にストリートピアノといひますか、どなたでも自由に音楽を奏でてくださいということでピアノも設置させていただいておりますし、駅ピアノもございます。それから、公民館の1階ホールでも誰でも自由に音楽を奏でてくださいということで設置させていただいておりますので、そういった部分で音楽が流れてくる、奏でられるということで、聞こえてくればいいなというふうに感じております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） ちょっとまた僕の質問の仕方がうまくなかったのかもしれないのですが、駅構内というのではなく、駅の前のロータリーというのですか、あその部分の街灯というのですか。何でかという、前年度に視察で山形のほうに行ったのです。山形のところで、温泉街だったのですが、普通の道のところの街灯に、大きいやつではないのですが、ちょっとちっちゃめなスピーカーなのなのですが、ついていて、ずっと聞こえるというよりは、その街灯の近くに行けば音が聞こえてくる程度で音楽が流れていたのです。それを体験して、音楽のまちで、どこからでも音楽が聞こえてくるというのはこういうことなのではないのかなと思ったので、そういう意味で、スピーカーをつけて、そういうことができないかという意味の質問でした。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） ただいまの質問にお答えいたします。

道路上の街路灯とか、そういうところに設置するようなイメージだと思います。それら全て大きな意味でのまちづくりの中でのスタイルの一つだと思いますので、何かいい方法がないか検討させていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） これ前にも質問したら、設備あると言っていた、表面とか。中では

ないけれども、あると言って。街路灯ではなくて、その通路の辺りに、確かに私たち見てもスピーカーあったし、放送設備あると前誰かが質問したときに答えていましたから、確認してください。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） 設備があるのであれば、流せるように検討していただければ、より音楽のまちが進んでいくのかなと思います。

先ほど発信ステーションのところで音が流れていなかったというのは、自分のときがたまにそうだったのかもしれないのですが、町として業務委託して、町の発信ステーションとしてやってもらっているという意味では、町として無音で営業するというよりかは、何か音を出して、もう少し注目、注目という言い方も変ですけども、ちょっとやっぱりあそこ分かりづらいと思うのです。看板もちっちゃくカッティングステッカーを貼ってある程度なので、何やっているかちょっと分からないようなところなので、音を少し出して、もう少しにぎやかという言い方も合っているのかちょっとあれですけども、指導というのはできないものなのですか。

○議長（廣田清実議員） BGMだな。

花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

BGMにつきましては、ちょっとたまたまではないかと思いたいののですが、いずれ私のほうからも改めて確認させていただきまして、BGMは軽音楽がいいのか、どういった音楽がいいのか分かりませんが、すみません、早急に検討させて、やっていないようであれば流すようにさせていただきたいと思えますし、あとはその出入口の部分がちょっと分かりにくい。確かに私もそう思って、時々助言はしているつもりなのですが、改めてそちらのほうもアドバイスさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） 入り口のところは、ちょっとこの音楽のまちとは関係ないところだったので、よろしくお願いします。

また、どこからともなく音楽が聞こえてくるというところなので、水辺の里の

ところの残土が今なくなるというめどがついたという話もあったので、前ちょっと、委員会のときだったと思うのですけれども、僕ちょっと言ったことがあったのですけれども、あそこの部分をオートキャンプ場とかの使える施設にして、そこに電源装置まであるとかというのではなく、ちょっと、30センチから50センチぐらい高くなった台になって、雨がある程度よけられるような、音楽堂というまでの大々的なものではないのですけれども、そういうようなものとかも造れば、水辺の里がきれいになったときとかに、そういうところでそれこそ不来方高校生の合唱や煙山小学校の吹奏楽の方とか、あとはほかのミュージシャンの人とかもできると思うのです。あそこというのはやっぱり山の谷になっているので、騒音という問題で言ったら、町なかでやるよりかはクリアできるのではないのかなという思いもありまして、そういう考えについてどう思いますか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まず、土砂の撤去を速やかに行いたいと思います。本当にありがとうございます。なお、今ご提案いただいたオートキャンプ場、あるいは実は前にはイチゴ栽培をやりたいというような声もありました。それから、今のような音楽堂、森の音楽祭ができるのかなというような感じもして、夢があると思いますので、まずはしっかり土砂を撤去して整備してから、様々なご提案を受けて、皆様のお話も伺いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） ぜひ前向きに、みんなで楽しいまちをつくっていくように、よろしくお願いします。

クラウドファンディングのところで再質問させていただきます。実際に私がここのクラウドファンディングをしていたところのサイトを見たときは、そこ自体の数字は6%、達成率6%となっていたのですけれども、でも今回このつくるのにちょっと確認したところ、町のほうでは9.5%という数字になっているということだったのですが、サイトでは6%で、サイトというのはクラウドファンディングを実際にやったところのサイトですね、では6%で、町のところでは9.5%となっているのですけれども、この差は何か。また、そのサイトを通さずに寄附をしてくれた方がいたからとか、そういうので差があるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員お話しのとおり、サイトを利用して6%の寄附、30万5,000円ほどございましたけれども、残りの差分17万円ほどが書類による手続ということで、紙ベースで出てきたものなので、そちらのサイトのほうでは反映できなかったという内容になっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） そういうことという認識はしました。

6%でも9.5%でも、ちょっとやっぱり寂しい結果に終わってしまったなという感じに思うのですが、今後またこれ挑戦してみようという考えはあるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 私のほうからお答えさせていただきます。

寄附金ということで、クラウドファンディングの場合なのですけれども、通常の寄附金と違いまして、クラウドファンディングですと用途から検索するというようなサイトになっております。通常であれば返礼品、こちらのほうから検索する人が多いのではないかというふうに思っております。そういったところで、今回の数字にも表れたのかなというふうに思っておりますので、先ほど答弁でもありましたとおり、周知方法であるとか、その辺の考え方、もう少しほかの何か成功事例を研究しながら、サイトをやっている例えばさとふるさんとか、そういったところにもお話を聞いて、何かうまく寄附金集めができるようなところを研究してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをいたします。

このときに、子どもたちへということで大口の寄附があったということを聞いておりまして、これからまた学校等に必要があればニーズ調査を行いながら、その状況により、クラウドファンディングがいいのか、あるいは単独で購入がいいのか、その辺はこれから検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） 実際、小学校や中学校で必要かどうかを確認して、またやるかどうかというのも必要だと思います。

返礼品というところで、ちょっとそこも見たのですけれども、音楽とはかけ離れた返礼品ばかりだったなというイメージで、例えば次またやるのであれば、それこそ日本一の賞を取った合唱の人たちがいるから、その人たちの音源、MP3とかにして、それを返礼品にするとか、あとは一定の額以上であれば出向いてやりますとか、せっかく音楽のまち宣言で音楽に関わったファンディングをやるというのであれば……

○議長（廣田清実議員） ふるさと納税とクラウドファンディングはまた違う話だからね。そこ今の、クラウドファンディングの場合は返礼品ではなくて、今説明あったとおりだから。今話ししているのは、ふるさと納税の返礼品に音楽のまちの部分を入れたほうがいいのだというのであればまだいいのだけれども。何かそこ、ちょっと混同しているみたいだよ。

○4番（ササキマサヒロ議員） すみません。クラウドファンディングのところですよ。の返礼品のところですよ。

○議長（廣田清実議員） 返礼品ではないので。

○4番（ササキマサヒロ議員） クラウドファンディング……

（「リターン」の声あり）

○4番（ササキマサヒロ議員） リターン。

○議長（廣田清実議員） 今言ったのは、返礼品と言ったから話がぐちゃぐちゃになって。

○4番（ササキマサヒロ議員） リターンです。リターンというところで、牛肉とか、そういうような、音楽に関係ないものばかりで、もっと音楽に関わったようなリターンというものを考えて、次、実際あるのであれば、そういうことを視野に入れてやってみるのはいいのかなということ。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、当時のここのふるさと納税型のクラウドファンディングという話なのですが、正式に言うと純粋なクラウドファンディングとは異なるスキームで、まさにある特定の目的を募って、そこにふるさと納税の共通の返礼品を出すというような形で、当時、楽天とさとふるさんのほうにこちらはお願いをしました。結局片方からは断られまして、なぜかというところ、音楽のまちを標榜するのにクラウドファンディングでお金を集めるのですかということ

サイトの運営者側から言われました。音楽のまちであれば、自主的に財源をつけるなり、そういう取組をすることが普通なのではないでしょうかというふうに運営側から言われて、ここは断られて、片方のほうは取組に至ったわけでございます。ここの中で大口の寄附があつて、子どもたちの希望する楽器を買えたということではあつたのですが、純粋なクラウドファンディングではなかったというところがまず1つ整理として挙げるができると思います。

今ご指摘のとおり、今後クラウドファンディングに取り組むのであれば、そのリターンに対しては、やはり純粋な、音楽に共感していただくという、その共感という部分を強く打ち出していく必要があるのかなと思っております、おっしゃるとおり、その取組をするのであれば、私どもも企業版ふるさと納税、牛肉とかそういうことではなくて、それに共感して、だから寄附をしてくださるというような方々を募る必要があると思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） 共感を得てもらえるというのはやっぱり大切なことだと思うので、次またあるのであれば、その辺強く打ち出してもらって、やっていただきたいと思います。

ちょっと再質問が前後してしまうのですが、やはば一くスタジオのところなのですけれども、音漏れがするという話を聞いたのです、ドラムとかの音が。そうすると、上の図書館とか、そういうところとかにも影響してしまうのではないかというところがあつて、音漏れとかがしてしまうと、スタジオとして活用されるという機会も減ってきてしまうのですけれども、音漏れがしているという認識というか、報告というのはありましたか。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

音漏れということでございますが、私も昨年度行ったときにそういうふうに音がするなというのは感じておりました。確認しましたところ、本来、そもそものあそこのコンセプトとして、音が聞こえるようにということで調整して、今の音量で音が漏れるように設計したというふうに設計した担当のほうから確認してございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） 元からそういう設定だったということなのですね。だとすると、漏れて仕方がないのだなという認識は持ちました。

うちの町は健康日本一を目指す町という宣言もしていて、音楽というのは単純に音を聴くというだけではなく、いろんな幅広い意味では健康にもつながっていますし、あとは人と人とのつながりという意味でもつながっています。私の知っているミュージシャンの人たちの音楽を聴いて、落ち込んでいたファンとかが生きる元気が持てたとか、ちょっと強い言い方になると、生きていくのがもうつらくて、どうしようかなと思っていた人とかも、音楽を聴いたことによって、まだ自分はやっていけるという、立ち直ることができたとかということ、自分はそのミュージシャンの近くにいて、そういう話とかを実際に聞いたりとか見たりとかするので、せっかくこの音楽のまち宣言をしているので、もっとうまく矢巾町の音楽というものを拡大できていけばいいなと思うのですけれども、何かそれに対して所感があればお願いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

確かに音楽の力というのはとてもすごいなというふうに思っておりまして、それは私自身も、当時東日本大震災のときに、町の職員で被災地の避難所勤務をしたときに、特別ライブということで、当時の有名なバンドが来まして、それを私自身も知らず、周りの皆さんも知らず、それを見た方々は、被災された方々は涙を流して感動してというところの場面も見えておりますし、私もライブハウスに行くことがたまにあるのですけれども、かなり激しい音になるのですけれども、ちょっと勇気をもらう、元気をもらうということが結構ありまして、そういったものの力というのは、音楽の力というのはすごく大きいなというふうに思っております。

音楽のイベントとしましては、今年も徳丹城西門マルシェ、そして徳丹城のミュージックフェスを引き続き行う予定で進めておりまして、これをさらに定着をさせながら、さらに拡大できれば拡大しつつ、そういった音楽に触れ合う機会をどんどん増やしていきたいなというふうに感じてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で4番、ササキマサヒロ議員の質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集されますようお願いいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 4時15分 散会

令和6年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第4号）

令和6年6月12日（水）午前10時00分開議

議事日程（第4号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	高 橋 恵 議員	2 番	高 橋 敬 太 議員
3 番	横 澤 駿 一 議員	4 番	ササキマサヒロ 議員
5 番	吉 田 喜 博 議員	6 番	藤 原 信 悦 議員
7 番	齊 藤 勝 浩 議員	8 番	小 川 文 子 議員
9 番	木 村 豊 議員	10 番	小笠原 佳 子 議員
11 番	山 本 好 章 議員	12 番	高 橋 安 子 議員
13 番	水 本 淳 一 議員	14 番	村 松 信 一 議員
15 番	昆 秀 一 議員	16 番	赤 丸 秀 雄 議員
17 番	谷 上 知 子 議員	18 番	廣 田 清 実 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	岩 淵 和 弘 君
政策推進監 兼未来戦略 課 長	吉 岡 律 司 君	総 務 課 長	田 村 英 典 君
企画財政課長	花 立 孝 美 君	税 務 課 長	佐々木 智 雄 君
町民環境課長	田中館 和 昭 君	福 祉 課 長	野 中 伸 悦 君

健康長寿課長	田口征寛君
産業観光課長	村井秀吉君
農業委員会 事務局長	細越一美君
会計管理者 兼出納室長	佐々木美香君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	高橋雅明君

こども家庭 課長	村松徹君
道路住宅課長	水沼秀之君
上下水道課長	浅沼亨君
教 育 長	菊池広親君
文化スポーツ 課長	高橋保君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田徹君
主 事	渋田稀結君

議会事務局長 補 佐	千葉欣江君
---------------	-------

午前 10 時 00 分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、13番、水本淳一議員は、都合により遅参する旨の通告がありましたので、ご報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田清実議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

7番、齊藤勝浩議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（7番 齊藤勝浩議員 登壇）

○7番（齊藤勝浩議員） 6月12日、本日のトップバッターを務めさせていただきます議席番号7番、矢巾未来の会、齊藤勝浩、どうぞよろしくお願いいたします。一般質問通告書に従いまして質問を開始いたします。

質問1、物流業界2024年問題への対応について。町長に答弁をお願いいたします。

国の働き方改革の一環として、2019年4月（中小企業においては2020年4月）より労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定され適用されました。一方、業務の特性や取引慣行の課題がある事業においては、時間外労働の上限について適用が5年猶予され、特例措置がなされていましたが、2024年、この春4月からはこの猶予期間も終了し、全職業業種において時間外労働の上限規制（年906時間）が適用となりました。

この特例措置に指定されていた業種におきましては、医療、建設、物流と、大きくは3業種ありましたが、今回は物流業界に特化してお話しさせていただきます。物流業界では、この2024年問題において、物流の停滞が懸念されている状況にあります。事業全体への応援取

組は、私たちとしては難しいものの、物流の町矢巾として、その町の町民として、自助、公助の対応の観点からも先進的に取組を行い、持続可能な社会形成を目指す取組が必要と考え、以下お伺いします。

宅配業務において、荷物の受取人が不在であるなどの理由から、配達員が荷物を持ち帰る再配達が大きな問題となっています。その再配達をいかに減らすかが課題であり、対策として自宅や集合住宅への宅配ボックスを設置することが有効と考えられます。物流の町矢巾として、この費用の一部を補助し、設置促進することで課題対応と問題提起の発信をすることが必要ではないかと思い質問させていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 7番、齊藤勝浩議員の物流業界2024年問題への対応についてのご質問にお答えをいたします。

全国的に物流事業者の再配達に伴う負担の増加は認識しているところであります。そこで、町内にある大手物流事業者に実情を伺ったところ、一定の効果はあるものの宅配ボックスだけで解決する問題ではなく、社会的課題として取り組む必要があるものと回答をいただいているところであります。

なお、再配達の削減は、環境負荷軽減の側面からも課題とされており、我々がすぐにもできる解決策として、ゆとりある時間帯の指定やコンビニエンスストアでの受け取り、宅配ロッカー、置き配など、荷主の少しの配慮でも十分に効果が得られる取組のほか、国土交通省が支援する共同住宅への宅配ボックス設置補助など、多様な手段による取組が進められています。

本町といたしましても、物流の町として物流関係に従事される方々の負担軽減につなげるべく、町民や事業者の皆さんに機会を捉え、啓発に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 答弁いただきました。大手物流事業者からの実情を伺ったというお話をいただきました。どうしても事業者と末端の配達担当者との間では、温度差が大きくあるように思われています。現実には本日の朝刊、2日前の朝刊と、やっぱりなかなか末端の配達員の労力は減らないというふうな状況のお話も出ております。

そんな中で、下請業者も含め配達員の見解、それから配達を助けるための町民として、町としての手助けとして、これにまた荷受人のほうからの多忙なアクセス、要は再配達に準じて対応できなかったからもう一回再配達というのがどんどん、どんどん繰り返されている状況の中で、今度は置き配というふうな施策も国のほうは大手事業者、それから日本郵便からの申請を受け、認知されました。この置き配も始まるということで、これは防犯対策もかなりやらなければならないと。

矢巾町においては、共働き世代、農業を営んでいる農業従事者の方々の外出、それから集合住宅が集まる箇所というふうなところを区分けして考えると、どうしても荷物を日中に受け取るというふうな流れはなかなかできない。子育て世代では、なかなか荷物の時間を指定することもできないというふうな流れもある中で、ひとつ八戸市におきましては補助事業がありまして、ご存じとは思いますが、八戸市におきましては一戸建てタイプに3万円、集合住宅には30万円、また鍵のほう、備品の設置にも補助しますよということで、3分の1の補助をしますというふうな流れがあるのを聞いております。こんな中で、我が町矢巾でも何かにかのアクションは起こせるのではないかと思います。質問させていただきました。

また、交通安全、防犯、治安の効果もあり、もう一つ脱炭素、CO₂の効果、これは計測評価、公表までできるのではないかとというふうな考えも持っております。その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問に再配達ということでお答えさせていただきます。

まず、先ほど大手の物流業者のほうに聞き取りを行ったということにつきましては、私も内容といたしましては、宅配ということで先ほどお話あったとおりなのですが、現在その大手の会社さんでは、トラブル防止のために対応できていないということがありました。というのも、仮に宅配で置き配で対応したとしても、何らかのクレームが生じて、後でそれがむしろ時間を要するという案件になってしまうということを防ぐのだということで伺っておりますが、それ以外にも実際在宅ではいらっしゃるのですが、ちょっとなかなか玄関口までは来ていただけないというケースもあるのだそうです。

これらを踏まえますと、やはり時間設定、短い時間で午前中というよりは、可能な限り例えば1日であるというような形で、ゆとりある設定をしていただくのも1つですし、もしもそれができないのであれば、コンビニエンスストアなんかをご利用いただければ、それもあ

りがたいということで、大分そこでも違うのではないかというお話はいただいたところでございます。

なお、そのほかにも先ほど八戸市さんの話もありましたけれども、一戸建て住宅については3万円というお話でしたけれども、そこについては答弁にもありますとおり、国土交通省のほうで支援する補助事業につきましては、集合住宅を対象にしておるものということで、その部分は一戸建てはちょっとカバーできないのですが、可能であれば国土交通省の補助のほうを私どものほうでも周知させていただいた上で、先ほど申しあげましたコンビニでの受け取りだとか、時間に余裕のある受け取り、そちらのほうを何らかの広報なりを通じて、できる取組として周知してまいりたいなというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 私のほうからも追加で答弁をさせていただきたいと思います。

2024年問題、まさに深刻な問題だと捉えております。こうした背景には、ただ単にトラックドライバーが減少しているということのほかに、直近20年間でeコマース市場が拡大して、物流の総数が50億個を超えたというような情報がございます。物流直近の20年間では、貨物量1件当たりの貨物量は、重さとして半分ぐらいに減っているのだそうです。けれども、半減する一方で物流量は倍増している、要はeコマースの関係で物流が増加している、まさに物流の小口多頻度化、これが大きな原因だと言われています。

この中で2022年スタートしたというふうに記憶しているのですが、我が国の物流革新に関する関係閣僚会議というものが開かれておりまして、この第2回会議の中で物流革新に向けた政策パッケージというものが示されております。1つが商慣行の見直し、2つ目が物流の効率化、3つ目が荷主・消費者の行動変容ということが言われていて、まさに齊藤議員のおっしゃっているところは、消費者の行動変容に関するところに町がいかに関わっていくかということだと思っております。

実は、この議論まだまだ進んでおりまして、先ほど産業観光課長が答弁したとおり、国土交通省のほうで一部政策的な補助のところが出てきておりますが、今後様々パッケージとして提供されてくるように伺っておりますので、それらを注視しながら、私どもの町としてできることを考えていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 認識されているということを知りましたから、ありがとうございます。

ただ、私の経験値といたしまして、古い話ですけれども、新聞配達を小学校2年生からやりつつ、朝刊もやりつつと、今は郵便ポストがないうちはそんなに考えられませんが、前はドアの間に挟んでどこに入れたらいいかわからない状況、まして荷物となると、どこに置くのだ、置き配。東京に暮らしていると、置き配であれを持っていかれないのかなというような思いもありました。ましてや今度は窃盗、泥棒、そういうのも出てくるとなれば、ご近所同士でけんか争いの発端にもならないのかなと、私はそういう思いもあります。

全く違う考え方からすると、矢巾モデルの宅配ボックスを考案されて矢巾の事業者に売っていただいて、補助はするけれども、違う形で事業者からの税収を上げるということも考えながら今後対応していつてもらうことも必要なのかなと私は思いますし、何度も何度も再配達することを考えれば、CO₂の削減、これも本当に目の前の課題だと思いますので、そういうところも考えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） お答えいたします。

まさに2024年問題は、環境の問題にも直結しているもので、総合物流施策大綱、今国が進めている中でも、当然SDGsに絡めてこの物流の問題は環境にも直結するのだというお話をされております。物流の商慣行の見直し、物流の効率化の中では、1つキーワードに挙げられているのがDXというような言い方がされております。

eコマース事業者においても、このDXに関してはすごく注目しているところであって、その中で何かヒントがないかなといったところは、ちょっとアンテナを高くして、今の矢巾モデルというお話がありましたが、産業観光課を中心に物流事業者に直接聞き取りなんかもしております。コンビニ業者さんなんかとも意見交換をしながら、何かこの地域で矢巾へ行くと、あそこ楽なのだよねと言ってもらえるような環境ができれば、働いている方、あるいは町内でも、その業務に携わっている方がいらっしゃると思いますので、そうした方々が働きやすいということはすごくいいことだと思いますし、再配達において、さらなる時間外を強要されるというような事例も多発しているということは伺っておりますので、そういうことも視野に入れながら、何ができるかと今この場では確信的なことは申し上げることはでき

ないのですが、何らかの策というものは探ってまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 関連してお答えさせていただきますが、いずれ町内には、特にも卸センターには県のトラック協会、それから岩手トラックターミナルもありますし、そして私どもこのご質問をいただいたときに、やはり避けて通れない問題だということで今考えておるのは、そういった実際携わる業界の方々、それから受け取る側の利用者、あと一つはいろんなトラブルもあると考えられるので、県の消費生活センターあたりも巻き込んで協議会を立ち上げて、そしてどういう形でやったら業界も利用する方々もトラブルなく解決できるかということ、まさに齊藤勝浩議員がおっしゃるとおり、本町では岩手流通センターはじめ、プロロジスパーク盛岡とか、物流の町でもあるわけですので、そういった視点からちょっと協議会を立ち上げて内部で検討させていただきたい。

これは、やはり1町だけで解決できる問題ではないと思うのです。できるのであれば、少なくとも広域、県単位で考えていかなければならない。あともう一つは、国土交通省もそういったことで、いろんな支援も考えておることなので、逆にこちらのほうからいろんな形で要望を出させていただいて、お互い業界も、利用する方々も、それがうまく解決できる落としどころを考えていきたいなと思っておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 質問2に移らせていただきます。岩手県広域サイクリングルート設定における矢巾町の取組について。町長に答弁をお願いいたします。

岩手県においては、岩手県自転車活用推進計画に基づき、自転車を活用した観光振興等を促進するため、地域特性を生かした広域的なサイクリングルートを設定し、整備マニュアルが作成されました。設定ルートは、岩手県内を4ブロックに分けたルート設定がなされ、主目的としては、自転車を活用した環境負荷の低減、健康増進、観光振興等を図ることとしています。矢巾町は、いわてイーハトーブルートに属していると認識していますが、今後町の

対応について以下伺います。

1、矢巾町におけるルート設定区域は、東部徳田地域がメインとなっているように思われますが、ルート設計や整備計画について、県との間で具体的な協議や説明を受けられたのでしょうか。

2、県が指定するサイクルステーションは、徳丹城付近のように思われます。指定を受け、登録要件にどう対応し、整備を図っていく計画であるかお伺いします。

3、今後町民の健康増進も考慮した利活用に向けた広報周知と、併せて安全対策教育はどのように行っていく計画であるかお伺いします。

4、観光振興の面からは、町としてこのルートを活用した対外的な発信をし、来訪者への対応について独自の対応をどう行っていくのかお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 岩手県広域サイクリングルート設定における本町の取組についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、ルート設定や整備計画については、県から示された素案を基に市町村への意見照会や個別協議、説明会等での意見を踏まえながら検討、策定をいただいたものと認識しており、町からも観光地に関する情報提供等を行ったところであります。

2点目についてですが、町観光協会として、国指定史跡徳丹城跡歴史民俗資料館をサイクルステーションの要件を満たす施設として登録申請し、昨年度登録となったものであります。申請に当たって登録要件に見合うサイクルラックについては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村施設に使用した県産木材を活用して作成をしておるところであります。

これに併せて観光PRの一環ともなりますことから、今後登録施設を増やしていけるよう、サイクルステーション設置に協力いただける事業者等に呼びかけていきたいと考えております。

3点目についてですが、広域サイクリングルートについては、県及び県内市町村と一緒に取り組んでいく事業と考えておりますことから、関係機関との情報共有を密にしていき、県からの求めに応じながら対応してまいります。

なお、今後市町村ごとでの自転車活用推進計画の策定が求められていることから、議員ご指摘の健康増進や安全対策教育については、警察等のご意見を伺いながら、町の方向性を定

め、広報周知及び安全対策教育を実施してまいります。

4点目についてですが、県の今年度の取組として、各市町村に対し地域ルートの設定や観光コンテンツの情報提供を求められているところでもあります。町といたしましても、広域サイクリングルートと効果的に連携できる地域ルートを設定し、町の観光振興につなげていければと考えておるところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 1問目の指定ルートの確認というところで確認させていただいたわけですが、具体的な矢巾町の指定ルートというのはもう決定されたのでしょうか。

県のほうのパブリックコメントが出た際には、魅力的な景観の地域を通過していることとか、国際的に著明的な観光地を有機的に連携していることとか、複数の地域条件を通過していくこととか、魅力的な景観地域というふうな指定があったわけですが、どの辺か指定をしてというか、ルートを決定されているのか教えていただければと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、矢巾町の属する部分というのが、先ほど議員おっしゃったとおりイーハトーブルルートというルートになります。こちらにつきましては、一関から盛岡までの幅広い区間ということで、定めているルートといたしましては約290キロに及んでおります。ということで矢巾町のルートなのですが、紫波町から入りまして長徳橋のところを通過して、国道4号線を横断して中央1号線に入って、それを北上して盛岡市の見前に抜けるというような設定になっております。これにつきましては、一関から盛岡までを4号線に沿った形で北上していくというようなことがありましたために、このようなルートに設定しておるものというふうに認識しておるところでございます。

なお、矢巾町のほうでまた今年度独自に設定するルートにつきましては、町の独自の考え方でルート設定をしたいというふうには考えておりますが、県のほうからも話が合ったのは、その際にはひとつイーハトーブルルートと接点を持ってくれということでは言われておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） 私のほうから補足追加で説明をさせていただきます。

今回徳丹城をこのルートに指定されたところにつきましては、観光担当とともにうちのほうでも取り組んでおりまして、実際このルートを自転車で試走した経緯もあります。やはり今回は、先ほど産業観光課長答弁にもありましたとおり、イーハトーブルートというところで、4号に沿ったところをメインにというふうに県の考えがあったというところから、うちのほうでも手を挙げさせていただいたところがございますので、次のルートについては、またいろんなところでうちのほうでも工夫して協力したいなというふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 大まかなルートの流れは、ほぼほぼ認識はできるのですが、実際どこを通るのかと、矢巾地域を通るのかというのも早めに町民に知らしめる必要もあるのではないかなと思われまして、またサイクルステーションの部分、サイクルステーションの部分はラックについては回答いただいてあれなのですが、トイレとかベンチ、あとは自転車修理用工具とか、県が用意するのかもしれませんが、徳丹城をどのように整備してステーションの形をつくっていくのか教えていただければと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

実際このルートが始まってからまだ間もないというところもあって、併せて周知がちょっと足りないということもあるのですが、月に大体5人から6人ぐらいしかまだ来ていない状況です。その方々について、その方はまず写真を撮るのをメインにしまして、例えば南昌山を後ろに、あるいは岩手山をバックに曲家の写真を撮るとか、そういったところで楽しんでいるようでして、今お話があった自転車の整備の工具ですとか、そういったものにつきましては、今のところ準備はしておりませんので、ご意見があったことは県にもお話をしながら、ちょっと対応を考えていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 自転車サイクルステーションですが、私も何でかんでいろんなことをやっている関係上、20代のときは浄土ヶ浜まで自転車こいで、それからこの近隣で

も花巻温泉から展勝地、花巻電鉄の跡地、東高校の脇を抜けて展勝地まで行くルートや雫石小岩井、八幡平、松尾、あと田沢湖とかを走ったり、東京でも、笑い話になるかもしれませんが、それなりに2時間ぐらいであそこのまちは走れるので、友人に誘われ走りました。整備工具とか、トイレとか、拠点がきっちりしていると、すごく行きやすいのかなと思われま

す。

また、矢巾町のほうに複数の設置とありましたけれども、これ以上どこかに設置するとか、そういう予定とかはおありなのでしょう。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ご質問にお答えいたします。

ほかにサイクルステーションということでございますが、今度は先ほど申しましたが、今年度矢巾町のほうで独自のルートを設定しようというふうに考えております。その際に、例えば施設、何かあった場合に、そこを休憩も兼ねまして、こういったサイクルラックであるとか、トイレ、ベンチ、あとは貸出用の修理工具、空気入れも含めまして、こういうふうなものを用意できるような施設をとということで考えておるところでございますので、これにつきましては、今年度どこが一番いいのかということをしていろいろ自転車に詳しい方々の意見も聞きながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） 続いて、ちょっとすみません、補足でお答えをさせていただきます。

今回せっかく徳丹城をルートに設定していただいておりますので、来ていただいた方に何らかのおもてなし、こういったところも必要かなというふうに思ったところでございまして、そちらのほうも引き続き検討させていただきたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 続きまして、健康増進に対応するということでの考え方から考えますと、町民に対して歩くより、走るより負荷が少ない自転車と私は認識しております。健康増進のほかに、けが予防、リハビリ対応というのもいいのかなと。岩手医大さんが来ていましたので、理学療法を兼ねて岩手医科大学とコラボするのもいいのかなと私は思いますが、そういうところも検討なされて町民に深く推進していくことと、あとは安全対策の部分で教

育の実施を早く進めることも必要ではないかと。

これがどんどん進んでいくとスピードが結構出る自転車もあります。そうすると、なかなか普通の自転車の方との対応が難しくなる部分もあると思います。あとヘルメットの着用の推進ということで、先ほど宅配ボックスの補助、作成という話もしましたが、ヘルメットも矢巾型の企画をしまして矢巾の住民に売るというのもひとつ面白いものではないかなと私は考えておりますが、そういうところ、健康と、あと安全の部分についてお聞きしますけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

まず、健康とスポーツというところで私のほうからお話をさせていただきますけれども、例年というか、一時ストップかかっていたのですけれども、昨年度から医大とコラボいたしましたセカンドアカデミーというものを始めておりまして、これは様々医療に関わることですとか、あとは体力に関わることで、そういったものの講座を町民に対して開いていただいているというものを行っており、昨年度は3回開催しているものを今年度はちょっと回数を増やして、あと内容もいろいろ医大の皆さんと相談をしながら進める予定でございまして、より多くの人に参加できるように工夫してまいりたいというふうに思っております。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

自転車努力義務ヘルメットの部分については、中学生につきましては登下校のための安全のためにヘルメット着用していただいております。一般の方につきましては、やはり中学生あるいは小学生の皆さんに倣ってヘルメット着用していただくという意味での努力義務ですよということで周知啓発は行っております。補助制度が必要で、かつ一般の方々にヘルメットを導入するために補助制度が必要だというような部分については、ちょっと早急な結論は出ませんが、そこら辺は少し研究させていただければというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ございません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで2問目の質問を終わります。

次に、3問目の質問を許します。

齊藤勝浩議員。

○ 7 番（齊藤勝浩議員） 3 問目の質問に移らせていただきます。質問 3、南昌自然公園内に建設中の木質バイオマス発電所に対する対応について。町長に答弁をお願いいたします。

矢巾町南昌自然公園への民間事業者による木質バイオマス発電所の建設計画についての説明を事業者から2023年5月10日にいただき、はや1年が経過しました。建設現場は確認でき、説明がありました計画どおりの2026年1月稼働で建設を進められていることから、この事業計画に関連して以下伺います。

1、災害対応のために蓄電池の設置を行うとの説明がありましたが、どの程度の供給能力の設備を計画され、町との関連づけについてどう協議されているのかお伺いします。

2、木質材の集荷対象地域は、全県域と説明をされました。建設される施設は、南昌自然公園の中心地であり、観光拠点でもあります。多数の町民や観光客が往来する場所でもあり、事業で使用される車両は大型車が主です。日中のみの搬入工程との説明ではありましたが、交通安全対策や景観環境対策について十分協議なされているのでしょうか。

3、周辺環境においては、粉じん、騒音、排煙、臭気対策について、同様の他の施設等を検証し、十分な確認、精査をされたのでしょうか。

4、日量20トンの上水を使用するとのことですが、排水される水に関し浄化を施さなくてもよいレベルなのか。また、排水される水のpH値は確認されておりますでしょうか。

5、事業全体について南昌自然公園を利用される方々、また近隣に居住されている方々への事業位置、開始内容についての意見等を集積し、十分に分析検証されたのかお聞かせ願います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 南昌自然公園内に建設中の木質バイオマス発電所に対する対応についてのご質問にお答えをいたします。

1 点目についてですが、矢巾町指定避難所等への電源供給ツールの一つとして、可搬型蓄電池の貸与により必要な電力を供給していただけるよう計画をしております。

供給能力につきましては、地域の避難所の中核となります指定基幹避難所2か所へ、72時間程度の供給が可能であることを想定し、可搬型蓄電池の配達や再充電、防災訓練への参加等につきましても協議を進めております。

2 点目についてですが、大型車による木質材の搬入につきましては、1日に10台程度の頻度で朝晩の混雑に配慮して日中に搬入するなど、交通安全にも配慮した計画となっております。

す。また、景観につきましても、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画に基づき、適切な配慮を行うとされております。

3点目についてですが、県内において木質バイオマス発電を行っている他の施設について視察を行ったところ、騒音、臭気等については問題になるレベルではないと認識しております。また、当該事業者には、各法律とか県条例の規制に準拠した対策を求めているものであり、現在公害防止協定の締結に向けて内容の協議を重ねているところであります。

4点目についてですが、当該施設からの排水は全て公共下水道へ排水する計画となっております。pH値を含め公共下水道の基準を満たす水質となるように指導を行っております。具体的には、pH値が基準を超過する懸念がある場合は、中和措置を行った後に公共下水道へ放流するなど、必要な処理を行うこととなります。

5点目についてですが、昨年5月に町民説明会や地元説明会を開催し、その内容を踏まえ、農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、基本計画の策定手続を進めているところであります。この基本計画には、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化について定めることとなっており、この手続において事業者が地域貢献できる取組等について検討を進めているところであります。

また、本年1月末には、再生可能エネルギー導入の在り方など合意形成に向けた協議の場として、設備の整備者、林業者、関係住民、学識経験者、町、金融機関等から成る協議会を発足したところであり、施設整備時から施設稼働後も継続して事業の検証、評価をすることとしております。

以上、お答えとさせていただきます。

皆さんに大変恐縮ですが、齊藤勝浩議員の5点目のところの農山漁村、農山の山が「山」にならないで、産業の「産」になっているので、ここはひとつ訂正をいただきたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 1点目の質問で指定基幹避難場所は2か所指定を考えているということですが、この2か所はどこでありますでしょうか。また、今後防災に関して利用の過程を町民のほうに周知する動きはございますでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

実は、まだ具体的にどのような容量で、どのくらいの規模でというような蓄電池、お願いできるというところまでの打合せは行っておりません。ただ、以前は各41行政区、45ですけども、公民館があるところについては、全て可搬式の蓄電池も対応できますよというお話も実はあったのですけれども、今のそれぞれの公民館にはガソリンの発電機を設置させていただいているので、そこまで可搬式の蓄電池が必要かどうかというところも検討させていただきました。

そういった観点から、ちょっと容量の大きめの、今町長答弁もございましたけれども、72時間ほど対応できる、充電できるような、その可搬式の蓄電池を一定規模の避難所となり得るべき場所に2か所程度を想定しているというのが今の状況になります。

具体的には、さわやかハウスや、あるいはたくさんの方が避難する場合、総合体育館、そういった部分を想定しておりますので、そういった部分でちょっと大きめの蓄電池にご協力いただけるというようなお話がいただけましたので、そういった部分でご協力をお願いしたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 2点目でございます。車両の搬入工程ですけれども、1日10台程度というお話でございました。それは、資料のほうで私も確認をさせていただきましたけれども、年間操業で考えますと年3万トン、月2,500トン、20日稼働で1日125トンと考えますと、10トン車で運ばれるのかと。ただ、10トン車といいましても、バイオマス、非常に比重が軽いです。どのくらいの大きなトラックが出入りするかは、ちょっと想像が付きませんけれども、日中の搬入の中では温泉利用者等観光客の多い時間帯と相対するのではないかと私は考えますが、周辺環境が大きく変わる中で、この出入りの部分の規制や規律に気を遣わなければならないのではないかと思います。その辺のところをどう今後の対応を考えていらっしゃるか教えていただければと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ご質問にお答えいたします。

先ほど議員お話しのとおり、1日約10台程度ということをおもも伺っております。そうした上で、その10台なのですが、日中に、明るい時間帯に運行するというのも伺っておりますので、その際には大型車になるものと思われるのですが、十分に気をつけて通行する

というお話で、これにつきましては、前回から確認しておりますし、協議会のほうでも何とかこの辺につきましては、事あるごとにお話を、お願いということにはなると思うのですが、してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 村井課長のほうの認識がどのくらいちょっとあれなのですけども、先ほども言いましたが、バイオマス、非常に比重が軽いです。なので、碎石とかそういうものの比重の重いものを載せたトラックの感覚と、10台であれば10トン、12トンぐらい積んで、8トンぐらい積んでくると思うのですけれども、かなりでかいです。それが行き来するということを想像すれば、やっぱりふだん使っている温泉利用者の方とか観光客の方、あそこ道路の間口がそんな広いわけではありませんので、やっぱり想像をちょっと施して早めの対応、あと入り口の間口の広さを取ると、でないと多分かなり窮屈な流れになると思うのですけれども、その辺の見解を進めてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、まさにそのとおりでございます。そこで今ご存じのとおり西部開拓線から保養センターには3本の道路があります。特に、県森連の貯木場、それから二和木材、あそこ2か所ありますので、できれば南昌病院に入るところの道路と、それから安庭線、ここは大型車両を通さないようにして、できれば県森連と二和木材のこのルートを使っていただくような配慮をしていただくようなことを、今度そういった対応を考えていきたいと思っておりますし、ましてや運搬については大型車、特に冬期間なんか非常に危険になると思うので、そういうところにも十二分に配慮した対応をしていきたいということで今考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 3点目の部分でございます。3点目については、環境対応対策の部分でございますが、騒音、臭気は問題ないというお話をいただきました。私のほうは、粉じん、排煙のほうもどう考えているのですかというお話をさせていただきましたけれども、これもまた経験値なのですが、釜石製鉄所におったときは、三陸バイオマスをちょうど立ち上げたときで、その事業は当社、協力会社が全部請け負ってやったわけですけども、そこそ

こ 苛酷な仕事でございます。多分発電所ですので、24時間稼働だと思われます。騒音に関しては、車両音、ボイラー、タービン、発電機、排気音、チップ加工等々を予想されます。

現在静かな環境の中で、そこそこの騒音が出て、タービンが回ってブーンと音がすると。これがある意味いろんな意味で住民からの苦情とか、そういうのが出なければいいのですけれども、騒音に関してはデシベル、騒音の計測器をつけてもらうことも一つではないかと私は考えますし、臭気も人によって様々でございます。木質なのでそんなに異常ではないと言っても、嫌な人がいるわけで、病院や老健施設が近いわけでございます。ましてや矢巾温泉がすぐ近くでございます。気を遣う必要があると思われます。

また粉じんについては、チップ加工したバイオマスの粉は非常に軽いものでして、乾燥続くと多分舞うと思います。これは、在庫管理も周知徹底してもらわないと、多分マスクが必要になるような状況が考えられます。

また、排煙については、煙というよりは水蒸気のみという見解であります、あの景観に白い水蒸気が立ち上がることを想像していただきますと、またちょっと違う景観になっていくのかなと思われます。その辺のところをこれからの交渉に役立てて、ちょっとできるだけ対応していただければと思いますが、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、様々な環境の対策につきましては、大気関係につきましては、今回の施設については大気汚染防止法の規制の対象施設となりますので、この法令の規制値に沿って建設していくということは、当該業者さんとも協議しておりますし、そのとおりやらなければ操業できないものだと思っております。

それから、例えば騒音ですとか振動につきましては、ここの地区は法令の対象区域ではございませんので、法上の規制値はないのですけれども、先ほど町長答弁にもございましたとおり、今公害防止協定の内容について協議しているのですが、法令規制にないけれども、法令規制に準じた値を守るような内容でできないかということで協議を進めておりますので、当該業者さんにとっては、より厳しいものになるものかとは存じますが、そういう前提で進めて、いずれ地域の方々にできるだけ負荷がかからないような取組をしていきたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 特にボイラーとタービン、これは常に回るものだと思いますので、低周の音だとは思いますが、今までなかった音に対して、やっぱり意外に敏感な方がいらっしゃると思われまゝす。その辺は重々注意されたほうが、私は、せっかくいいものをつくるわけでした、できるだけ対策を練っていただいて、町民のためになるような施設であってほしいと思います。

あと粉じんのところ、これもかなり特殊立った対応をしておかないと、かなり舞うと思いますので、そここのところ注意なされたほうがいいと思います。働く方もそうですが、近くに行っただ方も多分かなりの思いをされるときもあるのではないかと私は思います。

あと最後の部分ですけれども、水質の部分でございます。水質の部分は1日20トンということで浄化してということでございますが、あまり心配しなくてもいいとは思いますが、横澤議員が1日目お話ししましたが、南昌清水を使っ、て、ちょっと何かを立ち上げていただこうかなという思いもありますので、きれいな水で排出していただくことを願います。よろしくお願いいたします。

以上、私のほうは。

○議長（廣田清実議員） 質問に変えて。

○7番（齊藤勝浩議員） 水質につきましては、しっかりと水質を、流せるという確約みたいなものというのはあるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、水質につきましては、例えば生活污水、働く方々の汚水、そういうものについては、公共下水道のほうについて流下することになります。現時点で事前協議において、排水放流に関して資料が出されている点において、例えば排水温度が60度以下、あとpH、それについても若干アルカリということで、放流基準値外になっておりますので、本申請、本協議の際には、それをどのように処理するのか。今の時点でpHについては、中和槽を用いて、弱アルカリ性ですので、逆のH₂SO₄、強酸の硫酸を入れて中和をして、それで下水道のほうに放流するという事で協議を受けております。

実際放流する際には、環境計量士等による計量証明、そのほうは当初の段階ではつけていただいて、確かに水質汚濁法上の基準値はクリアしているのだなというようなことを証明していただいて、下水道のほうに流していただくということで考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 齊藤勝浩議員もご指摘のとおり、2つ大きな問題があると思うのです。

1つはチップに破砕する、このときの騒音、振動、やっぱり破砕はどうしても騒音、振動が伴う。それから、ボイラー、タービンは、これもやはりもう振動等と騒音。私どもそういったことについては、公害防止協定。

それから、今お聞きしているところでは、中部電力はじめ3者で立ち上げるのですが、ボイラー、タービンの業者であるタクマという、これは実績のある会社なので、だからまず私どもといたしましても、公害防止協定はもちろんのこと、前に今ご指摘いただいたようなことをちょっと確認をさせていただいて、一つ一つ丁寧に洗い出しをして対応してまいりますので、ご心配なされる、特にもあそこは周りの環境が自然環境が豊かな場所なので、例えば西徳田にあるごみ処理施設とはまた場所が違うので、そういうことも踏まえながら、丁寧な対応をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 最後に1点だけ、排水の処理の流す部分ですけれども、水辺の里、幣懸の滝から流れてきた川に排水されるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 下水だから河川には流さないのではない。

○7番（齊藤勝浩議員） 浄化して下水。

○議長（廣田清実議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまのご質問にお答えいたします。

生活污水、バイオマスで働く方々の生活によって生じる污水、例えば台所とか、トイレとか、またはその工場でのブロー排水、それらについては、中和槽なりで、先ほどお話しさせていただいたように若干アルカリぎみのほう出ていますので、そこについては中和処理をして、水質汚濁法に基づく基準値内に収まったということを証明させていただいて、それを公共下水道につなげるということになります。

確かに例えば場内での清掃した水、それらについては、上下水道課のほうでは、まだそこまでは協議がされておられませんけれども、基本的には、例えば敷地内の集水ます等で集めて、それで沈殿処理をして流すということなるかと思っております。

また、それですので河川等に直接放流するとか、そういうのについてはこれからの詳細協議において、担当課さんのほうなりのほうで確認されることだと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で7番、齊藤勝浩議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を11時10分いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、2番、高橋敬太議員の一般質問を受けます。

高橋敬太議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（2番 高橋敬太議員 登壇）

○2番（高橋敬太議員） 議席番号2番、高橋敬太です。通告書に従い質問をさせていただきます。

まず、質問1、住民サービス向上のためのカスタマーハラスメント対策をについて町長にお伺いいたします。

カスタマーハラスメントとは、顧客が過剰な要求をし、暴言や脅迫などの不適切な行為を行うことを指し、近年深刻な問題となっています。もともとは民間企業の接客業務で顕著でありましたが、次第に自治体職員へも広がりを見せており、本町でも職員が危機に直面した際に、適切な行動が取れるよう具体的な方針と手順が必要であると考えます。しっかりとした対策を講じることは、職員のメンタルヘルスを守り、住民とのトラブルの回避、またはトラブルの対応時間の削減、そして住民サービスの向上につながると考えるため、以下お伺いいたします。

1点目、本町ではどのような行為をカスタマーハラスメントと捉え、その状況を職員間で把握、共有しているのか、またこれまでのカスタマーハラスメントの発生件数など現状をお伺いします。

2点目、これまでもハラスメント防止に関する研修に努められてこられましたが、その中にカスタマーハラスメントに対する内容も含まれていたのか。

3点目、カスタマーハラスメント対策として、名札、名刺を名字（平仮名）のみにするなどのほか、窓口業務の録画や電話の録音、条例を制定するなどが有効であると考えられ、このような対応の導入が全国的に広がりを見せていることから、本町での実施予定をお伺いします。

4点目、本町では、今後どのようにカスタマーハラスメントに対応し、職員の安心、安全を守っていくのかお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 2番、高橋敬太議員の住民サービス向上のためのカスタマーハラスメント対策のご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町ではカスタマーハラスメントに限らず、窓口や電話での過度なクレーム、不当な要求、暴言など、職員に対して大きなストレスを与え、業務効率を低下させる行為全般について職員間において対応状況を共有し、対応する職員を変更する、複数の職員で対応するなどの対策を行っております。

なお、カスハラに限らずハラスメントは受け手の捉え方によるものが大きいところであり、把握が難しいところではございますが、現時点で職員からカスハラを直接の原因とする相談は寄せられていないところであります。

2点目についてですが、町で直接カスハラ対策の研修は実施しておりませんが、岩手県市町村研修協議会が実施するクレーム対応研修に職員が参加し、過度のクレームや不当要求への対策、窓口対応や電話対応を学んでおります。

3点目についてですが、本年5月から管理職員を除く職員の名札を名字のみの表記に変更しております。なお、名刺につきましては、業務遂行への影響が想定されることから、全庁的な表記の変更は行っていないところであります。

また、事務室の電話機の一部に通話の録音機能がついており、対応する職員の判断で相手に録音する旨を伝えた上で録音を行っておりますが、窓口業務の録画につきましては、来庁者の理解を含めて慎重な対応が必要であり、現時点では実施予定はないところであります。今後とも職員が安心して働くことができる環境の整備について検討してまいります。

4点目についてですが、カスハラを含めたあらゆるハラスメントを防止できるよう、今後も環境の改善による未然の対策のほか、対応職員を孤立させないための職員のサポート体制により、職員が安心して働くことができる職場環境の整備に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） カスタマーハラスメントのような不適切事例は答弁にもありましたように、まず起こらないように未然に防止する環境の整備が大切だと思います。そして、万が一起こった場合は、職員のサポート体制もですが、その事例の報告と共有、対応策の検討がしっかりとフィードバックされる仕組みが住民サービスの向上にもつながり、大切であると思います。

本町では事例がないとの見解なのかなとお見受けいたします。私も各申請の際には職員の思いやりのある対応で心温まる経験をしたことも多々ありますし、また矢巾町の町民の皆様も心優しい方が多いのかなという要因で、このような結果なのかなと推察いたします。

しかし、資料を提示させていただきましたが、全国的にはカスタマーハラスメントを自分が受けた、または職場で受けている人がいるという回答も合わせると76%であるという一部の調査報告もございます。このように社会的にも体制整備が必要であるという流れなのかなと思いますし、当局でも名札を名字のみにするなど、対応もされていることから、今後の取組について、もう少しお聞かせ願いたいと思います。

まず、職員に対して大きなストレスを与え、業務効率を低下させる行為全般について対策を行っているとのことですが、それは各課共通で全体の対応マニュアルみたいなものがあるのか、その対策の周知についてどのようにされているのかお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

昨今、ご質問でもございましたカスタマーハラスメント、いろんな業種の中でも事例も我々把握してございます。5月1日から運用しております職員の名札の件についても、町当局の中では、当然カスタマーハラスメントにつきましても念頭に置きながら、名札の変更させていただいたという状況でございます。

以前、首から下げておりますこれは名札では実はございません。職員証というものでございまして、写真や所属、名前なども書いてございます。昨今ですと、こういったものを首にぶら下げまして、例えば町なかで偶然にも写真等に写り込んでしまっ、そういったものが意図しない形でSNSでさらされてしまっ、事件が引き起こされるというような事件もありましたので、そういったのも検討いたしまして、こういったものは役場内の出退管理やコ

ピー機等の管理のために使う職員証でございますので、こういったものは外に出さないように名札に変更したという経緯でございます。

ですので、決して町民に対してカスタマーハラスメントのための対応ですよというふうには言いません。これは、決して、今議員からもご指摘いただきましたように、窓口の対応はしっかりと丁寧にお客様の目線に立った形でやるのだよということはしっかり頭に入れながらやるということでございますので、カスタマーハラスメント対応の名札ということではございませんので、それはご理解いただきたいと思います。

また、今までもカスタマーハラスメント対策といった検証はしておりませんというふうに町長答弁にもさせていただいているのですが、実は今までは暴力団追放だと、暴力団対応だということで、不当要求防止等の研修は庁内でもしっかりやらせていただいております。そういった中で、暴力行為や脅迫行為、正当な理由もなく職員に面会を強要すること、あるいは著しく粗野もしくは乱暴な行為、または嫌悪な念を抱かせるような発言、書面、街頭宣伝等などにより町の業務を妨害する行為、それから庁舎等の保全、庁舎を破壊するような行為など、窓口において、そのようないわゆるカスタマーハラスメントに通じる行為、こういった部分をする部分については、組織として町全体として対応します。そして、最終的には警察に通報して対応していただくというようにしっかりした研修も積んでおりました。

4月、5月でも町の管理職会議において、こういった部分の確認もさせていただいているという状況で、組織としてしっかり対応するという事で確認してございますので、今後とも職員を守るという立場でしっかり対応してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） もう既に今課長から今後の方針についてもお答えいただいて、つまり矢巾町で定めている要綱で近しいものは不当要求行為等対策要綱であると思うのですが、それに沿って厳正な毅然とした対応を取るということでお答えいただきました。最初の答弁で相談は今のところないということでしたけれども、相談と報告というのは、私はちょっと違ったニュアンスなのかなと思っておりまして、相談は任意であると、報告はどちらかというと義務の意味合いが強いのかなと思うのですが、不適切事例、カスタマーハラスメントにこだわらず、そのような事例が疑われた場合に報告するように何か指導しているのかお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

当然窓口でそのような事案が発生した場合については、記録保存することは必須でございます。口頭文書記録ということで、総務課、副町長、そして最終的には町長に報告するというので、記録を取って報告をして、必要があれば必要な対処をするということで流れが決まっておりますので、記録保存はしっかりさせていただいているという状況でございます。

ただ、その中で問題になること、あるいは職員が危害を加えられたことなどということまでにはなっていないという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） しっかりと記録は取られているということで、一度その記録を基に、全国からも今話題が大きく取り上げられていますが、全国と比較して本町の状況はどうかなど比較検証してみたり、その結果を職員にまず現状こうですというお知らせする場などあればいいのかなと思ったのですが、そのようなその記録を活用するという、そこまで考えられて動いたことがあるのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まず、全職員に対しては、不当要求、それからハラスメント等の今年の研修会はまだちょっとやっていませんので、そういった機会にこういった事例もありましたよと、こういったときにはこういった対処をするのだよというようなこともやってみたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） そのような研修も検討していただけるとのこと、とても期待をしております。やはり接遇に関しては、その個人の力量に任せられてしまう部分が多いと思うので、そのような研修は非常に大切だと思います。

また、まずはいかに発生しないか、未然に防ぐかが大切だと思います。一部の電話に録音機能がついているとのことですが、実際に録音されたりしたことがあるのかお伺いいたしま

す。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

係長、補佐級以上の直通電話には記録できる通話装置がございますので、そういった部分で、万が一そういった電話を一般職員の受話器で受けた場合には、そういった部分に転送させていただいて記録保存することができます。

カスハラという部分について録音したということではないのですが、重要な部分、あるいは確認する必要があることなどについては、録音機能はしっかり使わせていただいております。

それから、ちょっと話が、言った、言わないというような部分で、後から問題になるというケースについても、そういった機能を利用しているという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 利用した件数あるのか。

○総務課長（田村英典君） 件数まではここでは承知してございません。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 録音に関しては、そのようなことという理解いたしました。

また、他の自治体では、窓口で相手に対してちょっと嫌な思いをした際に、撮影したりだとか、インターネットでさらすだとか、そういった脅迫のような事例もあると拝見いたしました。本町では、庁舎内は撮影禁止となっているのかどうか確認したいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

窓口、それからお客様がいる場所では、明らかに撮影禁止というような表示、それから決め事ではございませんが、やはりお客様のお顔だとか、書類とかが写ることがありますので、そういった行為をする場合については、事情をお伺いしたりだとか、遠慮していただくというようなことはする必要があると思いますが、今そういった事例があったかどうかというまでは総務課のほうには報告がありません。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員）　そういうカスタマーハラスメントに類似したような、適切に対策を取られていると感じいたしました。

最後に、先ほども少し申し上げたのですけれども、各それぞれ人の力量に任せられるようなことがないように、今後しっかりと共通の対応マニュアル、またはほかでつくっているものをちゃんと活用していくのか、そのマニュアルの部分についてお答えしていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長（田村英典君）　お答えいたします。

昨日の一般質問の中でもお答えしたのですが、接遇指南書というのできれいにまとまって、内容も濃いものがございます。こういったものも、今の情勢にちょっとそぐわない部分、表現もございますので、そういったものはしっかり改正していただきながら、マニュアルとして使っていきたいというふうに思っておりますし、それから窓口で万が一そういった事案が出た場合は、決して1人で対応することなく複数で対応すると、それから最終的には上司が対応するということで、複数対応して孤立化しないように対応させていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　これで1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員）　質問2、快適な生活を送るためのごみ出しルール違反への対応として町長にお伺いいたします。

ごみの出し方についての違反は、その出された集積所の現場を見るだけで精神的なストレスを受けるため、住民にとっては身近な問題であり、不適切なごみの出し方やごみの放置は、地域生活環境に悪影響を及ぼします。さらに、それを処理してくださっている方には大きな負担がかかっております。第8次総合計画策定に際しての住民アンケート調査でも、自然環境の保全、地域生活環境の維持向上についての項目では、ごみ収集や不法投棄に対する関心は大きいという結果でありました。

ごみ出しのルール遵守の徹底や不適切な状態を早期発見し、早期に対応、対処する環境整

備は、住民の満足度や生活の質に直接的な影響を与えるため、ごみ集積所及び山林などへの不法投棄対策についてお伺いいたします。

1点目、ごみ集積所に収集対象でないごみが出された際の対応について、当局に寄せられる問合せの件数は。また、そのような情報提供後の当局の対応は。

2点目、今年度の資源ごみ分別説明会など啓発活動の予定は。

3点目、不法投棄について、これまでに警察へ通報し、連携して対処した事案はあるのか。

4点目、不法投棄パトロールにて回収しているごみの量の推移について、近年把握している燃えるごみ関係の総重量は。また、粗大ごみや家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）などの件数と近年の動向は。

5点目、可搬式監視カメラ貸出事業の状況は。また、事業開始前後での変化や効果及び評価について伺います。

6点目、住民総合ポータルアプリやはナビ！のごみ画像判別機能がこれまで利用された回数は。また、判別機能の有用性や評価、検証はどのように行う予定か。

以上、お伺いさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 快適な生活を送るためのごみ出しルール違反への対応のご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、ごみ集積所に収集対象でないごみが出されたことによる問合せ件数は、令和5年度において9件、令和6年度5月末現在1件となっております。問合せがあった際は、町が状況の確認を行い、ごみ集積所管理者と協議の上、当該ごみを持ち帰るよう促す注意書を貼付するなどの対応を行っており、不法投棄として警察に通報する場合もございます。

2点目についてですが、資源ごみの分別のための啓発活動は、例年開催しております青空教室、広報紙等の媒体などによる周知に加え、既存イベントなどの他分野とのタイアップによる資源ごみ分別の意識向上及び行動変容を狙った事業を計画しております。

3点目についてですが、令和4年度が3件、令和5年度が2件、令和6年度は5月末までに3件の不法投棄を警察に通報しております。

通報した案件の中には、投棄者、投げた方の特定につながったケースもあり、今後も警察と連携して対応してまいります。

4点目についてですが、不法投棄パトロールでの燃やせるごみの回収量については、令和3年度は52キロ、令和4年度が17キロ、令和5年度が46キロ。粗大ごみの回収量については、令和3年度が2件、令和4年度が4件、令和5年度は回収なし。家電4品目については、令和3年度は回収なし、令和4年度が2件、令和5年度が1件となっております。

近年の動向といたしましては、不法投棄パトロールによる全体の回収量は減少傾向、いわゆる少なくなっておりますが、通常のパトロールで入っていくことができない地域での粗大ごみや家電4品目などの不法投棄が散見される状況であります。

5点目についてですが、本年1月から開始した自治会への可搬式監視カメラ貸出事業は、これまでに延べ16団体からの申請を受け付けており、最大1か月の設置期間とし、5月末までに6団体への貸出期間を満了しております。監視カメラを貸し出した自治会からは、設置したごみ集積所の不法投棄は減少しており、効果を感じることができたという声をいただいております。設置による抑止効果があったものと捉えております。

6点目についてですが、住民総合ポータルアプリやはナビ！のごみ画像判別機能については、利用者がダウンロードしたアプリの端末上における当該機能の動作回数であるため、正確な回数を捉えることは難しいところではありますが、サーバーから画像認識用サービスへの送信された画像の件数から推定いたしますと、数百件の利用があるものと思われます。

なお、当該機能に係る有用性の評価及び検証につきましては、一定の認識水準を得た後は、学習機能によって識別水準が向上するものとなっておりますので、随時状況を見守りながら対応してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 私は、違反ごみが集積所に放置されて長期の間残ったままにされているという状況をできるだけやっぱりなくしたいなと思っておりますし、皆さんもそうだと思います。

注意書きを貼って、いわゆる見せしめも必要であることも分かりますが、私の近所では小中学生がお手伝いでごみ捨てをしている姿をよく見かけるので、そのような子どもたちに、そういう現場を見せてしまうのは、とても悲しい気持ちになります。

地域住民の皆様も自主的に片づけられたりしておりますが、実際にやっていると、やはり負担は大きいので、毎回毎回できるというわけでもないと思います。ですので、行政と住民

とが協力し合って、それぞれ負担が少ないやり方について探る場となればと思い、再質問をさせていただきます。

まず1点目、ごみ集積所の収集対象ではないごみに対する問合せの件数を教えていただきましたが、それは特定の同じ場所であることが多いのか、またはばらばらなのか。そして、町の中心部が多いのか、または周辺部なのかなど傾向などありましたら教えていただきたいのと、具体的な内容もお聞かせいただければと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

傾向といいますか、私の認識の中で、ここの集積所は多いなと思うのは、ちょっと1か所思いつくところがあるのですけれども、具体的にといえば、いろいろ問題があるので言えませんが、職場に向かう途中で寄って捨ててしまうという、ちょっとあまり、ざっくりした表現でございますが、そういったところかなと。幹線道路の近くにある集積所に、いわゆる違反ごみが多いのではないかなというふうに私自身は捉えておりまして、やはりそういったところがどっちかという自治会長さんからのご相談が多い集積所と認識しております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） その確認なのですが、ごみ集積所管理者というのがコミュニティ会長ということでよろしいのかお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） お答えいたします。

まず、自治会で集積所を設置した部分は、自治会のほうでの集積所の管理というふうになっておりますし、よくあるのが共同住宅、アパート等の共同住宅は、その住宅建設の際に設置したものであれば、それはアパートを管理する管理会社がその集積所の管理というふうになっております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 違反ごみは、協議の上、注意書きを貼るとの対応でしたが、それ以降の行政のフォローがあるのか、例えば注意書きを貼られて、もうずっと半年以上も放置されているような現場もありますが、その後の対応をどうすることが望ましいと思っているのかお聞かせください。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回高橋議員からご質問を受けて、まさについ先日、ごみ減量推進員の会議もございました、同じような悩みがあるという推進員さんからのご相談もありました。まず、基本的になのですけれども、やはりごみというものは、これは行政だけが処理すればいいというものではないというのは大前提だと思っています。これは、法律にも書いておりますけれども、国民にもちゃんとごみを減量して、自治体の施策に協力する責務があると、これはちゃんとしなければならないと書かれておりますので、矢巾でいえば矢巾の町民の方と我々矢巾町がやはり一緒になってごみというものを、公衆衛生というものをきちんとやっていかなければならないというのがまず大前提だとは思っておりますが、先ほど議員からもお話がありまして、それでもなお、やはりきちんとごみを出していただけないケースがあるということに対して、我々今の自治会にばかり負担をしていただくというのは、やはり限界もあるだろうと思っておりますので、先日のごみ減量推進員の会議でもちょっとお話ししたのですが、どこまでこの行政が携わっていいのかというものを検討しなければならない時期だと思っておりますので、そこについては今この場で結論はちょっと言えないのですが、どのラインをしなければならないかというのは検討していくつもりでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） しっかりと検討していただけるという回答をいただきました。

まず、大きいものと粗大ごみとか、家電とかもありますけれども、指定の袋に入っていないとか、そういうのも大小あるのかと思うのですが、やはりそういった小さいものと言っても失礼かもしれないですけれども、そういったものは、わざわざコミュニティ会長さんとか当局に報告、通報しようとする方も少ないのではないかなと私は思っております、なのでこの問合せ件数以上にやっぱり、先ほど推進員さんからも相談があるということでしたが、もっと多くあるのではないかなと思っております。

まずは、やっぱりその違反ごみが捨てられないという環境の整備が、抑止が一番だと思いますので、まず先に可搬式監視カメラについてお伺いしたいと思うのですが、この監視カメラの効果には、私もとても期待するところでありましたし、やはり効果があるという見解があります。申請状況に対して、待たせてしまう期間が生じているのか、また現在の台数は3台だったかなと記憶しているのですが、今の台数と、今後台数をもっと増やしていけるのか

をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今台数はそのとおりでございまして、今年度も1台新たに買う予定としております。どうしても今申請のほうが多い状況でございますので、お待たせしているところもございますし、先ほど最初のご質問でお答えした明らかに違反、違反というか不法投棄が多い集積所、ちょっとあまりにもそこは目立ちますので、そこに関しては、この申請とはちょっと別に、逆にこちらから自治会長さんにアプローチいたしまして、特にちょっとここに設置してみませんかということで、今設置している集積所もございますので、いずれやはりカメラによる抑止効果というのは非常に高いと思っていますので、そこは今後も継続してやってまいりたいなと思っています。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） そういうふうに当局のほうからも前向きにアプローチしていただいているということで、とても心強いと思いました。また、そのごみ集積所内に関して、答弁書にもありました警察に通報した案件、ごみ集積所に限った場合、あるのかどうかちょっとお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

集積所の部分で、実際カメラを設置していた集積所に写り込んでいたものに関して、つい先月でしたか、警察に情報提供したものもございますし、2年ほど前だったのですが、当時はカメラがなかったのですけれども、明らかに大量に家庭から出たものではないようなものが捨てられたものもありまして、それに関しては、出した人が特定できそうでありましたので、警察のほうに通報したというケースもございました。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） やっぱり抑止という観点で、そういった事例もあるのでありましたら、集積所に警察への通報もあり得るだとか、実際のそういう、見せるのもあまりよろしくないかもしれないけれども、その現場の写真だったり掲示して、さらにポスターとか作成したりして掲示していただけないものかお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ちょっと工夫が必要なのかなとは思いますが、我々としても集積所に過激な表現とかの掲示はあまりしたくないなという思いもございますが、いずれ不法にごみを捨てるということは、やはり法律上罰則があつて、実際警察も動く案件でございますので、そういったことは、集積所に貼り紙をすとかだけではなくて、非常に大きな問題だというのは啓発のほうを努めてまいりたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 先ほどおっしゃられたその啓発に努めるということで、そういう事業もあるということですが、そこに行く人はいいと思うのです。やっぱりそういう啓発が届かない人に届けるための貼り紙なのかなと私は思っていたので、ちょっと過激な表現は避けたいということでしたけれども、それでやっぱり嫌な思いしている人がいるので、どっちを取るのかなのかなと思うのですが、ちょっと協議を進めていただきたいと思います。

ごみ集積所にやっぱり大型の物とかがたまに置かれたりすると、当局と自治会との協議の上で処理ということですが、やっぱり自治会が処理するとなると、すごい負担であつたり、たまに車の部品があつたとか、いろいろな事例を聞きます。環境施設組合との関係もあると思うのですが、やっぱりそういった大型の粗大ごみだったり、また清掃センターへ持込みができない家電など、特に負担が大きいと思われるものに対しては、独自に自治会長と環境施設組合と契約を結んでからではないと処理できないとか、いろいろ煩雑だと聞きますので、そういったものを当局のほうで代理で申請するなど、少し自治会の負担軽減などを考えていただけないか伺います。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今ここでこういった場合は不法投棄で、こういった場合は不法投棄ではないという、ちょっとあまり細かいこと言うとよろしくないのかもしれませんが、まず今我々の整理といたしましては、やはり集積所の周辺に、例えば家電4品目のようなものが捨てられていた場合、これはもう違法だと捉えております。そこは当然自治会さんでの管理でありませんので、こういったものは我々町で回収して、町の経費をかけて処理しているという状況でございます。

今議員がご心配して質問しているのは、やはり集積所の中にそういったものが捨ててある

場合のことかなと推察いたしますが、そこについては、やっぱりどういうふうに、先ほどお答えいたしましたとおり、地域の自治会さんと行政とどこで線を引いていくかという、ちょっとこれ検討しなければなりませんし、それを当然最終的に運搬していく先は環境施設組合でございますので、その環境施設組合としてもどこまでできるかというのは、検討しなければならないと思いますので、そこを含めて検討させていただければと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 柔軟に検討していただける方向性であるということで、全部自治会でとかではなくても、費用は払うから面倒な手続だけ何とかしてくれとか、そういった少しの負担軽減かもしれないですけども、協議していただけたらと思います。

次に、不法投棄パトロールによる回収量ですが、平成の時代から比べるとかなり減っているように思います。平成28年では、燃えるごみの総量で559キロという資料も拝見しましたが、このように減っている要因は何であるか、どう捉えているのか教えてください。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

正直大きな要因というものをこちらでちょっと分析しかねておりますが、前向きに考えると、やっぱり昨今の環境意識の高まりなのかなと私自身は思っております。それから、やはりその環境意識とか、そもそも周りの方の目も厳しいというのものもあるのかなと思っておりますので、ちょっと確定的なお答えできませんが、そういった様々な要因かなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 不法投棄パトロールですが、町有地に回収の対象物と思われるものがあつた場合、不法投棄を発見した場合に、そのまますぐパトロールを委託しているシルバー人材さんが回収できるのか、それとも1回当局に連絡して、それは当局が現場に行つて回収するのか、ちょっと具体的なところを教えてください。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

投棄されているもの次第でありまして、燃えるごみのように比較的簡単に回収できるものは、パトロールの際にお願いしておりますし、要するに家電4品目ですとか、あと最近多い

のが廃タイヤ、そういった重い、重量物があるものは、こちらにご連絡をいただいて、こちらでお手伝いしながら回収するというものもございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） そのようにしっかりと負担が偏らないように、どちらともやっているということで安心いたしました。

最後に、やはナビ！の画像判別機能については、とても多く使用されているなというふうな感想です。最初に申し上げましたとおり、ごみ集積所の違反ごみについては、コミュニティ会長だったり当局にわざわざ連絡するのも、やっぱり手間だと感じたり、もしくはクレマーだと思われるかもしれないと控えられている方もいるかもしれません。なので、やはナビ！には道路の穴ぼこ通報システムがありますが、写真を撮って送るという同じ仕組みで、違反ごみについても気軽に写真を撮って送れるように、まず多くの現状把握として、その情報を集積して実態調査を試みてもみるのも一つ手ではないのかなと思いました。

違反ごみの現場を見て嫌な思いをしたときに、何か悔しいというか、何とかしたいという気持ちは絶対みんなあると思うのです。ただ、今までは我慢するだけだったと思うのですが、もし現場を撮って送るという仕組みを用意することで、ストレス解消ではないのですが、何かしてやったというか、知らせたいという欲望を刺激するツールとしてアプリに利用価値をつければ、ひいてはそれが、ダウンロード数が伸びるかもしれませんし、利用につながるのかなと思います。

そして、将来的に写真の通報が多いところから優先的に、申請がなくても当局が主導で監視カメラをつけて、そして集積所を自動で回していくような仕組みがあれば、住民、当局双方の負担軽減にもなり、いいのではないかなと思いました。

先ほど不法投棄パトロールのごみの減量の要因は様々あるということでしたけれども、やっぱり社会の目、みんな今スマートフォンを持ってカメラで撮られるかもしれないという、そういった抑止も減量につながるのではないかなと思うので、やはりそのカメラを利用して、まずはその捨てられない環境整備に取り組んでいきたいなと思っております。

やはナビ！については花立課長と、あとカメラの運用などは田中館課長に、それぞれお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） むしろちょっと私がまとめて答えたいと思いますが、今議

員からお話いただいた、ちょっと逆に、いいお話だったと思っていますが、町民の方からの情報によって逆に監視と言っているのか分かりませんが、やっぱり人の目があるのだよというのを発信するというのは、非常にいい取組だと私思いましたので、ちょっと担当課と相談しながら、そういったのに努めていきたいなと思っております。やはりやはナビ！の利用促進という部分でもよろしいかなと思っております。

それから、ちょっと付け加えさせていただきますと、盛岡・紫波地区環境施設組合のほうで収集を委託している業者があるのですけれども、その業者のほうが自主的に組合をつくっておりまして、その業者がつくる組合のほうで収集のアプリを作成して、収集の作業員の方が、例えば違反ごみがあるとイエローカードを貼るのですが、それを写真に撮ってアプリで送信すると、どの集積所に何時何分集積に行って、こういった違反があったというものが全部、今情報をまとめるようなものやっています。

先日昨年度運用したデータをちょっとこちらのほうからいただいたのですけれども、それによってイエローカードの多い集積所というのがデータとして出てきますので、やっぱりそういったところ、その要因も考えなければならないのですけれども、そういったイエローカードの多い集積所に対して、こちらからアプローチして何かしらの改善を図っていくということをちょっと今後やっていきたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で2問目の質問を終わります。

ここで昼食のための休憩といたします。

再開を13時といたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

ここから13番、水本淳一議員が出席しておりますので、お知らせいたします。

それでは、午前中に引き続き高橋敬太議員の一般質問を再開いたします。

次に、3問目の質問を許します。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 次に、3問目、矢巾型コミュニティ・スクールの進化のために。教

育長にお伺いいたします。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）には、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える仕組みとして機能することが長年期待されておりました。新型コロナウイルスの影響でこれまでの活動が制限されていた部分もありましたが、社会的に制限が緩和され、さらに本町では第3期教育振興計画がスタートすることから、今年度に対する期待は大きいものとなっております。学校運営協議会のさらなる発展を期待し、以下お伺いします。

1、本町では1校に1つの協議会ではなく、町全体で1つの学校運営協議会が設置されています。このことについて、メリット及びデメリットをどのように捉えているのか。

2、学校運営協議会の構成員について、どのような方が任命されて、全体で何名なのか。

3、地域と学校をつなぐ地域コーディネーター的な役割を果たす人員は十分に確保できているのか。

4、学校経営について、子ども自身の意見も反映させたり、子どもが参画してもらうことで子どもの将来に大きな成長へとつながると考えますが、そのような仕組みはあるのか。

5、多くの当事者が熟慮と議論を重ねて課題解決を目指し、広く地域住民の意見を反映させることが目的ではありますが、この学校運営協議会でさえ任命された委員だけの限定的な場とならないのか危惧しております。この点についての見解をお伺いします。

6、矢巾町の特性を生かすような本町独自の取組や、地域資源、地域人材を活用するための構想があればお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 矢巾型コミュニティ・スクールの進化のためにのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、本町の学校運営協議会は、本町のコンパクトさを生かし、4小学校と2中学校の委員が一堂に会し、それぞれの学校運営に関して密接な連携を取り、義務教育9年間で児童生徒を育成することを狙いとして設置いたしました。

メリットといたしましては、矢巾町の全ての学校が取り組む共通取組事項を委員全員で協議、確認し、町全体として実践できることと捉えており、令和6年度は学校と地域の協働を共通取組事項として実践することとなりました。

一方、委員の人数が20人程度であるため、協議の内容が深まらない懸念を抱いていることが危惧されるところでございます。

2点目についてですが、学校運営協議会委員は、矢巾町立学校運営協議会の設置に関する規則で定めており、その資格は、学校の所在する地域の町民、学校に在籍する児童生徒の保護者、学校運営に資する活動を行う者、学識経験者、矢巾町教育委員会が必要と認める者であり、委員の定数は24人以内となっております。

3点目についてですが、学校においては、地域連携窓口教員が校内分掌に位置づいており、この教員と地域選出の委員が連携し、コーディネートしているところであります。

4点目についてですが、現在は委員の中に児童生徒は含まれておりませんので、直接意見を述べる、参画する状況にはございません。今後は、こども基本法の趣旨も踏まえ、子どもの意見が反映するような取組を考えてまいります。

5点目についてですが、本町で学校運営協議会が設置されたのは令和2年度であり、新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面での協議や長時間の会議はほとんどできない状況でありました。多くの当事者が熟議を重ね、課題解決を目指し、学校運営に参画することがこの制度の大きな狙いでありますが、その狙いを十分には達成できませんでした。本年度は新たなスタート年度として限定的な場とならないように努めてまいります。

6点目についてですが、本町には子どもたちの健全育成に関わる組織や団体が複数存在しております。今後合同の会議や熟議、ワークショップなどを開催するなどの取組を通して、ネットワークづくりと協働体制の構築に努め、地域資源や地域人材を活用できるような体制構築に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） この学校運営協議会については、一般質問の初日及び3月の代表質問でも多く質問があり、教育長としてはまたかと思われるかもしれませんが、まずは今年度やってみてからにしていきたいと思われるかもしれませんが、しっかりとした仕組みは早急に整備されるものと思いますし、次年度以降も見据えて、さらなる進化のために議論を深める場となればと思っております。

協議会の今年度のテーマとして、学校と地域の協働を掲げられておりますし、協議会の内容や方向性については、私も大変賛同するところであります。しかし、まだこの協働を具体的にどのように行うのかについて私がちょっとイメージできないのですが、どの学校でも構いませんが、学校側は地域に具体的に何を求めている、一緒に何ができるのかなど、現時点

で構わないので、もし具体的な事項や学校側の要望があれば教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） ただいまのご質問にお答えいたします。

学校と地域の連携という形で本町でも長い歴史ございますが、かなり充実した形で進んできていると認識しているところでございます。具体的には、教科書で学んだことを、地域の中で実際にこういうことが行われているということを生きた教材として学ぶという側面が強いと思いますけれども、小学校で行われている例としましては、例えば田んぼの田植の実習、体験学習を行う際に、地域の農家の方々のお力を借りたりですとか、あるいは運動会等でさんさ踊りをする際に、郷土芸能の指導者の方に来ていただいて教えていただくとか、あと場合によっては教科の中でゲストティーチャーとして招いて、この分野の実際にこういうお仕事をしている人の話を聞くとか、そういった形で行われていると認識しております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 町全体で一つの協議会とされていることについての懸念点は、まさに私も同じように捉えておりまして、各部会には分かれているものの、協議会では全ての小中学校の報告と方針を聞くわけで長時間ともなりますし、広範囲であるため深掘りができない、また全体の人数が多いため気を遣って意見がしにくいなど懸念しておりますが、この点について解決をどのように図るのか、教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

確かにおっしゃいますとおり20人を超えてきますと、なかなか全体の会議の中では活発な議論というのは一度には難しいなというところがこれまでの経過からも感じられるところでございます。これについては、やり方を工夫しながら、あるいは会議の中で小グループに分かれてやる形を設けたりとか、あるいは全体会は全体会で全体の方針を確認する場として、各学校区ごとの部会、その中で活発な議論をしていくという形で活性化をするという方法などが考えられるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員）　やはり各部会で活発な議論を重ねていくとのことでしたが、義務教育9年間で児童生徒を育成することを狙いとして、各校ではなく全体で1つ設置という説明ありましたが、9年間を見据えるのであれば、中学校区でそれぞれ2つ設置したほうがやりやすいのではないかと思ったのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（廣田清実議員）　高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君）　お答えいたします。

おっしゃるとおり、そのような分け方もあり得るものと考えております。どのぐらいの規模でやるのがちょうどよく、いい議論ができるかというところは試行錯誤になるとは思いますが、いただいたご意見も念頭に、よりよい形を検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員）　それでは、構造についてちょっとお伺いしたいのですが、添付した資料をちょっと御覧いただきたいのですが、薄緑のところに、保護者または地域住民等となっている下に括弧して地域学校協働本部等と書いてありますが、本町の場合はこの組織があるのかどうかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君）　お答えいたします。

本町の場合は、地域学校協働本部という形では設置されておられません。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員）　学校運営協議会の資料、ホームページにあるものでは、このような地域学校協働本部のような、そういう推進員といいますか、コーディネーターと学校運営協議会が両輪となって、それぞれ動いていくというような記載もありましたし、また本町の場合は教育振興運動推進委員会がそれに当たるのではないかなと思うのですが、その教育振興運動推進委員会との双方の連携など、今のところあるのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　お答えをさせていただきます。

教育振興運動、いわゆる教振と呼んでおりますけれども、こちらのほうは文化スポーツ課で担当してございます。今のところ学校運営審議会との連携というところは、今実際ないところでございますけれども、これからコミュニティ・スクールを進めていく上では、この2つの団体は両輪のごとく進めるべきものでございますので、今後方向性をこれから見据えていきたいなというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） ぜひそのような地域の方のご協力をいただくことで、教職員の負担軽減にもつながるのではないかなと思います。例えば中学生の職場体験等行われましたが、これの調整だったりというのは、教員が訪問して行ったりしたのか、またはその間となって仲介してもらうような、そういう地域住民がいたのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

職場体験というものになりますと、学校の側では副校長先生を主な窓口としつつ、担当学年の先生ですとか、そういった方々が担当となりますけれども、地域の側としましては、職場体験に関しては役場の担当部署等が動いて地域の商業者さんとなつなぐ窓口になってという形であります。

学校活動で必要とされる場面、場面に応じて、特定の方が常にコーディネーター的に動くというよりは、地域の側はその都度、それに適した側の核になる人材の方に動いていただいているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、5点目の学校運営協議会が限定的な場とならないかという質問についての回答で、私の意図とはちょっと、うまく伝わらず、求める回答に少し違和感があったのですが、委員が20名程度であり、コロナで対面の協議や長時間の会議がほとんど行えないために十分に達成できないといったような趣旨だったかと思うのですが、私は任命された委員の協議だけでなく、任命されていない一般の保護者だったり、地域の方の考えをどのように集約して学校経営に反映させていただくのか。先ほどの資料でも、保護者や

地域住民から赤い矢印で意見というのが学校運営協議会に伸びておりましたけれども、その意見を一般の方が提供できるような機会があるのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

おっしゃるとおり保護者の意見等実態をよく把握した上で、様々な方針等話し合われていくというのが理想だと考えております。

その上で、学校運営協議会といたしましては、委員の皆様が地域の代表としてある意味出ていらっしゃるの、その方々が地域の実態をよく把握した上で、協議会の場でお話をされるといいう形が望ましいものと考えております。

その上で、保護者の方々の意見を聞く場がどのようなものがあるかといいますと、例えばPTAの懇談会の場面があったりですとか、あるいは各コミュニティ単位の集まりの中で、地域の方も、保護者の子ども会の育成会の方々ですとか、そういった方々が集まる場に出てくる意見というものがいろいろあると思います。

現在のところ、それを系統的に組織立てて集めてきて、協議会の場に持ってくるという仕組みが完全に確立されているとは言い難い面はあると思いますので、それをうまく吸い上げて議論に反映させていくというふうな仕組みをこれから考えてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） その委員の方が地域の代表として参画されているということで、ただその委員となる資格は、先ほど規約、規則を教えてくださいましたが、その地域の町民、保護者とされていると教えてくださいましたが、具体的に地域の町民及び保護者というのはどのように選出しているのか教えてください。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） 答えいたします。

このコミュニティ・スクールの制度の前身、学校評議会制度というのがありまして、そこで評議会をされた皆さんが、初期の頃は委員で入っていただいたという、継続してきた経緯がございます。その方々がどのような方かといいますと、主にPTAの役員を経験されて、保護者の意見も分かり、そして学校のことも分かりという方が入っていただいていたんです。

とか、あるいは地域の公民館長ですとか、教育振興運動でも核になっていらっしゃる方が入っていただいたりとか、そのような形で委員をお願いしておりました。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） そのようにPTAをやられている方とか、いた方とか、またはその教育振興運動に関わられたり、あとは自治会コミュニティの役員、自治会公民館長さんだったりということでしたけれども、それこそ多くの組織があつて、教育委員会、あとは学校運営協議会もありますし、また育成会の話もありましたけれども、子ども会育成会、あとは青少年育成町民会議等々あるのですが、これらの役員さんは、委員さん、すごく貴重な人材であることは間違いなくて、やっぱりそのような方が引く手あまたとなってしまうと、無理をして兼務していただいている方もいるのではないかなと想像しているところです。多くのところでお力を貸していただけること、また多大に貢献されていることにすごく感謝しているわけですが、一方で多様な意見が反映されるのかなど、また新たな人材の育成については、常に注意していかなければならないとも思っています。

そこで私は、例えば何とか会長さんだからちょっと声をかけてみてお願いするだけではなくて、その人からさらに次の人どなたかいませんかという推薦を募るような形での選出も今後検討していつてみていただけないかなと、やはりちょっと手間はかかるかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

確かにおっしゃるような状況はあるものと把握しております。ある会の代表なり、役員の方々は、こちらのほうにも来てという状況が多いと思いますけれども、おっしゃるとおり、その方にかかる負担ですとか、どこ行っても同じ方で、新たな方が発掘できていないという状況はあると思いますので、そこをいかに広げていくかというところが次の課題と考えております。

学校運営協議会におきましても、同じような課題に直面すると考えておりますので、それを部会単位等の場で、ざっくりばらんな熟議といいますか、出された案を承認するというだけではなく、意見交換をして、その中で様々地域にはこういう方がいるよとかいった部分にも目を向けて、活動の可能性というか幅を広げていき、さらに人材の輪を広げていくというふ

うな取組が次のステップで必要と考えておりますので、その点も念頭に置いて活動を展開してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） そのように大きく輪を広げていただきたいなと思っております。

第3期教育振興計画における学校運営協議会関連についての指標ですが、それはやっぱり委員の学校経営への参画に対する満足度が指標になっており、ここでもちょっと内々の評価だけになっているのかなと感じてしまうので、やっぱり大本の目的である多くの意見を集約すると、多くの当事者が関わる、そのように外部からこのような意見もあったみたいな、意見がどれだけ吸い上げられたかみたいな評価も、この長い期間ですので、ぜひやってみていただきたいのですが、そのような場を設けることは可能なのかお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

第3期の教育振興基本計画では、おっしゃるとおり学校経営に対する満足度ということで、こちら具体的な学校運営協議会等の学校経営に関わる方々がどのくらい満足されたかという指標になっております。おっしゃるとおり、そこには、個々の保護者の方の意見をどれだけ吸い上げたかというのはまた別な視点なわけでございますけれども、学校経営に関する満足度ということ、関わった、参画した満足度ということですので、単純に個人の方の意見が採用されたかどうか、そこだけで満足するというものではなく、学校経営に参加する立場の責任ある委員として、様々な難しい問題も認識して、会議の中で議論をして、共に汗をかいで解決して参画したと、そういった面まで含めて満足度を図りたいという指標ですので、指標についてはこのまま計画の中で取って、把握してまいりたいと考えております。

その上で、やはり趣旨が、おっしゃるとおり地域の声を幅広く集めてという趣旨の会でございますので、それが正しく反映されていないとなれば、当然会として満足度も下がるでしょうし、地域の代表として関わっていただいている方々も、そこはちゃんとうまくいっていないのではないかという面が自分たちで評価できなければ、満足度は高まらないものと考えております。

ですので、保護者の意見を聞くというものは基本姿勢として持ちつつ、そしてまたどのぐ

らい意見が採用されたかですとか、そういったものをデータとして把握しつつ、この満足度の指標を上げていくという形で連動して図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。方向性は、教育長、いいですか。

菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 今までの議論をちょっとまとめて考えてみると、いただいた図の左下のところに小中一貫教育というふうな言葉が見えると思います。つまり9年間を見通すというのは、小学校、中学校の9年間を見通して、子どもたちをどう育てるかというふうな視点であります。これがいわゆる町を一つの、一番上にあると言ったら語弊があるのですが、学校運営協議会で、その9年間、どういうふうに子どもたちを育成するか、これが主な論点になるはずなのです。

各部会というのは、各学校の学校経営があって、その中にPTAの声、そして地域の声、これをどういうふうに集めるかということです。集めるかというよりは、もうちょっと具体的に言いますと、それぞれが学校経営に参画する。もう少し平易な言葉で言うと、PTAとして学校にこれをやってほしい、地域としては学校にこれをやってほしい、学校はこういうふうな経営でやっていきたい、この3者の協議なのです。いわゆる合議体なのです。

その合議体の中で、限られた時間ですから、優先順位を決めながら何に今年度取り組むかということをお話し合うのが部会の役割なのです。だから、そのために今PTAの組織があります。地域の組織はどうですか、コミュニティがあります。コミュニティの拠点として公民館があります。その中に子ども会育成会等の位置づけがあったりします。ですから、ここの部分が連動した上で、地域の声を、その協議会の場所、部会等に持っていくというふうなところが、今実はちょっと弱いところかなと思っているところなのです。それをつなぐのがコーディネーターの役割。ですから、そのコーディネーターの方というのは、この組織体系も分かりながら、この目標も念頭に置き、そしてつなげる、かけ橋となる役割をする、そういうふうな方の必要性というのは本当に大事なことです。

ですから、こういう方を育成、もしくは今いる人材を発掘しつつ、この体制をどう構築するかというのを新たに考える。そのためには、関係する団体との協議がやっぱり必要になってくる。現段階で先ほどご指摘あったように役員もダブっている。例えば学校では、副校長先生が事務局長なりというふうな形で大体顔を出しているわけです。そうすると、会議があれば、その会議に全部出席するわけです。だから、ここのところを学校で、今言いましたが、

地域の方も似たようなことがある。そうしたならば、今ある資源をきちっと集約して、そして法で決められている学校運営協議会にその部分を集約していきたいというのが大きな方針でございます。

以上、私からの所感とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） この学校運営協議会で多くの意見を募るためには、まずその存在と
いうか、この仕組みをしっかりと分かった方がコーディネーターになると先ほどもおっしゃっ
ていただきましたが、まず協議会自体の広報だったり、広聴の活動の強化が必要で、それが
住民意識の向上につながるのかなと考えます。

私も子育てをしている保護者十数人に、この協議会のことを聞いてみたところ、まず知っ
ている方がちょっと少なかったということがありますので、やっぱりまずはそういう知って
もらうための広報活動と
いうか、そういった部分はどのように考えているかお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 先ほど課長が申し上げたとおりのことは、当然やっていくわけでご
ざいますが、その周知もそうですが、いわゆる参画意識をどのように醸成していくか、これ
が実は大事なことだと思っています。学校に対して、こういうことをやったら子どもたちが
もっと伸びるのになというふうなご意見をお持ちの方もたくさんいらっしゃるはずなので
す。

ですから、そういうふうな声をどういうふうにこの協議会に反映させていくか。そのため
の受皿、そのための団体、そのためにどういうふうにこれをまとめていけばいいかと、併せ
てそういうふうな議論を進めてまいりたいなというふうに考えておるところです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 考えていきたいなということで、承知いたしました。

また、学校運営協議会の構造的な懸念といいますか、考えられるところは、参画する地域
住民は固定的であるのに対して、保護者及び学校関係者は流動的であるということだと思
います。例えば今まで一生懸命やってきたのに、学校関係の方とか保護者が替わったときに、
地域に残った住民の方は、今までこうやってきたという熱い思いがあって、それとのまた新

たなすり合わせというか、そういうのが例えばハードルになっていくのかなという懸念もあるのですが、その点固定的と、あとは替わってしまうメンバーもいるということについてどうお考えなのかお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） お答えいたします。

今おっしゃったことが、実は学校運営協議会ができる前身にあったのです。というのは何かというと、学校の校長先生が替わればやることが変わる、地域ですずっとやってきたのに、それがなくなった、そういうお声もよく聞きました。ですから、この学校運営協議会は、先ほど申し上げたように合議体なのです。合議体ですから、校長一人で今までやってきたことが変わるということはありません、そういう組織が学校運営協議会です。

ですから、その地域の方が残っていच्छる、PTAの方に残っていच्छる、昨年度のところで今年度の方針こうというふうに決まりましたよねというふうなことが当然言えるわけでございます。これが参画ということでございますので、今おっしゃったようなことを払拭するための組織というふうにお考えいただいてもよろしいかなというふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） ありがとうございます。今の承知いたしました。今のは変わらないようにといたしますか、そういうための合議体であると。逆に地域住民が強くなってしまうパターンもあるのではないかなと思うのですが、今までうちはこうやっているのだからこののだと、そこに新しく入ってきた人がうまく意見がいて、双方いい道で導いていけるのかの懸念もあるのですが、そっちのほうの点はどうなのでしょう。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） そのご懸念もごもっともだと思います。例えば声の大きい人の一声で決まっていくというふうなことですよね。そういうことがないような形のために、いわゆる第三者的な知識者と呼ばれる方がここの中に入ってくられると。つまり2者の関係ではなくて、少なくとも3者、4者の関係になってまいりますので、そういうふうなところはきちんと精査されるものというふうに認識してございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 関わる人を多くしていくというのが、まさに私も述べたいところでありまして、最後に矢巾型コミュニティ・スクール、私は質問に題をつけましたけれども、より矢巾の特色をつくるために、それこそネットワークを二重だったり、三重だったり、多く増やしていく。つまり1つはもう既に教育委員会との連携があると思いますが、もう一つ、先ほどおっしゃいました学識者とか、ほかの団体とか、どこかと関係を築いて、その活動に幅を持たせていただきたいなと思います。

まずどこにするかは、それこそ皆さんの熟議で決めていけばいいと思うのですが、案としては今までやってこられた、先ほどもありました田植関係の農業者関係と連携を強化して、農業や食料安全保障、食育に強い組織をつくっていくのか、または矢巾だと合唱、吹奏楽の音楽関係なのか、岩手医大での命や尊厳に対する授業、道德関係で強めていくのかなど、商工会と組んで経済や消費者教育なのか、教育関係で岩手医大、県立大とつくって主権者教育、キャリア教育なのか、まずどこかと新たなつながりをどんどんつくって、幅の広がりが出るような学校運営協議会としていただきたいと思うのですが、このような構想に対しての意見を最後にお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） お答えいたします。

今議員ご指摘のとおり、たくさんの切り口があるわけです。その中で、その学校が何を選択していくかというのがまさに学校運営協議会、その中に地域の声が反映されるということだというふうに認識しております。

例えば第1次産業を大事にしたいと。ですから、そうなれば第1次産業を基盤にした何かを行う。私も考えたのですが、一番くくりやすいのは、恐らくキャリア教育だろうと思っています。例えば小学校1、2年生は町探検、その町を探検する、自分の小学校区エリアです。そして次は、社会科見学、もう少し広がってくるわけです。そして、6年生、修学旅行等を通してもう少し広いところを見ていく。中学校になれば、職場体験をする。今までこれが連携してこられなかった、それぞれの学校で終わってしまう。これが体系的に9年間で、いわゆるキャリア教育として連綿とつながっていくようなことになれば、これはまさしく、いわゆる本町で一つの学校運営協議会を行っている大きなメリットになります。

ですから、子どもたちをどう育てたいか、それをキャリアの視点で見えていく。そのときに、

地域の人材なり、できる体験活動は何なのか、指導してくれるゲストティーチャーは誰なのかということを頭を突き合わせて考える。もしくは地域に戻って誰かいないかという声がけをしていただく。そのような関係がベターなものであるというふうに認識しておるところです。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で2番、高橋敬太議員の質問を終わります。

次に、11番、山本好章議員の一般質問を許します。

山本好章議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（11番 山本好章議員 登壇）

○11番（山本好章議員） 議席番号11番、新誠会、山本好章でございます。通告に従いまして、質問したいと思います。

まず、矢巾町立学校の再編に関する基本方針について、教育長にお伺いしたいと思います。

令和5年12月21日付で矢巾町教育委員会は、矢巾町立学校の再編に関する基本方針を策定しました。その中に、本町教育が抱える大きな課題として、2040年（令和22年）から2050年（令和32年）の間に町内3小学校の校舎が老朽化施設となること、とりわけ徳田小学校は、その立地により移転建て替えが必要であること、町内4小学校の児童数に偏りがあることにより、学校の適正規模について議論する必要があること、不登校等の学校不適応児童生徒が年々増加傾向にあり、小学校と中学校の滑らかな接続がより一層求められることなどが挙げられています。

今後学校、保護者及び地域の意見を聴取するため、学校再編整備計画（素案）をつくり、聴取した意見を精査し、学校再編整備計画（案）を策定することになっています。このことについて、以下伺います。

1、学校再編整備計画の策定までのスケジュールはどのように計画されているのか。

2、徳田小学校の移転建て替え計画の策定見込みはいつ頃となるのか。

3、学校施設の老朽化の現状から、移転建て替え、または統合等が検討されるが、各学校における大規模改修は現状としてどこまで検討されているのか。特にプール維持改修についてどのように計画されているのか。

4、校務支援ソフトやＩＣＴ関連の整備も必要とされているが、予算措置などの長期的な計画はあるのか。

以上、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 11番、山本好章議員の矢巾町立学校の再編に関する基本方針についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、現在学校再編整備計画（素案）に着手したところであります。矢巾町立学校の再編に関する基本方針の基本方針5に、基本方針1から4を踏まえ、学校、保護者及び地域の皆様の意見を聴取するために、学校再編整備計画（素案）をつくり、聴取した意見等を精査し、学校再編整備計画（案）を策定することとしております。

現段階での用途は、本年度中に素案を策定し、来年度以降に学校保護者及び地域の皆様の意見を聴取し、その後学校再編整備計画（案）をお示しできると考えております。

2点目についてですが、徳田小学校は令和22年、不動小学校は令和27年、煙山小学校は令和32年に老朽化施設となります。また、徳田小学校は、国指定史跡徳丹城跡の指定地内にあることから、現在の校舎を大規模改修できない状況であります。

あわせて、矢巾町立学校の再編に関する基本方針1では、小学校の児童数の偏りを解消し、小中一貫教育を推進するため、中学校区を基本とした小学校の再編を進めるとありますので、これらのことを総合的に勘案して計画を策定する必要がありますので、現段階では徳田小学校の移転建て替えの時期についてはお示しできないところであります。

3点目についてですが、学校の施設改修については、多くの学校で老朽化が進んでおり、メンテナンスが必要な状況であります。特に雨漏りの対策が必要である徳田小学校と不動小学校に関して、今年度雨漏り散水調査業務を実施し、今後の対応を検討することとしております。

また、プールの維持改修についてですが、特に徳田小学校のプールは、プールサイドを中心に経年劣化が進行しており、学校と教育委員会が現状確認し、授業ができる状態にするため検討を重ねているところであります。現在は、計画期間が令和7年度までの矢巾町学校教育施設長寿命化計画に基づき、対応が必要な箇所の小破修理、小破修繕及び部位修繕を中心に対応しておりますが、学校教育施設の老朽化状況の実態や優先度を踏まえ、個別施設の整備計画を検討してまいります。

4点目についてですが、GIGAスクール構想は令和2年度に動き出し、5年目を迎えました。その都度国や県の動向を把握しながら整備に努めている状況であります。

例えば令和8年度に行う児童生徒の1人1台端末の更新について、報道にありますように文部科学省で都道府県に基金を造成することが決定し、それを受けて、岩手県で共同調達検討ワーキンググループを設置し、導入のための要件定義をすることとなりました。

また、教職員に対応した校務支援システムについては、岩手県で統一校務支援システムを導入しており、当町では令和7年度に準備をし、令和8年度から使用開始という計画になっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） まず、徳田小学校が令和22年、2040年、不動小学校は令和27年、2045年、煙山小学校は令和32年に老朽化施設となるわけですがけれども、学校再編整備計画では改築の計画について、そのことも盛られるのかどうかをお伺いしたいと思いますし、それからその素案については教育委員会が中心になってやると思いますけれども、こういったメンバーで作成する予定なのか、もしよろしければお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） まず、計画についてですが、現状把握をやっぴり最初にする必要があるということで、それを踏まえて令和8年度から長寿命化計画が新たになりますので、そこに盛り込むかどうかも含めて検討をしてまいるということになります。

それから次に、素案、そのメンバーも含めて実は今検討している最中ですので、今お答えできるものは持ち合わせておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 現時点では、まずこれからつくるといことなので、はっきりしたものは何もないということにはなりますけれども、さっき言ったように再編計画に関わる基本方針の中では、通学距離とかの問題も挙げられていますので、今時点で結構ですので、徳田小学校はもちろん建て替える場合は移転ということを述べられていますし、そういった場合、不動小学校や煙山小学校についても、再編を検討した場合、移転とか、そういうこと

も考えに入れての検討になるのかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） お答えいたします。

今ご指摘いただいたことも含めて多面的に検討していく必要があるというふうに認識をしているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 今聞いても、具体的なことは何も出てこないという部分は十分承知の上で聞いているわけですが、いずれ少なくとも3小学校、もしもすれば4小学校になるのかもしれませんが、そういった部分を含め、もし建て直すとすれば、建て替えるとすれば、一気にはできないことだというふうに思います。その部分を含めて、あとあわせて、平成22年、耐震化工事を行ったことにより、長寿命計画の中で載っていたのですが、適正化法のことも考えなければならないというようなことが載っておりますけれども、その辺の影響はどのように考えていますか。老朽化対応を一応することであれば大丈夫だというふうには書いていましたけれども、そういうところはどのように考えているのかお願いします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） まず、第1点目の再編のことですけれども、いわゆる3つの小学校、10年の間に老朽化施設になるということで、単独での考え方ではなくて、町全体でどのように小学校を再編するかという視点で考えてまいりたいということです。その考える視点が通学区域も含めて基本方針に示されております。なので、それをベースにして、どういうふうな考え方があるかというのを、いわゆる先進事例も含めて集めながら考えていきたいということでございます。

それから、耐震についてご指摘がございましたが、今現在RC造りの部分で、いわゆる70年を目途にして老朽化施設となるということを算定しております。来年度以降もまた現状確認等していきますけれども、これに差異があるならばまた別な形になってまいります。そうでなければ、そのとおりのものというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 山本好章議員。

○11番（山本好章議員） そのとおりというのは、老朽化で対応できるというか、適化法に対応できるということでよろしいのですね。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） お答えいたします。

基本的には、老朽化施設になったときに、子どもたちをその学校に通学させるかということになるわけです。安全が担保できない限りは、再編でどういうふうな対応ができるかという形で考えるということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 一般論で結構なのですが、学校を1つ建てる場合に、どのぐらいの費用がかかるのか。また、国からの補助があると思いますけれども、それがどのぐらいのものなのか、一般的なところでいいので教えていただければありがたいです。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） これも直近といいますか、例えば小学校でいうと矢巾東小学校ですけれども、当時で言って、おおよそ総額で30億を超えるくらい、そして国の補助は2分の1補助があるというふうに認識をしておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） きっと今の段階では、計画もできていない部分では、なかなか試算もできないと思いますので、よろしくお願いします。

他に再質問。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） それでは、プールのことについてお伺いいたしました。学校と相談しながらプールの現状維持とかをするということになっていますが、プールの維持改修については困難になりつつあるのかなというふうに思います。徳田小学校だけではないと思いますが、今後水泳学習の在り方、特に熱中症対策を考えると、実際使用できる回数も昔に比べると大分減ってきていると思います。

これからの必要性などを見て、水泳指導について今後どのような方法を考えているのか。一部聞くと、何か民間のプールができるので、そこを利用するかという、うわきですが、聞きましたが、それも含めてどのように検討するかをお願いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

現状確かに各校プール、老朽化が進んでいる状態でございます、小破修理、修繕等をしてながら行っている状態でございます。今年度については、防水シート、それが劣化している部分を交換するなどした上で、各校でそれぞれ従来どおり実施できるという予定でございます。その上で、各校現場を見ながら、授業のやり方ですとか時間数を調整したりといった形で対応してまいります。

そして、町内でそれこそプール関係ができるみたいな話も、概要ちらっと伺っているところでございますが、詳しい話等を伺っておりませんので、そういう状況の変化が出てきたときには考慮する材料になるのかなと考えておりますが、今のところまだ具体的にはございません。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） まだうわさの域なのできつと、そこら辺は答えられないと思いますので、そこら辺も考慮して質問をお願いします。

他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 学校教育施設長寿命化の結果に基づき、対応を先ほどからいろいろ回答はいただいているのですが、小破修理、部位修繕を中心に対応していくということではありますが、聞くと、やるつもりはないのかと思いますが……やるのか。暖房設備の更新が、予算が、お金がかかるということもあるのでしょうか、エアコンの対応で何とかやっているというような状況を聞いております。重油や灯油、またあと電気代の併用で予算執行は間に合っているのかどうか、間に合っているのかな、増えていないのかということです。

あとちょっとここで聞いていいのか、非常に懸念される場所ですが、矢巾東小学校では電気のメーターが児童館と一緒にしているというふうに聞いております。支払うときに、案分して納付書で納めているということがあったようですが、この辺はどういう経過があってそうなったのか。また、面倒くさいので、今会計課では電気料、あと水道料は会計課のほうで一括引き受けて支払いをしているはずなのですけれども、ここでは、今年も矢巾東小学校においては別に納付書で支払っているというふうに聞きましたが、現時点でどうなっているか分からないのですが、これについてそういった部分について、もう少し事務効率を考えたときに、もっと便利、便利というか、なるような形にできないものかどうか、ここで聞いて

ていいのかなどは、議長から何も言われないので、いいのかと思います。よろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員） 1 番目の質問と 2 問目の質問は大分離れているから、1 問ずつでもできれば質問していただければ。答えるほうは、今 2 問聞きましたので、そっちのほうで答えられるかはちょっとあれですけども、まず 1 問目のほう。

高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

光熱費、暖房費等でございますけれども、一応これまでの経過等を見て十分対応できるであろうという額は確保しておりますので、よっぽどのかなりの異常気象ですとかがなければ大丈夫ではないかと考えております。

それからもう一つは、東小学校の電気料の案分でございます。確かに管理区分ですとか、背景にある法令等もありまして、便宜的に案分してやらざるを得ないという状況が続いておりますが、ご提言を踏まえ、もっと効率的にできるようであれば変えていきたいという考えはございますので、検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 1 つ、また離れてしまうと思うのですが、申し訳ございません。不動小学校と徳田小学校、煙山小学校、多分建設当時と同じ規格だということなので、いろいろな改修等されているかと思うのですが、いいか悪いか別にして、多分いろんな書棚とかが昔の B 判対応になっているのかなと、B 5 判。要するに今 A 判になっていて、そうするとその棚とかに入れるにも物が入れないという状況などがあるというふうに聞いています。またあと、今小学生、中学生もそうですが、いろんなものを持っているので、整理する、机のところになるべく置かないようにして、後ろの棚とかにやっているのが、棚が足りない状況になっております。そういう部分については、何か検討されているのかどうかお願いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

具体的にどこの学校でサイズが小さくて棚を替えたいとか、そういったものをはっきりと認識しているものはないわけですけども、例年の予算要求の際に各校から、こうなってい

るから、これが欲しいということであれば検討してまいりたいと考えております。現状は以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 今のことですが、学校では現状に耐えているという状況で、改めて改善しようというふうには思っていないところがある、我慢して使っていこうというところがあるようなので、私から学校のほうに言うのも変な話なのですが、なので何とかちょっと検討していただければと思います。いろいろお忙しい中なので、大変かと思います。

ちょっと戻って、1つ、学校建築の部分について、土地取得から設計、それから建築までの間、そういう部分で、これもまた一般的という話なのですが、どのぐらい期間が必要なものか。それに併せて、あと変な話、徳田小学校はあと15年たつと老朽化になるので、その年数との兼ね合いがあるので、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 私のほうからお答えいたします。

一般的にと言われましても、個別それぞれ異なるわけで、例えばその土地取得にどれくらい期間がかかるかというのもそれぞれでございます。基本設計から実施設計、そして施工という部分で言いますと、5年から7年は見なければならぬのかなというふうには、今では思っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） ちょっと将来が長い期間なので、今の質問だと、絶対そのとおり行くという答えができないので、そこら辺を考慮して質問していただければ。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） もちろんそれは知っての上で聞きました。ただ、さっき言ったように、徳田小学校が老朽化校舎としてなるのは、もう15年、正確に言えば16年なのですから、なのでその期間、そうすると今言ったように5年から7年となると、もうここ何年かでやっぱりきちっとした計画を決めなければならないのだらうなということで質問をいたしたところでございます。

あと学校施設の部分でいきますと、今学校の上には太陽光発電があるのですが、この太陽光発電やっているのはいいのですが、学校であまり使われていない、せっかくある施設なのですが、十分に活用されていないという状況がある。これはあまり直接は関係ないの

ですが、ということも踏まえて、今度そういう部分の校舎建築に関わっては、そういう部分が活用できるような部分をぜひ考えていってほしいと思いますが、その辺のところはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 校舎建築に関わってのご質問でございますが、年々校舎に対してのニーズとか備えておきたいものというのは変わってきております。教室数についても、一般教室であったり、またはパーティションができたとか、小さいところなり、教育相談なり、または、いわゆるＳルームと言いながら、学校の中に、校内に不登校の子が行ける居場所をつくるとか、様々ございます。

その中の一つとして、今おっしゃられたことも中に入ってくると思いますが、多岐にわたりますので、いずれ総合的にここは検討してまいるということでお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） ありがとうございます。いろいろそういう部分は、ぜひ設計段階の中でいろいろ生かしていけるところを言っていただければいいと思いますし、余裕を持って設計していただくことが後で見直しとかできることだと思いますので、以前矢巾中学校建設するときに、事前に職員からの意見を伺って、いろいろ変更されたという部分は、私もそのときは現場にいたので、いろいろ聞いていたので、そういうことができるようにぜひお願いをしたいなというふうに思っております。

続きまして、GIGAスクールの部分を伺ったところ、何か私もちゃんと把握していなかったので大変申し訳ないですが、1人1台の部分でタブレットを配付するということに併せて、共同調達システム、岩手県でも何か、文科省でも寄附を募ってだか、その辺の仕組みが私もよく理解できなかったのも、もしよろしければ、そこら辺の説明をしていただけると大変ありがたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

1人1台の調達でございますけれども、現状、令和2年度からGIGAスクールが本格的に始まりまして、全国的にまず1人1台の配備というのはあらかじめ終わったという状況でございます。それがおよそ5年ほどたちまして、徐々に更新等が始まっていくということで、

国の施策が次のステージにある意味入ってくるという段階でございます。

そこで問題となってきますのが、その更新をいかにするのかという部分もございますし、これまでやってきた結果、やはり地域性とか学校によってかなり差があるといえますか、温度差もあるという状況もありまして、次のステージとしては、持続可能な形で更新を継続しつつ、全国的な偏りといえますか、ばらつきもならしてあげていきたいというふうな意図がございます。

そういった流れがありまして、国としては、先般都道府県ごとにまず更新のための基金を造成して、それで更新を安定的に行っていただく財源としてもらおうというふうな形で進んでおります。

本県におきましても、現在各市町村で機種もOSもばらばらという状況ですけれども、それを全体で議論しながら、同じような形で統一的なものに変えて更新をしていこうという形で進んでいるものであります。それに本町も関わってございまして、令和8年度からそれに沿った形で更新していけたらと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 今の話から、もちろん補助はあるのかなとは思いますが、やっぱり教育に関わる予算は大分かかってくるのかなと。先ほど言ったように、校務支援システムの部分についても7年度から導入し、8年度から実施という、校務支援ソフトについては県内統一でやるということで、矢巾町はその検討する前にシステムが入っていたので、新しいシステムになるようですが、その辺については支障なく移行できるような形で進めていただけるのか、そのこのところ、来年の話ですけれども、ちょっと教えていただければありがたいです。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

校務支援システムにつきましても、本町独自で前から使ってきた部分がございますが、これも1台端末と同じで、県内で同じものにそろえていこうということで、今まさにちょっと規模が大きく、幅広い議論になっていきますけれども、各地域で実態どのようなのかと、そろえていくに当たってどんな課題があるのかというのを頻繁に会議を持って調整を図っているところでございます。8年度からそろえていけるように、スケジュールに沿って現在進ん

でいるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 校務支援ソフトにつきましては、本年度から既に導入している市町村でございます。それと同じものを当方では令和7年度準備して8年度からということでございますので、その導入した市町村のいわゆる課題等を入手しまして、それに対する研修等を行いながら、滑らかな導入を図ってまいるというつもりでおりますので、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） ちょっと聞いたならば、年度初めからいきなり変わって、やり方も変わったのに、何の説明もなく、やれと言われたという話も聞いておりますので、今聞いたように年度途中から導入されるということなので、ぜひそういうことがないように、ぜひ事前に準備できる、今使っているものとどういうふうに、どのような形で変わるのかはよく分からない部分ではあるのですけれども、大分それで校務が、先生方の仕事は何ほかでも楽になるのかなと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思いますし、あと私事務職員だったので、事務職員にとってはあまりメリットがないように聞いております。そこら辺、学校集金システムに何らかの形で活用できるものであれば、そういう部分でやっていただければなというふうに思います。

また、全く関係ない話というふうに言われるかもしれませんが、今学校ではさっき言ったように多忙化解消のために留守番電話とか、留守番電話に設定されるのですけれども、もっといいほうに、結局学校の電話はナンバーディスプレイではないのです。かかってきた先がどこからかかってきたか分からないという電話。ナンバーディスプレイにすると料金がかかるということで、でも一部、中学校あたりでは1回線ぐらいは入っているとかと聞いたことがあるような気がするのですが、その辺各学校での対応というのはどのようになっているのかお伺いしたいです。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

各学校の実態がどのようなものかというのは、残念ながら、申し訳ありません、現状で把握しているものございませんので、聞き取りをして実態や課題等を確認したいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 1つ、またちゃんとした質問に戻って、通学路の距離について2キロから3キロが一応適正であると、自転車で6キロということではありますけれども、そういった部分を確保するために矢巾町では4校では多少なのかなと。あと現在遠距離通学の補助があるかと思うのですが、あれはバス路線を使っている者に対しての通学補助であって、自家用車、距離があって親が送ってくるとか、そういった部分で対象がないのか。実際の制度について、どのような制度になっているか、よろしければちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

遠距離通学については、それこそ2キロ以上のバス停を使っている方に対して補助をしているというものでございまして、それ以外につきましては、保護者の車でとか、ほかの方法でといったものは、各ご家庭でそれぞれ考えて対応して、安全に配慮しながら登校していただくというふうな形になっております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 今回の質問とは直接関係ないのですが、バス路線、今1つしか、煙山を回って、あと徳田があるのかなと思うのですけれども、不動地区にはそういうものは一切、今バス路線がないということもあるので、そういう部分について何らかの補助が期待できれば、していただければなと思います……

○議長（廣田清実議員） これは、もしかしたら次のほうの質問の中で考えたほうがいいのではないですか。2問目に大体同じことが質問できるので、バス路線の、教育のことも通学路の補助の関係だから分かるのだけれども、今の流れだとバス路線ですから、2問目に関係してくるので、教育関係のほうでまずもう一回お願いします。

○11番（山本好章議員） 教育、そういう関係なものだから、遠距離通学の補助を何らかの形でもう少し検討していただけないかということです。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） スクールバスの路線につきましては、いわゆる岩手県交道路線の部分一部廃止等もあって、その代替措置等を取らせていただいて、通学に支障が出ないような対応しているところであります。

遠距離の部分につきましても、ある程度の基準を設けながら、その中で希望を取り、そしてそのニーズによって変えることはやぶさかではございませんが、いずれ実態と合わせたような形で検討をしてみたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で1問目の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を2時20分といたします。14時20分。

午後 2時07分 休憩

—————
午後 2時20分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

引き続き、山本好章議員の一般質問を続けます。

次に、2問目の質問を許します。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 質問2になります。町内路線バスの利便性確保策についてお伺いしたいと思います。

現在路線バスの多くは低床バスの導入が進んでいるというふうに聞いております。運転手からは、低床バスは地面との間が狭いため、道路の穴ぼこ等があるとバスの底が当たるとの話や、歩道等の樹木が道路にはみ出し、運転に支障が出ることがあるというふうに聞いております。本町では、そのようなことがないように道路は整備されていることと思いますが、低床バスにより車椅子等の人も利用していると聞いていることから、より利便性を高めるために以下のことを伺います。

1、町内路線バスの運行確保のため、町としてどのような事業または補助を行っているのか。

2、路線バスが運行する道路に配慮して、優先的に整備、管理はされているのでしょうか。

3、全ての路線バスが低床バスでないということから、利用者の利便性を考慮して、事業者に対し、低床バスの車両購入補助金は検討できないものか。

以上、伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 町内路線バスの利便性確保策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、路線バスには交通事業者が単独で運行する路線のほかに、国庫補助を投入し維持している路線、県及び市町村補助を投入し維持している路線がございます。町内を運行している一部の路線につきましては、運行経費に対する町補助金を交付しているところであります。

2点目についてですが、路線バスが運行する道路上に穴ぼこや障害物などがある場合、バスの運行に支障を来し、運行ダイヤの乱れや事故につながるおそれもあることから、日頃から道路管理者により適切に整備、管理を実施しておるところであります。

3点目についてですが、町内バス路線を運行する交通事業者に対し、これまでに経営維持に係る支援金やＩＣカードシステムの整備費用に係る支援金等の支給を実施してきたところであります。低床バス車両の導入につきましても、交通事業者と協議の上、導入の意向があった場合においては、関係自治体との連携も視野に入れながら慎重に支援策を検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 今答弁がありましたけれども、ということは町で運行補助をしている部分の路線というのは、一部だけということではよろしかったのでしょうか。それとも、国またはほかのところで助成するという部分があるのですけれども、具体的にやはばすは多分町単独なのかなとは思いますが、そのほかの路線については、直接的に町からの支援というものはしているのかどうか。ちょっと把握できなかったもので、もしお分かりになればお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

まず最初に、やはばすに関しては、もう完全に町のほうでやっているバスになります。県

交通で運営しておりました路線、様々ありますけれども、南インター旧川久保線と言いまして、矢巾営業所から盛岡友愛病院を通過してバスセンター、盛岡駅前の方に行く路線、そして本宮線と言いまして、同じく矢巾営業所から湯沢団地を通過して飯岡十文字バスセンター、こちらのほうに行く路線と、こういった路線につきまして町の補助が入っているというふうな状況になります。それ以外いろいろ路線あるのですが、飯岡線、川久保線とか北高田線とかあるのですけれども、こちらは国庫補助が入っているというふうな状況になります。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 具体的にあって、本当に分かりました。もちろんそうやって補助を出しているということで、現在なかなかバスを利用する人が少ない状況の中で多分営業的にも苦しいという状況は伺っています。また、それによって結局経営状態がうまくいっていないので、運転士の確保も十分にできていないという、あと先ほどこちよっとありましたけれども、2024年問題とか、労働時間の問題について規制があって、勤務した時間から時間の間を何時間か空けなければならないというようなこともあって、なかなか厳しい状況だということとは伺っております。

それはそれとして、そういう部分では何とかして営業に協力、県交通に対してということになってしまうので、1事業者に対してということになるので、非常に言いづらいところではあるのですが、そういう部分でバスの利用をしてもらうような形を何とか進めていただければなというふうに思っております。

低床バスについて特に進めていただきたいと思いますし、特に岩手医科大学があって、そこを私もちょっと詳しく調べないでしまったので、大変申し訳ないのですけれども、低床バスを利用する、ただし全部が低床バスではないということを伺っております。そんなに使う人があるのか分からないのですけれども、車椅子の人とかが乗るようなときに、たまたま低床バスでないということがあった場合に、乗せるのに非常に大変な、乗せることができないということとはできないので、聞いたところによると、乗客の方に呼びかけて、運転士と一緒に車椅子をバスの中に乗せるというようなことをしなければならないというようなことを聞きました。

そういうことを考えると、やっぱり低床バスの本数を増やしていただくためにも、さっき言ったように経営状態が厳しい中でバスを購入できていないという状況もあるわけです。聞

いたところによると、中古のバスを購入することもあるということですが、やっぱり中古のバスを購入すると耐用年数が短くなると、そういう意味では新車を購入してやったほうが耐用年数がもつというようなことも聞きました。

これは働いている人から聞いた話なので、具体的に営業所から聞いたわけではないので定かではないところでありますけれども、そういったことを考えた場合に、できれば、1台買って寄附するなどというようなことはできないとは思いますが、そういった部分、事業者が言うこともあります、こちらのほうからも、町からも働きかけて、低床バスの導入のために何か力になることはないかというようなことを働きかけるようなことはできないかどうかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

ただ、すみません、その前に、先ほど私北高田線も国庫補助路線というふうに申し上げましたが、その路線は国庫補助ではございませんでした。訂正させていただきます。申し訳ございません。

低床バスなのですけれども、おおむね床面の地表高というのですか、350ミリ以下のものを低床バスというそうです。この辺を走っているのは、530ミリほどの高さがあるということで約20センチ近い差があるわけなのですけれども、大変申し訳ないのですが、県交通さんの車両というのは、首都圏で10年ぐらい使ったものを主に中古として買っていらっしゃるというところが実態として多くあります。電動バス、例えば盛岡南イオンから盛岡駅辺りを走っている大きなゼロという字が背面に書いてあるバスがあるのですけれども、そちらに関しては低床バスなのですが、それ以外の多くの場合は、まだまだ低床バスの導入というのは進んでいないというのが現状でございます。

そういった中で、町長答弁にもありましたけれども、この車両導入の補助、町で買ってさしあげるといのはとてもとても、数千万円ですので、とてもできないということになります。しかも、台数も矢巾町を走っているだけでも二、三十台ありますので、こちらに関して直接的な補助というのはとてもできないわけですが、さりとて全く手を打たないわけではないのですが、現在何かしらの補助を行う場合に、盛岡市と滝沢市と広域で協議を行った上で、直接の車両ではないまでも、運転手の給与に相当する部分とか、何かしらの補助ということは若干させていただいているのが現状ですので、こういったところを改めて協議しまして、あとは県交通さんからの実際の要望もちょっとまだない状況でございますので、こういった

ところを含めまして検討して、必要であれば協議を、補助のほうをできればやっていければというふうに考えるところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 低床バスの導入については、人に優しいとか、医科大学がある部分を含めると、そういった治療を受ける方もいるのかなと思うので、ぜひ何らかの形で力になってもらえればなというふうに考えます。

それと、先ほどちょっと議長から言われたので付け足して聞いておきますが、バス路線が、結局さっき言ったように不動方面は今ないわけで、そういった部分について、もちろん利用者が少なかったということもあるのかなとは思いますが、そういった部分で先ほど言ったように遠距離通学とかする場合に、煙山も結構朝1本しかないわけですけども、もちろん徳田はあれですが、徳田はそんなに本数あってもということです。不動線について、一回廃止したものではあるのですけれども、そういった部分、利用するかどうかは、ちょっと住民の意向をきちっと聞かないと何とも言えないところでございますので、意向を聞いた上で、何らかの形で復活するみたいなところは要望するというようなことはできないものなのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

先ほどから岩手県交通というふうな形で特定の会社を申し上げて申し訳ないのですが、ほとんどの場合は、現在は採算が合わない路線に関する廃止ないしは運休、こちらもありますけれども、現在最も大きな要因というのは、運転士の不足によるものというふうにお聞きしてございます。

こういった中で、何とか維持している路線でも減便しているような状況でございます。本町においても、確かに不動小学校のほうから駅前を通過して煙山小学校まで行くような路線ございましたし、矢巾温泉線というのも最近までございました。ただ、こちらに関しては運休ということになっておりますが、実質の廃止というふうな形でございます。

こういった路線を復活できるかどうかというのは大変難しいのかというふうに考えておりますけれども、要望は続けてまいりたいと思いますし、できれば皆様にご利用いただいて、運転士さんの不足の部分も解消に至ることがもしできれば、そういった可能性も少しでも出

てくるのかなということで、我々もできるだけバスなり公共交通を使っていければというふうに考えるところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 一言余計なことですが、やはばす、せっかく走っているのですが、よく見ると乗客が乗っていない状況でぐるぐる回っているようなところがあるので、何らかの形で、コースを変えるのは、なかなか前に町長が非常に難しい問題があるというふうな話でしたけれども、やっぱり利用者が利用しやすいことを考えるのも一つの利用者を増やすことにもつながるのかなと思うので、そこら辺のところを何らか町としてどのような対策を考えていくのかも含めて考えていただければなというふうに思います。

あと、それはそれとして、1つはバスの路線について、ちょっと私ごとのところは近いところあるのですが、田中横道線のところのバス、朝と夕方1本ずつ通ってはいるのですが、あそこのところ歩道がないのです、北矢幅のところ。非常に危険な感じがするし、車が擦れ違ったときに歩行者なんかがあると、本当に危ないなと思ってよく見ているのです。いろいろ歩道をつけてほしいというような要望はしているかとは思いますが、なかなかつかないのです。そういったところについて、何らかの方法、あとこの間ちらっとあそこ、煙山小から下りてくるところ十字路のところ、大型バスが回るときに非常に危険な状態なのです、狭くて。しかも、ここ歩道があるのですが、あそこのところに歩行者がいると非常に危ないというような状況なので、その辺の道路整備について何か考えているのか、もしそこがあったならば教えてください。

○議長（廣田清実議員） ちょっと通告外なので、ただ、バス路線の中で歩道がないところがあるから、その歩道の整備というような聞き方をしてくれば、ちょっと歩道だけを先に先行されると、通告外ですから、逆に言えば。

水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

田中横道線ではなくて大沼線のことではないかと思うのですが……

○11番（山本好章議員） すみません、間違った……

○道路住宅課長（水沼秀之君） 大沼線については、歩道等の設置ということでの要望等は特にいただいてございません。大沼線は、もともと田中横道線が両側歩道の道路で整備されて

おりまして、機能が置き換わっておりましたので、特にそれに関しての要望というのは、受けてはございません。

○議長（廣田清実議員） 自治会の要望もないということであれば、もう一回確認して、次に一般質問してください。

その他ございますか、再質問。

（「特にありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で11番、山本好章議員の質問を終わります。

次に、9番、木村豊議員の一般質問を許します。

木村豊議員。

1 問目の質問を許します。

（9 番 木村 豊議員 登壇）

○9 番（木村 豊議員） 議席ナンバー9番、日本共産党矢巾町議団、木村豊です。通告に基づきまして質問いたします。

質問1です。答弁は、町長、お願いいたします。カーボンニュートラルとバイオマス発電との関わりについて。カーボンニュートラルとは、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、その排出量を実質ゼロに抑える概念であります。人が生きていくためには、温室効果ガス排出は避けられませんので、せめて排出を森林等に吸収、相殺して、地球温暖化への影響を軽微にしようという考え方に基づいております。二酸化炭素ガスをはじめとする温室効果ガスの排出量と森林等による吸収量が等しく均衡している状態を意味すると理解しています。

ところが、私有地と思われる南昌山の斜面の一部が伐採されている一方、民間事業者によるバイオマス発電所の稼働が2026年を予定しているため、伐採が進み、森林伐採によって森林が減るのではないかと心配している声があることから伺います。

1 点目、バイオマス発電所の建設場所は、景観にそぐわない場所にあると考えるが、町と事業者の間では協議検討はなされていたのでしょうか。

2 点目、バイオマス発電所の進出に当たり、本町が支出した経費等はあったのでしょうか、あれば金額の概要をお知らせください。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 9 番、木村豊議員のカーボンニュートラルとバイオマス発電との関わ

りについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、民間事業者による発電事業であり、建設場所につきましては、関係する法令等の許認可が得られるのであれば、町として反対する立場でないところであります。また、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画に基づき、景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行うこととされております。

2点目についてですが、農山漁村再生可能エネルギー法関連の手続のほか、事業者説明会に職員が出席した以外に特に経費負担は生じていないところであります。

なお、今後におきましては、事業者が町の助成制度等を活用することによる財政負担が発生するものと見込んでおります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 1点目についてです。林野庁によりますと、1年間に1世帯が石油、石炭、天然ガスの化石燃料を使って排出する二酸化炭素は、これを吸収するのに40年生の杉、509本が必要になるとなっております。そして、町長の答弁ですけれども、これは私は決してバイオ発電に反対は全くしておりません。なぜかという、カーボンニュートラルのほうに絶対的にいいですから。ただ、矢巾温泉に来るときに、今建設中ではないです、もう地盤が固まっている状態、そして遠くに目をやると、山の斜面が伐採されるわけです。そうすれば、関連はないとは思いますが、どうしても心配になるというのがやっぱりその2つを見ると、そういう人がいるということをまずお知らせしたかったところです。

それで、2点目に行ってもいいですか。

○議長（廣田清実議員） どうぞ、再質問中ですから。

○9番（木村 豊議員） バイオマス発電というのは、隣の紫波町ではもうずっと前からやっているところでありまして、その前にメガソーラー、太陽光発電設置の助成金というのがあったのです。助成金や補助金制度によってメガソーラーが一気に増えたというのがあって、それが停止によって滞るという、つまり遅れが生じてしまったというのが私の記憶の中にありまして、今回はバイオマス発電は、燃料にするまでいろいろなコストがかかります。燃料の栽培、加工、輸送などのサイクルによって排出される二酸化炭素を考えると、実際はカーボンニュートラルとは言えないのではないかと思います。地上にて重要な二酸化炭素の貯蔵庫である森林や土壌を破壊するため、むしろ二酸化炭素の排出が多くなってしまうと思

っていますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） バイオマスのことについての事業について、そういうことを聞いた
いのですか。

○9番（木村 豊議員） 助成金の問題が関係していますので、それ自体が今利用して、あち
こちでできているわけです。それで、メガソーラー、太陽光発電のときも、そういうのでや
って一気に出来上がっていったのです。ところが、それ自体の補助金切れると、もはやもう
滞ってしまうという、開発が。

○議長（廣田清実議員） ですから、質問内容をもう少し整理してお願いします。

○9番（木村 豊議員） そういうことがありましたので、バイオマス発電に対する補助、助
成制度というものもあるのですね。では、まず話を替えまして、紫波町のほうから話します。
そのほうが分かりやすい……

○議長（廣田清実議員） 質問の内容が、意味ちょっと不明です。

○9番（木村 豊議員） お隣の紫波町なのですけれども、これはいろんなバイオマスという、
あくまでも木ではなくて、まずはそれも含めますけれども、太陽光発電や蓄電池、木質のバ
イオマス発電もやっておりますし、生ごみを原料とするメタン発酵バイオマスガス、それも
ありますし、それなどを導入して脱炭素を実現しようとしています。

例えば水田活用の直接支払交付金とか、これ農林水産省です。それとか、助成金としてバ
イオマス補助金というものもあるのですけれども、こちらの補助金制度等を活用することによ
る財政負担が発生する可能性があるというふうに答弁ありました。このバイオマス補助金の
ことを言っているのでしょうか、それを伺います。

○議長（廣田清実議員） 町の財政が発生すると見込んでいるので、町の補助金というのはど
ういうメニューがあるのかという質問でいいですか。

○9番（木村 豊議員） そういう意味です。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今回ご質問のありました木質バイオマス発電事業に対しての補助金というのはござ
いません。というのは、補助金を導入できないのです。これは、発電した売電に関してはF
I T制度を活用して売電いたしますので、F I Tのそもそも条件として補助金の導入はでき
ないものでございます。

それから、議員が紫波町の事例をご紹介したと思いますが、これは恐らく再エネ交付金を

使った先行地域の事業なのかなと思っておりますが、それは紫波町が国の環境省の再エネ推進交付金を使って、そういう先行地域というのに採択されて行うもろもろの事業なので、紫波町の中で考えたいろんな制度、スキームかなと承知しております。

なお、本町におきましては、同じ交付金を使いまして、昨年度から重点対策加速化事業を行っておりますので、事業の内容に差はありますが、紫波町は紫波町、矢巾町は矢巾町でそれぞれの補助制度を設けているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） これ財政負担だから、もしかしたら３年間の固定資産税の免除の話をお聞きしているのではないかと、誰か答えられる。

佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木智雄君） それでは、お答えいたします。

町のほうには企業立地奨励制度というものがございまして、そちらのほうに該当いたしますと、固定資産税が３年間課税免除になるというものがございます。この制度の中に発電所も入っておりますので、この施設に該当するということになれば、こちらのほうに入りますし、その奨励制度の中には、ほかに雇用奨励金の交付ですとか、あとは利子補給の交付ということも入りますので、そちらのほうも該当になればということでございます。

また、固定資産税に関しましては、もしこちらのほうの企業立地のほうの該当がなくても、発電所に関しましては、バイオマス発電に関しましては、令和８年３月31までに建設された施設に対しては、３年間課税標準額、税金を計算する際に、基になる金額を軽減するという制度もございますので、そういった意味で直接の交付にはなりませんけれども、事業所のほうに有利になるという制度は準備されているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 財政負担というのは、その意味できっと書いていると思います。

その他再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、１問目が終わりましたので、次に２問目の質問を許します。

木村豊議員。

○９番（木村 豊議員） 質問２に入ります。答弁、教育長お願いいたします。

昨年度教育費無償化について一般質問をしていますが、第3子以降の無償化を開始したばかりということもあって、検証してからの判断と理解していました。あれから1年が経過していることから、学校給食はとりわけ子どもの成長、発達に直結するものであり、今後無償化を進めるべきと考えることから、以下を伺います。

1点目、給食費は月々の負担がさほどなくても、年間で算出すると高額になります。小学校1年生から中学校3年生までの9年間支払い続けるとなると、家庭にとっては家計を圧迫してしまいます。給食費の無償化により、子どもたちに与える恩恵は多大なものがあることから、無償化の拡大を検討できないでしょうか。

2点目です。県内では、全額無償化しているのは、11市町村、3子以降の無償化は本町を含めて2市町となっています。盛岡広域8市町との兼ね合いもあるでしょうが、本町単独で先行して無償化を考えるべきではありませんか。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 完全給食無償化についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、本町では昨年度から、第3子以降の給食費無償化を開始して1年余りの状況であり、導入の効果や影響などの検証を行うには、いましばらくの期間が必要と考えております。

また、経済的な事情等により給食費の支払いが困難な世帯に対しては、別途就学援助制度による支援を行い、実質的な無償化が図られていることから、現時点で直ちに無償化を拡大することは考えていないところであります。

2点目についてですが、給食費の無償化につきましては、現在本町のみならず全国各地で様々な議論が行われております。この状況を踏まえ、完全無償化は社会全体の課題として全国的な枠組みの中で議論がなされるべきものと認識しておりますことから、本町が単独で先行実施することは考えてございません。

本町としましては、国及び県に対して完全無償化に向けた早期の取組を要望するとともに、様々な機会を捉えて関係機関等への働きかけを行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 就学援助制度、これは生活保護法第6条第2項のことだとは思いの

ですが、経済的理由によって就学困難と見られる児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を行わなければならないとなっている。この項目ですけれども、これでよろしいのでしょうか。間違いないでしょうか。私の言っているこれ、このことを言っているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　ちょっと待って、就学援助制度のことを聞いているの。

○9番（木村　豊議員）　そうです。就学援助制度による支払いを行いというふうになっておりますので、これは生活保護法のことでしょうかというふうに伺っています。

○議長（廣田清実議員）　高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、生活保護を受けていらっしゃる方、これは就学援助で言いますと要保護というくりになりますし、生活保護は受けてはいないけれども、それに準ずる程度に困窮されている方、これは準要保護という部分、どちらも町のほうで給食費を含む額を補助しているものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　やはりきっと答弁書来ているので、早めに木村議員さんのところには来ているので、ちょっとそこら辺のところは少し質問する前に、質問がかみ合わないのです、逆に言えば。その部分として、なのでやはり質問する人間としては、ある程度そういう部分を調べてきていただかないと、きっと今ここの場でその制度の話をしているのではなくて、その上の段階を一般質問するのがやっぱり一般質問だと思いますので、よろしくお願いします。

○9番（木村　豊議員）　この制度については、就学援助制度というのがありましたので……

○議長（廣田清実議員）　ちょっと待ってください。マイクを使って。

○9番（木村　豊議員）　これについては、就学援助制度による支援となっているので、これは生活保護法に規定してあるもののみかなというのがあったので、それについて伺ったら、適切に答えていただきましたので。

○議長（廣田清実議員）　分かりました。答弁書は本人には2日ぐらい前には行っているはずなので、そこら辺の部分をちょっと理解していただければ、制度の話を質問する場ではないと思いますので、そこら辺はちょっと一般質問のところとは大分かけ離れていると思いますので、よろしくお願いします。

ほかに再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） この就学援助制度という、そのイメージなのですけれども、とにかく後ろめたいイメージや誤解がまだまだあるようなのです。それで、就学援助を受給するのではなく、利用するという意識に変えてもらわなければいけないと感じています。そのためには、制度に精通している学校の事務職員やケースワーカーのように関わっていく必要があると思いますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

やはり人によっては、そういうイメージを持つかもしれませんが、制度の趣旨がやはり経済的な困窮されている方をしっかり援助するというものでございます。そして、学校に入られる際に、年度初め等にこういう制度があるということは全体に周知されますし、また様々ケースワークとか通じて、やはり困窮なりがある状況だという場合には、その方からこういう制度があるというところを案内していただきまして、それで周知なり利用をしていただくという形を取っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 就学支援制度を調べていきましたならば、それに関連しているのですけれども、町長だよりというのを見つけまして、これにさわやかハウス内で、いわゆる子ども食堂をやっているというので、町長の画像も載っていましたので、私そこを子ども食堂は行ったことないのです。画像とか何かもいっぱい載っていましたので、そちらのほう、できれば感想を町長のほうから教えていただけないかなと思ひまして、行ったというふうになっていますので。

○議長（廣田清実議員） すみません、無償化と子ども食堂は全く別のものです。そこは理解していただきたい。今回の……

○9番（木村 豊議員） よろしいですか。本来であれば、無償化というよりも子ども食堂というのはないほうが一番いいのです。なので、もう関連、完璧にしているのではないですか、無償化に。

○議長（廣田清実議員） では、特別に、子ども食堂の趣旨と無償化の趣旨は全く違うもので

す。子ども食堂というのは、福祉課で説明できますか。

野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

子ども食堂、一般的には、子どもたちの居場所づくりという形でやっております。その中で集まった方々に一緒に御飯を食べたりという意味で、給食とか食べ物を提供するというのが目的ではございませんので、そのところはご理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） なので、子ども食堂とこの給食の無償化とは全く別のものですから、写真が載っていたのは、確かにそれには町長も支援しているし、写真が載っていたと思いますけれども、今の段階で言われているのは、町の完全無償化についての質問をしているので、子ども食堂のところまで範囲に行かれますと、通告していない部分になりますので、そこは理解していただいて質問をお願いします。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、木村議員のご質問の趣旨、学校給食の無償化、これは木村議員も私も、また教育委員会も、そういうふうに方向性を持っていきたいのですが、これは今県内で33市町村の3分の1の11市町村が無償化をやっているわけですが、できるのであれば今度は、それこそ答弁でも私させていただいたのですが、これはできるのであれば市町村段階とかではなく、もう国の制度として、少子化対策の一環としてぜひやるべきだと思うのです。そこで、お願いなのは、学校給食の無償化、それは本当に木村豊議員の気持ちと私はもうぴったしですので、今後もいろんなところを通して要望していくと。

それから、子ども食堂は、これはやっぱりこれから子どもの貧困化、私いつも言っているのですが、SDGsの17のターゲットで一番最初に来ているのが貧困なのです、木村豊議員もご存じのとおり。この貧困対策、だから本町でもそういうことの対応をしていかなければならないということで、この子ども食堂の在り方も含めて、いわゆるひもじい思いをさせることのないようなことを行政もしっかり支えていかなければならないということで、学校給食の無償化、子ども食堂のことについては、木村議員のおっしゃるとおりでございますので、一緒になって要望活動、そして支えていくように、ひとつお願いをいたしたい、またご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で9番、木村豊議員の質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、これにて散会いたします。

なお、明日13日は休会、14日は予算決算常任委員会を行う旨、昆予算決算常任委員長から申出がありましたので、午後1時30分に本議場に参集されますようお知らせいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 3時04分 散会

令和6年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第5号）

令和6年6月17日（月）午前10時00分開議

議事日程（第5号）

- 第 1 発言の取消しについて
- 第 2 議案第65号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について
- 第 3 議案第66号 令和6年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 4 議案第67号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 第 5 議案第68号 財産の取得に関し議決を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

2番	高橋敬太	議員	3番	横澤駿一	議員
4番	ササキマサヒロ	議員	5番	吉田喜博	議員
6番	藤原信悦	議員	7番	齊藤勝浩	議員
8番	小川文子	議員	9番	木村豊	議員
10番	小笠原佳子	議員	11番	山本好章	議員
12番	高橋安子	議員	13番	水本淳一	議員
14番	村松信一	議員	15番	昆秀一	議員
16番	赤丸秀雄	議員	17番	谷上知子	議員
18番	廣田清実	議員			

欠席議員（1名）

1番 高橋 恵 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長 高橋昌造 君 副町長 岩淵和弘 君

政策推進監 兼 未 来 戦 略 長	吉岡律司君
企画財政課長	花立孝美君
町民環境課長	田中館和昭君
健康長寿課長	田口征寛君
産業観光課長	村井秀吉君
農業委員会 事務局 長	細越一美君
会計管理者 兼 出 納 室 長	佐々木美香君
学校教育課長 兼 学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	高橋雅明君

総務課長	田村英典君
税務課長	佐々木智雄君
福祉課長	野中伸悦君
こども家庭 課 長	村松 徹君
道路住宅課長	水沼秀之君
上下水道課長	浅沼 亨君
教 育 長	菊池広親君
文化スポーツ 課 長	高橋 保君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田 徹君
主 事	渋田稀結君

議会事務局長 補 佐	千葉欣江君
---------------	-------

午前 10 時 00 分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、1 番、高橋恵議員は、都合により欠席する旨の通告がありましたので、ご報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第 1 発言の取消しについて

○議長（廣田清実議員） 日程第 1、発言の取消しについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、8 番、小川文子議員の退場を求めます。

（8 番 小川文子議員 退席）

○議長（廣田清実議員） 8 番、小川文子議員から去る 6 月 11 日の会議における一般質問の際の発言について、会議規則第64条の規定によってお手元にお配りいたしました発言取消申出書に記載した部分の取消し申出がありました。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、8 番、小川文子議員からの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。ここで小川文子議員の入場を認めます。

（8 番 小川文子議員 着席）

日程第 2 議案第 65 号 令和 6 年度矢巾町一般会計補正予算（第 2 号）について

日程第 3 議案第 66 号 令和 6 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

○議長（廣田清実議員） 日程第2、議案第65号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について、日程第3、議案第66号 令和6年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）についての補正予算2議案については、予算決算常任委員会への付託に係るもので、審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

昆秀一予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 昆 秀一議員 登壇）

○予算決算常任委員長（昆 秀一議員） 報告書を読み上げて報告といたします。

令和6年6月17日、矢巾町議会議長、廣田清実様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、昆秀一。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第65号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について、議案第66号 令和6年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について。

本常任委員会は、令和6年6月7日付で付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告する。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会において審議を尽くしておりますので、省略いたします。

ただいまより各議案について討論に入ります。なお、討論は2議案を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ご異議がないようなので、一括して討論を行います。

それでは、討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第65号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田清実議員) 起立多数であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 令和6年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第1号)についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田清実議員) 起立多数であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第67号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長(廣田清実議員) 日程第4、議案第67号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第67号 財産の取得に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

このたび取得する電子機器は、GIGAスクール構想を基に整備した1人1台端末の活用を進めることを目的として、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、町内中学校に電子黒板を整備するものであります。

機器の概要であります。学習用端末と無線で接続し、端末の画面を表示するミラーリング機能を搭載した75型電子黒板を各中学校の普通教室、特別教室、特別支援教室に1台ずつ、合計で矢巾中学校に23台、矢巾北中学校に22台配置するものであります。

納入業者につきましては、地方自治法施行令第167条第3号の規定に基づいて指名競争入札とさせていただいて、株式会社リードコナン、テクノ株式会社、コセキ株式会社盛岡営業所、リコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部岩手支社岩手営業部、株式会社ヤマダデ

ンキ盛岡営業所、株式会社木津屋本店、株式会社システムベース、以上7者を指名し、辞退した4者を除く株式会社リードコナン、テクノ株式会社、コセキ株式会社盛岡営業所の3者で6月5日に入札を執行した結果、最低価格でありますコセキ株式会社盛岡営業所に決定し、一金2,780万円に10%の消費税及び地方消費税を加算した金額、一金3,058万円で仮契約の締結を行い、納入期限は令和6年8月30日となっております。

よろしくご審議の上、ご可決されますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 電子黒板、導入するのはよろしいのですけれども、以前にも電子黒板を導入したと記憶しているのですけれども、その活用はどうなっているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えいたします。

以前の導入は、小学校に外国語活動が導入されまして、そのテキストの中に映像、見せるものが出てまいりました。そして、授業の中で、そのチャンスも含めて英語活動をするために必要ということで導入したものでございます。現在も使われております。

そして、今回の部分は、今お話ししたのは小学校中心であったわけですが、今回は中学校の部分ということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に質疑ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） この契約内容にはメンテナンス部分も入っているのでしょうか。確認いたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

こちらは、3年間の保守のパック込みでございました。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に質疑ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 私もちっと活用の部分で、小学校では既に活用されているということで、中学校では初となるのですけれども、導入後ＩＣＴ支援員などをお招きして、先生方を集めての講習などの計画はあるのかどうかと、どのように生徒さんに、例えば小学校だと英語の授業と言ったのですけれども、中学校では全般的に活用するのかどうか、それとも何か教科を絞るのかどうかというところを確認させてください。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

まず、研修の部分でございますけれども、お話ありましたとおりＩＣＴの専門の先生ですとか呼んで、集合研修等を随時行ってまいる予定でございます。

また、使う教科につきましては、全般的に使えるものについては積極的に活用していきたいということで、具体的にはこれからになりますけれども、導入後、この教科ではこう使えるのではないかとといったところを学校で議論していただきながら活用してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に質疑ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 私もちっと使い方について関連があるので質問させていただきます。

まず、今の電子黒板については、当然ＩＣＴと接続できて、インターネット機能もあると聞いておりますが、昆議員が説明を求めた部分は、当然今までの書いて、電子黒板自体のコピーを利用してやっていたと。今回のやつは、ＩＣＴに接続できてやれるということであるので、今どうなのですか、各教室にはプリンターは1台ずつぐらいは入っているのか、それからＧＩＧＡスクールでのプリンター自体の利用状況はどうなのか、ちょっと分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

教室へのプリンターについては、基本ございません。端末を使って、まず画面の上で作業をするという形で使っております。どうしてもプリントが必要な場合には、職員室等に行って先生が出力してといった形で運用してございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） それでは、従来の電子黒板はコピーという形で書いたものをそのまま紙でプリントアウトできるのですが、今回入った最新型の電子黒板であれば、打ち出したときはどういう形を取るのですか。やっぱり従来型にその機能、ボタンを押せば紙で出てくるイメージなのですか。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、先ほどの私の答弁、昆秀一議員への答弁についてですけれども、私ちょっと勘違いしておりまして、導入したのは電子黒板ではなくてテレビでございました。ですから、従来電子黒板は導入していないというのが正しい答えでございます。

それで、赤丸議員の今のご質問ですけれども、ですから従来の部分はプリントアウト機能はないということでございます。今回は電子黒板ですので、プリントアウトする機能はついておりますが、そこに付随するプリンターは当然必要と。ただし、授業でいいますと、全ての授業で使って、主に使う活用は、そのときに教師側の部分の内容を全員で自分の画面で確認できる、その反対に例えばよい回答をしている児童生徒の内容を電子黒板を使ってみんなで一斉に確認ができるというふうに、基本的にはプリントアウトをする必要がない、そういうふうな活用を想定してございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第67号 財産の取得に関し議決を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第68号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（廣田清実議員） 日程第5、議案第68号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第68号 財産の取得に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

このたび取得しようとする消防ポンプ自動車は、矢巾町消防団第3分団第13部に配備する車両であり、現在使用しております消防ポンプ自動車は、平成9年10月に購入し、既に27年を経過し、能力低下が懸念されることから、今回更新を行うものであります。

更新する消防ポンプ自動車の概要であります。矢巾町消防団をはじめ地元後援会と協議を行った結果、本町消防団にも多くの導入実績があります2トン車ベースのCD-I型で、冬期間の安全面に配慮した4輪駆動車を選定し、総務省令の規定に基づく附属品を備え、最新鋭の装備を備えた消防ポンプ自動車とするものであります。

納入業者につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とし、互光商事株式会社、株式会社ダイトク、松栄商事株式会社、有限会社佐々木ボデーの4者を選定し、6月6日に見積り合わせを執行した結果、最低価格であります互光商事株式会社に決定し、一金2,880万円に10%の消費税及び地方消費税を加算した金額、一金3,168万円で仮契約の締結を行い、納車は令和7年3月24日を予定しております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第68号 財産の取得に関し議決を求めることについてを起立により

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

○議長（廣田清実議員） ここで高橋町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） ただいま廣田議長さんからお許しをいただきましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。

廣田議長さんをはじめ議員各位におかれましては、今月の7日から本日までの11日間にわたりまして、議会定例会6月会議におきまして、本町の施策推進に様々なご提言やご意見を頂戴しましたことに対しまして、改めて深く感謝を申し上げます。

特にも一般質問におきましては、小笠原佳子議員、村松信一議員、昆秀一議員、横澤駿一議員、赤丸秀雄議員、高橋安子議員、小川文子議員、ササキマサヒロ議員、齊藤勝浩議員、高橋敬太議員、山本好章議員、そして木村豊議員の12名の議員の皆様方から、大きい項目にいたしまして30項目にわたる、多岐にわたるご質問やご提言をいただいたわけでございます。皆さん方からいただきましたご質問の内容につきましては、今後当局もしっかり内容を精査の上、取り組んでまいります。

特にも、今回赤丸秀雄議員からご提言のありました集落支援員の活用による地域コミュニティの活性化、それから齊藤勝浩議員の物流業界2024年問題の対応でも答弁させていただきましたが、物流業界の課題の対策につきましては内部に協議会を設置させていただき、速やかに集落支援員と物流関係に関する協議会については取り組んでまいりますので、よろしくお願いをいたします。

また、私ども当局から、条例の一部改正、一般会計、下水道事業会計の補正予算、財産の取得など8件の議案を提案させていただきましたが、全てご可決賜りましたことに改めて感謝を申し上げますとともに、今後ともスピード感を持って確実に事務事業を進めてまいります。

今後の町政運営に当たりましては、廣田議長さんをはじめ議員各位からいただきましたご提言を大切に、そしてまさに意を体して取り組んでまいります。そして、改めて皆さん方には大所高所の立場から、私どもに対しましてご指導、ご助言を賜りますことを心からお願いを申し上げまして、6月会議に当たりましての御礼のご挨拶にさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（廣田清実議員） 以上をもちまして6月会議に付託された議案の審議は全て終了いたしました。

町民歌の斉唱を行います。

（町民歌斉唱）

○議長（廣田清実議員） これをもちまして令和6年矢巾町議会定例会6月会議を閉じます。
大変ご苦労さまでした。

午前10時26分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員